

第19回 全国シェルターシンポジウム2016 in 大分

性暴力禁止法制定に向けて

だめっちゃ！DV
暴力を許さない社会をめざして

2016

10/29

(土)

大分市コンパルホール
(開会式・分科会・全体会)

30

(日)

オアシスタワーホテル
(交流会)

主催／「第19回全国シェルターシンポジウム2016 in 大分」実行委員会

NPO法人 全国女性シェルターネット

報告集発行にあたって

2016年10月29日・30日「第19回全国シェルターシンポジウム2016 in 大分」が、前日の激しい雨も嘘のように素晴らしい天気祝され、1都1道2府35県から延べ900人の方の参加を得る中、大分県大分市で開催されました。

九州では、久留米、沖縄に次ぐ3番目の開催であり、前年の沖縄大会の盛り上がりがプレッシャーとなりながらも大分らしい大会を描いて20数名の実行委員とともに大分県、大分県警察本部、大分市、NPO等を含む民間団体との連携・協力により成功裏に終えることができました。

また、東日本大震災の被災地からのメッセージをいただくなど、皆さんの支えによりなしたことでとつくづく連携・連帯の力を感じたものです

1日目の基調講演には、DV被害者に対するワンストップサービスに先駆的に取り組んでおられるケーシーさんをアメリカからお招きし、大変貴重なお話をいただくこととなりました。会場にはニューヨークの裁判官フィールズさんもおられケーシーさんとはまた別の角度からのご提言もあり支援者にとってはまたとない機会をいただいたところです。2日目の16分科会では、どの会場も報告者と質問者とのやりとりが熱気あふれる場となりました。初めての参加者にとっても刺激的な場となったことと存じます。

大分大会で体験型の分科会も盛り込みましたが、「日々支援に追われる体をクールダウンでき、また頑張れそう」との支援者の声も頂戴したところです。この2日間の大会でDVに関する国の動き等の最新の情報を共有できたことや新たな問題把握、課題の解決となるヒント等皆さまそれぞれに収穫の多い大会となったことではないでしょうか。

本報告集が、大会当日の白熱した状況をもう一度思い出していただけるもの、また中座を余儀なくされた方にも、さらに参加できなかった方にもこれからの活動に役立てていただけることを願っております。

来年は東京開催となりますが、どうぞそれまで皆様お元気にそれぞれの地でご活躍ください。

ご支援・ご協力・ご参加いただきました皆様本当にありがとうございました。

2017年3月吉日

「第19回全国シェルターシンポジウム2016 in 大分」

実行委員会 委員長 小原 玲子

目次

大会日程	1
開会セレモニー	2
主催者挨拶・来賓挨拶	2
基調講演	10
分科会 レポート	43
A-1 我が国におけるワンストップセンターの可能性を模索する	44
A-2 当事者が求める性暴力被害者支援のための根拠法とは	66
A-3 女性支援事業全体の底上げについて考える ～指針とガイドラインの活用～	68
A-4 ハーグ条約がもたらしたもの ～ひきさかれる子どもたち～	72
A-5 DV被害にあった女性と子どものための支援 プログラム・凛 (ring) ～就学前から思春期まで：継続的な支援プログラムの意義について～	80
A-6 デートDV防止教育の次の課題 ～加害者も被害者も作らない心地よい関係～	83
A-7 DV・性暴力によるトラウマのケアを考える ～マインドフルネスという視点から～	91
A-8 女性のための護身術WEN-DO (ウェンドー)	96
B-1 被害者支援の一環としてのDV加害者プログラムとは ～警察庁・内閣府の対応を見据えた実践を考える～	98
B-2 より良い支援を考えるワークショップ	104
B-3 あなたの職場は大丈夫？ ～やってみよう～ LGBTに対するセクハラ・モラハラチェック	112
B-4 議員フォーラム 「包括的な性暴力禁止法の制定に向けて～女性支援関連法案の整備～」	126
B-5 DV被害者が働き続けるために ～シェルタースタッフができること～	148
B-6 性質と女性支援 ～売春防止法改正に向けて～	151
B-7 子どもへの支援 ～心理教育テキスト「私の青いノート」の試み～	156
B-8 ヨーガ療法 ～こころとからだのセルフケア～ 「ゆっくり呼吸」で自分を取り戻そう！	158
合同新聞記事	160
大会アピール	161
大会グラビア	162

大会日程

10月29日（土）

- 11：30～ 受付
- 13：00～14：00 開会セレモニー
- 14：00～16：00 基調講演 世界に広がるファミリージャスティスセンター
～多機関連携による被害者のための正義実現をめざして～
講師：Casey Gwinnさん
(ファミリージャスティスセンター理事・元サンディエゴ市検事)
- 16：00～17：00 質疑応答
- 19：00～21：00 交流会

10月30日（日）

- 9：30～15：30 分科会発表 A・B
- 15：45～16：15 全体会



開会セレモニー

司会（橋本繁美さん）

皆さま本日はありがとうございます。今日は遠方からお越しの方も多いと聞いております。この度のシェルターシンポジウムが開催されるコンパルホールがある、大分市の府内町について少しお話をしたいと思います。大分市府内町は、かのフランシスコ・ザビエルが大友宗麟の保護を受けて宣教を行った地です。1550年代といえますから今から450年…500年ほど前になりますか。日本で初めて讃美歌の歌声が流れた地ともいわれ、西洋音楽発祥の地といわれております。そして、作曲家・滝廉太郎は明治の西洋音楽家を代表する方ですが、お父様がこの大分のご出身で国のお役人であったために東京をはじめあちこち点々とされたそうです。22歳で肺結核を患い、23歳で大分の府内町に戻り最後を迎えたといわれております。今回は講演…シンポジウムの前に西洋音楽の調べ、そして和と洋を融合したような素敵な音楽を皆さま方にお聴きしていただく運びとなりました。

さあ、準備が整ったようでございます。お待たせいたしました。第19回全国シェルターシンポジウム2016 in 大分開幕でございます。申し遅れましたが私本日司会の橋本でございます。どうぞよろしくお願い致します。それでは開催に先立ちまして、主催者であります、第19回全国シェルターシンポジウム2016 in 大分実行委員長小原より皆様方にご挨拶申し上げます。

第19回全国シェルターシンポジウム2016 in 大分 実行委員長 小原 玲子



皆さまこんにちは。本日は1都1道2府34県から400名以上の皆様にお越しいただきました。第19回全国シェルターシンポジウム2016 in 大分開催にご参加いただき、大感激でございます。またお忙しい中、内閣府厚生労働省文部科学省から関係の皆様、また地元からは大分県知事、大分市長さん、並びに関係機関の方々のご臨席を賜り、盛大に開催できますことを主催者として感謝申し上げます。

平成13年にDV防止法が施行されて以来、DVは顕在化し相談件数も増え続ける一方で複雑化・深刻化し、中には命をも危ぶまれるケースが多く発生しております。本大会のテーマを「だめっちゃDV、暴力を許さない社会をめざして」と

して皆様と共に研修を深めてまいりたいと思っております。

基調講演ではDV被害に対するワンストップサービスを先駆的に進めておられますケーシー・グウィンさんをアメリカからお招きして、これまでの研究や経験に基づく大変貴重なお話を伺えるものと期待しているところでございます。さらに、明日の分科会、全体会を通して、この大分の地で民間の支援者、行政、警察、司法、企業、病院、大学の皆さんと共に情報を共有し、共感し、高めあって支援の輪がより太く大きくなって当事者へより適正でかつ的確な支援につながることを期待しております。

私達の一步は小さいけれども、その力は大きいと信じてDV根絶に向けて皆さんと共に歩いてまいりましょう。

最後になりましたが、大分市にお集まりになりました皆さんには大分の海の幸山の幸を味わっていただき、自然を大いに満喫してエネルギーを充電していただく良い機会にして頂きたいと思っております。それでは二日間どうぞよろしくお願いいたします。



こんにちは皆さん。今年もこうやって集まって、皆さんとお会いしていろんな話が出来ることがとてもうれしく思います。大分の実行委員会の皆さん、本当に丁寧にこの大会を準備していただき、また大分県、大分市をはじめ、いろんな自治体や団体の皆さんに支援していただいて開催することができまして、ありがとうございます。お礼申し上げます。

さて、ドメスティック・バイオレンスなど「女性に対する暴力」の問題は、本当に言葉にするのが難しいと思います。被害を訴えるのも難しいし、それが多くの周りの人がわかることも、被害から逃れることを支援することとても難しい問題だと思います。今日のこの場には、その難しさをよく知っていて、いろんな現実を一番見ている皆さんが集まっています。こうして一年に一回集まって、状況を共有しあって、何が必要なのか、自分たちにどんなことが出来るのかというのを話し合う場です。

同時に、ここは、情報を共有するだけでなく、社会に発信する場でもあると思っています。このような取り組みがずっと続けられてきた結果、少しずつ日本社会も変わってきています。DV防止法もストーカー法も改正を重ねましたし、専門の性暴力ワンストップセンター開設の動きも段々広がってきました。けれども、まだまだですね。特に、今、とても大変心配な動きがあります。DVから逃れたお母さんと子どもに対して、「子どもにどうしても会わせろ」という、お父さんと会わせなければいけないというような法制度を作ろうとする動きが強まっています。

このように、取り組みをして、進んできている面もありますけれども、まだまだ、わかってもらえなかったり、反対する動きがあったりというのが実情です。「取り組み」とはいったい何でしょう、DV対策とは何でしょう、防止って何でしょう、被害者支援って、どういうこと、何をすることなんでしょう。それを、表面的な言葉を作ることではなくて、本当に今、足りないこと、必要なことを、私達がここで知恵を寄せ合って作り上げて提案していきたいと思います。充実した二日間になることを期待しています。

大分県知事広瀬勝貞様代理 大分県副知事 二日市 具 正 氏



皆さんこんにちは。只今ご紹介をいただきました大分県副知事の二日市でございます。今日は広瀬知事が所用の為、名代で出席させていただいております。本日は第19回になります全国シェルターシンポジウムin大分の開催、誠にありがとうございます。こうやって全国各地から多くの方々がお集まりになってシンポジウムが開催されることを心からお喜びを申し上げます。また、全国から日本一の「おんせん県おおいた」に、ようこそいらっしゃいました。県民を挙げて心から歓迎を申し上げます。

4月に大分熊本地震がありまして、大分も大変な被害がございました。その際、特に観光産業に対する被害が甚大でございました。連休前ということもありまして約20万人のキャンセルがあって、23億2千万円の損害が出たところなんです。そういう中であって政府の方も色々対策を講じてくられまして、九州ふっこう割クーポンを県では約60億円の支援策を講じまして7月には何とか昨年度並み、9月にはプラス4%ということで無事回復することができました。全国の皆さん方には本当に物心ともにわたり色々温かいご支援、ご協力を賜り大変ありがとうございます。今日こうやって全国の関係者がお集まりになって

シェルターのシンポジウムが大分で開催されますことは、観光業界にとっても大変心強く本当にありがとうございます。盛会をお祈りする次第でございます。今日は広瀬知事が丁度「大分国際車いすマラソン」が明日控えておりまして、それでどうしても参加できません、皆様方にくれぐれもよろしく、また歓迎とお祝いの気持ちを伝えてほしいということでメッセージを託されておりますのでお伝えしたいと思います。

「第19回全国シェルターシンポジウム2016in大分」がここ大分の地で盛大に開催されますことを地元開催県として大変光栄に心強く思っております。また、全国各地からお越しいただきました皆様を心から歓迎申し上げます。本日の皆様方には常日頃からDVをはじめとする暴力による被害者のフォローや支援等様々な活動に取り組んでおられることに対しまして心から感謝を申し上げますとともに深く敬意を表する次第でございます。今大分県では長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」というものを昨年策定いたしました。人権を尊重し、ともに支え合う社会づくりの推進を重要な施策の柱といたしております。そういう中で女性に対する暴力の予防やあるいは被害者支援体制の充実など男女の平等と人権を尊重する環境づくりに鋭意取り組んでいるところでございます。女性に対する暴力というのは言うまでもなく女性の人権を侵害するもので決して許されるものではございません。そういった認識のもとに本年度は「大分県DV対策基本計画」の改定を行いまして民間団体をはじめ市町村や関係機関等々十分連携を深めながら配偶者からの暴力のない社会を目指して各種施策を展開してまいりたいと決意を新たにしているところでございます。また、本年4月1日に「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設いたしまして、被害にあわれた方々に対する様々な支援に取り組んでいるところでございます。このような中で「だめっちゃDV、暴力を許さない社会をめざして」ということをテーマにして本シンポジウムが大分県で開催されますことは大変意義深いものがございます。皆さまの取り組みと連携がさらに大きく広がることを心から期待をいたしているところでございます。県といたしましても引き続き女性に対する暴力の根絶、暴力を許さない社会と意識の醸成に向けまして関係機関と連携して課題の解決に全力で取り組んでまいります。皆様のより一層のご支援、ご協力をお願いする次第でございます。

また本県のご紹介をさせていただきますと、本県は日本一の温泉県でございます。源泉数・湧出量それから泉質の数も世界に11種類ある中で10種があるということで、まさに日本一の温泉県でございます。また、豊かな天然自然に恵まれておりまして、それに育まれた食材、海の幸・山の幸というのは大変豊富でございます。温泉と食をテーマにした観光ツーリズムにも力を入れておりますのでこれを機会にご堪能いただければと思います。また大分の県北、中津市の出身である慶應義塾大学を創設した福沢諭吉先生の里でございます。今は一万円札になっておりますけれども福沢諭吉先生の里帰りということで使っていただけますと大分県の活力につながりますので、是非その点もよろしくお願いしたいと思います。

結びになりますけれども、シンポジウムのご成功をお祈りいたしますとともにNPO法人全国女性シェルターネットの益々のご発展と本日お集まりの皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして挨拶といたします。平成28年10月29日大分県知事広瀬勝貞代読。

本日は誠にありがとうございます。



皆さんこんにちは。只今ご紹介いただきました大分市副市長の久渡でございます。本日は全国からこのように多くの皆様方、ここ大分市にお見えいただきまして誠にありがとうございます。心からご歓迎を申し上げます。本日ご案内いただいております佐藤市長はあいにく他の公務が入っておりましてどうしても出席が叶いません。本日は市長の方からメッセージを預かってまいりましたのでご披露させていただきます。

本日は全国各地から多くの皆様一堂に会し「第19回全国シェルターシンポジウム2016in大分」が盛大に開催されますことを心からお喜びを申し上げますとともに大分市への皆様方のご来訪、48万の大分市民を代表いたしまして心から歓迎を申し上げます。また、本シンポジウム開催にあたりましてご尽力をいただきましたNPO法人全国女性シェルターネットの皆様方、そして実行委員会の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに本日ご参加の皆様におかれましては日ごろからDVや性暴力等に苦しむ方々を支援されるとともに暴力の予防啓発等多方面から暴力の根絶に向けた活動にご尽力いただいていることに対しまして深く敬意を表する次第でございます。さて、昨今のDVに対する相談・対応件数をみてみますと全国的に年々増加傾向にございまして、本市におきましても相談件数の増加はもとより相談者が抱える問題も複雑化・深刻化していることから平成23年4月にはDV相談の専門窓口を設置し、被害者への支援を行ってきたところでもございます。そして、昨年は本市で活躍する民間支援団体等の皆様方と協働の下「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を実施する中で、被害者が暴力のある環境から離れ、自身の自立に向け動き出す等、一定の成果を上げることが出来ました。今後とも民間支援団体や県、警察、教育機関等との連携を一層深め被害者に寄り添った支援に取り組むとともに今回のシンポジウムのテーマでもあります暴力を許さない社会の実現に努めてまいり所存でございますので本日ご参加の皆様方のご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、皆様方にはこの機会に大分駅ビルJR大分シティや大分県立美術館のオープンなどによりまして大きく生まれ変わりました中心市街地や、高崎山自然動物園、大分マリナパレス水族館うみたまご等の観光スポット、さらには関アジ関サバやとり天をはじめとする美味しい食等大分の魅力を存分にご堪能いただければ幸いです。結びに、本シンポジウムの成功と皆様方の益々のご健勝ご活躍を祈念いたしましてごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。平成28年10月29日大分市長佐藤樹一郎代読でございます。本当におめでとうございます。



皆さんこんにちは。内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長・馬場純郎と申します。シンポジウムの開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この度は第19回全国シェルターシンポジウムが大分県において開催されますことに心からお喜び申し上げます。本日お集まりの皆様方におかれましては、日ごろから配偶者やパートナーからの暴力をはじめ、女性に対する暴力の支援の為に大変熱心に活動されていることに対しまして深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

女性に対する暴力は、言うまでもなく重大な人権侵害でございます。暴力の根絶を図り、女性が安全にそして安心して暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会を形成する上で、

また女性の活躍を推進する上でも必要不可欠な取り組みでございます。

政府は昨年末、第4次男女共同参画基本計画を策定いたしました。計画では配偶者暴力相談支援センターと性犯罪・性暴力被害者の為のワンストップ支援センターの設置数を成果目標として設定するとともに、配偶者等からの暴力・性犯罪・ストーカー行為といった暴力の形態や、年齢等の被害者の属性に応じ、幅広い取り組みを総合的に推進していくことにしております。内閣府といたしましてもこの計画と本年5月に策定いたしました、女性活躍加速化のための重点方針2016に基づきまして、引き続き皆様方と手を携えながら女性に対する暴力の根絶に向けまして、相談窓口の整備や相談員の方々への研修の充実、また調査研究等の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

来月11月12日から25日までの期間、本年も「女性に対する暴力をなくす運動」が行われます。全国各地で地方公共団体や団体等にご協力いただき、シンポジウムやライトアップ等様々な啓発活動が行われる予定です。一人でも多くの方にこの問題について考えていただく貴重な機会となりますとともに、被害を受けて困っている方に、一人で悩まず相談してくださいというメッセージが届きますよう、本運動を進めてまいりますので重ねてご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、シンポジウムの成功と皆様方の益々のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課長 川 鍋 慎 一 氏



皆さんこんにちは。厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課長・川鍋と申します。先ほどご挨拶の中で、性暴力の問題は非常に難しいというお話がありましたので、自分の番が来る前に“難しい”というのはどういう事だろうかと即興で分析してみました。この問題は被害者にとっては非常に話しにくいですね。“話しにくさ”がある。それから被害者でない方にとっては聞きにくい。“聞きにくさ”がある。その後どうなるのかというと、この問題自体が見えにくくなる。“見えにくさ”がある。で、そうなるかどうかというと、支援しよう・サポートしようとしても、支援がしにくいんです。“サポートがしにくい”。そして、最終的にどうなるかというと、何とか財政支援をしたくても財政支援がしにくいんです。公費が入れにくいんです。“入れにくさ”がある。この5つの「にくさ」があることを即興で分析しました。

これから本当の挨拶をします。実は今年の8月に、東京神楽坂で「私達は買われた展」があったんです。援助交際等で売春していた中高生とか20代の若い女性が、自ら自分の写真や文書・手紙で、自らの体験や思いを書いたものが展示されたんです。写真は、身元が分からないように顔は見えないようにしているので、当然特定できなかったんですが、ただ、写真の中には相手の男からの暴力を振るわれた痕とかですね、繰り返したりストカットの痕とかですね、そういった生々しい写真がありました。文章には、虐待を受けて逃げた時に、助けるふりをして声をかけられたとか、母親が行方不明で父親はアルコール依存症で暴力をふるうとか、家から逃げたけどバイト先のクラブでお客さんとの3泊旅行の接待を強要されたとか、市役所の児童相談所も大人が聞くのは売春をしたとか表面的なことだけで背景にある家族の問題はくみ取らない、見ない方が楽なんだろうとか、そんな体験をしている子が想像よりずっと身近にいる、それを知ってほしい、こういった文章が生々しく書いてありました。企画をされた代表の方は、世の中の人、中高生の若い女性の売春は遊ぶ金が欲しいとか、小遣いが欲しいとか、気軽にといったイメージを持つ人が大変多いと思うんですけれども、決してそうではないし、彼女たちの責任ではない、と言っておりました。なので「売った」で

はなく「買われた」という題名に思いを込めたんだ、という展示会でした。

今月の20日に婦人保護事業の60周年の厚生労働大臣表彰があったんですが、その時に全国の婦人相談員と臨床心理士の方の研究協議会があり、そこでシンポジウムがありまして、全国シェルターネット代表の近藤さんが、「総合的なワンストップセンターとして、対象を特定せず限定しないで何もかもやってきた。今支援を必要とする人が当事者。それが主人公。主人公である当事者が決めていく。官民合わせて全てのプレイヤーが必要なんです」とおっしゃったんですね。

私はその話を聞いて全然別の人の言葉を思い出しました。ちょっと紹介します。春山みつるさんという、今はもう亡くなられたんですが、難病の進行性筋ジストロフィーを抱えながら介護革命に挑んだ「介護革命の師」と言われる方で、大阪のベンチャー企業経営者です。その方はかつてアメリカの経済紙「ビジネスウィーク」のアジアの星25人にも選ばれました。近藤さんのお話を聞いて思い出したのが、この春山さんの「失くしたものを数えるな。残った機能を120%活性化させれば絶対に生き残れる」という言葉で、これが頭の中に浮かんだので申し上げたいと思います。

近藤さんが言われるように、支援を行う公的機関も民間機関も一緒にプレイヤーとして活躍する。春山さんの言葉を借りれば「活性化」なんです—そういう仕組みが出来れば、性暴力被害を受けた人にもっと親身に向き合えると思うんです。なので、この言葉を今日皆さんにエールとして送りたいと思います。自分にはミッションとして受け止めたいと思います。今日のシンポジウムと分科会の大きな推進力となることを期待しております。ありがとうございました。

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課女性政策調整官 市川 妙子氏



皆さんこんにちは。文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課女性政策調整官・市川でございます。本日第19回全国シェルターシンポジウムが、ここ大分県大分市において多くの関係の皆様参加をえて2日間にわたり開催されることを心からお喜び申し上げます。NPO法人全国シェルターネットをはじめといたしまして、お集まりの皆様方におかれましては、日ごろからドメスティックバイオレンス・性暴力等の被害防止、被害にあわれた方の支援活動等を全国各地で展開しておられており、深く敬意を表します。

女性活躍は政府の重要政策のひとつでございます。本年5月に決定されました、「女性活躍加速化のための重点方針2016」や昨年12月策定化されました「第4次男女共同参画基本計画」におきましても、女性に対する暴力に関し、加害者と被害者を生まない為、若年層に対する予防啓発の拡充、教育学習の充実を図ることとされております。女性に対する暴力の防止のためには教育・学習の発達の果たす役割は極めて大きいと認識しており、国立女性教育会館においても、女性に対する暴力や女性の貧困等、複雑多様化いたします女性の悩みに対する相談業務の質の向上を図るための研修事業を行っています。

文部科学省といたしましては、今年度も引き続き女性に対する暴力の防止をはじめといたしまして、男女共同参画についての意識の涵養を図る教育・学習の充実を推進していくことを通じまして、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

その為には、本日ここにお集まりいただきました皆様方のように、苦しんでおられる一人ひとりに寄り添いまして、その支援を行う方々の活動が今後も重要です。本日のシンポジウムで皆様方が情報を共有していただきまして、今後も被害の防止・被害者への支援にご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本シンポジウムの成功と皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はおめでとうございます。

司会者

ありがとうございました。以上ご来賓の方々よりご祝辞を賜りました。さて、先ほど実行委員長また、副知事よりお話がありましたけれども、今年の4月14日以降熊本大分は相次いで地震に見舞われております。また、今月は鳥取でも大きな地震がございました。全国各地に大変な日々を送っていらっしゃる方々にこの場をお借りいたしましてお見舞い申し上げたいと思います。今回は特別に東日本大震災の被災地からメッセージをいただきたいと思います。岩手県からお越しくださいました田端八重子様、どうぞお立ち下さい。そして、宮城県からお越しくださいました八幡悦子様、どうぞステージにおあがりください。皆さま大きな拍手をお送りください。

一般社団法人GEN・J 田端 八重子さん



皆さんこんにちは。とってもいいお天気になりました。東日本大震災被災地岩手県から参りました、一般社団法人GEN・Jの代表理事をしております、田端八重子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。「第19回全国シェルターシンポジウム2016in大分」の開催にあたりまして、一年間この大会の為に丁寧にご準備いただきました実行委員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。そして、私たちは、昨年の沖縄から、ここ大分で集うことが出来ました。本当に感謝申し上げます。

今年4月には、熊本地震が発生、ここ大分県でも被害があられたと、そして、その後も豪雨・台風と重なり、大きな被害であったと聞いております。心からお見舞いを申し上げます。

東日本大震災もそうでしたように、自然の猛威に、私たちは何もできず無力感を味わいました。被災するということは、これまでの暮らしにかかわる人生設計やささやかな夢までも、自分の意志に関係なく、変更させられてしまいます。それでも、人は、そこから立ち上がっていく力を持っているということを証明しています。東日本大震災から5年7か月が経ちました。現地は、少しずつ落ち着きを取り戻しつつあります。しかし、被災地では、女性であるがゆえに幾重もの問題と悩みをかかえています。特に「震災とDV」は、関連があり、多くの女性たちを苦しめています。毎日入る電話、逃げ出してくる女性たちなど多くの困難な状況は、現在も続いています。

今、私たちは、若年女性たちの支援を行っています。彼女たちは「帰るところがない、行くところがない」「居場所が欲しい」と言います。今後のことを質問すると、「普通になりたい」と言います。このフレーズは、若年女性たちの共通語の如く口を突いて出てきます。皆さんも多分この「普通になりたい」という言葉を現場でお聞きになっているのではないかなと思います。彼女たちが望む「普通の暮らし」の意味とは、何でしょうか。

いみじくも国では、「女性活躍」を提唱しています。貧困化する若年女性のためにきめ細かな支援、これが大事ななって思っています。若年女性たちの「普通になりたい」という思いに、私たちに何ができるのか、どう応えて行けばいいのかを、皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

本日は、誠におめでとうございます。



こんにちは。ハーティー仙台の代表理事の八幡と申します。大分での大会開催おめでとうございます。熊本地震、余震が続きましたね。思い出したのは東日本大震災2011年の仙台のシンポジウムのことです。私は空港の水没を聞いて開催は不可能と思いました。でも4月に「よし開催」と決めました。途端にその夜にまた大きな地震でした。泣きたくくなりました。そんな余震続きのことを思い出しました。大分の皆様、どんなに不安な日々だったでしょう。その中での開催、本当にご苦労様です。大規模災害では避難所から全ての方が仮設に移るのに、半年以上かかります。熊本もそうですね。ではそこから落ち着いた住居に移るのにはどれ

くらいかかるのでしょうか。先日南三陸町に行きました。5年半以上経ちましたが、まだ復興住宅は工事中です。1500人の方が仮設暮らしです。保健師さんに「え、まだ1500人？」と私は言いました。「やっと1500人に減ったのよ。私だって先週やっと仮設を出たのよ」と言われました。多くの方々が家と、そして土地まで失うということはそれだけ大変なことなのです。DVの相談は避難所から仮設に移り、次第に増えました。今、私たちは以前の1.5倍の相談を受けております。震災後私達は、ほぼ毎週被災地に行っております。震災後宮城県は警察への人口当たりのDV・ストーカー相談件数は日本一です。これは啓発が効果的になった、各相談部門が上手く連携して効果的になった結果だと思います。宮城県は日本一相談しやすい県になった、と私は自負しています。例えば各地の警察生活安全課に、県の委託で私達が行っている講座のパンフレットが置かれています。被災地での啓発講座に地元の生活安全課、交番の方、もちろん行政相談や民生委員の方、避難所支援の方が交代で参加してください。災害はつらい出来事です。しかし、啓発・相談・保護は、行政・警察・NPOなどの連携がよくなると効果的になります。暴力から離脱する事ができるはずの人々が、まだまだ沢山埋もれておられます。大分をはじめ、私達はこの二日間でお互いに学び、そして前進いたしましょう。

大会開催おめでとうございます。

司会者

ご来賓の皆様、そして会場の皆様ありがとうございました。以上を持ちまして開会セレモニーを終わらせていただきます。

『世界に広がるファミリージャスティスセンター』

～多機関連携による被害者のための正義実現をめざして～

Working Together To Change the World for Domestic Violence Survivors and Their Children

(DVサバイバーと子どもたちのために一緒に世界を変えよう)

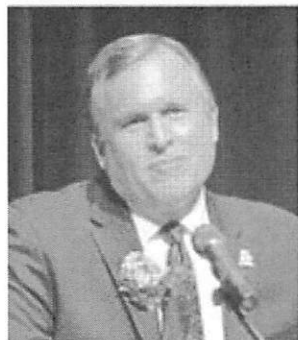
ケーシー・グウィンさん

通訳 中島幸子さん

「こんにちは。」日本語で話せるのはここまでです (笑)。

今日、サンディエゴからこちらに來させていただいて、ここで話をさせていただくことをとても光榮に思います。三十二年前に、私が検事になった時には、三十二年後にこうやって日本の大分県で、この話をさせていただく自分がいるということは、想像もできませんでした。

三十二年前、私は新米の検事になり、何もわかっていない、とても無能な検事でした。最初に検事になった第一週目の金曜日、私は病気で仕事を休んで家にいました。その日は、検事達がそれぞれの担当分野を決める会議を行う日でした。週末が明けて、私が自分の事務所に戻った時には、一つしかポストが空いていなくて、その担当分野が、子どもに対する虐待とドメスティック・バイオレンスでした。この無能な私が、子どもに対する虐待とDV担当の検事になってしまったのです。



この活動を、三十二年経った今でも続けられているのは、私に手を差し伸べて下さった、草の根の活動をしてこられたフェミニストの女性の方々がいらしたからです。私がその仕事を始めた頃、ある裁判官が、妊娠中の妻に対して暴力をふるったことで、逮捕されました。その事件を私が検事として担当しました。それは、テレビのニュースでも報道されるような注目された裁判でしたが、私は残念ながら負けてしまいました。その時、私のキャリアがここで終わった、と感じました。でも、その裁判に私が負けたすぐ後に、私の所に、DVの活動をずっとしてこられたアシュリー・ウォーカー (Ashley Walker) さんという方が来てくれました。

その時彼女に言われたのは、「あなたを手助けできるのは私しかいない。そして同時に、あなたの活躍は私の活動にとって必要です。」ということでした。それが三十二年前です。三十二年前にシェルターを運営していたアシュリー・ウォーカーさんは、今は、リタイアされていますが、私が運営しているアライアンス・フォー・ホープ・インターナショナルという団体の理事の役目を務めてくれています。彼女は私のボスであり、私の親友でもあります。

アシュリー・ウォーカーさんの後に出会えた、素晴らしい女性が、ゲール・ストラック (Gael Strack) さんです。彼女は、元々刑法事件の弁護士でしたが、その後、検事になられた方です。その後に出会ったのが、アン・オデル (Anne O'Dell) という女性。彼女は警察官でもあり、そしてDVのサバイバーでもあります。シェルターの代表、警察それから検察、そういったメンバーが揃い、一緒に活動を始めようということになりました。

そして1989年に、私たちは一緒に一つの夢を掲げました。その夢とは、サバイバーの方が必要としているサービスを、全てひとつの屋根の下で受けられるというものです。被害に遭われた方がある場所にたどり着くことによって、その人が必要としていることを全てそこで受けられる、そういう場所です。例えば、そこでアドボケイトの人達に相談する、警察に相談する、検事に相談する、医療サービスを受ける、民事的な司法サービスが必要な場合はそこで受ける、カウンセリングもそこで受ける。子どもたちが心配なら、子ども

たちもそこでカウンセリングを受ける。仕事に就くためのトレーニングを受ける。移動で何か不自由な点があれば、必要なサービスを受ける。信仰に関わる手伝いが必要であれば、そこで受けるなど。それが一か所で受けられるんです。そういう夢を私達は持つようになりました。



そこで、サンディエゴ市の中で力を持っている人達の所に、私達の夢を描き、話しに行きました。話しに行った相手は、市長、検事の中でも一番権力のある検事のところ。それから市の政府で力を持っている人物、郡の政府で力を持っている人物、警察署長などです。そこで私達はプレゼンを行いました。その頃には、パワーポイントはありませんでした。一枚一枚、めくる紙芝居のようなものを使って、です。

私たちのプレゼンが終わった時、皆に笑われてしまいました。「来てくれてありがとうございます。そんな構想は不可能です。そんなこと実現することは決してありません」と。1989年、私たちがその場を去る時、「でもいつの日か、絶対、実現してみせる、一緒に頑張ろう」と、私達は誓いあいました。その夢を叶えるために、その後、十三年がかかりました。

2002年に、サンディエゴで、ファミリー・ジャスティス・センターというものを作ることができました。そしてその後、今現在、ファミリー・ジャスティス・センターはアメリカで百三七カ所にまで広がっています。そしてアメリカ以外に二十カ国で、ファミリー・ジャスティス・センターがこれまでにつくられています。そして私達の夢は、これが世界中に広まることです。被害に遭ったサバイバーの人や子どもたちへの支援にだけ焦点をあてるのではなく、女性達に暴力をふるった男性たちにきちんと責任をとらせるような、そういうような社会を作るために。

すべてのサバイバーの人たちの人生を変えられる可能性がどんなふうにあるのか、どこに世界を変えていくチャンスがあるのかという話を、今日、皆さんにお伝えしていきたいと思います。ファミリー・ジャスティス・センターのビジョンというのは、シェルターとすごくかけ離れた発想ではありません。例えば、シェルターは、女性達を守るためには不可欠な施設です。その場所に辿り着くことで、他の被害に遭った女性たちとも繋がることができます。でも、女性たちが永遠にシェルターに滞在できるかという、それはできません。ですから、シェルターを去った後に、傷つきを抱えた女性達が、コミュニティの中で、繋がりを感じ続ける居場所が大切です。彼女たちがサポートされていると感じ、そして自分たちが持っている力を感じ取れる場所、そういった場所があることが大切です。そして、サバイバーであるということは、恥(shame)ではありません。サバイバーであるということは、その人の持っている強さ、力です。それが発揮できるということを表しています。それが今日の話のゴールです。その夢について、今日は語らせてください。

女性を殺してしまう男性たち

警官のポール・スタージック (Paul Starzyk) さん。スタージェック警官はカリフォルニアでの警察官でした。十二年間警察官として勤務しました。

彼は、2008年の9月6日に殺されました。彼は、ある女性に暴力をふるっていた加害者に、殺されてしまいました。その加害者は妻に対して「お前を殺して、子どもたちも殺してやる。」と言いました。事件が実際に起きた場所の写真です。この場所で彼の妻はヘアサロンを営っていました。そのヘアサロンの裏側にアパートがあって、彼女はそこに住んでいました。彼がヘアサロンに現れて、銃で殺そうとしたとき、彼女はそこから逃げて、何とかして裏のアパートで子どもたちを守ろうとしました。加害者は彼女を追いかけて、階段の先に続いている廊下まで、彼女を追いかけてまわしました。彼女はアパートの玄関の扉を一生懸命閉め



て、夫を入れないようにしましたが、夫が扉の隙間に足を挟んで、こじ開けてしまいました。そして侵入した後、扉を閉めてしまいました。スタージック警官は、加害者を追って階段を駆けあがっていきました。スタージック警官はその時、一人で扉に近づくか、他の警官の応援を待つか一瞬戸惑ったようです。でも彼は最終的に、女性とその場にいる子どもたちを守ろうとしたようです。彼は、その廊下を突き進みました。その時、加害者である夫が、玄関のドアを開けたスタージック警官に向け、四発、銃を撃ちました。四発の銃弾ともスタージック警官に当たってしまい、彼は撃たれて階段を転げ落ちました。そして、そこで出血多量で亡くなりました。しかし彼は、死ぬ直前に、玄関に向けて銃を発射し、加害者を殺しました。加害者から妻と子どもたちを守ることはできたのです。

この事件が起きて三ヶ月ほど経ってから、私はこの事件のことを知りました。その地域でのDVの検証を依頼されたからです。検証の為に、私は裁判所に行って、妻が夫に対して取っていた保護命令の記録を見ました。その中に書かれていたのは、夫に平手で殴られていた、げんこつで殴られていた、それから、蹴られていたということ。でももう一つ、書かれていることがありました。そこには、彼に首を絞められたことがある、ということが書かれていました。

その時から私は、自分のパートナーの首を絞めるような人達のことを調査し続けています。そこでわかってきたのは、その女性を殴る加害者たちと、女性の首を絞める加害者たちとの違いです。女性を殴る男性たちは卑怯者です。女性の首を絞める加害者たちは殺人者です。この加害者は、警官を殺す前の段階で、妻の首を絞めていたわけです。男性が女性の首に手をかけるということは、人を殺す人物であることを表しているのです。ですから、自分のパートナーである女性を殺してしまう可能性がある人達について何ができるかということが、私たちの活動の一つです。

その後の長年の活動の中で、私たちは、女性を殺す男性について、二つのことを学びました。彼らは、子どもの頃に、母親が父親からの暴力で傷つけられてきた家庭で育った人達であるということ。そしてほとんど全員の男性たちが、女性を殺す前の段階で、女性の首を絞めようとしているということです。日本では、その問題がありませんが、アメリカでは、銃の問題が非常に深刻です。そして、加害者たちが女性の首を絞めて殺した後、駆けつけた警官たちも殺されるということが起きています。女性の首を絞めて殺すような人達は、警官も殺すのです。アメリカのような銃の問題が日本ではないということは、本当に大切なことだと私は思っています。しかし、暴力があるところで育って、その後、女性に対して暴力をふるう男性たちの問題は、日本にもあると思います。

この、女性の首を絞める男性達について、私たちはこれまで二つの調査を行ってきました。その中で、女性の首を絞めるような男性というのは、ものすごく大きな怒りの感情を、他のどの男性たちよりも抱え続けている人達のようなということがわかりました。加害者が、女性に対して殴る、蹴る等の暴力をふるうだけではなく、首を絞めることもしている場合は、その男性がやがてその女性を殺す可能性が非常に高くなるということが見出されました。このことは、これまでの二つの調査のどちらでも、同じ結果が確認されています。このような大きな感情（rage）…憤りとか怒りとか、そういったものを抱えている男性達は女性を殺してしまうと、ということもあると思います。

ローズ・ジョベロ（Rose Jovero）さんは、先ほどのスタージック警官が殺された翌日に、撃たれています。その後六年間、彼女は、頭の中に弾丸がある状態で植物状態で生き続け、六年後に肺炎で亡くなりました。彼女は結婚していて、四人子どもがいました。彼女は暴力に遭った時には、このようにしなさい、と皆にいわれる対策を実行していました。まず、加害者から離れていました。隠れていました。そして四人の子どもを守ろうとしていました。でも、夫であるチャールズ・ガーナーは、二ヶ月間のあいだ、ずっと彼女にストーカー行為をしていました。そして、ついには彼女を殺してしまったのです。彼が、もし銃を持っていなくとも、おそらく刺したり絞め殺したりしたでしょう。私がローズさんに会ったのは、彼女が病室に居た時です。その時にはもう、話すことはできませんでした。脳も、もうほとんど動いていないということでした。

た。彼女の家族たちに、私は、彼女が残した子ども達に十分な支援ができるように、資金を集めてくださいと頼まれたのです。

それから私は、彼女の病室に六年間通い続けました。私は病室で彼女の手を取り、私の娘も一緒に行き、彼女の為に歌を作ったりしました。四人の子どもたちが彼女のお見舞いに来た時、彼女が涙しているのを見かけました。あるクリスマスに、私が彼女に本を読んでいるときにも、涙したのを見ました。それを見て私は、彼女はちゃんと意識があり、何が起きているかわかっていると感じました。

私が、彼女がどういった結婚生活を送ってきたのかを調べた時、記録の中に、夫が、片手で彼女の首を絞めながら持ち上げるということを、何度も繰り返していたという記載を見つけました。彼女が実際に殺されるずっと以前から、そういった傾向が何度もあり、彼が行っている行為が殺人者のそれであると分かっていたにもかかわらず、私たちはそれを止めることができなかったのです。

暴力というのが、最初から凄く激しいレベルで始まるというのは間違った考えです。言葉の暴力だとか、感情を傷つける暴力というレベルからスタートしています。それからそれは、押し倒すとか、平手で打つといった暴力に続きます。そういうレベルのときに、私達が何か手を打たなければ、もっともっと大きな暴力につながってしまうのです。

ローズのお母さんに聞いた話では、ローズが実際首を絞められる以前の五年間に、彼女はすでに何度も夫から殴られていたようだったということでした。彼女はネバダ州のラスベガスに住んでいました。そのコミュニティでも彼女を守ることができませんでした。なぜなら、夫のチャールズ・ガーナーを止める人達がいなかったからです。

子どもたちは、とても大きな影響を受けています。私は、今日は、どちらかというと、子どもたちに焦点を当てて話す時間を多くしたいと考えております。大人のサバイバー達をサポートするのも、もちろん大切です。でもドメスティック・バイオレンスの問題を本当に根絶しようと思った時には、子どもたちから始めなければなりません。大人になって女性に暴力をふるう男性達というのは、子どもの時にちゃんとサポートを受けられていない人達です。そして、女の子達が、自分が暴力を受けても仕方がないとあきらめないようにするには、彼女が子どもの時にそういうことを学ぶチャンスが必要なのです。

これはミーサック・デュム (Duma) さんたちの子どもたちです。この加害者は、フロリダ州でドメスティック・バイオレンスの事件を二回起こしています。彼も妻の首を絞めています。最初に逮捕されたとき、彼は二日間しか刑務所に入っていないです。二回目に逮捕されたときは、四日間のみです。裁判所は、怒りをコントロールするためのカウンセリングに参加するようにと、彼に言い渡しました。一週間に一度、四週間のみのプログラムです。そのプログラムを終えて二日後に、その加害者はこの子どもたち全員の喉を切りつけて殺しています。そして、妻の喉も切って殺しています。フロリダ州のコリアー郡に彼らは葬られています。その加害者は、フロリダ州の刑務所の中で、今後、人生最後までそこで過ごすことになっています。そのコミュニティが、ここに映されている彼らの命を守ることができなかったから、こういうことがおきたのです。

私たちの課題

過去六年間で二人の裁判官が、アメリカでDVの加害者に殺されています。人が殺されてから初めて、私たちは、その人について調査しようとしています。これは、アメリカのジョージア州で行われた一つ調査の結果です。そこで明らかになったことは、暴力に遭っている女性達は、必要とする支援を受けるためには色んなところに行かなくてはならない、ということです。友達に相談したり、家族に相談したり、教会に所属していれば教会の人達に相談したり、病院で何らかの治療を受けているときには病院のスタッフに相談したり、

警察に通報したり、時には保護命令を申請したり…。でも、彼女達を支援している人達は、それぞれ違うところにいて、その人達同士の話し合いがされていないのです。サバイバーの人達が自分の居場所と感じられる場所を、私達のコミュニティが作っていないからです。例えば、シェルターは彼女たちが自分の居場所と感じられる場所を提供していますが、短期間になってしまうという残念なところがあります。そういったコミュニティは、暴力に遭った女性の為だけではなく、子ども達の為にも必要です。そしてコミュニティは、同時に、女性や子ども達を傷つけている加害者たちに、きちんと責任を取らせるような仕組みも設けなくてはなりません。

これが今日お話ししたい、いくつかの点です。

私たちの課題

- 協力し合うことで、被害者の安全性を高めたり、加害者に責任を取らせやすくなる
- 絞扼という暴力についての知識をつける必要性
- ほとんどの犯罪の根源には、子ども時代に受けた虐待のトラウマが含まれる
- トラウマを理解した上での対応方法を私たちの活動に取り入れていくべきである
- 検察官としては、証拠に基づいた告訴が基礎となる
- 私たちは希望を与えられる存在となるべき

みんなで力を合わせる方がよっぽど強力なものになります。そして暴力のある環境で育つ子ども達について、私達が焦点を当てていくことも非常に大切だと感じています。次に、警察官そして検察の人達は、暴力をふるった男性達がきちんと責任をとるという制度を作る、その責任があると考えています。また、被害に遭った女性達が訴訟を起こさないといけない、訴えるかどうかの責任を女性が負わされるという状況を変えていかなくてはいけないと思います。

警察・検察、司法を変革する

私が検事になった頃、こういった事件の場合、ほとんどが裁判までたどり着かず、取り消されていました。なぜなら、その頃は警察が女性の所に行って、「あなたは相手を訴えたいですか」と質問していたからです。そうすると彼女は「いいえ」と答え、それで何も起きないまま、終わってしまい、でも、暴力は続くということになります。そこで私達は、三十年前に、こういうことを決めました。警察・検察が立証できるすべての事件は、被害女性が訴えたくないといった場合でも、暴力をふるった加害者の人達をきちんと検挙しなければならない、たとえ被害を受けた女性が証言を拒否した場合にも、検挙、起訴しなければならないと。女性達が裁判で証言をしない選択をした場合には、証言以外の他の証拠を集めて、なんとか立件していくなくてはなりません。

その頃に同時に二つの大きな動きが、私たちの地域で起きていました。警察・検察そしてアドボケートの人たちが一緒に協力をし始めました。そして、被害に遭った女性たちが、裁判に一切関わりたくないといった場合でも、検察・警察が代わりに立件するということを始めました。よくわかります。彼女たちはすごく大きな恐怖を感じていたり、彼に経済的に頼らないといけなかったりして、彼女たちは対等な関係にないので、裁判に関わりたくないというのは、当然です。ですから、私達、警察と検察が積極的に動いて、加害者を検挙すべきなのです。そのような方針を導入した結果、私たちの地域では、DVによる殺人事

件は90%減りました。ですから、現在、どの地域でもやはりそうした積極的な対応を目指すことが非常に大切だと思います。それぞれの機関が連携してサバイバーを支援するだけではなく、協力し合って加害者の人達に責任を取らせるという、両方のことを目指す必要があります。

そして同時に、警察の中で、こういった問題に本当に興味を持っている人達を、もっと見つけていけないといけません。検事の人達の中でも、こういった問題に真剣に取り組もうとしている人達を、もっと増やしていけないといけません。裁判官も増やさないといけない。検事や警察の全ての人達の考えを変えるというのは、不可能だと思います。でも少ない数であったとしても、そういった人達を集めることによって、サバイバーの人達の人生、世界を変えることが、私達にはできるはずです。そして、時には、自分の権力を濫用する人達に対して立ち上がることもしていかななくてはなりません。

サンディエゴで私が検事になってから、最初にしたことの一つは、警察官がDV被害に遭った女性をさらに傷つけるようなことをした時には、その警察官を罰する制度を設けるということでした。それを実現できたのは、警察官の中で、私達に協力してくれた人達がいたからです。その人達が、他の警察官の仲間も巻き込んでくれたからです。そうやって仲間が増えていくことによって、私達の力も増えていって、そして警察への影響も増えていきました。

私の思い

- 情熱と決意がある、アドボケート、警察官、調査官、検事が必要
- 情熱がない者、燃え尽きた者は、この仕事に就くべきでない
- 自分の意見押し通すのではなく、サバイバーやアドボケートの意見を優先すべき
- 刷新・成長・学習・挑戦を続けていくこと
- 正しいことをするためには、時には嫌われ者になる覚悟も必要
- 法律が社会正義を保つように私たちは努力し続けなくてはならない

その流れの中で、1992年には、警察の中に、二十四人の警官がDVの事件のみを専門に担当する部署が作られました。DV専門の検事がいて、警察の中にも専門の警官がいて、専門的なアドボケートの人たちが問題に取り組むということになりました。

1990年には、そういった人たちが一緒に活動できるオフィスができました。それで、毎日顔を合わせながら仕事をするようになりました。すると、お互いから学ぶことができました。協力し合うことによって私達は、それぞれがもっと力を得ることができました。それから、アドボケートの人たちと毎日接することによって、警官たちの考えも少しずつ変わっていききました。検事たちの行動も、少しずつ変わっていききました。アドボケートの人達のほうは、こういう警察や検事の人達がどういう考え方をするのかを、わかってくれるようになりました。私たちは、一緒にランチをしました。時には、家族について語り合いました。いろんな話をたくさんしました。例えば、家族の中でがんにかかっている人の話。子どもを亡くした話など。そうやって、私達の生き方をシェアしたんです。それをする事で、サバイバーの人達、子どもたちを守る力を私たちはつけていったと感じています。

そしてまた、トラウマについて学び始めました。トラウマが子ども達にどんな影響を及ぼすかについて学び始めました。そして暴力の加害者が、暴力を経験しながら育ったということだけではなく、テロリストたちも、大量殺人を犯す人達も同じだということを認識し始めるようになりました。

“In my beginning is my end.”「自分のはじまりの中に、自分の終わりがある」。

アンドレアス・ルビッツの写真です。アンドレアス・ルビッツというのは、ドイツの航空会社のパイロットでした。二十七歳で、彼は自分が操縦していた飛行機をヨーロッパの山に叩きつけました。コックピットに自分だけ閉じこもり、他の人達を締め出して、百四十九人の乗客を乗せた飛行機を衝突させました。2015年3月に起きた事件です。事件後二十四時間以内にBBCやCNNのニュース報道が流したストーリーは、「彼は幸せそうだった。感じのいい人だった。静かでフレンドリーな人だった。」というものでした。そしてそのうち段々と他のニュースが入ってきて、このニュースが薄れていきました。

ところが一週間後には、今度はこんな情報が少しずつ出てきました。「彼は落ち込んでいた。」「彼はカウンセリングを受けていた。」「ガールフレンドが妊娠していた。」「彼女は彼と別れたばかりだった。なぜなら彼のことを怖がっていたから。」「コントロールをものすごくかけてくる人だったから。」「彼女に対して誰と話していいか、誰と接していいかということを指示するような人だった。」そして彼女が、彼から一生懸命別れようとしていた日に、彼はこの事故で死にました。

でもアンドレアス・ルビッツのことで、報道されていない点があります。彼が三歳、四歳、五歳だった頃に何が起きたかについてです。彼には、父親がいませんでした。私は、彼は、きっとトラウマの影響を受けていた人だろうと確信しています。彼が子どものころに経験したことについては、手を差し伸べた人が誰もいませんでした。彼を助ける人がいなかったために、百四十九人の人達が殺されました。

T.S.エリオットというアメリカの詩人、劇作家の言葉です。「自分のはじまりの中に、自分の終わりがある」。私なりに解釈すれば、私達が自分の人生の初期に色々なことを感じ取り、それが、結果的に自分達の人生に反映されていくという意味だと思います。でも、それが誰しも必ずそうなる、ということではありません。多くの人達が、家族の中で虐待や暴力を経験して育ちます。しかし、その中で誰も傷つけない人達も、たくさんいます。なぜなら、必要なサポートをちゃんと受けられたからです。そして、違う選択をしてきたからです。そして、他の人達にも助けられ、サポートしてもらえたからです。それは、私自身の話でもあります。

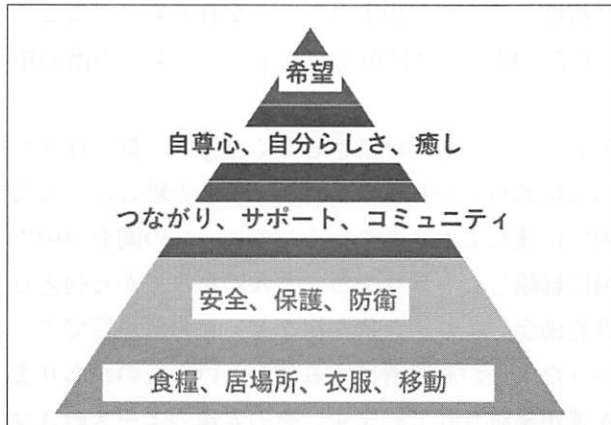
私が育った家庭でも、多くの暴力がありました。私の祖父は、祖母に虐待をしている人でした。そして私の祖父は、自分の子ども八人全員に暴力や虐待を行っていました。でも、私の人生には、そういった生き方だけではないと、提示してくれる人達が周りにいました。私が結婚した時に、私は、妻に対して絶対に傷つけない、と誓いました。子ども達を傷つける、暴力をふるうということも、一切しないと決めました。そして、一度もそれをしていません。お尻を叩くことさえもしたことはありません。私の家族にずっと続いていた暴力のサイクルを、何とかして止めないといけなかったと感じたからです。

でも私のように、サポートは受けられない子ども達が沢山います。子どもたちは、暴力や虐待の中で育つことによって、大きな影響を受けています。中には、脳の発達にまで影響が及ぶ子ども達も少なくないと思います。自分の父親は、メンタルヘルス上の問題を、一生ずっと抱えていた一人です。彼は、父親から何度も何度も、毎日、頭を殴られていた人です。毎朝、起きるたびに頭を殴られていました。げんこつで思い切り殴られていました。結果的に、私の父親は、精神的な問題を一生抱えることになってしまいました。

ですから、暴力を経験しながら成長した子どもたちがそれを克服するために、私達は何をすべきなのか、ということをゴールに置くべきです。私は、『Cheering for the Children』という本を、最近書き上げました。その中で、私の家族に起きてきたことについても書きました。私の父親が活着している間は、父親は私にこういう話をするをを望みませんでした。ですから、彼が亡くなるまでは、私はこの話はしないと彼に約束しました。私には三人の子どもがいるんですけども、この本を書くために、その子たちにインタビューしました。今は三人とも大人になって、三人とも結婚しています。孫もいます。私の娘たちは、ちゃんと彼女たちを尊重してくれる男性達との関係の中にいます。私の息子は、きちんと自分の相手の女性を尊重する

息子に育ってくれました。ですから、私の家族の中で、何世代にも渡って続いていた暴力を止めることができました。

この『Cheering for the Children』という本の中の一部では、一人一人が健康で、幸せを感じられるためには何が必要かということについて書いています。



これは、マズローのピラミッドと呼ばれているものです。この図の中に、一人一人にとって必要なものが書かれています。一番下に、例えば食べ物や居場所や衣服。次が安全の層です。そして、その上にコミュニティの層です。そして、自己尊重というのが一番高いところにきています。そしてそれを全て持っていれば、人生の希望が得られるということなんです。希望が一人一人が目指すべき目的、目標です。もし暴力や虐待、性暴力に遭ったとしても、その中で癒され続けることによって、希望に向かうた

めのサポートを周りの人ができるはずですが、このすべての項目の中で必要とされているものを提供することが、私達の役割でもあります。ただ、一つの機関だけでこれを提供するのは不可能です。一人の人がこれを達成するには、色々な専門性のあるサポートが必要となるのです。

そしてもう一つ問題があります。これはエース (ACE) という調査で、子どもの頃に逆境といわれるような経験をしたことについての調査です。このエースという調査は、アメリカからスタートしましたが、今では世界中に広がっています。子どもの頃に何らかのトラウマを経験した人達がどういった影響を受けるか、ということを見る調査です。例えば、脳の発達がどうなるか。そしてその後の人生の中でどういった問題を抱えやすいかということについて見ています。そのエース尺度の測定方法は、0～10点で測定します。アメリカでは、30%の人が、スコアが0 (ゼロ) で暮らしています。ということは、70%の人が1以上のスコアをつけていることを意味します。この調査尺度では、様々なトラウマの項目が含まれていて、それぞれのトラウマがもしある場合は1ポイント、というふうに、最高10ポイントまでつけていきます。そのスコアが高ければ高いほど、その後にそのトラウマから影響を受ける可能性が高いことを示しています。

エースのピラミッドは、さっきのマズローのピラミッドとは全く違って、一番上に希望があるのではなく、早く死んでしまうということが入っています。例えば、エースのスコアが6点の人は、エースのスコアが0の人と比べて、平均して20年早く亡くなるということがわかっています。エースの中で注目されているトラウマ10項目をここに挙げてあります。

幼少期の不利な経験 (ACE) に関する研究

・ 10 の関係する質問 / 10 のトラウマ経験

・ 将来の不調、疾病、犯罪などの見通し

質問のカテゴリー

- ・ 身体的虐待
- ・ 性的虐待
- ・ 言語的、感情的虐待
- ・ 養育の放棄
- ・ DV の目撃
- ・ 両親による薬物やアルコールの乱用
- ・ 両親の不在、離婚、別居
- ・ メンタルヘルスに関する問題
- ・ 両親の投獄

子どもの頃に身体的虐待に遭っているか。性虐待を受けているか。言葉での暴力や精神的暴力に遭っているか。親の間でDVが起きているのを目撃したか。親のどちらかが、薬物やアルコール依存症の問題を抱えているか。親が離婚していたり別れたりしているか。親に何らかの精神疾患があるか。親のどちらかが刑務所に入ったことがあるか。私のスコアは、5でした。私の父親をもし測定したとすれば、6になっていたでしょう。私の祖父は8になっていたと思います。私の子どもたちがこの調査を受けた時、全員0というスコアが出て、本当に有難いと私は感じました。そして、私と結婚してくれた相手のスコアが0であったことについても感謝しています。「自分の妻は0点」というと、すごく酷い言葉に聞こえますが、でもこの話の中ではすごくいい言葉なんです。

エースのことを詳しくお話するのは難しいですけれども、ちょっとだけ話させてください。例えばスコアが4の場合は、大人になって自死を考える可能性が1200%に跳ね上がります。スコアが6の場合は、大人になるまでの間に、何らかの薬物依存になる可能性が4600%に跳ね上がります。そしてエースの調査の中で、三十三の関連事項が見えてきています。それは子どもの頃に経験したトラウマと、大人になってから抱える問題（アルコール依存症。心臓疾患。肝臓疾患。喘息。性感染症。ニコチン依存症など）との関連性です。

サンディエゴで最近行った重要な調査の一つに、どういった人達が刑務所に入るのかというものがあります。その研究で、児童虐待、DV、性暴力で逮捕された人達が検討されています。その人達のエースのスコアの平均値は5.5でした。このエースのテストを受けた時点では、多分彼ら経験したトラウマが矮小化、否定された状態で計算されたスコアだと考えられます。その否定が外れれば、実際はもっと高いスコアが出ると私は思っています。それはサンディエゴだけでなく、世界中で刑務所に入っている人たちに共通する問題だと思います。

女性をレイプする男性のほとんどは、健全な環境で育ってはいません。エースのスコアがつくような人達です。彼らは必要なサポートを得ていない人達です。彼らが抱えている感情が、結果的に彼ら自身を人をレイプするような加害者にしてしまっています。そして、その感情が、女性達に対して暴力をふるってもいいんだと思わせてしまっています。私達の活動、仕事の中で、私達が常に心掛けないといけないのは、傷ついた人達の中に希望を増やすということです。子どもの頃にトラウマを感じている子どもたちが、希望を感じることができるか。こっちの方向に行きそうだった子ども達が、違う方向を目指すことができるか。性暴力やDV等のサバイバーの人達も、希望を感じられるようにできるはずです。それができれば、それぞれがずっと抱えているトラウマを乗り越えていけるはずです。トラウマの影響で苦しみ続ける状況を変えられるはずです。この本の中で私が書いたことの一つは、世界中の色々なデータを集めて、子どもの頃にトラウマを経験した人たちが、大人になってどういう健康上の問題、あるいは司法が関与するような行動に繋がっているかということです。

子どもたちを応援する

そして、その次に私が考えたかったことは、トラウマを子どもの頃に経験している人達が、どのようにしてその問題を乗り越えていくことができるのかという課題です。子どもたちが、自分達を応援してくれる人たちが自分の周りにいると感じること、そして自分のことをちゃんと信じてくれる人達が自分の周りにいると感じられるか。そして、自分が達成できるような夢を持ち続けること。それができれば、彼らの希望は、どんどん膨らんでいくはずです。それを感じ続けられれば、他の人を傷つけるということも減るはずです。そして、皆さんがここに集まれた理由と、今の話の関連性は強いと感じています。

皆、どれもつながっている話です。加害行為をする男性達がきちんと責任を取るということが、とても大切です。検察は、サバイバーの人達が証言するのを怖がる場合でも、そのケースに取り組み続けること。そ

して介入だけではなくて、どうやったら暴力や虐待を防止することができるかも考え続けたいといけません。DVや性暴力で誰かを逮捕しなければいけない時、私達は崖の下にいます。でも子ども達と私達が活動する時は、まだ崖の上にいるときに、子ども達と接するチャンスがあるのです。傷ついた、崖の下にいるような人達のサポートもしながら、同時に、崖っぶちにいる子どもたちが、そこから転落しないよう活動することも必要です。

ファミリー・ジャスティス・センターについて

日本で今、進められているワンストップ・サービスの動きというのは、非常に希望を感じることでできる取り組みだと思います。ただ、そのワンストップ・センターの多くは、性暴力に焦点を当てていると聞いています。でも、性暴力だけでなく、ワンストップ・センターで、子どもへの虐待、ドメスティック・バイオレンスなどにも同時に対応すべきだと感じています。

私達が使っている、ちょっと違うタイプのモデルについて少し話させてください。今日、このお話をすることで私達の作り上げたファミリー・ジャスティス・センターについての関心を、皆さんに持ってもらいたいと願っています。なぜなら、例えば「虐待の問題について関わります」という施設がこちらにあり、「性暴力についてはこちらのセンター」で、「人身売買のセンターは別のこちら」、「DVはまた別の所で」と、そうやってバラバラにあるべきではないと思うからです。

サンディエゴで、まずどういった動きがあったか、ということをもまず説明させて下さい。そして、世界でどういう動きがあるのかについてもお話します。それぞれの国には違いがあります。文化の違いもあります。日本の文化について私は詳しくありません。でも知っていることが一つあります。男性がこの（上の）位置に居続ける限り、女性がこの（下の）位置に居なくていけない、その状態が続く限り、暴力や虐待が起き続けてしまいます。そして、そのような、男性と女性の位置が違う環境で子ども達が育ってしまうことによって、その次の世代に暴力や虐待の影響を及ぼしてしまいます。ですから、私達が目指さなければいけないコミュニティは、それとは違う価値観を取り入れなくてははいけません。そのコミュニティでは、本当に平等なモデルにもとづいたものでなくてははいけません。

サンディエゴで私達が作ったセンターでは、二十五の施設や団体が一つ屋根の下に参加しています。その呼び方は日本には関係ないのかなと思っていました。ヨーロッパにも関係ないのかな、と。最初の頃は、サンディエゴのことでせいっぱいで、他の所のことなど考えてもいませんでした。ところが、2003年、「オブラ・ウィンフリー・ショー」という、全米で大変有名な番組に、私は二日間続けて、出演しました。オブラは、サンディエゴのファミリー・ジャスティス・センターについて、番組の中で取り上げてくれたのです。番組の撮影が終わった後に、私は後ろの控室でオブラと話をした時に、彼女に「今、私があなたのためにやってあげたことで、あなたの人生は変わるわよ。」と言われました。その時、私はそれを聞いてただ笑いました。彼女にそんなことできるはずない、と思ったからです。私が笑うと、彼女はもう一度、同じことを言いました。「あなたの今後の人生を変えてあげたわよ。」それでも私は笑っていました。でも、そのあとの二年間で、百ヵ国の人達が、サンディエゴのファミリー・ジャスティス・センターの視察に来られました。皆がみな、口をそろえて「オブラの番組を視たからです」と言いました。六ヶ月前には、台湾の人達がセンターに来られました。2016年のことです。その人達もオブラの番組を視てきたと言いました。2003年の放送です。十三年前のですよ。その代表の人が、私の顔を見て「ずいぶん年を取りましたね」と言いました。私は確かに年をとりました。でもオブラ・ウィンフリーは、その当時でもわかっていたんです。何を私達がしようとしていたか。すべてのものが一カ所に集まるということ。そして被害に遭った人達が、自分にとって必要なものを自分で選ぶ場所。誰に話すか自分で決めることができるということ。警察に話したくなけれ

ば、警察に話さなくていいんです。検事に話したくなければ、話さなくていいんです。自分で決めるのです。そして今現在、百三十七のファミリー・ジャスティス・センターがアメリカにはあります。二十カ国にファミリー・ジャスティス・センターができています。でも一つ一つはかなり異なっています。目標、ゴールは共通しています。それは、サバイバーの人達にとって必要なコミュニティを作ることです。

ここで、ある女性についてお話させてください。リスベット・ペレスという女性です。2009年に彼女は、サンディエゴのファミリー・ジャスティス・センターに助けを求めてやってきました。夫が、彼女と三人の子ども達に暴力をふるい、虐待をしていました。彼女は英語を話しませんでした。不法滞在といわれるような状態でアメリカにいました。ですが、彼女は助けを必要としていました。彼女は支援の中で、合法的に滞在する権利を取得することができました。警察の中の捜査をする担当者に話をし、夫の逮捕につながりました。自分と子どもたちが必要としている、カウンセリングを受けることもできました。彼女が初めて手に持つ携帯を、私達のセンターで提供することができました。そして私達が運営している、暴力や虐待がある環境で育った子ども達の為のキャンプに、子ども達が参加することもできました。

2014年、私達がずっとサポートを続けている中で、彼女から「ビジネスをスタートしたいので資金を貸してほしい」という依頼がありました。そこで私達は、三千ドルを彼女に貸しました。そのビジネスを彼女は実現させ、そしてそのビジネスの中で、暴力に遭った他のサバイバーの女性たちを雇いました。彼女は、ビジネスウーマンとしてはとても大きな成功をおさめ、結果的に私達が行っているアライアンス・フォー・ホープ・インターナショナルという団体で働いてもらうおうと、私達は彼女をスカウトしました。今、彼女は、自分のビジネスを経営しながら、同時に、私達の団体の活動も続けてくれています。そして私達が運営している、子ども達の為のキャンプ、キャンプ・ホープ（Camp HOPE）っていうんですけど、彼女の子ども達はキャンプに参加し続けています。

彼女と出会ってから九年間、関係は続いています。サバイバーの為のコミュニティを作るっていうのはそういうことなんだと、感じています。シェルターに滞在する短期間だけではなくて、保護命令をとるということだけではなくて、本人が希望や癒しを感じるために必要なものを全て、提供するのです。この写真は、彼女の長男のルドルフ君です。十二歳です。彼は、私の友達です。キャンプに毎年、ルドルフと一緒にいきます。先週、彼は、お母さんと一緒に、私達の職場に来てくれました。彼は、廊下の向こうの方から私を見つけて走ってきて、私にハグしてくれました。なぜなら、彼にとっては、男性で、女性をちゃんと尊重するお手本となる存在が、彼の人生にはいるからだと思っています。私達が、今後も続けなくてはならないのが、ルドルフが今後成長していく中で、女性をきちんと尊重し続けることのサポートです。

アライアンス・フォー・ホープ・インターナショナルという私達の団体で、どういうプログラムをしているかということ、資料に少し書いてあります。でも私達が第一に優先しているのは、その地域の様々な組織や団体が、お互いに尊重し合う関係づくりです。そしてサバイバーの人が沢山の所に行かなくてはならないのではなくて一カ所で全部済む、そういう地域となることが目標です。なぜなら、サバイバーの人がこの場所にも行って、あの場所にも行って、そのほかの場所にも行かなければならないとか、あの組織に行っても、あの団体に行っても、というのをし続けなくてはいけない状態では、「もういいや」とあきらめて加害者の所に戻る可能性が高くなってしまうからです。

これまでは、沢山の種類のパンフレットが印刷されつづけてきました。各機関が作った様々なパンフレットが置かれているのをみると、彼女達が必要としているものを受けるためには、どれだけ沢山の所に行かなくてはならないかというのがよくわかります。それを昔はそうやって、一つ一つの所に行かなければならなかったのが、サンディエゴではそれらを一つ屋根の下に設けましょうということになったのです。

私達のファミリー・ジャスティス・センターになかったものというのが、唯一つあって、それはDVのサバイバーの人が滞在するシェルターそのものです。それはここにありませんでした。それは、女性達が夜に滞在する別の場所にありました。でもシェルターに入りたい人達があらゆるタイプの書類などを書くために、

このファミリー・ジャスティス・センターに来て書くことができたり、他のサービスや他のサポートが必要な人達がシェルターに滞在している場合には、私達のうちの誰かが彼女を迎えにいて、センターに来て、手続きを全てそこでできるようにという仕組みも作りました。

ファミリー・ジャスティス・センター運動が世界中に広がる中で、それぞれの個性や特徴がある場所が増えつつあります。一番大きいセンターというのは、メキシコにあります。メキシコのセンターは、かなり違う感じです。アメリカと同じ様に、警察や検事が一つの場所にいます。しかし、センターの中には学校まで設けられています。子ども達のお母さんたちがサポートを受けている間に、子どもたちは一日中、学校に行くことが可能となっています。こういうような、一つの場所で多機能を提供しようという運動を起こした人達は、最初は子どもへの虐待の活動をしてこられた人達です。1980年代のアメリカの話で、その頃アメリカで児童虐待の支援を提供するような施設というのはこの、サイロという穀物等を収める場所に例えられていました。当時は、様々な施設が別々の建物になっていた状況でした。彼らが思いついたのは、こういった別々の所ではなくて、検察、警察、それから支援者、セラピスト、医師、そういった人達が一カ所でそれらを行える場所を作ったのです。当時、特に焦点を当てていたのは、身体的・性的虐待にあった子ども達へのサービスです。こういったセンターのことをチャイルド・アドヴォカシー・センター（Child Advocacy Center）というんですけど、こういったセンターがアメリカには今、七百以上存在しています。ただ、こういったセンターは、子ども虐待にしか焦点を当てていないんです。DVについてはやっていません。大人で性暴力にあった人達に対してのサポートもやっていません。人身売買についても、高齢者に対する虐待もやっていません。ですから、私達が、このファミリー・ジャスティス・センターを作り続ける中で、今、同時にめざしているのが、この子ども達のセンターと協力・提携することです。子どもに対する虐待とDVのことを一緒に協力し合って、一つの場所で行うということです。

アメリカの中でも一つ一つの施設がどういったモデルに基づいているかも異なっています。カリフォルニア州のアナハイムという町では、主導権を持っているのは警察です。この建物の中に二十の組織が入っています。ルイジアナ州では、ファミリー・ジャスティス・センターが一つの建物にあって、チャイルド・アドヴォカシー・センターの施設が隣に存在しています。この施設二つの建物で、ルイジアナ州の四分の一の地域に対するサービスを提供しています。この施設がオープンしてから、この地域でDV・虐待によって命を失う人が70%減っています。インディアナ州のサウスベンドという町です。ここでは子ども達の為のチャイルド・アドヴォカシー・センターとファミリー・ジャスティス・センターが一つの建物の中に存在しています。

そしてそれぞれには違った特徴があります。まず、サンディエゴで最初にファミリー・ジャスティス・センターを作ったときに、暴力に遭った人達とその施設の中で、「一軒家の様に、白い柵（ピケット・フェンス）や屋根を取り入れてください」という希望があったので取り入れました。それを行政の建物の中に実際に作ったんです。行政の中でこんな白い柵を作ったところというのは他に無いでしょう。今現在、サンディエゴのファミリー・ジャスティス・センターのロビーはこういう感じになっています。「ようこそ」っていうのを二十二カ国語でここに書いてあります。日本語でも書いてあります。他にも、私達の活動の為に資金を提供して下さった方の名前を書いて表彰したりとか、色んなアートをここで展示したり。ここはメリーランド州の施設です。このアートはサバイバーの人が作られたアートです。多くのセンターの中には、こういったコンピューター室が設けられています。そこでサバイバーの人がコンピューターの使い方を学ぶということもしています。そしてセンターの中で、ビデオ会議ができる場所が多くあります。それを使うことで、実際に裁判所に行かなくてすむわけです。裁判官に、ビデオのリンクを通じて話すことができます。裁判所に行けば加害者がその場にいたりする場合がありますが、サバイバーがファミリー・ジャスティス・センターにいて、ビデオを通して裁判に参加することで、安全が確保できます。多くのセンターの中には、サバイバーの人たちが、自分の子どもたちに食べさせる料理を作れるキッチンも、備えています。そして、他

のサバイバーと一緒に話をしたり、リラックスするということができるような場所も、設けられています。

サンディエゴのファミリー・ジャスティス・センターの設立当時の、子ども部屋の写真です。オプラの番組に出た時は、こんな感じでした。でもカリフォルニアのアナハイム（ディズニーランドがあるところ）は、もっともっと凄いことをしたんですね。ディズニーランドがそこに入ってくれたことによって、素晴らしいものを作ることができました。でもサンディエゴには、シーワールドという遊園地があるんです。だからシーワールドに手伝ってもらうことにしました。ディズニーランドと競争しあっているところです。でも、シーワールドは、ちょっと下手でした。私達が目指していることは、その中で、子どもたちの保育とかのサービスを提供することです。

テキサス州のフォートワースという町の、二十室の中の一つの部屋が、こんな状態です。センターの中に、託児センターが設けられています。女性達が自分が仕事に行く時、ここに子どもを預けることができるんです。例えば、裁判所に行かないといけない時にも、預けることができます。でも、サバイバーの人達だけではなくて、このセンターで働いている人達も、自分たちの子どもを連れてきてここへ預けることができるようになっています。ですから、この部屋の中には、サバイバーの子ども達もいれば、職員の子も達もいて、一緒に一日、時間を過ごします。それが子ども達にとっての、コミュニティづくりなのです。多くのセンターの中には、こういった大きな会議室を設けてもいます。こういった部屋を設けることによって、地域の中で活動していらっしゃる人達が、この会議室を使って色んな活動をここできるようになっています。そして、最近では、多くのセンター内に、司法面接を行ったり、司法面接での医療サービスを提供する部屋も、入っています。それによって傷つきを抱えた人達が、病院に行かなくてすみます。そして、行政の建物という雰囲気ではなくて、誰かの家に行くような雰囲気を作り出すことも、目指しています。

カリフォルニア州オークランドのセンターの中では、サバイバーの人達の為に、エスプレッソ・バーまで設けていて、カフェのような空気を醸しだしています。テキサス州にあるファミリー・ジャスティス・センターの中には、模擬法廷が設けられています。そういう場所があれば、サバイバーの人達や、その子ども達が実際に裁判で証言をしなくてはならない前の段階で、その部屋で練習をすることも可能になっています。ヨルダンのアンマンでセンターをオープンした時は、この中でサバイバーの人達が自分のアート作品を販売できるような場所を、センターの中に作りました。どのセンターでも、アートというのは、すごく大事な要素となっています。ミネソタ州のファミリー・ジャスティス・センターでは、ヘアサロンも作られています。仕事の為の面接に行く前に、あるいはセンターを最後に出る時に、女性たちがここで髪を切ってもらったりとできるようになっています。裁判所に行く前にも。それから、地域の色んなお店と提携することによって、古い洋服ではなく、新しい洋服を、サバイバーの人達に提供できるようにしています。センターに来ることによって、必要なビジネス用のスーツを女性たちは持って帰ることができます。仕事に行くために、必要な洋服もここで得ることができます。

他の国では、もっと凄いことをしています。スウェーデンでは、サバイバーの人達がキッチンで使っている電化製品というのは、「パイキング」というすごく上等なものです。ここでサバイバーの人達は、一日中、自分の家族の為に料理をすることができるのです。料理に必要とされる食材は、全て無料で提供されます。メキシコのセンターについて、さっき少し話しましたが、メキシコのセンターというのは丸い形に作られています。その丸い形の真ん中の所に学校が作られています。子ども達に私達はずっと視線を向け続けたいといけないという趣旨でデザインされているのです。

私達の夢はどんどん広がりがつつあります。ワシントン州のタコマのセンターです。前は裁判所に行かなくてはいけなかったことが、全てこのファミリー・ジャスティス・センターの中で、可能になっています。テキサスのフォートワースの施設です。このビルの片方の棟に、専門家と言われる人達が全員います。こっこの建物の方には、サバイバーの人達が必要としている支援を提供しているものが全部そろっています。アメリカで一番新しいファミリー・ジャスティス・センターが、ウィスコンシン州のミルウォーキーにあります。

この場所には子どもたちの為のチャイルド・アドヴォカシー・センターと、ファミリー・ジャスティス・センターとレイブ・クライシス・センターの三つが入っています。一つの街の一ブロックの敷地を全部使っています。その中でのDVシェルターがこれです。その場所は隠してはいません。サバイバーの人達が恥を感じなくてすむようにと、私達は考えようとしているからです。隠れなくてはいけないと感じる必要はないのです。恥を感じるべき人は、加害者です。素晴らしい施設で、本当に一つ一つの部屋に特徴があります。この中でアドボケイトの人たちが、警察や検察の人達と常に協力し合える場所でもあります。この施設内に、五十五人の警察官が駐在しています。五十五人の警察官が、DV・虐待・性暴力に取り組むという仕事を専門に、働いています。コネチカット州ブリッジポートという町のセンターです。これも素晴らしい施設で、最初にスタートした時には参加機関の数が少なかったのですが、今ではどんどん新しいところに参加しています。サバイバーの人達のためのジムがあり、ヨガ、マインドフルネスのクラスがあったり、エクササイズができます。でもそれは、サバイバーの人達だけでなく、そこで働いている人達も使えるジムです。なぜなら、それが、コミュニティのあるべき姿だからです。

(ビデオが流れる)

このビデオは、センターを作る前に作られたビデオです。で、そのセンターが、今は実際に運営されています。このテキサス州のフォートワースというところでは、センターがオープンしてからDVによる殺人発生率が50%減っています。この施設内のキッチンと食堂です。センターに三十の団体や機関が入っています。そこで働いている人達は、それぞれの自分のデスクでご飯を食べることを禁止されています。サバイバーの人達と一緒に食堂で、そこで働いている人達が一緒に食事をとることになっています。これは、警察、アドボケイト、検事みんな同じです。医師であろうと看護師であろうと。そしてその人達だけが隔離されたオフィスというのを誰も持っていません。すべてのオフィスがオープンな職場で働いています。そうすることによって、お互いに話しやすく、一緒に働きやすくしています。

ミルウォーキーの話をしていましたが、これはカナダの施設です。モザイクのセンターと呼ばれています。一カ所で四つのことをしています。子どもに対する虐待、DV、性暴力、それから人身売買の問題です。

子どもたちのためのキャンプ

最後にお伝えしたいことは、子どもたちのために作った特別なキャンプの話です。このキャンプでは、サバイバーの大人たちも、そしてその子ども達も参加できます。これは皆さんの配布書類には入っていない部分で、後から加えたものになります。十三年前にこのキャンプを立ち上げました。サンディエゴのファミリー・ジャスティス・センターの活動の一部としてです。私達のセンターに辿り着いた子ども達一人一人が、皆キャンプに行けるようにと頑張ってきました。このキャンプというのは、日帰りの所ではなくて、ちゃんとここで宿泊するような、そういうキャンプです。他の子ども達と一緒に過ごすことによって、自分だけじゃないという感覚を得るための場所でもあります。他の子ども達も同じような経験をしていると、わかるような場所でもあります。ラフティング（川下り）もします。チュービング（ボートの後ろにゴムのボートを付けてひっぱること）、ジップライン（木々の間に張られたロープに滑車を付けて滑る遊び）もします。木と木の間に子どもたちが歩けるようなロープコース（アスレチック）もあります。

(キャンプ・ホープについてのショート・ビデオが流れる)

サンディエゴでスタートしたこのキャンプ・ホープというのは、来年には十四カ所にも広まることになっています。こうやって、DVや暴力の中で育った子どもたちを変えることが、救うことができます。去年から、このキャンプに参加する子どもたちの、エースのスコアを測るようにしています。平均値としては5.5が出ています。その平均値はDV・性暴力・虐待で逮捕されている男性達の平均値と同じです。彼らが十歳の時に、彼らのことを愛することができるか、さもなくば、彼らが二十歳ぐらいになって逮捕するということのどちらかになるのです。

アレックスという男の子のメンター（助言者）を、私はしています。彼が十歳のときから、続けていることです。彼は今、十七歳です。私達のキャンプで、私は彼が十一歳の時に会いました。彼が他の子たちと遊んでいたときです。他の男の子に、彼は急に怒り出しました。その男の子めがけて攻撃しようとしはじめて、「殺してやる」と言いました。アレックスが、その男の子に殴りかかろうとしたその直前に、私は、アレックスの腰にこうやって腕を回して、止めることができました。アレックスをこうやって抱きかかえながら、原っぱのところから端っこのところに彼を連れてきました。彼は逃れようとして、私に向かっても反抗しながら、「お前も殺してやる」と叫び続けているところを、こうやって横まで連れて行ったんです。私が彼に言い続けたのは、「一緒に呼吸して。アレックス、呼吸して。」ということでした。私は「アレックス、あなたは、あなたのお父さんみたいに行動しなくていいんだよ。」と言いました。「あなたのお父さんとは違うことができるんだよ。」と、言いました。四十五分かかりましたが、彼はやっと落ち着くことができました。私は、彼が落ち着き始めた時に、彼を抱きかかえている腕の力を緩めはじめました。でも彼はその時「ハグしているのをやめないで。」と言いました。それで私は、彼に腕を回した状態のままで居続けました。「アレックス、いまここで、きみには選択肢がある。1つの選択肢は、私がきみから腕を外した時、さっきの男の子を見つけて殴りかかる、ということ。でもそうしたら、警察が来て、きみは警察に逮捕され、連れ去られるでしょう。もう一つの選択肢は、午後に川に行って皆でカヌーに乗る予定にしているけど、もしそれに行くことを選択したら、私がきみにカヌーの漕ぎ方を教えてあげる。だから、きみの選択肢（チョイス）は、あの男の子を殴ることか、または、カヌーを学ぶかという二つだよ。」すると、彼が言ったのは、「ちょっと考えさせて。」でした。彼が考えている間、私は、ずっと彼に腕を回して、話し続けました。そして十分経った時に、彼は「やっぱりカヌーを学びたいかも」と言いました。それで私たちは、カヌーを漕ぎました。二年後の彼です。ラフティングしている時の彼の姿です。これが、子どもの顔に希望が表れた瞬間です。私はアレックスから、この話を他の人達にしてもいいという許可をもらっています。彼はその何年か前に、別の男の子に対して抱いた怒りを、今でも憶えていると言います。その怒りを持ち続けていたら、女性をレイプするようなことに繋がる。あるいは女性に対して暴力をふるう、そういうことに繋がってしまう。でも彼は、今、自らサイクルを絶ち、人生を変えようとしているのです。

このキャンプ・ホープにどういう効果があるのかという調査も、ずっと取り組み続けています。その中でわかってきたことは、子ども達の希望を測定することが実際にできるということです。この私達の調査を行っているチームは、オクラホマ大学のDr.ヘルマンです。ヘルマン教授と私は、一緒にキャンプ・ホープの効果についての調査報告書をやっと書き上げることができました。キャンプに参加することによって、子どもたちの希望を増やすことができ、そして、彼らの人生をそこで変えることが実際に可能だということをそこで証明しようとしています。それをするためには、私達が皆、力を合わせ続けることが必要です。アメリカの各地で、こういったセンターがどんどん活動を増やしています。

今日はここに、ニューヨークから私の古き友人も今日参加してくださっています。こちらにいらっしゃるニューヨークの裁判官のマージョリー・フィールズさんです。フィールズさんは、2005年のシェルター・シンポジウムでも基調講演を行ってくださって、何度も日本に来られています。活動し続けて私達をサポートしてくださっているフィールズさんがここにいらしていることを、光栄に思っています。

ニューヨーク市の中にはボローといって、東京の区のような区域があるんですけど、今では全てのボローにファミリー・ジャスティス・センターがあります。ルイジアナ州ニューオーリンズは、カトリーナというとても大きなハリケーンがそこを直撃したんですけれど、その後にファミリー・ジャスティス・センターを作ることができました。アメリカの中でも、すごく活発なセンターの中の一つです。その地域でも、DVによる殺人の率が60%減っています。そして私達の研究の中でわかってきたこと…これで最後のまとめに入りますけども、それは、アドボケートの人たちが警察と検察と一緒に活動し続けることによって、警察の中にあったDVのサバイバーに対する偏見が減るということが証明されています。そして私達が協力し合うことは、可能だと思っています。ファミリー・ジャスティス・センター運動がアメリカでどういう流れを作ってきたかということについて、ゲール・ストラックと私は、二人で本をいくつか書いています。そして『Cheering for the Children』の本の中でもその話は書いています。もし関心をお持ちでしたら、私達のウェブサイト、メールを送って下されば、私達のメーリングリストに参加することもできます。

最後に話したいこと。これが私の家族の写真です。父の兄妹です。グウィン家には八人の子ども達がいまいた。1937年に、私の祖父はワシントン州シアトルで一番の資産家と言われた人です。でもその彼は、自分の妻を殴って暴力をふるっていました。そして子どもたち全員を、虐待していた人です。そしてそれを、他の人達が知ることはありませんでした。これは父親のきょうだいの写真で、父が一番年下で、父親が一番右にいます。父親は生きていながら、色んなことに成功した人ではありますが、自分の中にある悪魔と常に戦い続けている人でもありました。でも、彼が生きていた中で、五十八年と半年の間、私の母親と結婚している間に、私の母親には身体的暴力をふるわなかったというのは、彼が頑張ったことだと思います。しかし彼の後年の数年間は、施設に入らなくてはならないほど精神疾患が深刻でした。私が彼をその施設に入れるたびに、私が彼を残して去って行くのだと彼は感じていました。そのたびに、彼の中で何かのスイッチが入り、彼は、いつも私を怒鳴りつけました。「お前は何者でもない。何の価値もない。」と、彼は私に言い続けました。「お前なんか何の役にも立たない。何にもならない。」と。そのたびに、私が父親に返した言葉は、「それは、私の父親が私に言う言葉ではない。私の父親は、私のことをちゃんと愛してくれている。」ということでした。その時に私が気づかされたのは、彼が私に向けて言った言葉は、彼が子どもの頃に、彼の父親から言われ続けていたことだったということです。なぜなら、私の父親は、生きていながら、必要なサポートを受けることができなかったからです。でも今、私達は、それを変えることができると知っています。そして、私達が協力し合って一緒に活動し続けることによって、子どもたちの人生の歩み方を変えることができます。その為に私は、今日、大分まで来させていただきました。それは私達が、皆、一緒に夢をシェアしているからです。その夢は実現できるのです。「ありがとうございました。」

司会

ありがとうございました。ケーシー・グウィンさん、それから中島さん。はるばる日本にそして大分にお越しいただき、素晴らしいお話をいただきました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。



橋本繁美さん

第二部 代表質問

コーディネイター：北仲 千里（NPO法人 全国女性シェルターネット）

代表質問者：井上 匡子（神奈川大学 教授）

山崎 菊野（NPO法人 女のスペース・おん）

回答者：ケーシー・グウィン（通訳：中島 幸子）



北仲さん

ケーシーさんのお話、…きましたね、胸にね。皆さん。いろんなことを思われたり、聞きたくなったりしたかと思うんですけども、申し訳ございませんが、皆さんからの質問をとる時間の余裕はないので、できるだけ皆さんの知りたいことを汲み取るであろう、二人の質問者を用意しました。一人は法哲学者であり、私達の名古屋のシェルターのメンバーの井上さんです。もう一人は札幌の、女のスペース・おんの山崎さんです。

色々なお話がありましたけども、いくつか、私達にとっては新鮮な視点があったかなと思います。一つは、加害者について考えるということを提案していただいたかなと思います。特に、加害者の行動の危険性だとか、それから加害者が育った家庭環境、加害者を加害者にさせないという見方も、ポイントだったと思います。で、もう一つ、とても皆さん興味があったと思うのは、日本でも少しずつ始まりつつあるワンストップ・センターの、そのものすごいバージョンの、ちょっと信じられないようなすごい状況についてですね。これについて、私たちあんまり知らなかったのですけれども、このファミリー・ジャスティス・センターというのが、アメリカだけじゃなくて、他の国にもどんどん広まっているということを聞けば聞くほど「え、どうしてそんなことができたの?」とか、「どうやってるの?」とか、疑問も生まれたのではないかと思います。



井上さん

そうですね、ケーシーさんのお話に、本当に私ノックアウトと言ってもいいくらいでした。ファミリー・ジャスティス・センターについては、数年前からいくつかの所を見に行ったり、文献で読んだりしていますが、今日のお話はファミリー・ジャスティス・センターの個々の、一個一個の話も勿論ありましたし、それにも目を奪われましたが、ベーシックなところの理念と、それからこれからの可能性です。それについて非常に説得的に熱のこもったお話だったと思います。私達シェルターネットなんで、一言で言うと、「シェルターからコミュニティへ」というのは、ちょっと言いすぎかな、と思うんですけど、視点の移動があったと思いました。私達シェルターネット、まだまだこれからなのに、どうしよう、っていうのはあるんだけど、それでもやっぱり、違う視点のところから自分たちのやっていることを振り返るということが大事、というか勉強になるお話だったと思います。

お話を聞いてて、これは面白いなと、ああこれだと思ったのは、三角形の図（マズローのピラミッド）がありますよね。この三角形のようなものがあれば、一番下が基礎的でどんどんどん、こういうことがあったら最後トップ、希望に手が届くよ。この図それ自体は、そんなに目新しくないと思うんです。でも私、「おっ」と思ったのは、一番下の食糧・居場所・衣服、これすごく「衣食住」ってねえ、まあシェルターって、まさにそういうところだけでも。その次に「移動」ってありますよね。日本人で、これと同じ図を書いたら、おそらく「移動」って入れないんじゃないかなと思いました。日本国憲法には移動の自由というのが権利として保障されているわけですが、あれを私達の日常生活の中で、かみ砕いてこういう風な形で、食べ物とか着るものとかと並んだ形で捉える視点というのは、私達の中にも、恐らく法学者はもっとでしよ

うけど、無いかなと思って。さっきのコミュニティの話、それから被害者が動くのではなくて、被害者が動くというのは危険性が高まるということだから、そうではなくてっていうお話とつながるんだと思うんですね。移動の自由をある程度持っているということ。で、これは私、ずっと、目から鱗沢山ありましたが、それが目から鱗が落ちたうちの一個で、これから私も考えていきたいなと思ったことです。

私の方からは大学の教員をしているということから、仕組みとか全体的なところで質問ないしはコメントさせていただこうと思います。その前に二つ質問だけをし、その後コメントして、最後また質問させていただきます。私が聞きたいのは、ワンストップ・サービスというのは素晴らしいと思うんだけど、これまでのファミリー・ジャスティス・センター以外のワンストップ・サービスって、私達も今、作ろうとしているし、色んな形で試みてきたと思うんですね。それとどこが違うのかということですね。それを是非伺いたいということです。それからもう一つは、多機能の専門家をいっぱい集まっているということですが。あっ、アドボケイトっていうのは皆さんのことですよ。皆さんの専門性をアドボケイター、アドボケイトという風に表現しておりますけれど。で、それを含めて色んな専門家、専門的な技能スキルや知識や様々なことを持った人が、いっぱい一つの所に集まって、ということをしている訳ですけど、それをまあ、本当に質問難しいなと思うんだけど、束ねているのはどういう専門性の人なんですか？ということを知りたいと思います。それともう一つ。色んな人が入ってくる、その中で色んなサービスを被害者が選ぶんだ、決めるんだということをお話いただきましたけど、自分で決めるんだったら苦労はないよね、と。たぶん現任者の方には思ったと思います。おそらく、寄り添いながらサポートしながら、決定を支えている、そういう専門職の方がいると思うんです。それはどういう専門の方でしょうか。この二つを知りたいと思います。

ケーシーさんのお話を聞いて、皆さんちょっと戸惑ったんじゃないかなと思います。私も戸惑いました。例えば、こんな素晴らしい色んなパターンのファミリー・ジャスティス・センター。どこが作っているの？国？州？県？自治体？それとも民間？これは日本人なら、絶対思い浮かぶ疑問なんですね。苦労してるから私達これで、はい。それから二番目。ケーシーさんって検事だったの？え？ちょっとびっくりって言ったらアレけど戸惑いませんか？

北仲さん

そう。私達の仲間に弁護士はいっぱいいますよね。でも、シェルター・シンポジウムに判事と検察官はいないですね。いないっていうか、来てくれない。

井上さん

それから三つ目。アライアンスって、「連合」って訳してましたけど。同盟団体、グループにして関係を作る、「連盟」みたいな、「連携」ですね。その話が出てきましたけど、これって何だろうと。一個一個のファミリー・ジャスティス・センターの話は素晴らしいな、と思うと同時に、まあ、わかりますよねこういうのがあるって、色んな所に。けどアライアンス、HOPEこれって何だったっけ？何の話？みたいな。という風に思ったんじゃないかなと思います。

まず一つ目の設置主体の話なんですけど。私も四、五年前からこのファミリー・ジャスティス・センターいくつか見せていただいて、文献を読むなりした中で、戸惑ったところです。日本人は、「センター」って言われたときに建物を考えてはいけない、これがまず一つです。建物だと、誰が作って誰が設置したか、ってことが日本的なとても気になるんですけど。そうではない。ある種のサービスの束というか、プログラムというか。それをファミリー・ジャスティス・センターと、どうも呼んでいるらしい。もし違ったら訂正をしてほしいんですが、ちょっと私の眼にはそういう風に見えました。だから、もの凄く極端なことを言えば、それぞれファミリー・ジャスティス・センターを作る地域によって、自治体やるのが相応しい、そういう地域では、自治体がいればいいし、民間がもっと力をもってやるというところがあってもいいし。そ

れぞれ相応しいところが、相応しい形でやる。そういうことなんですね。ただ、さっき理念という風に言いましたけど、マルチエージェンシー。多機能の色々な人が集まって、一つの所で一緒にやると。これは譲らないという、言い方おかしいですけど、そういうサービスの仕方を、…言いすぎですけどそういうサービスの仕方。サービスを提示する仕方をファミリー・ジャスティス・センターと呼ぶっていうんじゃないかなと、私は思っています。だとすると、もしかしたら、私達もこのファミリー・ジャスティス・センターから学ぶことが沢山出てくるんじゃないかなと思います。極言していうと、どこが設置主体なのかというのは、副次的な問題で、実際アメリカでも自治体を中心になっているところもあれば、病院、民間がやっているところもあるし、設置されてる場所も裁判所の中に部屋があるところも私が見に行ったところもありますし、病院が中心になっているところもあるようです。もちろん、市民団体・民間団体がやっているところもあるわけです。そういうふうに見てみると、このファミリー・ジャスティス・センターが、自由な感じでね、こういう風にやっているということが理解できるんじゃないかなと思います。そこで、どういうサービスが提供されているか、一人一人の専門家がどういう風に結びつき合って、被害者に色々な自己決定を応援する、ですかね。自分で選んでもらえるようにというこのやり方が重要なんだっていうのが理解できるんじゃないかなという風に思いました。

次、二番目。検事。さっき北仲さんも言うてくださったけど、「あれ？」って思いました。私は法哲学が専門なんですけど、法学部で教員をしていますので、どうしてもちょっと、法律の話に傾きがちで申し訳ないんですけど。日本のDV法制というのは非常に歪みがあって、刑事対応、刑事法の対応…要するに警察が出てきて最終的には裁判をして刑務所に行ったり罰金がついたり、なんかそういう刑事的な対応が非常に遅れています。非常にアンバランスです。さっき検事さんなので、殺す、首を絞めるっていう話が出てきましたけど、DVというのは暴力ですから、これは日本でも、刑事的な対応が中心となって然るべきと私は考えていますし、多くの国では刑事的な対応を中心にして、その周りに付随的な形で民事的な手続き、私達で言えば保護命令が付いてきたり、民間のグループが提供するサービスを組み合わせる形です。でも中核にあるのは、やっぱり刑事的な手続きなんですね。でも日本は、ここの所の対応が非常に遅れています。だから、何回も講演の中で、「加害者に責任を取らせる」ということが出てきたり、「ジャスティス」という言葉が入ったりする、そこが多分、日本で私達被害者支援…性暴力のワンストップだって被害者の支援のことばかりやってる、そこがたぶん、全然違うんですね。

この、日本のDV法制の歪みがあぶり出されて見えたんじゃないかなと思っています。もう一つ、この検事さんという話で、お話の中で、私、とても印象的だしやっぱりどこでも一緒なんだなというか、ここから日本も出発しなければいけない、と思ったのは、暴力・DVは小さいことから始まる。で、繰り返される。段々、段々大きくなっていく。私達もう、みんな全員知ってる話ですけど、これ、日本の刑法の中ではうまく処理できない問題になっているんですね。このあたりのことも含めて、これは、私は刑事法学者じゃないんですけども、これは大学の教員含めて、政府や法律の専門家の責任だと思っています。ここが何とかしないと、現場の皆さんも疲弊するばかりということになると思います。検事が、公的なセクターの責任者をして、こういうDV対応に責任を取ると。それから、被害者が刑事的法的な手続きを望まなくても、という話がありましたよね。望まなくても刑事的手続きを自分達はするんだ、という話が出てきたと思います。あれもちょっと、日本だと、日本でも一応そうなんですよ、建前はね。だけど、実際の所、全然そうじゃなくて、というのは皆さんの方がよっぽどご存知かと思いますが。そこが変わってこない、日本のDV法制、対応っていうのは歪んだまま進んでいくと、私自身は大変大きな危機感を持っています。

三番目。アライアンス…同盟、連合ですか。連携の話ですけど、これはさっきサービスのパターンみたいなものを提供するんだという話と、多分関係してくると思うんですけど。色々な団体があって、色々な地域でそれぞれの地域に適した形で、ファミリー・ジャスティス・センターを作っています。お互い学び合うということをアライアンスがやってるわけです。ファミリー・ジャスティス・センター自体の連合というのを

作ってらして、色んなところで色んなアライアンス、ファミリー・ジャスティス・センターを展開していくと。そのアライアンス自体がプログラムを提供したり、お互い紹介したりする場になっていて、しかもそこに、多様な専門性を持った人達が集まる場所になっていると。これは、ファミリー・ジャスティス・センターの人達、物凄く意識的にやってるというのが、特徴だなと私は思います。ここから、さっきお話したように、ファミリー・ジャスティス・センターって、私達、「センター」って呼ばれると、「建物」ってどうしても思ってしまうんですけど、そうではなく提供している中身であったり、そこでのやり方ですね。具体的な、皆でご飯を食べるとかそういうことなんですけど、多機能の人たちが集まって、そこで意見を交換し、お互い変わっていくと。そういう過程を非常に大事にされているというのが、アライアンスの作り方自体に表れているし、アライアンスという発想ですよ。大変興味深く聞かせていただきました。本当に私達、日本でこれから、これをどうやって私達の実践の中に取り入れていったらいいのかな、と頭を抱える部分と、わくわくするといったらちょっと言い過ぎかもしれないけど、皆さんと一緒にだったらできるかもしれないという部分も含めて、希望が出てきたかなと思っています。

ということで、最初の質問に戻りますが、これまでのワンストップ・センターですね、他の色んなパターン、病院のパターンもあったし、自治体が行っていることもあったし、民間グループ、NPO、NGOが行っているところもあったと思います。あるいは国際機関がというのもあったかなと思います。それとどこが違うとケーシーさんご自身は考えていらっしゃるか。そして、こんなに広がってきた原因とか理由を教えてください。それが一問目。それから多機能の沢山の専門家が集まっているわけなんですけど、中心になっている専門性があるんじゃないかと。あるのだとしたら、どういう人が中心になっているのかなということ。それから自己決定を助けるためにあるいは寄り添い、傾聴っていう風に私達も色々頑張っていますけれども、ファミリー・ジャスティス・センターではそういう自己決定をサポートする専門家として、どういう人が活躍しているのかなと。この二つを私の方から伺いたいと思います。



山崎さん

ケーシーさんありがとうございました。ケーシーさんのお話を聞いて私も何か、ぐっときちゃって、ケーシーさん自身がサバイバーだったんだな、って思って。このDVの運動は、私達サバイバーの運動はサバイバーが作るってということで、全国のシェルターが動いています。ケーシーさんの言葉の中で、サバイバーの経験というのは、それは力なんだというように話をされてたんだと思うんですけども、まさにそう思います。私達には力があって、必要な支援があって、そして必要な利用できるものがあれば力を発揮できるんだと強く思っています。女のスペース・おんのキャッチコピーがですね、「痛みを力に」というのなんですね。まさに、私たち自身の力は私達が出すんだって。それを後押しするのが、FJCの仕事なんだなっていう風に強く感じました。

ここからは皆さんに代わって、私が民間シェルターの愚痴を、ケーシーさんに聞いていただきたいと思っています。日本全国約七十の民間シェルターあるんですけども、皆さん、民間シェルターの方たちは、本当に、それこそファミリー・ジャスティス・センターで行っているようなものの、うんとうんと規模の小さいことをどこのシェルターでもやっています。相談から始まって、一時保護をした時にはお金のことだったら生活保護課に行き、司法のことだったら弁護士事務所だとか裁判所に行き、健康のことだったら病院に行き、子どものことだったら児童相談所に行ったり児童精神科に行ったりとかということでもシェルターがワンストップ・センターのような形で働いています。さらに、危険から回避するだけではなくて、シェルターを出た後に子どもが荒れ狂うんですよ、やっぱり。子どもがお父さんにやられたことと同じことを、お母さんにやったりとか、学校に行けなくなっちゃったりとか、それとか後、夜尿症が治らなかったりとか、色んな問題が起きます。シェルター出た後も、何年間もそれに寄り添ってシェルタースタッフが一緒にやっているというのが現状です。それに対して、財政的な基盤というのが全くなくて、おまけに国や各都

道府県から委託されてる事業なんですけど、委託費というのがなかなか低いですし、そこから人件費なんてとても出ないし。こういったサポート全てやっているのが、ほとんど皆さんボランティアです。なので、後継者が育たなくて、平均年齢65とかね。そんな、いやもうちょっと低いかな、ごめんなさい。でもそんな感じでやっているシェルターばかりなんですよね。だから、そういったところでスタッフがとても疲弊している、一人がワンストップ・センターになっているような、そういった状況で、日々シェルタースタッフの方は、奔走しているわけです。先ほどキャンプのお話が出ましたが、多くのシェルターで子どもたちを集めてキャンプに行って、キャンプだとかそういうところに、普通のおじさん、といったらおかしいけれど、暴力をふるわない男の人に協力してもらって、うん、そうじゃないんだよって男の人と接してもらったりとか、そんなところにもシェルターさんがやっているわけです。なので、これは本当に愚痴なんですけれども、財政基盤が全くない。それでそんな中で、要するに国はですね、女・子どもにはお金をかけないというふうに、すごく感じているんですよ。何度でも言います。そうなんです。それでシングル・マザーに対する給付ってというのは、年々年々減ってますし、それから児童相談所の一人が抱えているケースも、年々年々増えてますし、本当に、国はオスプレイとかね、そういうものにはお金をかけるんですけど、女・子どもには本当にかけない国なんです。そういった中で、ニューヨークには各区にそういうFJCのようなセンターがあるっておっしゃられたんですけど、行政機関に、これは金をかけなきゃダメなんだと思わせるきっかけって、どういう風にしたら国や、行政機関がこれはお金をかければ、それだけ見返りがあるぞって言う風に思えるのかっていうのが、私はとても知りたくて。実際にね、ファミリー・ジャスティス・センターができてからDV殺人が50%減ったとか、そういうお話を聞くと、こんなに効果があるじゃないと思うんですけど、経済効果も含めて、行政や国に、もうちょっと女・子どもにお金をかけるようにということを聞いて。そこからこういうセンターを作る、そしてそういうコミュニティを作っていけるっていう、そういう財政基盤へのことが、私はちょっと知りたいなと思っていて。口を開くたびに、「貧乏だ貧乏だ」と言っている自分がとても嫌なんですけれども。何かその辺で、いいアドバイスがいただければと思っています。

それともう一点なんですけれども。井上さんと重なるんですけども、色んなオフィサーが、一つの建物の中で、サバイバーの人達と一緒にご飯を食べたりとか、一緒に仕事をしているというのは、縦割り行政の日本のなかでは、とてもとても考えづらくて。先ほど井上さんが言っていたように、それを誰がどう束ねているのかっていうのを、やはり、私も聞きたいと思います。いいでしょうか。皆さんの気持ち伝えられましたでしょうか。あ、うんうんて言ってくれてる。あ、良かったです。ありがとうございます。

北仲さん

あの、前に世界のシェルター・シンポジウム会議に行った時も、カナダの取り組みの発表で、警察の中にNGOシェルターのソーシャルワーカーと一緒に入って、一緒に仕事をしたら理解が高まって、殺人を無くしたという報告をした分科会に行ったんですよ。そしたら、世界中の人が、皆そこで、色んな国の人たちが聞きに来ていて、みんな同じ疑問を持ったんです。「でもね、警察の文化ってあるじゃない。警察の人達の偏見をどう教育したの？」って。私もさっき話、聞いてて、「中に警察官がいたら、確かに安全かもしれない」とはちょっと思ったんですけど、「じゃあ、その警察官の中に嫌な人いないの？」とかね、「加害者の警察官は勤務してないの？」とか。ちょっとその日本では、その検察官や警察官と一緒にやるというのが、とても遠いので、ぜひそこら辺を話してもらったと思います。



ケーシーさん

今、お話してくださった皆さんのリーダーシップ、それから情熱に対して感謝をまず申し上げたいです。日本にはもっとお金があるでしょう。ただ皆さんの所に行っていないですね。何年も前の話ですけど、ワシントンD.C.に行ったんですね。ワシントンポストや大きな新聞にある記事が載っていて、天気を予測するためのサテライト（衛星）の記事だったんです。そこでNASAが七十億ドルをかけたというんです。でもそれは元々の予算を三十億超えた金額だった。その記事の為に二つのパラグラフが使われていたんです。そこに何の反応もなかったんです。そのお金の使い方に。百億ドルを使うことに対して何の会話も行われていない。どうでもいいって皆思ってる。天気を予測するのって本当に大切ですよね。しょっちゅう間違えるけど、それでも大変です。そこで、そのサテライトに費やされたお金というのは、全米で女性たちが必要としている施設や、そういったサービスに使われたお金を、はるかに上回っているんです。二十年間の総額を計算したとしても。一つのサテライトに、そのお金をかけているんです。ですからアメリカでも、同じ問題を抱えているということです。アメリカでも、この女性達の運動というのはすごく時間がかかっています。でも、何年かの間に女性に対する暴力の法案を通すことができます。そして、その法案が通ったことによって、毎年十億ドルが女性に対する暴力の為に使われるようにやっとなってきています。私達が戦い続けた結果が、それです。それを可能にするために、女性達の多くが選挙に出て、そして当選することをしなければいけませんでした。そして権力を得なければならない。そしてこの女性に対する暴力の問題に、女性達が男性達を説得してそして入ってもらおうということもしてこなくてはいけませんでした。でも、それは可能なことです。日本でも、権力を持っている人達がその力を利用することによって、そういった動きを作ることは十分可能だと、私は思っています。六年前に中近東に行ったんですが、その頃にヒラリー・クリントンのスタッフの中のトップの人と、仕事をしていましたが、モナルダ・ビューという人です。彼女はバイタル・ボイス・グローバル・パートナーシップという団体を運営されています。その団体と一緒に活動することによってヨルダンで初めてファミリー・ジャスティス・センターをオープンすることが可能になりました。イスラム教のヨルダンという、女性が力を持たされていない国でも、それが可能になったのです。ヨルダンで、その王妃様とお会いすることができました。このクイーン・ラーニアという王妃は、記者会見を開いてくれました。そこで彼女が言ったことは「もし私達の地域の女性達子ども達が成功していくことができなければ、私達の国が成長していくことは不可能です。」ということでした。女王がその記者会見を行ってくれたことによって、大統領がファミリー・ジャスティス・センターを作りましょう、と動いてくれた。そのあるセンターは、子どもに対する虐待とDVの両方に対応しています。なぜなら、女性のことよりも、その国での関心はどちらかというと子ども達のほうにありました。なので一緒に組み合わせをするという方針がとられました。今でも、結構複雑な問題を抱えているようです。例えば、女性が助けを求めに来られたとき、家族はその彼女に対して恥を感じさせるようなことをいっぱい言うでしょうし、彼女の相手の家族も、同じように彼女を攻撃するという 것을することが多いからです。でも少しずつ変化の歩みは始まったと感じています。井上先生のおっしゃった通り、私は可能だと思います。大きな夢を持って、小さいところから進めてください。協力してくれそうな警察官を探してください。日本の各地で、一人の警察官から始めてください。検事さん一人見つけてください。繋がりを作ってください。なぜなら、ああいう建物がポイントじゃないんです。人間関係がポイントなんです。

2016年、なぜ私がここに座っているか。アシュリー・ウォーカーという、最初にお話ししたシェルターのディレクターさんが、私と繋がってくれたからです。彼女が、自分の所に来てくれたから私はここにいます。私は、皆さんにまだ伝えていない秘密があるんです。最初に、彼女が、私の所に来た時に、「お前は馬鹿だ。」と言ったんです。その頃、本当に私は馬鹿でした。何も知らなかった。でもその会話の後、一生懸命手伝ってくれました。どうしたら検事という立場で彼女をアシストすることができるか考えました。その時は、本当に小さい規模でした。私のオフィスに、シェルターで実際に活動されている女性も来てもらっ

て。私に対応していたケースのサバイバーに対応してもらいました。そして、彼女のシェルターの中で、サバイバーの人達が保護命令をとる時にアシストしてくれていた弁護士さんにも来てもらいました。そのシェルターの弁護士さんに、私のいる検事局に来てもらったんです。一つ一つの繋がりを大切に、そこに、こう、足していくような、そんな進め方です。それは、どんなコミュニティでもできることだと思っています。ただ、地域にある問題というのが異なるところもあります。ですからさっきの質問にもありましたけど、多機関を誰がリードするかとか誰が中心となるかというのは、その地域それぞれによって違ってくると思います。

サンディエゴで行った時は、私がたまたま選挙で通った検事だったから、というのがあります。なので私が指揮を執って検事局を使って、何かを作り上げるということができました。でもそのやり方を見た他の地域の人達が、検事がそれをやらないといけないうて思い始めてしましますが、検事の中にはすごく態度が悪い人達がいっぱいいます。だからそういう人達が、リーダーシップを取ってはなりません。それは、その地域ではシェルターを見捨てる人達がリードをとるっていうことです。過去二年間アメリカでは、十五カ所でファミリー・ジャスティス・センターを動かしていますが、そのうち十二カ所はシェルターの人たちが、リーダーシップをとっています。アメリカでも傾向の変化のようなものがあります。昔はアメリカでもシェルターを提供する、居場所を提供するということだけだったんですけど、今ではセンターとして警察や検察との関係性を大事にしながら、サービスを提供するようになっていきます。日本では、もしかしたら、そんなのありえないと思われるかも知れませんが、三十年前に、誰かが私に、その話をしたとしていけば、私も、「そんなのありえない」と答えたと思います。でも、同時に、検事それから警察も変わることができるはずなんです。変わらなくてはなりません。その人達が変われるように、皆さんも助けてあげてください。なぜなら、自分達では絶対変わってくれないからです。

さっきから言っているように、サバイバーの人達が自ら選択するということが大切です。もしセンターを作られるのであれば、その中でサバイバーの人達に「こうしなさい」ということはしないでください。なぜなら、それは加害者がしてきたことと同じことになります。チョイスベース、選択肢をベースにした考え方です。それについて反論があるとすれば、そこについて被害に遭っている人が自ら訴訟を起こしたり訴えるということをしなければならぬ制度は変えなくちゃいけないという点です。

北仲さん

日本みたいに、被害者自身が何かをしなければ何も始まらないという状況は良くないということですね。

ケーシーさん

それを変えなくちゃいけない。アメリカで三十年前は、被害に遭った人が訴訟を起こすとか何かしないとできなかった。それをしなければ、加害者である男性は誰も、裁判にかけられなかった。女性達は、恐怖感を抱えています。なので、加害者がそこにいて、被害者がここに置かれて、ここに置かれている人に向かって何か自分でしなさいよ、自分達でなんとかしなさいと、その力を持たされていないのに、それを私達は言い続けてきてしまった。でも、検事にはその力があるんです。検事が「この人がやってることは犯罪です」と言い切ったら、その加害者は、検事に向かって応答しなくてははいけない。その被害者加害者の力関係を変えていくことができる。加害者の持っている力を落として、被害者の持っている力を増やすということを、私達が可能にさせてるんです。それは時間がかかる戦いでもあります。なぜなら彼らの力を減らさなければ、彼女たちの力を増やすことが難しいからです。それができれば、日本でも女性と男性の地位が同じになるはずなんです。

北仲さん

最後に、せっかくフィールズさんが来てらっしゃるので、ちょっとコメントをお願いします。「加害者に責任を取らせる対策を積極的にやっているアメリカ」という内容で、2005年に名古屋でシェルターシンポをやった時に講演してくださったのが、フィールズさんだったんです。

マージョリー・フィールズさん

日本では、女性の人たちが力を持たされていないというのは、私を含めて多くの人たちが認識している現状だと思っています。アルゼンチンで起こっていることの、例えを挙げるとしたら、女性たちが毎日殺されているようなことが起きていても、政府は何かをしようとしていないため、女性たちがストライキを起こすという最終手段取り始めています。

アイスランドの場合は、女性たちがストライキを同じようにしたんですけど、ストライキという呼び方ではなくて、休憩をとりますという言い方をされて、働いている女性全員、仕事から職場から離れたんです。アイスランドの国会は四割が女性なんですけど、そういった女性たちがそこから離れてしまうことや、首相や閣僚も何人も女性で、「私は休みます」というストライキをとられました。ノルウェーもその後続きました。ノルウェーもやっぱり、国会の四割が女性で首相も女性何人が務めています。そういうアイディア私は大好きです。

2000年に、DV防止法が日本で作られました。それは、ここにいらっしゃるような皆さんの努力の結果であると私は思っています。その後に二、三回改正されていても、沢山の欠点がある法律だと感じています。例えば、彼女が自分が受け継いだ家や土地であっても、結果的には離れなくてはいけない。加害者がそこから離れるのは長くても二ヶ月で、その後は加害者は戻ることができてしまう、それを許しているような法律です。日本の保護命令というのは、女性たちが被害に遭っていても、その女性達の証言だけでは足りないと言われてしまいます。女性センターにまず行きなさいとか、警察にまず行ってください、とまず言われてしまっています。日本で、DVを担当しているような警察の人たちが、九時から五時まで仕事をしているとしても、それだけでは足りないです。

今、法律を通そうとしている動きとして、離婚したり別れた後に、子どもたちに対する面会の権利を加害者である父親たちが自分たちにあると主張していることがあると思いますが、その法律の中には、DVの例外に対応しなければならないという項目が欠けています。この問題について、先週色んな方々と日本に滞在している間にお話したんですけど、皆さんがこの大きな問題について、私に説明してくださいました。そして、多くの男性達が、女性たちが嘘をついている、暴力について嘘をついていると主張しています。でも日本にいる女性たちが、何を望んでいるかということ、子ども達に父親となる存在がいてくれることです。ただその父親となる存在というのは安全な人でなくてはならないということです。親が安全でないのであれば、子ども達は安全である親、それがシングル・マザーの母親でしたら、そのシングル・マザーと一緒にいるということ、それが大切でありますし、子ども達に対して暴力をふるうとか、安全でない環境を提供することによって、子ども達はどれだけ大きなダメージや発達の遅れを経験してしまうか、ということが証明されています。そして男性達が面会を主張している中で、アメリカからのリサーチを用いたりしていますが、それは間違った情報を使っています。最新の調査では、子どもたちは安全な環境でいる方が、単に親と一緒にいるという基準よりもちゃんと成長できるという、結果がきちんと出ています。にも関わらず、彼らはそれを引用していません。そして彼らが間違っって利用している言葉というのが、心理学者や精神科医の中で、子どもたちは父親といなければ知的障害を抱えたり、発達の遅れが生じるというような主張をする人達の言葉です。何ができるかは私にもわかりませんが、例えば皆さんとマーチする…行進するであったりとか、ストライキを起こすということとか、日本にいる男性達が、例えば女性たちが家からいなくなることによって、何もできなくなることに気づかせることかもしれません。そして最後に、日本の憲法の方が、アメリカ

の憲法より女性の権利について書いてあることが多いのです。アメリカの憲法には、女性たちが投票する権利があることは書かれていますが、それ以外のことは書かれていません。ですので、日本は、もっといろんなことが法律の中にあるはずです。

北仲さん

中島さん、全部通訳していただいて、本当にありがとうございました。

ケーシーさん、Thank you very much.どうもありがとうございました。



講演資料

世界に広がるファミリージャスティスセンター ～多機関連携による被害者のための正義実現をめざして～

“Working Together To Change the World for Domestic Violence Survivors and Their Children”



講師 ケーシー・グウィンさん

Casey Gwinn, Esq.
President, Alliance
for HOPE International

第19回全国シェルターシンポジウム2016in大分 基調講演資料
2016.9.29 大分市コンパルホール

追憶 ボール スタルジク 巡査



カリフォルニア
マーティネス市の殺人現場



私たちの安全を確保するために多大なるリスクを背負い
ながら勤務についている警官に敬意を示します
～絞扼の予防や威嚇射撃におけるトレーニング協会～

卑劣な犯罪の手口にばかり焦点が当たり、
多くの警官が命を落としているという
事実が見えにくくなっている

警官が犠牲になることが私たちの生活にもたらす影響

2013 (ID) Study トレジャーバレー (アイダホ州) 調査

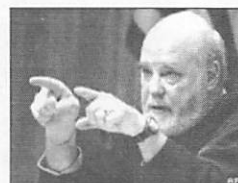
- ・ 警察官が容疑者を、もしくは、容疑者が警察官
を銃撃した深刻な事件10件を調査した
- ・ 容疑者のうち80%がDVの加害者
- ・ 容疑者のうち絞扼の加害者が30%
- ・ 公的記録に基づくものであり、詳細な調査が必要
- ・ 上記の要素との関連性を認識し、今後も調査を
継続する必要がある

リバーサイド カントリー 地方検事事務所 2013年調査 ジェラルド・ファインマン 氏

1993～2013年に、殉職した警察官を調査
そのうち、殺害者の50%は、以前女性の首を絞
める行為を含む犯罪歴がある

私たちは忘れない・・・
ローズ ジョベロ さん

そして、子どもたちを忘れない・・・



ローランド バーンズ 裁判官
ジュリー・ブランドウ 裁判所書記官
ホイット ティースリー 保安官代理



●私たちの課題

- 協力し合うことで、被害者の安全性を高めたり、加害
者に責任を取らせやすくなる
- 絞扼という暴力についての知識をつける必要性
- ほとんどの犯罪の根源には、子ども時代に受けた虐待
のトラウマが含まれる
- トラウマを理解した上での対応方法を私たちの活動に
取り入れていくべきである
- 検察官としては、証拠に基づいた告訴が基本となる
- 私たちは希望を与えられる存在となるべき

私の思い

- 情熱と決意がある、アドボケート、警察官、調査官、
検事が必要
- 情熱がない者、燃え尽きた者は、この仕事に就くべき
でない
- 自分の意見を押し通すのではなく、サバイバーやアド
ボケートの意見を優先すべき
- 刷新・成長・学習・挑戦を続けていくこと
- 正しいことをするためには、時には嫌われ者になる覚
悟も必要
- 法律が社会正義を保つように私たちは努力し続けなく
てはならない

気付くべき事柄は目の前にありながらも
気付けないでいることがよくある…



アンドレアス・ルービツ
2015年、乗客を巻き込んで飛行機を墜落
させたとされるドイツの副操縦士

“彼は普通の若者だった。プロのパイロットになる夢を
叶え、仕事に満足し順風満帆だった。そんな事をするな
ど信じられない”

“とても幸福で、調子よさそうだった”
“彼は完璧な操縦技術を持っていた”
“彼は物静かで優しい人だった”
“彼は抑うつに苦しんでいた”

“彼は希死傾向のために心理療法を受けていた”
“彼は彼の子を妊娠中の女性との恋愛が終わり
悩んでいた”
“彼は彼女に対し、衣服や人との付き合いを制限した”
“彼は他人に対する支配力が極めて強い人だ”
“彼女は次第に怖くなっていった”
“事故が起こった時、彼女は別の生活の場所を
探していた”

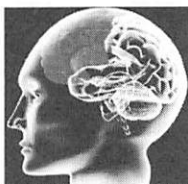
“始まりの中に終わりがある”

T.S.エリオット (英国の詩人)



“言葉”と“行動”は、
生まれた時からすべての
子どもに重要

トラウマの衝撃は生涯続く
可能性がある…



死 亡

受 胎

幼少期の不利な経験が生涯の健康や福祉に与える影響のメカニズム

早期の死

疾病・障害・
社会問題

健康に害のある行動

社会的・感情的・認知的な障害

神経の発達の問題

不利な子ども時代の経験

幼少期の不利な経験(ACE)に関する研究

- ・ 10の関係する質問／10のトラウマ経験
- ・ 将来の不調、疾病、犯罪などの見通し

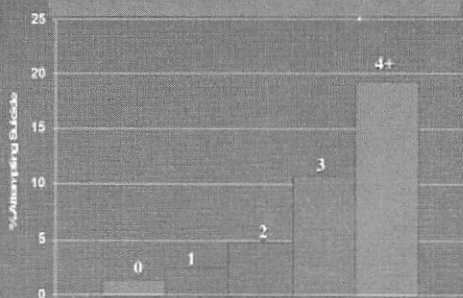
質問のカテゴリー

- ・ 身体的虐待
- ・ 性的虐待
- ・ 言語的・感情的虐待
- ・ 養育の放棄
- ・ DVの目撃
- ・ 両親による薬物やアルコールの乱用
- ・ 両親の不在、離婚、別居
- ・ メンタルヘルスに関する問題
- ・ 両親の投獄

スコア4の場合、大人になって自殺を考える可能性は1200% !

Death

幼少期の経験が自殺を考える根底にある



スコア6の場合、大人になるまで薬物依存症になる可能性は4600% !

Health risks

ACEスコアの高い人は、薬物を利用している可能性が高い



p<0.001

ACEとの相関

- ・アルコールの乱用
- ・虚血性の心疾患
- ・多数の性的なパートナー
- ・自律神経に関する病気
- ・自殺念慮
- ・早期の喫煙
- ・青年期の妊娠
- ・よくうつ
- ・健康に関する生活の室
- ・慢性の肺に関する疾患
- ・親密な人への暴力のリスク
- ・性同一性障害
- ・喫煙
- ・予期しない妊娠
- ・早期の性行動
- ・犯罪
- ・胎児の死亡(流産や妊産婦の死亡)
- ・違法薬物の使用

児童虐待、DV、性的暴行の加害者のACEスコア

ACE score	Current sample (N = 151), %	Normative sample* (N = 7970), %	t
0	0.3	38.0	7.22*
1	13.2	26.5	3.59*
2	13.9	15.9	0.67
3	15.2	9.5	2.39*
4+	48.3	12.5	10.86*

*Normative sample from the Centers for Disease Control and Prevention based on 1996 male data from Felitti et al.
*p < 0.0001.

ACE スコア:
平均 5.5

Number of ACE	Offense category, no. (%)			
	Child abusers	Domestic violence offenders	Sexual offenders	Staffers
0	4 (11.4)	6 (17.8)	2 (3.3)	0 (0)
1	7 (20.0)	5 (11.3)	7 (11.5)	1 (10.0)
2	7 (20.0)	7 (15.6)	5 (8.2)	2 (20.0)
3	9 (25.7)	7 (15.6)	5 (8.2)	2 (20.0)
4	8 (22.9)	18 (40.0)	42 (66.9)	5 (50.0)
Total	35 (23.2)	45 (29.8)	61 (40.4)	10 (6.6)

results of meta-analytic research, which found that adult male sexual offenders were more than 3 times as likely to have had histories of sexual abuse in their childhoods, compared with a nonsexual (but criminal) comparison group.*

measured by the ACE Questionnaire, can be linked to antisocial behavior in a criminal population.

Methods
The sample was composed of 151 adult

すべての人が希望を持てるように、
私たちは、希望を与え続けたい...どんな時も
マザー テレサ

愛着障害 言葉による暴力
心理的な虐待 身体的な虐待 性的虐待
離婚 ネグレクト 薬物・アルコールの乱用
親の精神疾患 強いストレス 家族が刑務所内にいる
慢性的なストレス 神経上の不調
ADHD ADD PTSD アルコール・薬物の乱用
喫煙 未成年の妊娠 危険性を伴う性的行為
犯罪行為 抑うつ 心臓病 糖尿病 COPD
女性に対する暴力 双極性障害 自殺念慮 短い生命

親切 傾聴 受容 長期間の関わり
愛情 無条件の愛情 勇気づけ 肯定
自分らしくいることを褒められる 論理的なつながり
高い価値の表明 特別な未来を描くこと
おそれに打ち勝つ機会 肯定的に自分を捉える
失敗を乗り越える機会 他人を信じること
自分を信じること 夢を信じること
自分でコントロールしている感覚 自己表現
選択している感覚 身体的な力 精神的な力
チームの一員として働く力 ミュニケーションスキル
軋轢を解消する能力 リーダーになる能力
適切な接触 自然に対する感謝

最良の結果は次のような点からもたらされる

- 加害者においては、積極的に逮捕や告訴をする姿勢
- 加害者がきちんと責任をとるための制度
- 被害者が裁判で証言しようとしまいと検察官が勝訴できる事例を増やすこと
- 警察・検察・支援者が連携すること
- 被害者の安全性を高め、被害者支援を厚くする
- 効果的な介入および予防
- 包括的なサービス、ファミリージャスティスセンターが行っているような多機関によるアプローチ

あなたのコミュニティはどうなっていますか？

地域全体で連携がとれている対応ができていますか？

多機関連携モデルを用いていますか？

いつかファミリージャスティスセンターを作る夢はありますか？

健康と癒しへの旅:リスベットのケース 2009年

サンディエゴFJCのクライアント

VOICESの参加

キャンプHOPEに長男が参加

居住権の取得

JCLの清掃業務をしながらサバ

イバー向け無利子ローンを利用

3人の子どもをHOPEのキャンプに送る

エスベランザのプロジェクトの運営

責任者として雇用される

* キャンプHOPE
Casey氏が立ち上げたキャンプ

HOPEインターナショナルの 同盟団体

ファミリージャスティス アライアンス
カリフォルニアファミリージャスティス イニシアチブ
ソロプラクティショナーズ センター
ジャスティスリーガルネットワーク
絞扼予防トレーニング機関
キャンプHOPEアメリカ
VOICES サバイバーズ アドボカシーネットワーク
リーダーシップトレーニング機関

私たちの思い込み



地方検事
市検事
チャプレン
法廷
法医学 ユニット
小児科
多文化サービス
人身売買
警察 DVユニット
性暴力
CAC
成人保護サービス
旅行者支援
Child Advocacy Center
警察 高齢者虐待ユニット
DV被害女性への支援サービス
被害者の証言
障害者コミュニティサービス
警察 高齢者虐待ユニット
治療プログラム
予防プログラム
軍隊
青少年の多様性
キャンプホープ
保護観察
更生制度
ボランティアプログラム

- 現在、137のFJCまたは多機関モデルの施設が存在
- そのうち半数はシェルターや地域のDVに関する活動団体、および認定NPO団体がコーディネートし、残りの半数は地方検察や警察などの公的機関がコーディネートしている
- 他に、50以上のコミュニティがFJCの設立を検討中
- 初のカリフォルニア州全体にわたる活動である
- オランダやベルギーを含む10以上の国にも設立されている
- 地域のトレーニングセンター
- FJC s in VAWA（女性に対する暴力法）にFJCについての項目が含まれる
- モデルとなる州制度の制定
- 国際的に最も大きいFJCはメキシコにある



ダルース ミネソタ EJC



コミュニティの皆さんの協力により
FJCが設立されることを表すため



Riverside FJC (CA)



キッチンとダイニングルーム

食品などについては、スポンサーや寄付してくれるようなサポーターとなる企業を見つけること



サンディエゴ FJC ダイニングルーム



被害者は仲間と時間を共有できる場所や、プライバシーが守られる我が家のような場所を求めている

初代サンディエゴFJC 子ども部屋



子どもたちはリズムを伴う動きを繰り返す。香りは人を落ち着ける働きがあるため、ポップコーンなどの香りも子どもたちが落ち着く要素となる。また、ポップコーンを食べること自体も落ち着きにつながる



アナハイムの子ども部屋 (カリフォルニア南部)



サンディエゴFJC
シーワールド

ワンセーフスペース
チャイルドケアセンター



大会議室(アナハイム、ノックスビル【テネシー州】)



FJCには、他機関や関係者と協働するため大きな会議室が重要

司法面接のための部屋



サンディエゴ



ダールス

リビングルーム

FJC開設の際には、家具が寄付されることがよくある



タコマ



ダールス

コーヒー、エスプレッソが飲めるスタンド
アラメダ郡(カリフォルニア州)FJC



大会議室(アナハイム、ノックスビル【テネシー州】)



FJCには、他機関や関係者と協働するため大きな会議室が重要

司法面接のための部屋



サンディエゴ



ダールス

法廷を模した部屋 (テキサス州 フォートワース市)



部屋のサイズも裁判所と同じで、ここに裁判所の関係者が来てくれることを期待して設置されたが実現しておらず、被害者の裁判の予行練習に使用

アートと社会的企業



シトカ郡(アラスカ州)FJC



アンマン(ヨルダン)

センターが地域に馴染むほど、センターを訪れる人は増える。もし、ろう者が来られないなら、ろう者向けのサービスを用意する。このようにしてセンターを訪れる被害者は増えていく

地域のアーティストの参加



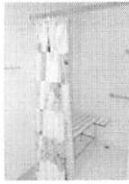
サンディエゴFJC



アルバカークFJC

シャワーや他の設備

サンディエゴ FJC



ダラス FJC

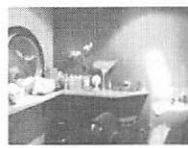


ニューオリンズ FJC中庭



ヘアーサロン

スベリオル湖 FJC ミネソタ州 ダルース市



Dress for Success とのパートナーシップ

(被害者が法廷に向かう際のためのリサイクルショップサービス)



ボストン FJC

タラント郡 (テキサス州) FJC

サンディエゴ FJC

FJCの国際的モデル

カリブプロジェクト スウェーデン 2008年開設

被害者が自由に使える設備
のある台所なんてある！？



女性のための社会的正義の
実現をめざすセンター
スペイン (2011年)



女性のための社会正義実現センター

チワワ (メキシコ北部)



夢と体制を、もっともっと
広げていかなくては・・・



ワンセーフプレース
(テキサス州 フォートワース市)



北東からの予想図



南東からの予想図



開所！そして活動が順調に進んでいる！



緊急避難所、ステップハウス、
ミルウォーキー警察のユニット、
児童保護センター、法律サービス、
権利擁護、カウンセリング、
職業訓練、保健サービス など

カルメンさん、カルメンさんのチームの皆さん、
おめでとう！



カルメンさん



コネティカット州最初のFJCとして、ブリッジポートファミリージャスティス
法人が出来ました。おめでとう。



ブリッジポートのFJCは2016年4月に開設されました。
コネティカット州知事のダニエル・マロイさんと妻に感謝。



現在

未来

ジャスティスセンター

権利擁護	カウンセリング、子ども用の部屋 大人用のセラピー	検察 市民向け法律サービス	児童虐待と性暴力に関する 多機関対応チーム	警察	子ども家庭局、社会福祉サービス、 住宅サービス、文化、言語サービス	健康、メンタルヘルスセンター、 宗教に関する相談、瞑想	医療治療・司法面接室	自立支援、就職訓練、Dress for Success、保育
------	-----------------------------	------------------	--------------------------	----	--------------------------------------	--------------------------------	------------	-----------------------------------

たくさんの開放的スペース



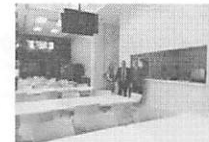
夢は広がっていく



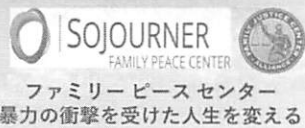
ワン・セーフ・プレース



コミュニケーションが広がるような開放的な造り。殻に閉じこもることがないように、皆と一緒に集えるような大きな食堂がひとつある。一人ぼっちで食べないことがルール



センターから見るミルウォーキーの下町の眺め



西ウォルナット通り 619 ミルウォーキー市 ウィスコンシン州

モザイクセンター

キッチナー市 ウォタールー地区(カナダ)

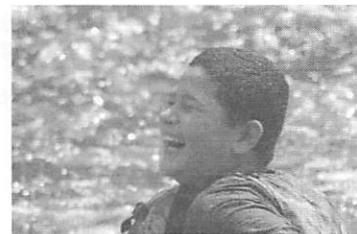


Camp HOPE America

ベリゾン(携帯電話等の会社)の出資によるホーププロジェクト



クラマス川のアレックス



Camp Hopeの全児童の平均スコアが 5.5 Alexは 7

オクラホマ大学の調査のレポート2015



Chan Hellman, Ph.D.

DVIにさらされた子どもへの介入としてのキャンプ
ホープ: そのプログラムの評価と強み
『青少年に対するソーシャルワーク』に掲載された



FJC/MDT (Multi Disciplinary Team: 多機関連携チーム)そして殺人の予防

- 殺人を減少させたいと望むなら、FJCやMDT、ハイスクに対応できるチームづくりに力を注ぐべき
- 殺人は予測可能。それゆえ・・・様々な地域（農村部、地方、都市部など）における死亡率とリスクのアセスメントが重要
- 夢は大きく、スタートは小さく。これが私達の力の源
- 私たちは“最後の威嚇射撃”を理解し、それに基づき行動しなければならない

絞扼(死に至る場合も、至らない場合も)についての専門家でなくてはならない

- すべての人が自分を護る教育や訓練を、様々な場所で受けるべき(警察学校、看護学校、医学部、病院、医療関係者、公的機関、行政、児童福祉 など)
- 絞扼との関連性を示した法律を既に立法させた州は、実際に執行しなくてはならない。まだ法律ができていない10州においては、まず立法化させること
- 司法面接室がFJC内で設置されることを義務化(ニューヨーク州)
- プライマリーヘルスケア(基本となる保健サービス)を実施することによって、首を絞められた後生き延びた人達の後遺症を軽減することができる

成長するFJC促進運動

大統領(ジョージWブッシュ)によるFJC促進運動によって設置された15ヶ所のセンターのうち、13のセンターが活動を維持し、急速に成長している

アラバマ州FJC
アラバマ州と地方検事のナンシー・O・マレーさんに感謝!



ニューヨーク市都市委員 セシル・ノエルさん
ブルックリンFJCディレクター ジェニファー・デキャーリさんに感謝



ニューオリンズ FJC

希望がもてるプロジェクトと新たな取り組み

- 警察、権利擁護団体、検察が協働する
- 被害者の権利擁護を行う機関と警察は同じ場所にあることがよい
- DVやSAによって住居を失った人に対する社会福祉部と警察との連携
- 性暴力の事例では警察と権利擁護団体が協働する
- 専門性を持った団体や機関による連携アプローチ
- 多機関連携アプローチ型の死亡率のアセスメント
- FJC
- 警察の関係部署と被害者支援の部署を同じ場所に設置

全てのFJCは

子ども向けのサービスを統合すべきである

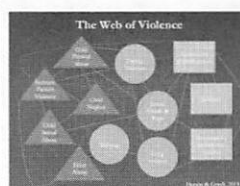
- 児童虐待とDVが共存する可能性の高さから考えると、FJCのサービスに子ども向けサービスを統合することが必要である
- 児童虐待が疑われる家庭には高率でDVが起きているため、DV被害にあった保護者向けの支援を子ども用の福祉サービスやCAC(チャイルドアドボカシーセンター)では包括的に提供されるべきである
- DVと児童虐待に対する連携した対応が非常に重要

アメリカ司法省の手引き

- 被害者に対する思い込みや先入観を自覚する
- すべての被害者に敬意をもって接し、被害者が事件についての情報を話しやすく感じられるインタビュー手法を用いること
- 性暴力やDVに関する訴えに関しては効率的かつ完全に調査する
- 性暴力とDVの報告を明確に分類する
- 被害者を適切なサービスにつなげる
- 誰が加害者であるかについて正確に見極める
- 性暴力やDVの加害者が責任をもつことを徹底する
- DVやSAに関する調査データを維持し、理解した上対応する

複合化、或いは重層化しがちなスクリーニングサービスにおける傾向

OVC (Office for Victims of Crime) が各部署にまたがるような被害によるトラウマと社会正義の接点からの取り組み



暴力の網
児童虐待、高齢者虐待、いじめ、ネグレクト、性暴力、デートDVなど・・・

展 望

- 児童虐待/DV/性暴力に対するサービスがCACやFJCを通じて連携した形で提供される必要性
- 様々なサービスをまとめて一カ所で提供(被害者の意向に基づき、選択肢があるサービスでなくてはならない)
- 多職種・多機関の連携に基づく垣根を超えた児童虐待、DV、性的暴行、人身売買に対する支援
- 暴力予防に焦点を当てた新しいコミュニティや文化づくり
- 刑法・民法の両方の司法システムに関わりを持つ専門家の参加(警察、検事、被害者のアドボケート、コミュニティ内の性暴力/DV/児童虐待プログラム、カウンセリングプログラム、医療サービス、宗教的サポート、経済的支援 など)
- たて割り行政をやめる
- コミュニティ内にある対応法を被害者中心とした体制で整える必要性。また、暴力は地域内の全ての人に影響を与えることを認識した上、被害者のニーズを満たす義務は社会にあることを理解しなくてはならない
- 私たちの関わりを増やそう

How to Reach Us

Casey Gwinn, Esq.
President
Alliance for HOPE International
casey@afhica.org
casey@allianceforhope.com



ケーシーさんのご両親とお父さんの兄弟の皆さん

ケーシーさんの著書

Cheering for the Children



www.familyjusticecenter.org or www.amazon.com

分科会レポート

分科会 10月30日㊥ 9:30～12:00

A-1	我が国におけるワンストップセンターの可能性を模索する	大分実行委員会
A-2	当事者が求める性暴力被害者支援のための根拠法とは	性と身体を考えるネットワーク会議
A-3	女性支援事業全体の底上げについて考える ～指針とガイドラインの活用～	公益財団法人東京YWCA
A-4	ハーグ条約がもたらしたもの ～ひきさかれる子どもたち～	NPO法人全国女性シェルター ネット事務局
A-5	DV被害にあった女性と子どものための支援 プログラム・凛(ring)～就学前から思春期まで：継続的な支援プログラム の意義について～	NPO法人女性ネット Saya-Saya
A-6	デートDV防止教育の次の課題 ～加害者も被害者も作らない心地よい関係～	NPO法人ハートスペースM
A-7	DV・性暴力によるトラウマのケアを考える ～マインドフルネスという視点から～	NPO法人レジリエンス
A-8	女性のための護身術WEN-DO（ウェンドー）	大分実行委員会

分科会 10月30日㊥ 13:00～15:30

B-1	被害者支援の一環としてのDV加害者プログラムとは ～警察 庁・内閣府の対応を見据えた実践を考える～	大分実行委員会
B-2	より良い支援を考えるワークショップ	駆け込みシェルターとかち
B-3	あなたの職場は大丈夫？ ～やってみよう～ LGBTに対するセクハラ・モラハラチェック	NPO法人全国女性シェルター ネット事務局
B-4	議員フォーラム 「包括的な性暴力禁止法の制定に向けて～女性支援関連法案の 整備～」	NPO法人全国女性シェルター ネット事務局
B-5	DV被害者が働き続けるために ～シェルタースタッフがすること～	NPO法人女のスペース・おん
B-6	性買と女性支援 ～売春防止法改正に向けて～	認定NPO法人ウイメンズハウ スとちぎ
B-7	子どもへの支援 ～心理教育テキスト「私の青いノート」の試み～	NPO法人DV防止ながさき
B-8	ヨーガ療法 ～こころとからだのセルフケア～「ゆっくり呼 吸」で自分を取り戻そう！	大分実行委員会

タイトル

我が国におけるワンストップセンターの可能性を模索する

担当団体

シェルターシンポ大分 実行委員会

司 会

北仲 千里（全国女性シェルターネット 共同代表 / 広島大学教員）

発題者

松村 歌子（関西福祉科学大学 教員）、後藤 素子（大分県消費生活男女共同参画プラザ所長）、
中村多美子（弁護士）、井上 匡子（神奈川大学 教員）、
Casey Gwinn（Alliance for HOPE International 理事長）、（通訳 中島幸子）

目 的

初日のGwinnさんのファミリー・ジャスティス・センターに関する基調講演を受けて、ファミリー・ジャスティス・センターや、DV被害者支援における多機関多職種の連携についてより深め、日本の実情とも合わせて、そこへの課題や可能性をさぐる。

内 容

1. 松村：ファミリー・ジャスティス・センターの特徴と課題

松村：ケーシーさんのおられるカリフォルニア州サンディエゴ市のファミリー・ジャスティス・センターに立ち上げ当時の2000年に訪問して見学し、その後、2014年にニューヨーク州のファミリー・ジャスティス・センターも訪問させていただきました。

(1) アメリカのシステムやニューヨーク州のFJCについて

(i) 社会的コストとDVの定義

ニューヨーク州は現在、ニューヨーク市内のBrooklyn、Queens、BronxとWestchester郡、Erie郡のBuffaloの5か所にファミリー・ジャスティス・センターを設置しています。ニューヨーク市のファミリー・ジャスティス・センターは市が設置していますが、その設置の理由は社会的コストです。一件の殺人事件が起こりますと、例えば警察の出動や逮捕・拘束にかかる費用、被害者等の病院への救急搬送にかかる費用、DVシェルターでの被害者の滞在費、子どもセンターでの滞在費、里子養育にかかる費用、検死にかかる費用、裁判所による訴追や刑務所での収監にかかる費用など、全部含めて260万ドルかかると言われています。事前に予防したほうが社会的コストの削減につながるという発想です。

DVの定義は、州によって色々ですが、基本的には、親密な間柄の人（intimate partner）からの暴力をいい、配偶者（元配偶者・事実婚を含む）のみならず、交際相手や同性カップル、現に子どもがいる人や血縁関係のある人など、いわゆる家族といわれる人からの暴力をDVと呼んでいます。

2014年の統計によると、DV・性暴力ホットラインへの電話相談件数はニューヨーク州だけで28,099件、ニューヨーク市だけで87,314件となっています。ちなみに、日本全国での配偶者暴力相談支援センターへの電話相談件数は10万件ほどです。ニューヨーク州全体の2014年の殺人件数は612件であり、うち親密なパートナーによる殺人件数は65件（図1）、16歳以上の女性被害者のうち、親密なパートナーによって殺害されたのは45%、男性被害者は3%でした。親密なパートナーによる殺人件数65件のうち、火器が使用されたのが19件、鋭利な刃物などの道具が使用されたのは28件でした。

そこでニューヨーク市が、20年以上前から犯罪率の軽減を目指して、警察官の増員、犯罪多発地域取締り、警察官による不審者への頻繁な所持品検査を積極的に行った結果、ニューヨーク市での殺人件数は1990年には2245件であったものが、2014年には325件へと激減しています。ちなみに、日本での殺人事件件数は、殺人未遂の数も含めて、東京では年間約120件、全国で1000件程度です。また、ニューヨーク州の保護命令発令件数は図2を見てください。

このほかにも様々な統計がとられており、全米で親密なパートナーによる暴力には、年間8.3億ドル以上の経済的コストがかかると言われています。親密なパートナーによる暴力は職場での暴力事案の26%に相当し、その結果、従業員のヘルスケアにかかる費用が増え、労働生産性が減少し、職場の欠勤が増える、セキュリティにかかる費用も増えるなどと言われています。そのため、重大な結果が生じる前に早めの対応をするべきだという考えにつながっています。

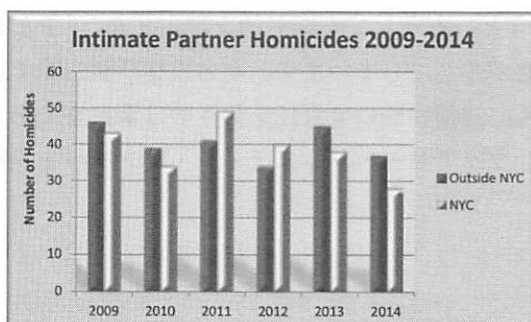


図1. ニューヨーク州における親密なパートナーによる殺害

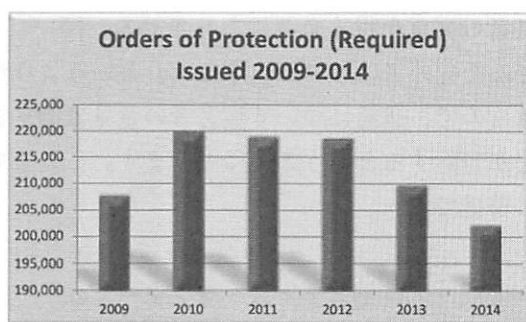


図2. ニューヨーク州における保護命令発令件数

(<http://opDV.ny.gov/statistics/nydata/2014/nys2014data.pdf>)

(ii) 警察のケース対応の流れ

DV事案が発生し、通報があれば、警察官は速やかに現場に行かなければならないと法で定められています。警察官が臨場したとき、場合によっては、夫婦ともにけがをしているかもしれません。まずは関係当事者を引き離し、武器を持っていれば取り上げます。そして、関係当事者から宣誓供述書の録取を含む捜査を開始し、子どもや近所の人も含めて、その場にいた者全員から現場検証と事情聴取を別個に行います。今回の事案に限らず、過去の事案であっても、犯罪行為を示す証拠があれば収集し、身体的傷害や財産的損害などを写真ないしビデオ撮影します。また、個人的な財産（洋服、携帯電話、宝石など）への損害、共有財産（家、家具、パソコン、車など）への損害の有無をチェックし、被害者への脅迫を示すもの、またはそれを謝る書面や音声データなどがあれば収集します。

そして、逮捕をするに相当な理由があると警察官が判断すれば逮捕します。警察官が合理的に判断をして、被害者だと思う方を保護し、加害者の方を逮捕するというようになっています。場合によっては、本当は被害者の人が捕まることもあります。「プライマリー・アグレッサー(primary aggressor)方式」というものを採用していて、最初に加害を加えた者もしくはより重い加害を加えた者を逮捕します。逮捕された人が本当は被害者である場合は、警察官などにこれまでの経緯を説明して、自分が本当は被害者であるということを立証していく必要があります。

警察官は、逮捕の有無にかかわらず、DIR (domestic incident report) という報告書を、自身のバッヂナンバーと署名入りで作成し、コピーを被害者に渡さなければならないことになっているので、もし被害者が、警察官の対応に不満があれば、その上司に連絡を取ることができます。このDIR報告書は、「家庭で何が起きたのか」という被害者の申し立てを公的に記録したもので、犯罪被害者補償制度を申請する際などにも使用します。

また、被害者への権利の告知についてもDIRの裏面に記載されており、警察官から説明が行われますし、被害者支援についての情報提供もこの段階で行い、ファミリー・ジャスティス・センターなど地元のDVプログラムについて紹介します。例えば、ファミリー・ジャスティス・センターでは、保護命令の発令の申請の手続きの支援のほか、裁判へのビデオリンクでの証言も可能ですので、裁判に同席しないということも可能です。保護命令の内容は州によっては異なることもありますが、保護命令の発令は、必ず裁判所で加害者の審尋を経て行われることになっているので、それまでの間に危険を感じた場合はすぐに警察を呼ぶようにという説明があります。

(iii) 加害者に責任を取らせる方式

次に、義務的逮捕 (mandatory arrest) 政策についてですが、アメリカでは全般的に加害者に責任を取らせる司法制度を採用しています。そのため、臨場した警察官が、逮捕に相当な理由があると判断すれば、逮捕ということになります。このとき、警察官は被害者に逮捕してほしいかどうかを聞かないし、被害者の同意を得る必要はありません。聞いてしまうと、どうしても経済的な理由とか、「子どものお父さんを犯罪者にしてしまうのは」というような逡巡が生じてしまいます。暴力事案は親告罪ではありませんので、逮捕について被害者の意見は聞きません。逮捕について責任を負うのは警察官であり、市当局が告訴するということになります。ここまでが、ファミリー・ジャスティス・センターを説明する前の前提です。

(2) ファミリー・ジャスティス・センターとは

ファミリー・ジャスティス・センターとは、DVについてのワンストップ・センターのことで、2014年2月に訪問した時点では、全米で80か所、現在は137か所あるそうです。

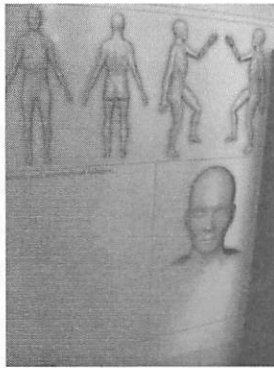
どのファミリー・ジャスティス・センターでも、一ヶ所で支援を受けることができます。特に大事なのは、行政の窓口とか、警察、検察、カウンセラーといった方が、DV対策に熱心な方が集まっているということです。日本の場合ですと、行政窓口で「その件に関して私は詳しくないので」とたらいまわし気味になったりとか、「DVの人来てるよ」と大きな声で言われてしまったりなど、「えっ？」というようなこともあるのですが、こちらに来ればDV支援に熱心な方が非常に新味に対応してくれます。写真は、ニューヨーク市のQueensのファミリー・ジャスティス・センターの外観ですが、場所も公開されていますし、セキュリティも厳重で、ドアの奥に空港並みのセキュリティがあります。

ファミリー・ジャスティス・センターで受けられる支援は、保護命令の申請支援、カウンセリング、傷害の証明、警察・検察官との面談、ビデオリンク方式による裁判所とのテレビ会議や証言、セーフティプランの作成、離婚手続きや子どもの監護権などの法的支援、住居の確保、就職の支援など色々あります。すべての支援は被害者が選択し、自己決定を尊重します。

FJCの運営主体は様々です。今回訪問したニューヨーク市のFJCは、行政機関による主導でした。箱モノ (建物) を行政機関が作って、運営を民間団体が入札方式で参加し、民間団体は1～2年ごとに交替するという形です。行政機関型のように、行政がハード面全体の運営費補助、維持管理を担当し、ソフト面を民間団体が担うタイプのFJCがあれば、民間団体型のように、例えばキリスト教など宗教系の団体がハード面もソフト面も全て担っているという場合もあります。どちらの運営主体にせよ、プログラムの中身や運営理念、支援哲学については、全てFJC Alliance of Hope Internationalが主導しており、プログラ

ムの研修や指導が行われるため、支援の質が保たれる形になっています。

FJCの特徴は、窓口を一本化することによって、迅速に対応でき、被害者のニーズをくみ上げることが可能であること、窓口をたらい回しされることがないので、被害者の時間的、精神的負担が減ることであり、その成果として、親密なパートナーからの殺人が大幅に減少しています。また、非常に熱心な支援者が対応してくれるため、相談しやすいこと、話の通じる警察官や検察官が対応するので、立証、証拠集めにあたって被害者が協力的になります。もちろん、DV防止のための啓発活動もしており、暴力防止教育などもティーンエイジャーにやっていたりもします。



多機関連携といっても、多様な形がありますが、私が見てきたFJCの実感としては、法関係者と行政・福祉関係者がメインという印象を持っています。警察・検察・弁護士、場合によっては大学も参加していて、将来、弁護士を目指すロースクールの学生さんが、DVクリニックという授業の一環で、インターンシップの形で、保護命令申請手続きを支援するなどの支援を行っています。本格的な医療支援は病院で行います。

オープンしている時間帯は平日の9時～17時の勤務で、労働環境がしっかり守られており、残業ゼロという雰囲気でした。また、

多言語での支援が提供されています。

アメリカでは、FJCのように、箱モノ（施設）を作ってそこに支援者が一堂に会するというセンター型以外にもたくさんの多機関連携の形があります。例えば、病院型のように、病院でワンストップ・センター（日本でいう性暴力救援支援センターのようなもの）があったりとか、DVコート型（DVコートでは、DVに関する刑事手続・民事手続・家事手続を一人の裁判官が裁判を行う）では、裁判所の中にNPOが部屋を与えられていて、保護命令申請手続きやカウンセリング、裁判手続の進行の仕方や用語の説明を教えるといったような連携の仕方をしていたりとか、市役所内で関係機関が集まるタイプとかです。日本でも、市役所内で関係機関が集まるタイプは、久留米方式として有名です。その他、ソーシャル・コミュニティ・サービスに加えた形の支援、例えば保健師が妊婦のいる家庭に必ず訪問し、低年齢での結婚、飲酒、薬物、暴力、犯罪歴など、家庭にどれだけのハイリスクがあるのかというのをチェックかけていき、必要な支援先につなぐという形で、DVの早期発見・予防をしている場合もあります。

FJCの場合は、箱モノがきちんとあり、地図上にもセンターの存在が明確になっているため、セキュリティの問題から飛び込みで入ることは難しいにしても、単に市役所内の一角に支援場所があるのと比べても、一般市民への訴求性は高いといえます。

(3) 多機関連携の課題、日本での多機関連携導入

FJCだけの問題に限りませんが、支援を実施していく際には、色々と文化の異なる専門家が協働する関係上、支援のスタイルが異なりますから、苦労はつきものです。日本でも、法律系の人、心理系の人、福

社系の人とでは、使っている言語や優先順位、最終的な目標の違いもあるなど、ずれるところがあったりもします。FJCでは、迅速に行動するか、さもなくば邪魔しない（move first or get away）という考え方で、一緒にやっているということでした。被害者に対して、一貫してより良い支援を提供できるよう、支援者間でコミュニケーションを密にとり、お互いを尊重する姿勢が重要です。

ニューヨーク市のFJCの場合では、ニューヨーク市が予算を配分するので、FJC内のどの団体にどれだけ予算を配分するのか、また、実績がないと入札を勝ち取れないので、新規参入も難しいというような問題もあります。それから、民主党政権では女性に対する支援への予算は多くつく傾向にあるが、共和党政権だとガクンと削減されてしまうなど、政治や経済情勢の変化により助成金が増減するという問題もあり、コンスタントに資金を集めるためには、寄付を募るなど様々な苦労があるということでした。

日本に多機関連携導入するのは可能かといえ、もちろん可能です。ただ日本は、まだまだ「DVの問題は個人の問題」という認識がすごく大きいので、これを社会全体の問題であること、女性の暴力の問題は労働生産性や少子化の問題、女性の健康阻害要因でもあるという認識をして、しっかり社会全体で対策をとっていく必要があると思っています。また、費用対効果の考え方を導入すれば、「こんなにお金がかかるなら予防に力を入れた方がいいか」という発想につながりやすいと思いますので、経済学の専門家に研究を進めてもらいたいと考えています。阪神タイガースの優勝による経済効果を算定するよりも、女性に対する暴力に関する経済的損失を算定する方が、社会保障費や医療費の削減につながることは間違いありません。救急車一台を一回呼ぶのに4万円の税金がかかるそうですので、こういった数字を積み上げていく必要があります。

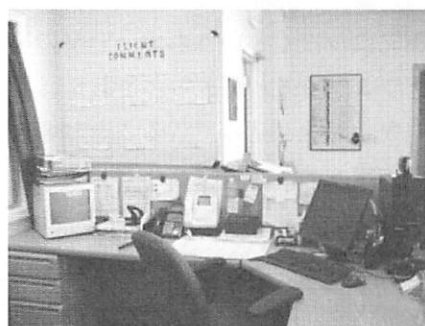
また、必ずしも箱モノを作れと言っているわけではありません。行政と民間団体がいい感じに役割分担をして、適切にお金を回るシステムを作ることが必要です。ただ、日本の場合ですと、どうしても民間団体の頑張りに任せてしまうし、行政の人件費を削減するために、行政が民間団体に委託してしまうという関係性にあります。行政が民間の頑張りを「搾取」する形での支援の提供ではなく、民間団体も十分に生活ができるくらいの身分保障に必要なお金を払うべきだということです。それと、サバイバーであれば、被害者支援を提供できるというものではありませんので、サービスの質、支援者の専門性を確保していく必要がありますから、場合によっては、中間管理団体を設立して、サービスの質を確保し、支援者の専門性を高める研修をきちんと提供し、予算の獲得、政策提言だけを行う団体があってもよいのではないかと思います。

そして、日本の支援でどうしても遅れているのは、外国人、性的マイノリティ、高齢者、障害者、男性被害者への支援と子どもの支援です。特に、子どもの支援については、女性を保護したら、子どもは付属物という考え方で、子どもを閉じ込めて安全を確保すべきという考え方が多いのですが、家族全体に対して支援する、子ども自身の代理人もつけて、子どもの意見もしっかり聞き取って、子どもの視点で支援するという考えが重要になってきます。

以下の写真は、FJCの内部の様子です。受付、待合室、



FJCの入り口（Buffalo）



受付（インテイク）



待合室



子どもの遊ぶ場所



フロアは、壁のラインで、支援者の分野ごとに区切られている



被害者に提供する食料品（フードバンク）や衣服



Buffaloのシェルターは一戸建て



家全体ではなく一つ一つの部屋が寄付で成り立っている

2. 後藤：大分県でのDV被害者支援の取り組み

後藤：大分県消費生活男女共同参画プラザ、愛称・アイネスの所長をしております後藤素子と申します。

私は、今年の四月にこの職に就いたばかりで、長く支援活動にかかわっている方やライフワークとされている方、そういった方々の前で話をするのはつらいのですが、今日は、可能性を模索する場ということなので、議論のたたき台にさせていただければありがたいと思います。私からは大分県のDVの現状や、行政としてどんな仕組みで、どんなことをしているのかをお話させていただきます。

消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉は、県の総合文化センターオアシスのはす向かい、隣が県立美術館OPAMというロケーションにあって、一階が執務室と相談室、二階に大小の会議室と市民団体の方々等がちょっとした打ち合わせができるアイネスルームがあり、働きたい女性のための託児も行っております。

アイネスは、消費生活センター、男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センターの機能を備えており、合わせて、NPOの認証手続きやNPOの活動支援などの業務も行っており、県民の皆さん方への広く総合的な情報発信の場、相談の場、交流の場という位置づけとなっているところです。なお、職員は、県民生活・男女共同参画課の業務を兼務しており、施策の立案や予算確保、議会対応も

行っています。

大分県では、配暴法ができた直後、まず、大分県婦人相談所を配暴支援センターに指定し、その後、平成21年にここアイネスを指定しました。現在、大分県の配暴センターはこの二か所で、市町村には設置されておりません。各市町村では、それぞれ、DV施策の担当窓口が設けられていますが、専用の相談窓口があるのは大分市と別府市の二市だけとなっております。また、専任の相談員を置いているのは大分市だけという状況です。

☆大分県におけるDV施策の推進体制（資料1）

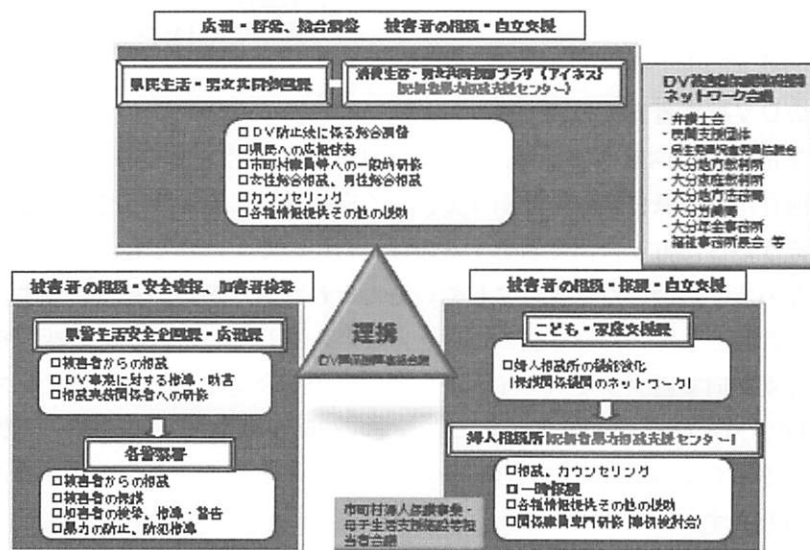
県民生活・男女共同参画課とアイネスでは、広報や啓発、総合調整と被害者の相談自立支援を行い、警察本部では、生活安全企画課がDV・ストーカーの総合対策を、広報課がDV相談を受けています。福祉保健部の子ども・家庭支援課は、一人親の支援や児童虐待対策、要保護児童の支援を所管するとともに、婦人相談所の機能強化という役割を担っています。この三者が核となり、相互に連携してDV施策を推進しているところです。

配暴センターであるアイネスと婦人相談所との役割分担ですが、婦人相談所においては安全確保を第一として、緊急の事案であるとか、命に係わるような深刻事案を主に対応しており、併せて、同伴児童がいる事案も婦人相談所の方で対応しています。一方、アイネスでは、もともと男女共同参画センターですので、女性総合相談ということで、いろいろな生活における不安や、夫との関係における悩み、そういったDVの前段階的なところの相談を受けるとともに、被害者が婦人相談所以外の対応を望む事案など、柔軟な対応が求められる場合に民間支援団体等との連携の窓口ともなっています。

DVの被害者保護関係機関ネットワーク会議というものも設けております。弁護士会をはじめ、民間支援団体、民生委員・児童委員、司法関係機関、労働局、そういったところが一堂に会する場を年に一回開催し、互いに顔の見える関係づくりに努めています。

資料1

★大分県のDV施策推進体制



☆相談の状況

アイネスにおける女性総合相談の件数は年間約千件、内容は様々です。DVを含む夫婦関係から、人間関係、暮らしの問題、多様な女性の相談を受けています。（資料2）

また、大分県の配暴センターである婦人相談所とアイネスの二か所のDV相談件数は、25、26、27年度を見ると、概ね500件前後という状況です（資料3）。平成25年度に減少しているのは、件数のカウント方法の見直し（一日一人の方から二回受けたものについては一件とカウント）によるものです。

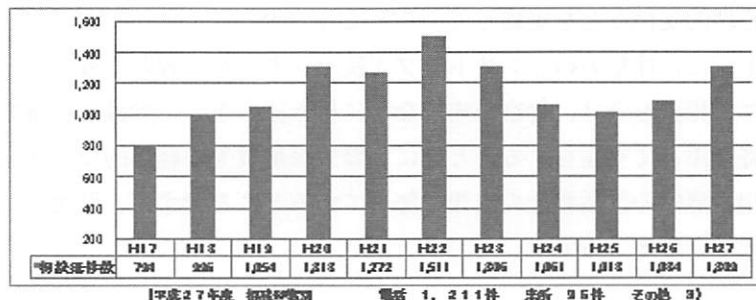
なお、DVにかかる一時保護件数は、ここ数年、年間40件から50件となっています。

一方、警察本部が、配偶者からの暴力事案としてカウントしている件数は平成27年は939件ということで、年々うなぎ上りとなっております。これは、警察署や交番などで相談や通報を受けたいわゆる男女間トラブル事案のうち、警察のほうでDVだと判断をしたものです。このうち、検挙となったものは、39件と聞いております。

資料2

★アイネスにおける女性総合相談の状況

（相談件数の推移）



平成27年度 内容別件数

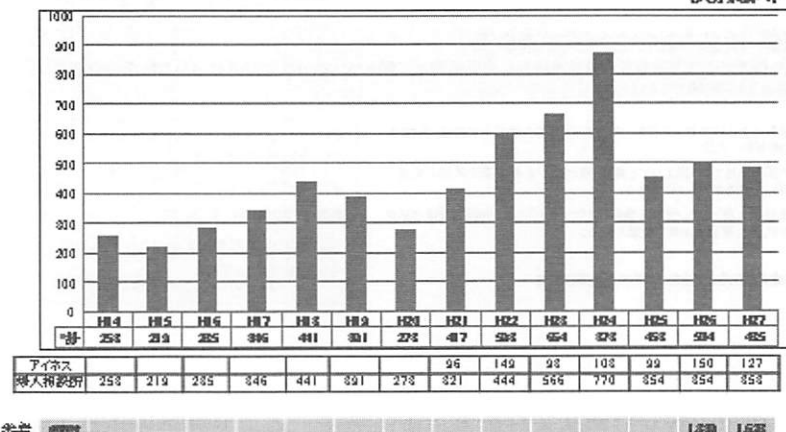
※件数は重複計上

項目	主な相談内容	件数
I 夫婦関係	離婚、DV	518
II 人間関係	親子等家庭内の人間関係、男女関係 等	548
III 暴力等	デートDV、セクハラ 等	37
IV 心・身体	病気・障がい・更年期、妊娠・出産 等	96
V 仕事	就業・転職、労働条件 等	64
VI くらし	金銭問題、生活一般、生活方 等	338
VII その他		138

資料3

★大分県配偶者暴力相談支援センター DV相談件数

（大分県調べ）



注1：婦人相談所は平成14年4月、アイネスは平成21年8月にセンター開設

注2：被害者本人からの延べ相談件数

注3：24年度から25年度の減少は、婦人相談所の相談件数カウント方法の見直しを実施したことによる

☆DVに関する意識

大分県では独自に、5年に一度、意識調査というものをしています。DVの被害経験ということで、一度でもDVの被害にあわれたと答えた方は、37.9パーセントと非常に高い数値が出ており、いずれかのD

V被害に何度もあったという方は、11.7パーセントでした。

一度でもDV被害にあったという人の相談の有無ですが、相談した人は24.6パーセントでした。全国調査の37.2パーセントよりかなり低くなっています。特に、女性については全国が50パーセントであるのに対して、大分県では30パーセントという状況で、大きな課題であると考えております。相談しなかった理由では、「相談するほどのことではない」「自分にも悪いところがある」「我慢をすればいい」といったものが多く、DVを人権侵害だと認識されていない状況がみてとれます。

☆大分県の取組

まずは、DVのない社会づくりの推進ということで、4つの取り組みを柱として進めているところで（資料4）。相談員の研修をはじめ、民間団体への支援、シェルターの運営費補助、民間支援団体を通じた託児費、住宅費の助成等経済的支援などです。また、被害者一時保護施設を退所した方々の孤立防止のための集いの場を設け、心理的支援などを実施しているところです。

また、今年度、4月1日に、性暴力のワンストップ支援センターを大分県でもやっと開設することができました。ワンストップで相談を受け、警察や病院などに付き添いをし、弁護士や臨床心理士、医療機関としっかり連携をして寄り添って支援をするとともに、緊急医療費等の経済的な支援を今年度から始めております。現在、この相談窓口の電話番号の広報に努めているところですが、県民の、特に若い世代への周知が大きな課題と考えているところです。

資料4

★大分県の取組

DVのない社会づくり推進事業

女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなるDV(配偶者等からの暴力)を撲滅し、男女の人権が尊重され暴力のない温かい県民生活を実現することができる社会づくりを推進する。

- 迅速な通報・相談しやすい体制づくり
- 安全で安心できる保護体制づくり
- 被害者の自立を支援する体制づくり
- 暴力根絶のための社会づくり



※性犯罪・性暴力被害者対策推進事業

性犯罪や性暴力による被害者を被害直後から中長期的な支援をワンストップで行う「おおい性暴力支援センター・すみれ」を開設(4月1日)

- 事件の相談員による被害者の気持ちに寄り添った電話や面談での相談、病院や警察などへの付き添い支援
- 臨床心理士や臨床心理士、弁護士などと連携・協力により、被害者の状況や意思を尊重しながら、必要なサポートにつなぐ
- 総合的な支援の一環として、緊急医療費、カウンセリング費、弁護士法律相談費、被害者救済費を助成し、被害者の負担軽減を図る。

県民・若年層をはじめとする県民生活の豊かさへの取り組み



現在、大分県では、第4次DV対策基本計画を作成中です。やっと骨子が出来上がったところですが、相談窓口が被害者の方々に伝わっていないのではないか、若年層の啓発教育がもっと必要なのではないか、被害者の自立やエンパワメントのための支援が不十分ではないか、多様な関係機関との連携を図るための会議体が形骸化していないか、もっと有機的なつながりやネットワークの強化の仕組みが必要ではないかということなどを課題として、これからこの計画の作成を一つのステップにして、大分県におけるDVの対策の推進を考えていきたいと思います。

北 仲：大分の性暴力ワンストップセンターは、どういうタイプでスタートされたんですか。

後 藤：センター拠点型です。病院拠点型ではありません。検討した結果、センター拠点連携型でスタートしました。

北 仲：ネットワーク会議というのは、ほかの県でもよくあるのは年に数回だけ会議があるとか、そういった感じですが、ケースごとに会議するのではない、年に数回するという形でしょうか？

後 藤：大分県でも実態はそういう状況です。

井 上：施策の推進体制やネットワーク会議も非常に重要ですが、実際にどのように対応しているかということ。そして、対応のながれ図が、関係者に共有されていることが大切ですね。

参加者A：ニューヨークのワンストップサービスで、9時～17時で労働条件を守るというのは、大事なことなのですが、ただ、DVは夜中に起きることも多いので、その対応はどうなっているのでしょうか？

ケーシー：ニューヨークのようにFJCが閉まっている間には、ほかの緊急対応している団体が、代わりに対応を行います。例えば女性が夜中にレイプされ、警察が来たとします。その場合は、性被害にあった人のために活動をするSARTというチームが各地域にあり、SARTが出向いていきます。もし、その女性が夜中にどこかに滞在したいと希望した場合は、その一晩のための滞在場所というのは別の場所にある別の団体から提供され、次の日に、彼女はファミリー・ジャスティス・センターに来るという流れになっています。ファミリー・ジャスティス・センターは、9時～17時かもしれませんが、そこが提携している先で、24時間のサービスを提供しているところがたくさんあるので、対応が可能になっているということです。

参加者B：自立支援とか、エンパワメントとかそのような言葉はよく見かけます。私がほしいのは、回復支援。エンパワメントして、働きなさいと言われても、実際私は働けないです。そういうものは、どうケアしていただけるのか知りたいです。

3. 中村：日本のDV対策の成果と関係機関連携の課題

中 村：大分県の弁護士の中村です。大分県における具体的な取組を振り返りながら、課題について議論したいと思います。

(1) 20年の間で達成されてきたこと

私は、2001年12月に大分県弁護士会に登録変更をして、2002年から本格的に大分県で業務を行っていますが、当時は、DV事件を扱う女性の弁護士が非常に少なかったため、DV防止法に基づく保護命令を申し立てたのは、私が最初と聞いています。その際、裁判所のDVに関する認識も非常に乏しかったと感じています。DV防止法ができる前は、民事保全法という法律を使って対応していました。保護命令の制度ができ、大分で申立てをしたとき、とてもびっくりしたのは、多くの男性が妻を叩いたということを確認することで。なぜなら、多くの男性は「妻が悪いから叩く。」という理屈を裁判官だってわかってくれると考えていた様子でした。しかし、DV防止法ができ、裁判所が身体的暴力をふるうことはたとえ夫婦であっても犯罪だし、それは妻としての配偶者に落ち度があったかどうかとは関わりがないというメッセージを、保護命令を通じて強く発信してくれるようになり、社会の認識も少しずつ変わっていったと思います。当時は、保護命令を申し立てるには、弁護士の代理がまだまだ必要でした。今では、アイネスや婦人相談所といったセンター、それから民間の支援団体が、保護命令の手伝いをしてくれるので、もう弁護士が申立ての代理支援をするようなことは、ほとんど必要ありません。

2002年、大分でも、民間団体が活動を始めました。えばの会です。この実行委員会の主なメンバーです。それから2003年、大分市役所で、DVの被害者に集中した取り組みが開始されました。ご存知の通り、DVの被害を受けて、何らかの支援を受けようと思うと、市役所の中を最低でも10か所は回らなくてはいけ

ません。けれども、大分市役所の男女共同参画推進室という部署につながれば、そのスタッフがずっと庁内で必要な部署を案内してくれるんですね。そして、被害者の状況を代わりに説明してくれて、必要な行政サービスを次から次につないでくれるというそういった素晴らしい制度ができました。これを始めたのが、今回の実行委員長である小原さんです。2003年だったと思いますけれども、先ほど後藤さんが説明した、大分県が主催するネットワーク会議が始まりました。そこで、DVの関係機関に携わる私たちは初めて顔を合わせて、DVの問題について、取り組むことになりました。しかし、ほとんどの機関がDVの被害者が置かれた状況が何なのかまだわかっていなかった。例えば、夜中にお金も持たず、夫からたたき出されたらどうするのか。誰が彼女らをシェルターに連れていくのか、当時、被害者の女性は、靴の中にお金を入れて、いつ逃げ出してもタクシーが呼べるように、もしくは、公衆電話が使えるようにコインを準備していたり、そういった工夫が必要な時代でした。でも、そこで一つ、大分県警察が一步踏み出してくれた。被害者を安全な場所まで連れて行ってくれることを、警察が引き受けてくれるようになりました。それから、大分県や市町村が、住宅の支援をしてくれることになりました。空いていた公営住宅の部屋を、DVの被害者のために、使えるようにしてくれた。そういったDV被害者の支援に何が必要なのかということを、ネットワーク会議があって初めて共通に認識することができ、一つずつ乗り越えてきたということです。

2008年くらいから私は、大分県の婦人相談所の法律相談員をしています。2010年には、児童相談所、児童虐待の対応するセンターと婦人相談所、DVのシェルターが同じビルで、同じ部屋で執務をするようになりました。それまでは、児童虐待事件に対応していて、DVもあることを把握していながら、隣の建物にあるそのDVの部署と情報共有されることは少なく、同様に、DVの部署で児童虐待の状況を把握しても、隣の建物の児童虐待の部署との協働はなかなかうまくいかなかった状況がありました。しかし、徐々に情報共有の必要性が認識され、同じ部屋でDVと児童虐待の事案に取り組むスタッフが一緒になることによって、専門性がさらに活用されるようになりました。そして、2015年だったと思いますけれど、大分県警が、ようやくDVとストーカーのための専門部署を作り、大分県じゅうの情報がそこに一気に集まるようになりました。特に、警察官が加害者であるケースなどでは、最寄りの警察署に相談するというのは非常に恐ろしいです。けれども、県警本部の中にそういった機能があって、警察の組織の中でも、秘密の保護ですとか、被害者の支援を徹底することになったことで、ずいぶんやりやすくなったということです。今のがこれまでの大分県での取組の歴史です。

(2) 日本のDV被害者支援の課題

けれども、残念ながらまだ、課題は残されています。DVの被害から逃げようと思ったら、3つの選択肢があると思います。パターンAは、公的なシェルターに逃げるというものです。パターンBは、民間シェルターに逃げるというものです。パターンCは、実家や親戚や自分で借りたアパートに逃げるというものです。それぞれのところに逃げた後、また別のところにチェンジしていくということもよくあると思います。それぞれの受け入れ先が達成したこと、未だに抱えている課題について、お話していきたいと思います。まずパターンAです。緊急で一時保護するケースです。昔はそもそも公的なシェルター自体がありませんでした。あったのは売春防止法に基づく施設だったので、なかなかその施設をDVの被害者のために使うという状況ではなかったです。DV防止法ができてようやく使えるようになったんですけれども、先ほど申し上げたような、被害者がどうやってそこまでたどりつくのかという問題があって、私が受傷した被害者を車に乗せて連れていくような場合もざらにありました。けれども今は、警察がきちんと連れて行ってくれますし、シェルターの職員が、そこで着るもの、食べるもの、お風呂とか子どものケアとか、保護されている期間は短期間なんですけれども、無料ですべてが支援してもらえということになっています。もちろん、多くの関係機関に被害者が一人で回って歩くということもありません。

残された大きな課題の一つは、なかなか被害者のチョイスが難しい組織運営になっていることです。例えば、自由に自宅には帰れません。シェルターは、外側からロックされます。そのために、仕事にも出勤できません。仕事を失ってしまいます。それから、携帯電話も、被害者が加害者に連絡を取ってしまうという危険性があるということで、携帯電話の所持もほとんど許されていません。だから、支援をしてくれる人と非常に連絡が取りにくいのです。また、大分県の中では、一か所しかないの、遠いところからのアクセスが非常に難しい。また、そこにいられる期間が非常に限られているので、早く出ていかなければならないというプレッシャーを被害者の方は常に感じざるを得ません。また、一定以上の年齢の男の子どもさんとは一緒に利用できなかったりもします。

次に、パターンBの場合です。民間シェルターに逃げて、公的な手続きをしていくというケースです。公的なシェルターでできないことが、だいたい民間のシェルターでカバーされています。例えば、出勤もできます。外出も自由です。様々な行政支援の手続きのために、スタッフが同行してくれるので、たくさん関係先に一人で行くということは少ないです。大分市も、この民間シェルターに入った方々については、様々な行政支援をできるという状況をとっています。そこが、改善されてきた点です。でも、まだ残された課題があります。何度もみなさん、話に出ています。予算の問題です。予算の問題は手当てされていないので、民間シェルターを運営するサイドからすると経営的な安定が図れないことと、利用者個人に一定の負担を求めざるを得ないという課題があります。地元の自治体の予算がほんの少し出ているだけの状況です。そして利用できるシェルターが、きわめて限られているということです。多くの人に利用していただける状況にはありません。

次に、パターンCです。親戚の家に別居した場合ですけれども、実家に逃げるということが一番多いわけですが、そうすると、支援がなかなか受けられない、一つずつ支援機関を自分で回らなければならないという状況になってしまいます。ただ、支援機関にたどり着きさえすれば情報が得られるようになったということは、前よりはよくなったと思います。それから、警察による様々な支援がシェルターにいない人にもかなり広がってきたと思います。残された課題としては、まずは、シェルターにいない人にはDV支援に関する情報がなかなか届かない、親族など縁故を頼ったにもかかわらず、社会から孤立しがちであることがあると思います。もちろん、シェルターに入った場合もそういった問題はありますけれども、子どもさんへのケアや、社会的な断絶、仕事を失うこと、そのような課題への支援の情報がなかなか届きません。

私たちいろんなことを達成してきたのですが、DVの防止にこうした取組が役立ってきたかという、先ほど後藤さんが説明したように、件数自体は減っていないんです。件数は、むしろ増えているというように思われると思います。なぜ増えているのか。これはもともと増えたというよりは、報告しにくかったのが、認知できるようになったということに過ぎないと思います。だいたいDVの被害を受けているということ自体が、2001年当時の大分県の女性にとっては、恥というか、助けを求めること自体に躊躇を感じるという状況だったのが、ようやく助けを求める環境ができてところです。これからいかに被害を減らしていくのか、そして、回復に結びつけていくのかということが話として出てくるのだと思います。

いずれのパターンをとりましても、避難した後、離婚するまでにどのくらいの機関に行かなければならないのか、私は数を数えてみましたが、受傷のあるケースで、だいたい20箇所前後、受傷がひどく、子ども達にも影響が及んでいるような深刻なケースだと、20箇所以上になりますし、外国人だとさらに増えます。それから、障害を持っている方だとさらに増えます。そして、越境ケース、自治体を越えるケースだと単純にこれが倍になるという感じです。県外、市外から逃げてきたというケースだと、支援をつなぐために、あちこちに電話をかけまくらねばなりません。

関係機関の中でネットワークを作って、そのネットワークに参加する機関は増えてきたんですけれども、日本の一番の問題は、人事異動だと思っています。私はずっと関わって定点観測していますが、どんなに

優秀なスタッフがいても、わずか3年から5年程度で人事異動でいなくなってしまう。この人事異動の問題を何とかしないと、どれほどネットワークを構築しても、支援の課題が常に、逆戻りしてしまうんですね。それは、裁判所や警察といった法執行機関においても非常に問題です。特に裁判官については、経験の浅い裁判官で、保護命令についてほとんどやったことがないという方がいらっしゃる。人事異動で来るたびに、一から話をして、ようやく話が通じるようになったなと思ったらもういなくなる、また振り出します。

警察の、保護命令が発令されているケースでの支援のルールというのも、やはり人が変わると振出しに戻ったり、要件が変わったりしてしまいます。私たち弁護士の視点からは、この保護命令をどういった要件で発令するのかということについて、非常に変遷があると感じています。例えば、2001年の時には、DVの証拠があったら保護命令は発令されていたという感触です。まだ、社会がDVについて認知が浅かったので、裁判官が強いメッセージ性をもった運用をしていたという印象があります。DVを加害者が認め、被害者が悪いからしかたがないなどと発言していたケースでは、客観的な証拠がかなり少なくても、裁判官はわりあい将来への危険性を重視して発令してくれていました。けれども今は、裁判官は、危険性の将来予測をします。この加害者が将来、重大な殺人だとか、傷害だとか起こす危険性が高いかどうかというのを、ほとんどDVの経験のない裁判官が判断をするというような現状です。私は、そのようなことを予測できるのだろうかと思っています。

以上から、大分県の実情をふまえたワンストップセンターの必要性を考えてみたいと思います。例えば、ワンストップセンターの場所は大事です。それがあって、私たちは、専門性を共有することができます。特に、人事異動の問題を解決するためにこそ、このワンストップ・センター、FJCのようなものが必要なのではないかと思っています。ただ、当事者のアクセスはしにくくなると思うのですが、そこは例えばビデオ会議ですとか、そういったものでカバーできる部分もかなりあるのではないかと思うし、人事異動で毎回変わる個々の職員に研修するよりも、ワンストップ・センターがあったほうが、ずっとやりやすくなると思います。

もう一つの問題は、関係機関のメンバーが固定されることに対する懸念もまた抱かれているということです。メンバーが偏らないようにと日本の関係機関は考えがちです。これは弁護士会でも同じです。

こうした課題を特定することで、私たちがどこに向かえばよいのかということ、議論することができかなと思います。どんな機関でもほかの関係機関に対する不満はあると思います。けれども、次の世代の子どもたちを暴力から守ろうとする目標自体は、共通の目的として、共有できるわけですから、HOPEという目的を掲げつつ、これからも一緒にとりくんでいく必要があると思っています。

北 仲：今出してもらったパターンABCは、初期の緊急時の支援のことだと思うのですが、さっき参加者の方もおっしゃってた通り、そのあとの回復だとか、長期の支援が、たぶん日本の今のDVセンターと警察と、という仕組みではできていない。そこは民間シェルターが気づいたときにはやっている。特に昨日も話題になった子どものケアとかが抜けていると思います。また、本当に転勤の問題は、私も痛感していて、今秋台湾で同じような会議があって行ってきたのですが、台湾政府のDV担当の局長は、20年この仕事をしています。そうでなければと思います。そのことを、日本の厚生労働省のDV担当官の方に去年話したら、ため息をついていました。

4. 井上：コメント

井 上：多機関型のファミリー・ジャスティス・センターのご紹介、そして大分でのこれまでの取り組みの実態を伺って、コメントしたいことは、いろいろあります。まず第一に職員の人事移動の問題がありますね。日本全国のみなさん共通の悩みですね。移動は、公務員の宿命ですので、弊害を減らす工

夫をしていかななくてははいけません。たとえば久留米市では、マニュアル以外の対応が必要になって、市役所など関係機関と協力して対応した時に、それを一回限りのことにしない、担当者が変わっても、「そんなこと聞いてないよ、マニュアルに載っていないよ」と言われないために、一個一個の成果を必ず記録にして市役所との間で確認しているそうです。素晴らしいなと思いました。その上で、マニュアル外の対応に関する文書をマニュアルの中に整理する作業を、担当の方に最初の仕事にしているそうです。これは制度を変えずにできる小さい工夫ですね。目からうろこが出る思いをしました。民間の人たちは、本当に一生懸命、職人芸を発揮しながらケース対応をしてらっしゃいます。それを一回きりの当人限りのことにしない工夫です。そういう意味では、中村さんがおっしゃったような、センターがあり、個々のケース対応での苦労が、蓄積されてくる場所があることはすごく重要だと思いました。

二番目に、DV対応における公と民間との役割分担の問題です。特に長期的な支援については、法律には入りましたが、実際にはほとんど手付かずで行っても良い状態と思います。でも、必ずやっていかなければいけませんね。台湾では、長期支援は民間団体が一生懸命やっています。と聞くと、民間団体がもっと頑張らなくてはいけないと思ってしまうかもしれないけれど、これは前提が違うので間違えないでください。台湾では、緊急で対応の難しいケースはすべて行政が担当し、比較的风险の低いケースや長期的な支援が必要なケースについては民間団体が助成金を得て担当しています。これは明確に役割分担がされています。そして民間団体のソーシャルワーカーたちは、もちろん有給です。こういう状況を見ると、日本でもDVケースの対応の責任は誰が担うのかという最も根本的なことをもう一度再確認する必要があると思います。この話は話が大きいのでここではやりません。

三番目に、DVの非典型的なケースです。これはたぶんみなさん悩んでいらっしゃると思います。現在、急性期に関しては一応対応の道筋ができてつつあります。もちろん危険から逃れることは必要です。けれども中には、子どもの学校とか病院とかいろいろなニーズがあるので、やっぱり家の近くにいたいという被害者がいらっしゃいます。そういう非典型的なケースにどうやって対応していくかという点には、手が付けられていない状態です。これは、DV施策の制度設計にも関係します。この点でも、他機関型のセンターが、ワンストップで対応するという構想は、非常に重要なことだと思います。

最後に、昨日の基調報告で感じたことですが、ファミリー・ジャスティス・センターというネーミングはとてもいいなと思いました。やはりアクセスしやすいところじゃないと、いけないので、ネーミングはとても大切と思いました。

5. ケーシーさんから日本への提案

ケーシー：まず、最初にお伝えしたいことがあります。行政は、たくさんの予算を持っているはずですが、その使い方は、行政にとって大切だと思われることに使われている気がします。日本の企業は、たくさんのお金を持っています。オリンピックも大切です。オリンピックを開催するために、どれだけ多くのお金が使われるのでしょうか。そういった予算のところから、もっと大切な事業を行うための予算を動かしていく方法を見出していくその必要があります。

(1) 異動の問題—専門職化を

サンディエゴで32年前にこの仕事を始めたころは、警察の中でも今皆さんがおっしゃられていた異動の問題がありました。検事、行政もそうでした。でも、その中でこれは専門的な知識を持った人材が必要だと、専門性を持った人材は、異動すべきではないということに気が付きました。例えば、検事の中で、子どもの性虐待をずっと担当してきた人がいれば、それを続けたければ続けられる。私の仲間の中には、25年間虐待の加害者を担当してきた検事がいます。25年前に私が研修で教えた検事で、いまだにDVの担当

をしている検事もいます。システムを大きく変える必要があります。自分がスタートしたころは、行政が使っていた予算はホームレスの人のためのシェルターだけでした。それから、何らかのサポートが必要な人は、DVの問題、メンタルヘルスの問題すべての人が同じ窓口に行くようになっていました。その頃は、民間団体のDVのシェルターは、行政から一銭ももらっていませんでした。サンディエゴで現在一番大きなシェルターを持っているのはYWCAなんですけれども、YWCAの運営資金の半分は行政から来ています。

(2) サバイバーに聞け

さっきのお話の中で、民間のシェルターか行政のシェルターかという話がありましたが、サバイバーの視点からしたらどちらに行きたいかということを考える必要がある。なぜなら、サバイバーの人が決めるべきだから。どちらのモデルのほうが、サバイバーに良いサービスを提供できているのかわからないときは、サバイバーの人たちに聞くべきです。そして、その予算は選ばれた方に費やすべきです。私が参加しているアライアンス・フォー・ホープ・インターナショナルでは、どれだけの希望が、すべてのプログラムの中に項目として入っているかということを計算します。希望とは何かというと、二つの要素があります。一つは、サバイバーがサバイバーとしての目標を自分で決めることができること。二つ目に、その希望を達成するために、どういうことが必要なのか、そこまでの道のりを考えていくこと。一つ目で希望を設定し、それに近づくための方法が見えてくれば、そのサバイバーにとってその希望が近づいてくることになります。それは、サバイバー本人が決めることであって、行政が決めることではありません。希望というものがどれだけ達成できているのかを各モデルの中で測り、より達成できているほうに予算が流れるような仕組みを作らなければなりません。

すべての問題を一つの屋根の下に置くことで、すべての問題が解決するということでもありません。一つの屋根の下にあったとしても、警察や検察、カウンセラー、そういう人たちがいて、同じ場所にあったとしても、それぞれが会話をしていなければ同じ場所にいないときと同じことになってしまい、それぞれが孤立して仕事を行ってしまえば、意味がない建物を作ることになってしまいます。警察や検察、カウンセラー、アドボケイト、ソーシャルワーカーがどうやってつながっていくべきかということが重視されるべきです。

(3) 誰がお金を出すべきか。社会的なコスト計算をすべき。

アメリカと違って日本の企業というのは、NGOとかそういったところにほとんどお金を出していないように思います。企業がしないのであれば、その負担は行政が請け負うべきです。例えば行政の中で、支援を提供する建物やそういった場所があるのであれば、地域の民間団体で同じような取り組みを行っているところに行政が同じようなことをしなければならぬ。ほとんどのアメリカにあるFJCは、建物自体は行政が予算を使って建てたか、行政の建物を使うなどして、建物を支給しています。そこに入ってくる人が、警察、検察、NGOであろうと、その人たちの給料などそこでかかる費用は、それぞれが今までかかってきた費用を同じように使うので、そのFJCの経費にはならないという仕組みになっています。

日本で、DVによる殺人事件が起きた時に、その殺人事件の把握のためにどれだけの費用がかかったのかを計算できる人を見つけて、その数値を出してもらいたいと思います。FJCをサンディエゴで立ち上げる前には、私たちも同じようなことをして、サンディエゴでDVによる殺人事件が起きた時にどれだけのコストがかかっているのかを計算しました。一つのDV殺人事件に対応するために、サンディエゴ市内で、300万ドル。アイオワ州の大学の研究者が、事件のことだけではなく、民事事件が起きるのであれば、医療サービスを提供するだけではなくて、すべてのコストを計算に入れる研究をしてきました。そのすべてのコストを入れると、1700万ドル。日本でそのようなお金の計算の仕方は行われていますか？サンディ

エゴでは、90パーセントのDVによる殺人事件を減らしてきました。それを考えると、どれだけのコストを減らしてきたかというのが見えてくるはずです。コストだけではなく、殺されている人たちの数も減らしているということをまず見なければなりません。女性たちが命を落とさずに済むということで、とてもありがたいと言う人たちもいます。ほかの人たちは、お金を節約してくれたことに感謝する人たちも実際にいます。それが現状です。

(4) DV相談通報の報告書作成の義務付け

それから日本では、女性に暴力を振るったら、それから、警察がDVの通報を受けて警官が出向いた時には、必ずDVの報告を書くということを徹底しなければなりません。これは、たぶん行政が望んでいることではないと思います。なぜなら、それをする、DVの数がものすごいものになるということが目に見えているからです。それが事実です。なぜなら、統計で出ている件数は、本当に氷山の一角で、本当にもっとたくさんの事件が起きています。1986年にサンディエゴで新たな法律が作られ、その法律に基づいて、サンディエゴの警察はDVの通報があったときには、必ずその報告書を書かなければならないことになりました。すると、DVの件数が5000パーセント跳ね上がりました。それまでは、通報があったときに警察が出向いて行っても、「どうしてこんな目に合ったんだ」という質問を警察はしていました。警察は、「もっといい妻になりなさい」「二度と通報するな」と言っていました。そういうことをやっていると、DVの件数は下がっていくわけです。なぜなら、その女性は再度暴力を振るわれたとき、今度は通報しなくなるからです。そうした状況を変えるためには、対応した警察官が必ず報告書を書くという義務付けを行う必要性がありました。そして、件数が跳ね上がったときに、ようやく行政が、「どうすればいいのか。これは多すぎる」と言ってきました。それで、行政の中でも専門家を作らなければなりませんとなりました。警察の中にも、検事の中にも。ソーシャルワーカー、弁護士の中にも。カウンセラーの中にも。そういう人材を作れば、その人たちを一つ屋根の下におき、働いてもらうというシステムを作ります。それをすれば、件数は減っていきます。FJCをスタートさせた時よりも、サンディエゴでは、今のほうが少なくなっています。一番最初はすごく跳ね上がり、どんどん減っていきます。それが私たちの目標とするべきところです。

(5) 「ジャスティス（正義）」というネーミング

それから、FJCのネーミングについてお話しされましたが、私たちがそれを決めたわけではありません。サバイバーの人たちが選んだ名前です。サバイバーの人たちにどのような名前がいいか聞きました。自分で決めるとしていたら、ドメスティック・ヴァイオレンス・センターという名前を付けていました。サバイバーの人たちに「そんなのやめてくれ」と言われました。その次の私の案は「ファミリー・ドメスティック・ヴァイオレンス・センター」で、「それもやめてください」と言われました。「私たちの家族を助けてください。それから、正義を目標としてください」と。ところで、この「正義」には、定義づけがされています。南アフリカのツツ司教のおっしゃった言葉を使って、正義という言葉の説明をしています。彼が言った「正義」とは、三つのことを表しています。一つ目、不正義が起きた時にその真実を訴えること。二つ目に、真実をすべて伝えること。害を与えるようなことが起きてしまったのであれば、それを直すことを試みなければならない。三つ目が、もともと私たちの社会にある、その不正義となるようなことになってしまった要因を変えるということです。その三つの要素を含めた意味でのジャスティスという言葉は私たちが使っています。

その次に、サバイバーの人たちに尋ねたのが、「そのセンターにどのようなサービスを入れたらよいか」ということでした。その時にも、サバイバーの人たちは色々と教えてくれました。それが、私たちが勝手に単独で決めたことではないのです。そのプロセスをとることによって、サバイバーの人たちが自分たち

の力を感じることもできます。そして、ある程度まで作ったところで、「これで足りますか」と質問しました。「皆さんが必要なことを私たちは提供できていますか」と聞きました。そこで「いいえ」と言われた時には、その理由に基づいて私たちが行っていることを変えていく必要がありました。

(6) 日本を変えていく上での二つの目標

日本でも、何かを変えていくチャンスはたくさんあると思います。でも、小さいところから始めてください。大きな目標として二つ。一つ目が、DVは本当の意味での犯罪だということを徹底してください。それが、きちんと犯罪とみなされる社会を作れば、社会の中で、これは許すべきではないという認識が高まります。それは、例えばDV加害者すべての人に対して、裁判をするということではなく、そうすることで問題が解決するわけでもないです。ただ、それを犯罪だと徹底することによって、社会の中にある行政・政府がどのようなことを私たちが許すかどうか、それがはっきりと見えてきます。それが徹底されれば、暴力を振るう男性たちは言い訳をすることができなくなります。暴力を正当化する言い訳というのは、そもそも存在しません。

二つ目の目標は、試験的なプロジェクトで、何がうまくいくのか様々な方法を試すというものです。一か所でいいのです。一か所、行政が予算を出し合って、ファミリー・ジャスティス・センターのモデルを作るのです。小さいところからスタートすればよいのです。第一段階、第二段階少しずつ積み上げていくような感じで。最初のステップでは、サービスを提供するということではなく、こういった問題にかかわる人たちへの専門的なトレーニングを行うことです。警察や検事、ソーシャルワーカー、そのような人に研修を受けて学んでもらう、そして、一緒に働くということをしてもらいます。実際にサービスを提供する前の段階で、トレーニングを行うことが必要です。そして、その際、サバイバーの人たちが近くにいることを強くお勧めします。それをすることによって、サバイバーも近くでそのパワーを感じ取ることができます。そうやって、最初のステップのところで、お互いの関係性をしっかり作り、その関係性を、一つの目標を目指すためのよい結びつきという段階まで持っていけたら、その人たちを一か所の場所でサービスを提供することにします。それが、第二のステップです。それができれば、行政は予算をさらに出して、どこかの大学でそのモデルがどれだけの成果があがっているかということを研究で計測してもらってください。それが実際に成功しているかどうか、計算してください。修正すべき部分もその研究の中で見出してってください。そういう作業によって、日本社会で必要なサービスを提供することが可能になるはずです。最終的なテストとなるのが、そのサバイバーたちの希望を増やせているかどうかということです。

6. 参加者とのディスカッション

参加者C：たくさんのヒントになるお話ありがとうございました。私たちも民間で支援をしていく団体ですが、私が10年前に西マサチューセッツのYWCAに行きました。その時に、西マサチューセッツの地域に7つか8つのシェルターとシェルターが来なくても隣接をする場所を提供するサービスとか、いろんなことをしているところがありましたけど、予算のことを聞いた時に、西マサチューセッツでは、公的なシェルターは一つもないと、公的なシェルターを作るために、建物を作って職員を雇って維持をしていくお金を考えたら、そのことをずっとやり続けている民間支援にそのお金を回すということで、毎年レポートを見て、ここはちゃんとやっていると分かれば、助成金を出すと。寄付金とか助成金というと私たちも毎年苦勞していることですが、次の年に助成金を得られるか得られないかでこのプログラムをやりたいと思ってもできない。それによって左右される。そうではなくて、きちっとしたレポートを出していれば、州と国からきちんと予算が出るという形でそれが西マサチューセッツでは、90パーセントもそれで賄っていると聞きました。だから、昨日、経済学者がコストを計算してく

れると言っていました、大分ではきめ細かいサービスをなさるんだなと思いましたが、居場所まで公的なところでやるというよりも民間も、居場所とかやってきているキャリアを認めてくださったらそういうものに対してきちんと毎年予算をつけてもらえるほうが、異動がない中で、ずっとキャリアを積み重ねていったものが生かされるというのをお話を聞いて改めて感じました。

- 参加者D：まず、人事異動の問題について。みなさん、非常に問題を感じているというのをお聞きしました。私は、行政の側でいるんですが、同じように感じています。先般ですね。農業委員会という市の組織があります。その職員は、長期間動きなさい、専門性を高めなさいというような法改正がなされました。そういった行政の職員を長い間、その職場にとどめて、専門性を高めなさいというような法改正がされたということをお聞きしました。そうしたことが、もし、DVの分野においても可能ならば、それが有効なのかなという意見をお伺いしたいというのが一つ。もう一つが、行政がしている中で、役割が重複している部分を感じています。市も県も警察もやっている。それは、もっと効率的にしたいと思うのですが、そのところをケーシーさん何かコメントを頂けたらありがたいと思います。
- 中 村：一般論として、例えば私は収用委員会にいますけれども、任期が十年くらいあるんですね。そういったポストは、行政の中によくあると思うのですが、DVにはない。そこが問題だと思います。そもそもないというように思っています。

ケーシー：どれだけのサービスが必要かというサービスの数について、たぶん、いま存在しているサービスより、もっと多いと思います。そのように考えた時には、現在存在しているサービスよりも、もっとどのようなことをすれば、幅広いサービスが提供できるかということをおもいつけると思います。でも、私から質問したいことは、サバイバーの人たちは、どこに行きたいと思っていますか。という質問です。どこで一番良いサービスを受けられるかと感じているということ。どこで一番良い支援を受けられたと感じていますか。どこで一番尊重されたと感じましたか。どこに行けば、自分を理解してくれる人たちに囲まれたコミュニティが存在すると感じましたか。その答えをきちんと聞くことができれば、そこに一括して予算を送り込むべきです。

井 上：日本においては、行政評価をするときに、ケーシーさんがおっしゃったような視点、被害者がどれだけ満足したか、希望をどれだけ得ることができたかという視点を入れるということですね。

中 村：先ほどケーシーさんからコメントがあった件で、刑事事件にするかどうかについて少しコメントしたいと思います。日本でも、配偶者、もしくは親しい男女間の暴力は当然犯罪です。けれども現実的には、被害者が警察に言って、暴力を受けたというように訴えます。すると、警察は二つのオプションを示します。行政支援を求めますか。それとも、刑事訴追を求めますか。二者択一のように被害者に問いかけると、被害者は報復を恐れていますので、行政支援だけにしてくださいと応答することが多いのです。そうすると、犯罪統計や司法統計に被害届という形で載らないので、事件数としてカウントされません。しかし、警察の中には、被害者がやってきて行政支援を求めたレポートは必ず残っているはずなのです。それをすべて事件としてすべてカウントするだけでも違うのではないかと思います。もう一つ、私が最近ものすごく経験することですけれども、警察に被害届を出しに行きます。被害者は刑事立件してほしいわけですが、書類が不備だとか証拠がないとかで被害者は三回も四回も警察に行って受け取ってくれない、なかなか捜査をしてもらえない。それどころか、保護命令に違反していても、例えば、先日あったケースですが、退去命令に違反して居座っているにもかかわらず、臨場した警察官に「保護命令違反じゃないか、捕まえてくれ」というのですが、まあまあと流されてしまう。私は、要件を具備して立件するとなっている事案はきちんとやる必要があると思っています。

参加者B：昨日の話にあったことで、今日出ていないなと思ったことが、加害者の責任です。本当にないんですね。警察がそこを協力してくれないし、警察も検察もそこをわかっていないし、裁判官もわ

かっていない。ワシントンDCでは、DV専門法廷があると聞いています。だから今、全部の警察官に、検事に裁判官に早いとこDVを分かれという話は無理なことだと思うので、とりあえず、DVに関連した事案は、それこそDVについては任せとけという情熱のある警察官なり、検察官、裁判官に、せめて裁いてほしいと思います。これがとんでもない判決をもらった私の願いなのですが、日本で可能性ってあるのでしょうか。

井 上：DV専門法廷に関しては、現在の日本の状況を前提とすると、いくつかの理由で非常に難しいと思います。もちろん希望は捨てないということが前提ですが。まず一つめの理由は、そもそもDVケースが刑事事件になりづらいと点があります。DVケースは、皆さんよくご存知のように、最初は、一つ一つの暴力行為は比較的軽微です。それが継続することにより重篤になっていくわけです。このようなパターンの暴力を日本の刑事手続は、扱うことに向いていません。対応が難しいのです。それは、一個一個の行為がいつ、どのような形で起きたかということ特定しないと、犯罪化しづらいということです。またそもそも密室で行われることから、証拠を残すこと自体がとても難しいです。ここが変わらない限り日本の刑事司法はDVをまともに扱えないと私は思っています。DVは暴力事件であるのにもかかわらず、刑事法での対応が非常に遅れており、いわば民事先行の片肺飛行状態です。

もちろん、専門法廷の設置やせめて裁判官が十分な研修を受けること、そして少なくとも保護命令の担当を民事保全部から外してほしいと考えています。特に保護命令については、家事手続法の改正で家庭裁判所の機能が変わっていますので、今なら変えられるのではないのでしょうか。

参加者B：民事のほうでも、裁判官がもっとDVに関心を持ってもらいたいです。当事者の立場で現在の体制の中で加害者に責任を取らせることができるのは、養育費だと思います。日弁連も今年度中には、算定式に出してくださるようですけれども、今の養育費の算定基準というのが何の検証もなく、独り歩きしているくせに、いざ裁判所に訴えると検証された妥当なものであるとなっています。子どもの権利をもっと守る、生活保持義務をきちんと果たすだけの養育費を命ずる、そういう裁判官であってほしい。たとえば、別居中は養育費用分担金で私と子どもの分が取れるので、それを生活保持義務に基づいて請求する。そういったことも、戦略的に使っていけると良いと思っています。

井 上：そうですね。それを弁護士と協力しながらケース積み上げていくということが重要です。

参加者E：県の報告について伺いたいののですが、被害者の自立支援ということで、住宅費の助成とか、利用後の保育所の助成とか、また、利用後も心理的な支援をされているということですが、これらの実施状況とか、利用とかはどうでしょうか。外国人の支援に関してはどのようなものをされていますでしょうか。

後 藤：住宅費の助成につきましては、えばの会さんを介してやっています。平成26年度が三件、27年度は二件という状況です。心理的な支援につきましては、婦人相談所からうちのほうにつないでもらって、月に一回そういった方々が集まる場を設けておりまして、臨床心理士、社会福祉士の資格を持つ者が中に入っているいろんな話を聞いたり、情報提供をしたりという取り組みをやっています。

外国人の方々に対する支援については、積極的に取り組んでいることはありませんが、たまたまアイネスが開かれた場にあることから、DVの相談が気楽にできて、情報提供ができていくことに少しはなっているのかなと感じています。

参加者F：子どもの目線というところで、感想というか意見なのですが、スウェーデンに行ったときに子どものワンストップ・センターとか、児童家庭課、そのようなファミリー・セラピストが親が葛藤にあるDVの子どもたちを集めて、グループの支援とか、アルコール依存の子どもたちを集めて、やっていたのを見て、私は衝撃を受けました。日本の場合、親の支援にとどまっているというのがあられると思うのですが、先ほど大分県のケースをお聞きしたら、児童相談所と、配偶者暴力支援センターが同じ建物にあるということですからごく連携しやすいということがあると思うんですね。そこにだけでも

う少し踏み込んで、子どものトラウマ、子どもがDVを見るというのも児童虐待ですから、そこも少し踏み込んでやって子どもの支援ですから、児童相談所と連携しながらそういうケアを進めていく可能性を探っていただけるといいかなと思いました。

参加者G：大分県の取り組みに関してお聞きしたいのですが、DVの取り組みというのと今年の四月から、性犯罪、性暴力被害者対策推進というのが始まったとお聞きしたんですけれども、これとの関係性・連携というのはどういった形で進められているのか聞きたいです。担当部署とか。

後 藤：大分県では、子ども・女性相談支援センターという機関があります。そこで、要保護児童の一時保護や子どものための支援を行う児童相談所と婦人相談所が子ども・女性相談支援センターと1つの機関で運営されているという状況です。最初は児相、婦相それぞれでしていたことを、現在は、心理判定員などいろんな支援員が連携を取って情報を共有しながら対応をしていると聞いています。

性暴力被害者のワンストップセンターは窓口が別です。「おおいた性暴力救援センター・すみれ」は直営ではなくて委託事業で行っています。二次被害とかいろんなことを考えて、今のところ、委託先であるとか、その場所については非公開としています。このワンストップ・センターをアイネスが所管しておりまして、例えば、DVセンターにあった相談を、よく話を聞くと性暴力だとわかった場合に、よりきめ細かな支援をするためにこちらにつなぐとか、逆に「すみれ」のほうに相談があったケースで、明らかにDVだという場合は法的な対応ができますので、それをDVセンターにつなぐというそういう形で調整をしているという状況です。

北 仲：一言ずつ皆さんからコメントをいただいて終わりたいと思います。

後 藤：私はここでいうことは一つかなと思ってまして。今、57歳であと三年ほど県の職員をやるとしていますが、希望して今の仕事を続けたいと思っています。また、来年、再来年皆さんとお会いして、その時には、いろんなきめ細かなことに対応できる、特にサバイバーの方々のお気持ちなり、実情なりをもっと知ったうえでこの業務にあたるように頑張っていきたいと思っています。

井 上：日本の法律・制度は、民事も刑事も問題山積みです。皆さんと一緒に少しずつ解決していきたいと思ひますし、皆さんから問題提起をいただくということが、私にとってはなにより大切なことです。それから、日本ではいわゆる公衆衛生的発想からの議論がとてもすくないです。例えば、適切なDV対応をしないことでどのくらい社会的損失があるかなどの議論は、非常に遅れています。これは、いろいろなところに働きかけてぜひ、実現していきたいなと思っています。

松 村：私はやはり、加害者の人には何らかの形で責任をとってもらいたいと考えています。それが刑事の形なのか民事の形なのかは今後考えていく必要があります。例えば、スウェーデンのようにDV罪というものを導入して、刑務所の中でDVに関するプログラムを受けなさいという形がいいのか、アメリカのように、義務的逮捕するのがいいのか、それとも、ニュージーランドのように、DV被害者に対して保護命令が出て、被害者にもプログラムを提供する一方、加害者にも更生プログラムを受けなさいという裁判所命令の形で出るのがいいのか、それを模索していきたいと思っています。

それと、現在の被害者支援というのは、多くの場合、決まったものをパッケージ化したものを提供する既製服のようなものだと感じていて、支援を受けたいけど、自分の欲しい支援じゃないので支援を受けられないという人がいるように思ひます。これからはカフェテリア方式というかオーダーメイド方式で、被害者が支援を選択できる形式になっていったらいいな、考えています。

中 村：ありがとうございます。今日ケーシーさんから何度も出た言葉で、サバイバーの方に尋ねるということについてお話ししたいと思います。女性と子どものための施設から出た時に、どういうセンターを作るかという検討委員会のメンバーでした。でも、そこにはサバイバーはいませんでした。私は、サバイバーの声は聴いていて届けますけれども、結局、最終的には行政が既製服のようなものを作ってしまう。いろんな行政のサービスのプログラム、例えば、カウンセリングですとか、住宅です

とか、そうした情報をあまり公表しないくれと言われたりすることもあります。なぜかなといつも思うんですよ。よく言われるのは、DVの被害者が受けられるいろんなサポートについて、社会から、「あの人たちばかりずるい」みたいな、そのような空気をものすごく感じるがあります。しかし、それは私は違うと思っています。その、DVの被害者に特権を与えているのではなくて、社会的な損失を埋めよう、回復しようとしている活動がなぜ、ずるいという発想になるのか、私にはまったく理解できません。DVの施策を秘密にしていこうということ自体にも私は問題があると思っています。DV被害者が隠れ続けなければならないような社会というのはこの問題がクリアになってこない。一つの例として、私の記憶違いだったら申し訳ないのですが、犯罪統計で、女性が犯罪によって命を落としたとき、加害者は誰かという統計を昔取っていたと思うのですが、今はやめてしまったのではないですかね。一時期とるのをやめてたんですね。日本の社会、先ほどケーシーさん言ったように、いろんな数字で明らかにしていこうというのはあるのですが、都合が悪いと調べないんですね。これをやめてほしいなと思っています。調べてくれという声も、その調査する前提としての情報があまりにもなさすぎる。そこは非常に問題だと思っています。いろんな課題明らかになってきましたので、これから、一緒に取り組んでいきたいと思っています。

ケーシー：昨日と今日、この場に來させていただいたことを大変光榮に思っています。システムを変えることは可能です。変化をもたらすためには、人々が声を上げなければいけません。社会の男性たちを変えるために一番強力な方法は、ほかの男性たちが声を上げることです。この部屋の中にいる男性たちにまず感謝をお伝えしたいです。5年後には、こういった研修の場で、半分为男性であることを私は願っています。国会もそうです。半分为女性になるべきです。そして、女性に対する暴力を廃止する運動の中には、半分为男性がいなければなりません。なぜなら、女性に対して暴力を振るわない男性のほうが多いはずだからです。そういった暴力を振るわない人たちの多くは、それは他人事だと考えてしまっています。でもそうではないのです。一人一人にかかっています。

そして、男の子たちを育てるときに、女性や女の子を尊重できるように育てる義務が私たちにはあります。私の息子は3年前に大学を卒業しまして、大きなパーティをして、お祝いしました時に、私は息子に尋ねました。「あなたの人生の中で存在した男性について話をしてほしいと。どのように、女性たちと接するべきか教えてくれた男性について教えてほしいと。お父さん以外で。例えば、コーチであろうと先生であろうと誰であろうと、女性に対してどのように接するべきか教えてくれた人たちにはどんな人がいたか」と聞きました。息子は1分間くらい考えていました。そして、「思いつく人は一人もいない」といいました。女性や女の子にどのように接するべきか教えてくれた人は誰もいなかった、父親しかいなかったとはっきり言いました。もし、私が加害者だったら、虐待をするような親だったら、虐待をする私しか見ないで育てていたでしょう。日本でも、一人一人の男の子が、例えば100人くらいの男性に、女性や女の子にどのように接するべきか教えていかなければなりません。それをすることができれば、女性や女の子に対する暴力を止めることができるはずで。一緒に時間を過ごさせていただいたことに感謝を申し上げます。

北 仲：ケーシーさん、日本とはかけ離れたFJCの話かと思ったら、日本でもできる、小さなことから提案もしていただいて、非常に有意義だったと思います。私たちNGOの集まりであるこのシェルターネットでは、DVを犯罪にしろということも、民間にお金を出せということも、今年も大会アピールとして出して社会に発信していきます。都道府県によって対策にも格差があるようです。各県の予算がいくらついているか、何の予算がついているか、一時保護の基準が県によって、どの基準でされているかも、明らかではありません。相談件数は増えていますが、一時保護件数は下がっています。なぜ減っているかのデータ、情報がないんです。全国女性シェルターネットとして、情報を集め、発信していきたいと思っています。

まとめと課題

どこの国の被害者支援においても、安全な場所で、様々な機関や職業の者が関わる必要がある。日本の場合は、ワンストップセンターがないばかりではなく、関係者の異動なども大きな問題となっていることが議論をとおして実感された。Gwinnさんから、日本を変えていくためには、加害者に責任を取らせる制度にすること、社会的コストの面からの対策の必要性を統計などで示してみせること、また、専門の人が関わる必要があることを主張して、専門化させていく必要があることなど、様々な、非常に意味のある提案をいただくことができた。



タイトル

当事者が求める性暴力被害者支援のための根拠法とは

担当団体

性と身体を考えるネットワーク会議

協力団体

NPO法人 性暴力救援センター・大阪SACHICO
ウィメンズセンター大阪

司 会

原田 薫（ウィメンズセンター大阪 代表）

発 題 者

加藤 治子（NPO法人 性暴力救援センター・大阪SACHICO）
雪田 樹理（弁護士 SACHICO理事）

目 的

今、性暴力救援センターをつくろうという流れは着実に大きくなっています。今後は、当事者のニーズを満たすセンターとして機能しているか否かが問われます。当事者の求める支援とは何か、救援センターの要件を明記した根拠法を探ります。

内 容

1) 加藤の発言

はじめに、最近のマスコミ報道において、①日本の社会における性暴力の扱われ方の問題点がかなり集約された形で出ていたこと、②エリート大学生の性犯罪事件から、子どもへの性教育が全く出来ていないことがわかること、③「望まない妊娠」は指摘されているが、その背景に「望まない性交」すなわち「性暴力」があることまでは指摘されていないことについて触れました。

次に、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」は3年ごとに実施されていますが、いつの調査においても「異性から無理矢理性交をされたことがある」とこたえた人（成人女性）は7%前後あり、膨大な数の女性が強姦被害に遭っていることが推定されます。ところが、警察庁の強姦認知件数は2005年が2076件、2014年は1250件、2015年は1167件と、前述の推定に比べ明らかに少なく、増加しているともいえないので、おびただしい数の被害者が暗数となっていることがわかります。一方で、2000年に「児童虐待防止法」が成立し、2001年に「DV防止法」が成立して以降、児童虐待相談対応ケース（2013年約73000件）もDV認知件数（2014年約59000件）も増え続けています。もし「性暴力被害者支援法」といったよ

うな法律ができ、ワンストップセンター及び相談の窓口が各地で機能すれば、性暴力被害の相談件数は間違いなく増えるであろうことが予測されます。

SACHICOが2010年に阪南中央病院内に設立されて以降、レイプ強制ワイセツの被害者の診療人数はほぼ年間100人を超えています。設立までの阪南中央病院での診療数は、年間5人から多くて10人であったことに比べ飛躍的に増えていることから、相談と診療を同時に総合的にできるワンストップセンターの意義が確認できます。開設後6年間の電話件数は26385件、来所の延べ件数は4141件、初診の実人数は1248人に上ります。そのうち未成年は770人(61.7%)を占めており、子どもたちの性の危機に対し、学校や児童相談所との連携等、救済センターにおける支援内容の深化と拡がりが求められています。又SACHICOでは、大阪府と協同して、府下に8協力病院を設置し、ネットワークを形成しています。証拠物のSACHICOでの保管、事例検討会の開催など、拠点病院と協力病院との連携態勢が形成されてきています。

以上のように、性暴力被害当事者が、安心して被害直後から継続的に総合的な支援を受け続けることができるようにするためには、国及び自治体の責任、及び性暴力救済センターの果たす役割を明記した、被害者支援のための「根拠法」が必要です。

2) 雪田の発言

まず、2014年10月から2016年9月にいたる刑法改正の動きと、2017年の通常国会に提出されるであろう改正案(非親告罪化、強姦罪の構成要件の見直し、法定刑の引き上げ等)についての解説と、法制審議会への諮問から除外された論点(公訴時効の撤廃、性交同意年齢の引き上げ等)についての解説をしました。

次に2016年5月12日、野党より国会に提出された「性暴力被害者の支援に関する法律案」について解説をしました。法案の目的は、性暴力被害の特性を踏まえた性暴力被害者支援の施策の基本となる事項を定めること等により、支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することです。性暴力被害の特性を踏まえた支援は、「犯罪被害者等基本法」における犯罪被害者への支援とは、支援の内容も対象もかなり異なります。

その基本的な施策として、まず、ワンストップ支援センターの整備が必要であり、国が財政上の措置、及び情報の提供等必要な施策を講ずべきです。次に、性暴力被害者に対し、被害直後からの医療的・心理的支援、継続的な支援、緊急時の安全の確保、被害者が子どもで加害者が保護者である場合の専門的な相談支援等、通常の犯罪被害者支援とは異なる内容の支援が必要です。

国連が「法律は、国の費用により、性暴力の被害者が包括的かつ総合的なサービスに速やかにアクセスできるよう規定すべきである。しかも、警察への被害の申告の有無を条件とするものではないことを規定すべきである。」と勧告しているように、日本においても、法律により、全国どこでも、誰もが、一定水準の確保された質の高い支援を受けられるようになることが必要です。

最後に、最近の性犯罪刑事事件に対応する証拠物管理の動きと、児童相談所・警察・検察による協同面接の動きについての解説とコメントが加えられました。

まとめと課題

発題者からの発言のあと、各地に開設されてきているワンストップセンターについての議論がありました。「連携型」のワンストップセンターの中には、協力弁護士が意見や疑問を言う場がない等、各地で設置されてきているワンストップセンターについて、その質が問われる段階になってきています。性暴力の被害者が、全国どこでも、ある程度水準の支援を受けることができるように、法律でワンストップ支援センターの設置と運営が整備される必要性を確認しました。

タイトル

女性支援事業全体の底上げについて考える～指針とガイドラインの活用～

担当団体

公益財団法人 東京YWCA

協力団体

全国婦人相談員連絡協議会、東京都婦人相談研究会

司 会

畔上 裕子（東京YWCA支援者支援トレーナー）

発 題 者

松本 周子（全国婦人相談員連絡協議会会長、熊本県水俣市福祉課婦人相談員）

嶋 美香（武蔵野大学大学院）

米山麻以子（東京YWCA）

目 的

女性支援の根拠法である売春防止法が成立して60周年。その改正に向けての動きから、厚生労働省によってまとめられた「婦人相談員 相談・支援指針」、東京YWCAで作成したYガイドラインを紹介し、女性支援の未来にどのように伝え引き継いでいくかを考える。

内 容

1. 「婦人相談員相談・支援指針」の策定と売春防止法改正の動き（松本周子）

全国婦人相談員連絡協議会（全婦相）は、1956年に制定された売春防止法の基に設置された婦人相談員たちで組織された。研修や身分の確立等を全国に呼びかけ、現在、540名ほどの会員を有する全国組織として活動している。2015年3月に「婦人相談員相談・支援指針」が策定されたが、全国の婦人相談員に冊子として届いていない事がわかり、支援指針が婦人相談員の所に配布されるよう活動をおこなった。

支援指針については、2013年3月に「婦人保護事業の課題に関する検討会」の中で、婦人相談員の在り方について検討されたことから始まった。婦人相談員の業務内容を踏まえ、専門性を確保するための方策を検討する必要性や、相談業務の趣旨の作成、研修内容の充実など、運営面での見直しについて考えられ、支援者指針が策定された。2014年婦人相談所ガイドラインの策定に続き、2015年に婦人相談・支援指針が策定された。策定には全婦相から2名、東京婦人相談研究会1名が加わった。その後、2016年に婦人保護施設の役割と機能に関する調査検討、婦人相談所との連携体制に関する調査が行われ、現在は婦人保護事業研修体系について検討する段階になっている。

全国の相談員1348人のうち、県の相談員が471名、市の相談員は877名で、市の相談員が増えている傾向がある中で、相談マニュアルとしては婦人保護事業ハンドブック以外何もなかった。婦人相談員相談・支援指針によって、地域格差をなくし、業務の標準化を図ろうと出された。支援指針の構成は、1部に婦人相談員の基本姿勢、2部に婦人相談員の業務内容、3部に各種相談員の対応と留意事項、4部に婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設および民間シェルターとの連携、5部に研修体制となっている。主訴別では、15の項目があり、幅広く支援内容が記載されている。婦人相談員相談・支援指針策定の意義は、婦人相談員の基本姿勢である人権の尊重、社会正義、女性の権利擁護について明確に述べられていることである。相談員自身の倫理意識についても書かれ、理念の明確化も図っている。婦人保護事業の対象者の個人の問題ではなく、社会の問題であるとの認識の上に人権の尊重、自己決定の重要性が明記されている。また、婦人相談員をバックアップする組織対応や関係者の連携の重要性も明記されている。婦人相談員は高い専門性を有するということで、専門性の確保について研修体系の構築が必要とされている。これについて、調査が行われているところである。

この指針を得たことは、婦人相談員として大きな動きの原動力になり、売春防止法の改正などを考えるきっかけにもつながった。本年10月20日の婦人保護事業60周年記念が厚生労働省講堂で開催され、「支援の現場から売春防止法を考える～女性支援事業の転換をめざして～」のシンポジウムでは、婦人保護事業の軸となる婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、それぞれの立場から売春防止法の改正の必要性を訴えている。

2. 東京YWCAガイドライン作成の経緯（畔上裕子）

東京YWCAでは、2009年からDV被害者支援者への支援プロジェクトがスタートした。それ以前は、女性と少女の人権委員会という会員の活動として、DV被害者支援に関わってきた歴史がある。当時スーパーバイザーをしていていたミシガン大学の吉浜美恵子さんから、DV被害者支援には指標が必要だと言われたことで、2010年から助成金や企業等の資金を頂きながら取り組み、現在に至る。

指標がないということは、自分たちの仕事の範囲ややるべきことが明確ではなく、目の前にくる相談者の必要に応じてやれることをやる、ということになる。それによって、支援者は「もっとやりたいがこれ以上はできない」「これでよかったのか」「もっとできることがあったのではないか」等、支援に対する不全感や、支援者である自分自身に対する不信感などが残ることになる。支援者のバーンアウトの問題においても、「仕事の範囲が見えないこと」「どこまでが自分の責任なのか評価できないこと」がバーンアウトにとっては、一番の要因ということがわかった。

まずは東京YWCAの指標チーム内で援助項目を洗い出し、「職人技」といわれるベテランの支援者が具体的にどのような支援をしているのか、細かく聞きながらまとめていった。2012年のシェルターシンポジウム大阪大会では中間報告をした。その後、研究者も参加し、デルファイ法による質的研究を行い、洗い出した項目が「必要なのか・必要ではないのか」「やっているのか・やっていないのか」という細かいデータを積み重ねてまとめていった。2014年シェルターシンポジウム山口大会では、指標作成と実践例を紹介した。これまで様々な先生方に節目節目でみていただき、「必要なことだと思う」というアドバイスや励ましを得ながら、また多くの支援者のご協力を得ながらここまでやってきている。完成までに長い時間を要しているが、支援者とサバイバーの両者が納得できるガイドラインになってきている。

3. DV被害者支援－相談チェックシートのワーク

東京YWCAガイドラインの一部である「相談チェックシート」を使って、日頃の支援の振り返りをした。客観的なものではないが、なにができていて、なにができていないのかを自分で発見するためのツールとして役に立つものではないかと考えている。

4. 東京YWCAガイドライン作成のプロセス（嶋 美香）

3のワークで使用した「相談チェックシート」の作成時に行った調査について、報告した。調査の概要と工程、結果の分析などを説明した。

この調査は、東京YWCAのDV被害者の支援者支援事業の一部として、東京YWCA女性と少女の人権かと武蔵野大学大学院 小西聖子研究室で共同で研究を行った。

調査の目的：現場で有効に活用できるDV被害者支援に関するガイドライン開発に向けて、支援における共通項目を抽出、さらにその項目に関して分析する。

調査実施期間：2013年10月～2014年10月

対象者と人数：エキスパート（現在も支援に携わる、DV被害者支援経験5年以上）、44名

調査方法：デルファイ法

5. 初任者インタビューより（嶋 美香）

「相談チェックシート」の妥当性を検証するために行っている調査について、途中経過や現時点での共通項を報告した。

調査の目的：チェックシートの妥当性を検証

実施期間：2016年10月～（継続中）

対象者と人数：初任者（DV被害者支援経験5年未満）、2名

調査方法：半構造化面接

●現場での困難について

- ・すぐ実践でOJTがない
- ・マニュアルもなく、情報収集も難しい→先輩から教えてもらえない
- ・慢性的な身体的疲労感
- ・経験不測による不安と無力感
- ・2つの困難（支援業務⇄職場の環境）

●支援において大事だと思うこと

- ・支援者自身が健康でいること
- ・自分を知る（理解する）こと

●支援者としての要望について

- ・SV制度
- ・安全で安心な場による事例検討（会）
- ・支援に関する情報の集め方
- ・支援者同士のつながり
- ・インプットだけでなくアウトプットの場→聞くだけでなく、（誰かに）話せる

6. 東京YWCAガイドラインの活用について（米山麻以子）

東京YWCAの支援者支援プロジェクトでは、やる気と思いのある支援者をつぶしてはいけない、全国にいるベテラン支援者とつながり、そしてよりよい支援を皆で継承していきたい、という思いでガイドラインを作成している。東京YWCAでは支援のひとつの目安になるガイドラインを作り、それを活用していただいて、それぞれの現場や地域ならではの要素を入れ込んだ具体的なマニュアルは各所で作成していただけたらよいと考えている。

ガイドライン作成においては3つの視点を大切にしたい。1つは具体的な行動、2つ目は具体的な行動の背景にある価値、3つ目はよりよい支援を実践できる環境や基盤である。2つ目の価値は、「安全」「安

心」「権利擁護」「DV理解」「被害者理解」「連携」としてまとめている。

ガイドラインの冊子化とともに、それを実践するための教育プログラムや研修の開発が必須で、それも一緒に提供していく。研修においては、支援者のエンパワメントの視点を大切にして実施してきている。スーパーバイザーである尾崎礼子さん（米国オハイオ州ソーシャルワーカー）からは、研修を行うには、支援者のニーズを把握し（ニーズ調査）、そのニーズに合う研修を行い（トレーニング）、さらに学んだことを実務でいかすサポート（スーパービジョン）という学びの流れが必要であることを学んだ。支援者として成長していくには学びのサイクルが必要で、初任者のみならず、継続してその都度必要な学びができる場があることが必要。ガイドラインには、各項目に対応したワークの事例もガイドラインに盛り込んでいく予定。

研修のやり方も工夫をしている。体験ワークも盛り込んで、成人学習の視点を持って支援に必要なことを伝えていく工夫をしている。また、東京だけではなく、全国に赴いて研修ができるように企業の支援もいただきながら、また1回の研修で終わらせるのではなく、地域の支援者が自主的に学びを継続できる「学びのコミュニティ」を形成するお手伝いもしていきたいと考えている。DV被害者・支援者だけではなく、社会の中にある多様なリソースを活用して巻き込みながら、みんなでよりよい社会を作っていくために支援の輪を広げていきたい。

まとめと課題

女性支援事業全体の底上げに指針やガイドラインを活用していくことは有効である。

- ・ 支援者自身が自分や自分の支援を振り返ることで前進することができる
- ・ 上司や関係機関の職員などに支援を理解してもらうためのツールになる
- ・ 相談員の援助スキルを上げるだけではなく、現場の相談員の困っていることを洗い出していくことで、組織的・社会的な課題まであぶり出していくことができる
- ・ 後輩に支援を伝えていくツールとして、ガイドラインを根拠にして自分たちの経験知を伝えていくことができる

女性支援事業全体の底上げは簡単ではないけれど、支援者が孤立せずに、横のつながりやそれぞれの強みを活かし合いながら、力を合わせて取り組んでいくことが必要である。支援者はどこに問題があるかを共有するだけでも元気になる。そういうところから積み重ねていくことが必要。指針やガイドラインは支援者同士をつなぐツールにもなり、連帯していく原動力になりうる。

タイトル

ハーグ条約がもたらしたもの ～ひきさかれる子どもたち～ 親子断絶防止法を考える

担当団体

全国女性シェルターネット事務局

司 会

近藤 恵子（全国女性シェルターネット理事）

発題者

前小屋千枝（外務省ハーグ条約室外事事務官）

山崎 新（東京弁護士会両性の平等に関する委員会委員長）

佐藤 香（全国女性シェルターネット事務局長）

目 的

ハーグ条約発効後、国内手続法のもとで何が起きているのか。民法の改正、家事手続法の改正に続き、親子断絶防止法の制定をめざす議連の動きが活発化してきた。外務省ハーグ室からの報告を受け、司法実務や支援事例から浮かび上がる課題を、子どもの権利保障の観点から整理する。

内 容

(1) ハーグ条約の概要と発効後の状況について～DV被害者支援の立場から～

外務省領事局ハーグ条約室 前小屋千絵

ハーグ条約の正式名称は「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」です。締約国は2016年10月1日現在、95か国であり、日本では2014年4月1日から条約が発効しています。条約の基本的な考え方は「子の利益を守ること」であり、①不法に連れ去られた又は留置された子どもの返還及び②国境を越えた親子の面会交流の機会の確保を目的として定めています。

本条約ができた背景には国際結婚の増加に伴い、国際離婚が増加し、結婚生活が破綻した際に、一方の親がもう一方の親の同意を得ずに、子どもを自分の母国に連れ出すといった行為が問題視されるようになったことがあります。そこで、国際的なルールが必要として本条約が作られました。このような形で子どもが外国に移動することは、生活環境の急変、友人等との突然の別れ、異なる言語や文化への適応等、子どもにとって悪影響になることが考えられます。また、米国等の国では、一方の親の同意がない状況で子どもを移動させる行為が誘拐罪とみなされ、その親に対する刑事訴追の恐れもあります。

本条約の原則は、子どもを元いた国に「返還」することですが、子どもの心身に重大な危険がある場合については、「返還しない」例外もあります。

ハーグ条約発効後、2016年10月1日現在まで日本中央当局（外務省ハーグ条約室）で申請を受付けた件

数は、次のとおりです。

	返還援助申請	面会交流援助申請
日本に所在する子に関する申請	58	83
外国に所在する子に関する申請	48	25
合 計	106	108

ハーグ条約に基づく返還援助申請の対象となるものは、親の監護権を侵害する形で子どもが国外に連れ去られた場合になりますが、この他、留置（例えば、夏休みに日本に一時帰国した際に、約束の日時を過ぎても子どもを元いた国に戻さない等）の事例にも適用されます。

次に、日本中央当局が提供している支援についてご説明します。

例えば、米国人の父親と日本人の母親、子どもの3人で米国に暮らしていたが、何らかの事情で母親が父親の同意なしに子どもを連れて日本に帰国した場合で考えてみます。なお、本条約は子どもの年齢が16歳以上の場合は対象にはなりません。

この場合、残された親である父親は、まず米国の中央当局に返還援助申請書を提出します。その後、その申請書が日本中央当局に移送され、日本での手続きが始まります。日本中央当局は、子どもが日本に所在しているかを出入国記録で確認するとともに、住民票等により母子の所在を特定します。これまで子どもの所在を特定できなかった事案はありません。特に、DV被害者の中には加害者に自分たちの所在が知られないように努めている方もおり、中央当局から連絡があったことを非常に驚き、加害者に自分たちの所在が知られてしまうのではないかと心配される方もいます。しかし、母子の所在を特定する目的は、子と同居している親である母親にハーグ条約について説明するためであり、特定した母子の住所を中央当局から父親に伝えるためではありません。また、自分や子どもに対して暴力をふるっていた加害者をなぜ支援するのかと訴える方もいらっしゃいますが、その事実は、多くの場合、DV被害を受けていた方からお話を伺うまで分かりません。中央当局が母親に連絡するのは、子どもを加害者の元に返すよう説得するためではなく、ハーグ条約に基づく申請があったこと、今後の手続きの流れ、問題解決のために中央当局が提供している支援等についてご説明するためです。また、この時点では、子ども返還・不返還については何も決まっていません。

日本中央当局が提供している支援には、ハーグ条約に詳しい弁護士を3名紹介する弁護士紹介の他に、第三者があっせん人として立ち会い当事者が話し合いを行うADR（裁判外紛争解決手続き）機関の紹介があります。ADRは4回まで無料で利用することができます。当事者間で任意の話し合いを行うことが難しい場合や申請者が裁判を申し立てた場合は、裁判手続きと進むこととなりますが、裁判所に提出する書類の日本語への翻訳支援（上限あり）も行っています。

問題解決の方法には、①ADRを利用した話し合い、②両当事者間の話し合い、③裁判手続があり、これらの方法を通して、子どもの返還・不返還等を決めることになります。①と②を行う場合は、両当事者の同意が必要となりますが、③については、申し立てる側が希望すれば、返還裁判の手続きが始まります。返還裁判の審理期間は原則として申立てから6週間で決定することが想定されており、手続きが迅速に行われることが特徴です。中央当局からの書簡を受け取らなかったために、申請者が裁判を申し立てるまで、利用可能な支援が分からなかったということも考えられるので、中央当局からの書簡は受け取るようにしていただきたいと思います。

DVなどを理由に裁判で返還拒否を主張する場合、子どもと同居する親がそれを裏付ける資料を提出する必要があります。DV被害を主張してもそれが認められないこともあります。どこまでの証拠があれば、返還拒否が認められるかについては明確な基準はありません。一般論としてですが、子どもが元いた国の

DV被害者支援機関、シェルター、保護命令等の保護制度では自分と子どもの安全が守られないことなどを示す必要があります。さらに、暴力の対象が子と同居している親だけでなく、子どもへの重大な危険につながることを示さなければなりません。

外国にある日本国大使館・総領事館では、外国で暮らす日本人の方に向けてDV被害者支援団体や弁護士等の情報を提供しています。また、外務省では、日本語で相談することができる外国の7つのDV被害者支援団体（米国6か所、カナダ1か所）と契約し、日本人のDV被害者が支援にアクセスしやすい環境を整えるよう努めています。また、日本国大使館・総領事館に相談された場合、相談記録を提供しております。一方の親の同意なく16歳未満の子どもを連れて日本に帰国することを考えている方がいらっしゃれば、外国の日本国大使館や日本中央当局にご連絡ください。現地で利用できる機関を知り、ハーグ条約についての正しい理解を持った上で、お子さんの今後についてご決断いただければと思います。

ハーグ条約に基づく援助申請後、子どもの返還が実現した案件についてご紹介します。当事者間の話し合い、ADRを利用した話し合い、裁判命令等により子どもの日本から外国への返還が実現した案件は18件、外国から日本への返還が実現した案件は14件です。また、両当事者の話し合いや裁判によって子どもの不返還が決まった案件もあります。さらに、DV被害者の方が子どもとともに国外に移動したとして申請がなされた案件だけでなく、DV加害者に子どもを連れ去られたとしてDV被害者が返還援助申請をする案件もあります。

当室では、ハーグ条約について正しく理解していただくために、当事者になる可能性がある方や当事者になる方が相談先として選ぶ可能性があるDV被害者支援機関等に対してセミナー等を実施しています。ご要望があれば民間の支援団体の皆様方にもご説明に伺いたいと思っております。当事者の方が何らかのDV被害者支援を求めておられる場合は、民間DV被害者支援団体の皆様にもご協力をお願いすることもあると思いますので、その際には、どうぞよろしくお願い致します。

(2) ハーグ条約批准後の国内状況について ～DV被害影響下にある子どもの支援と親子断絶防止法～

全国女性シェルターネット事務局長 佐藤 香

私たちがハーグ条約の批准に反対したのは、やっと逃げてきたDV被害女性や子どもをどうやって守ることができるのか、重大な懸念があったからです。条約発効後、心配した通りの支援ケースがありました。

実例を紹介します。外国で深刻な暴力被害があり、向こうで保護命令をとったうえで、乳児を連れ帰ったケースです。ADR等の協議が難しく裁判になりました。裁判では元の国に子どもを返還し、面会交流を実施するよう言い渡されました。元の国にはシェルターもあり、支援制度もあるのだからそれを利用しながら面会をさせなさいというのです。とても納得できるものではありませんでした。ハーグ事例は東京家裁と大阪家裁にのみ特別設置された裁判所が扱いますが、DVや虐待に精通した裁判官を配置することでしたが、裁判所は全く理解がない厳しい状況です。ご本人は上告してようやく安全を勝ちとることができました。

次の事例はこういうものです。何年も前に関係を断って子どもとともに帰国していたのに、ハーグ条約が批准されるや、加害者が日本にやってきて徘徊追跡が始まったケースです。本人と子どものみならず、親族にも暴力があった深刻な事例でした。突然、職場に加害者から手紙が届きました。探偵を雇って住所をつきとめられたのです。本人は職場の安全を守ることを理由に退職を余儀なくされました。命と引き換えにやっと逃げ帰ってきた女性や子どもたちを守らなければならないのは国なのに、民間が支援を続けなければならないのは大きな矛盾です。なんとしても法改正が必要な重要な課題です。

ハーグ条約が批准された結果、親子断絶防止法案を制定させようとする動きがあります。ハーグから5年間、水面下の動きがここで浮上してきました。親子断絶防止議連の案は、DV被害の深刻さが理解されていないものです。DVは例外的事例ではない。年間1万件の緊急一時保護があり、相談件数は10万件を

超え、警察対応も6万件、DVは特別な事例ではない厳しい現状があるのです。

2004年に児童虐待防止法が改正され、面前DVが虐待と定義されました。児童虐待は過去最高の増加率を示し、うち47.5%が面前DVです。すべての支援現場から子どもたちを守らなければならないという声が大きくなっています。

ここで、DV影響下にある子どもたちの状況がよくわかる映画「カノン」のダイジェスト版をみていただきたいと思います。DV環境下で育つ子どもたちへの心身の影響は、深刻なものがあります。

……DVD「カノン」ダイジェスト版 視聴……

親子断絶防止法議連案の問題点は何か。この映画を参考にしてほしい。DV環境下におかれた子どもの状況、この緊張下で24時間365時間暮らしている子どもたちの状況を議連の皆さんにこそわかってもらいたいと思います。

内閣府の調査では、別れなかった理由の多くが「子どもがいたから」となっています。当事者は「子どもから父親を奪っていいのか」と悩み、相談した警察で「子どもの父親を犯罪者にしているのか」と責められます。

断絶防止法（案）には、DV被害に対する配慮がありません。9条に書かれた特別な配慮にはなにも具体的な記述がなく「子の最善の利益に反することとならないよう」にどうやって子どもたちを守るのかが示されていません。子の利益とはなにか。法案の中では一切明らかになっていないのです。法律をつくるなら、すべての子どもが守られる対象とされなければなりません。この法律によって不幸になる子どもがいてはならないのです。

シェルターを利用した後の子どもたちの支援は長く続きます。私はその支援現場にいた一人です。いつ暴力がおこるかわからない緊張の中で暮らしてきたある男の子がいました。「友達と学校から帰るときがとっても楽しい。でも、友達と別れて帰るのが嫌なんだよね。家の屋根がみえるのが嫌なんだ。帽子を深くかぶって前が見えないように歩いた。それ以上はいわないよ」。母親の面談中に絵をかきながら、子どもがふっともらした言葉です。その子は家に帰るのが本当に怖かったんだと思います。

面会交流の申し立てがされた場合、その日が近づくと暴力的になったり、体調を崩したりする子がいます。やっと新しい落ち着いた生活ができるようになったのに、それが脅かされる。面会交流に応じなければならぬ、誰も守ってくれない。大人に対する怒りを言語化できない子どもたちは、暴れるしかありません。

直接の面会交流がだめなら、間接交流として写真だけでもと要求されることがあります。そのたびごとに当事者は居場所がわからないように何十枚もの中から一枚を選ぶのです。今、逃げなければ命を守れないと家を離れざるを得なかった女性や子どもたちが、いつまでも、何度も追いつめられるのです。

面会交流をさせるかさせないかが子どもに影響を与えるのではなく、別居・離婚するまえの親子関係がどのようなものであったかが、決定的なのです。自分たちの新しい生活を獲得することができない。いつも何かに怯えて生きなければならないことになる。

シェルターネットも要望書を提出しました。この法案で懸念されていることは、暴力被害から逃れようとする女性や子どもたちが逃げることをできなくなるのではないかということです。別居・離婚をしようとしても行政の窓口で説得される、相談にすらいけなくなる。子どもをおいて女性が家を離れざるをえなくなる。別居・連れ去りが禁止されるとそのことが約束されてしまいます。

DV環境下におかれた子どもは、わすれられた被害者です。この法案でも子どもは置き去りにされ、子どもの意思決定、意見表明権が一切盛り込まれていません。法律で守られるべき主体は子どもでなければならぬのに。面会交流だけが子どもの養育に資するものではありません。シングルマザーの半数以上が

貧困です。経済的に安定した生活をしっかりと保障すべきです。被害を受けた子どもたちが身を隠して生きる現状こそを変えることに国は力をつくすべきです。会いたい親のための法律では、子どもを救えません。子どもが伸びやかに生きる当たり前の権利が保障されない、むしろ奪われるのではないかと懸念しています。被害にあったこどもの回復支援こそ国が責任を持って取り組むべき課題です。

法案化させないためには、女性・子どもの声をきいてきた私たちこそがその声を届ける役割をはたしていかなければなりません。

親子断絶防止法全国連絡会のホームページをみると、各自治体の議会で「離婚・別居後の親子の関係を継続する法整備に関する意見書」が続々と採択されています。ぜひ皆さんの地域・自治体の状況を調べてください。DV被害の実態を訴えてください。この法案をつくらせないことが子どもたちの将来を守ることになります。誰も助けてくれないと苦しんでいる子どもたちに希望を与えることになります。大人に守られているという実感が子どもたちの成長する力となります。ぜひ、各地域から訴えていただきたいと思います。

(3) 面会交流をめぐる実務と課題

弁護士 山崎 新

家裁における現状からお話します。

私たちから見ると、家裁は「原則的な面会交流実施」が主流です。平成24年の家裁の裁判官の論文で、面会交流を禁止すべき例外事由がない限りは面会を実施すべきとされていて、どこの家裁でもこうした運用が顕著になっています。一般には月に1～2回、土日休日に数時間の直接面会がオーソドックスなパターンになっています。もちろんDV・虐待は例外事由ですが、例外はそれを主張する側が立証しなくてはならないため、DV・虐待は証拠がないことが多いので、DVはなかった、例外事由はない、とされて、面会交流が強制されてしまうことが多いです。立証できないことは「ない」わけではなく立証できなかっただけなのに、これが無いこととされるため、一般には「でっち上げDV」とか「DV冤罪」と言われる、ありもしないDVを主張するかのような印象につながってしまいます。

次に、私なりに面会交流推進の背景を探ってみようと思います。

DVをする夫（ここでは便宜上夫とします）は、DVという自覚がほとんどない。ある日帰宅すると妻がいない。携帯も通じない。実家や友人も知らない。警察に捜索願を出しに行くと、不受理届が出されていることが分かる。行政に保護されているらしい。区役所に電話をして「僕はDVなんかやっていない、妻や子どもに合わせてほしい」と言っても聞いてもらえない。そうこうしているうちに家裁に離婚調停がおこされる。どこへ行ってもDV加害者というレッテルが張られて誰もまともに答えてくれない。「あの妻がこんなことをするはずがない。行政や弁護士にだまされているにちがいない。子どもにもあえなくなってしまう。こんな法律、行政、司法は間違っている。こんな法律は変えなければならない。」という心理。こう思うのは当然ではないでしょうか。皆さんはとんでもないとお考えでしょうが、DVの自覚のない親の当然の心理なのかもしれない。周りは全部自分を加害者と決めつけて子どもに会わせないようにしているという反応は感情的には自然です。

そうした彼らの心理状況を背景にしたキャンペーンの広がりがここまできたという感じです。もとをさぐれば、ジェンダーバッシング、ジェンダーフリーという言葉狩り、いきすぎた個人主義という右派からの揺り戻しなんですけれども、そういった流れと密接につながっています。

彼らは家族が大切なもので個人はそこに従属するものと考えます。家族が大切だという価値感はいわばある種宗教のようです。今自民党の憲法改正草案で、24条が改正されようとしていますけれども、家族は社会の基本的な単位なので個人よりも家族が大事だということを、国民に宣言する内容となっています。そういう保守派の考え方と、面会交流を原則的にすべきだという考え方は非常に結びつきやすい。保守派ほど面会交流をすべきだという論調に乗りやすい。そもそも彼らは離婚なんかすべきではないと思ってい

るわけですから。彼らからすれば、離婚して子どもに会えなくなるのは、家族の破壊なわけですから、我々のような主張は彼らからすると許せない、テロリストだくらいに思っているわけです。

彼らはロビイングなど執拗に取り組みをすすめています。そういう人たちの言説は子どもを持つ親には同情されやすい。ついに国会議員の超党派の議員連盟まで誕生し、法律案をつくってしまったという驚くべき組織力です。

彼らの真の目的は、民法を改正して共同親権を実現することにあります。面会交流を義務化して子連れ別居を違法化したい。DVは親権や面会交流を有利にするための冤罪、でっち上げだと主張したり、DV防止法は悪法だとかいう人もいます。妻側の代理人に懲戒請求をしたり、弁護士個人に損害賠償請求をしたりという事例が増えています。

民法766条が改正されたわけですが、従来、子の監護に必要な事項は、協議で定めるということになっていましたが、その例示として、面会交流と養育費を加えたということになります。そして、継続的な面会交流の場の確保や配慮、共同親権の在り方の検討が付帯決議に書き込まれました。

また家事事件手続法の施行も彼らの運動の成果だと思います。当事者の手続き保障という目的で、申立書が原則相手のもとに送られることになったし、調停の前後、双方が同席して手続き説明を受けるという運用が広がっています。ただ、同席説明は断れるということをおぼえておいてください。絶対嫌です、気持ち悪くなります、といえは断れます。

ハーグ条約の加盟も彼らのロビイングの成果です。ハーグ条約もとにあるのは「子どもは居場所を変えるべきではない」という価値観です。ハーグ条約は、子どもが国境を超える事例だけに適用される条約ですけれども、子どもは居場所を変えない方がいいんだという価値観が国内法にも敷衍されてしまっている。国内における子連れ別居をも違法視するようになってきているということですね。ハーグ条約にも加盟したんだから、国内事案であっても子どもは連れ去ってはいけないんだという論調になるわけです。

また面会交流推進の背景に、私は、家裁のハード不足があることを指摘したいと思います。つまり、家裁での面会交流調停はものすごい勢いで増加しています。事件処理が追いつかない。そうすると、できるだけ早く合意させる方が事件の回転が速くなるわけですから、面会することが子どものためだと有無を言わず急がせる。できない、という親が厄介者扱いされてしまう。家裁が原則実施に傾いた背景です。

面会交流原則実施のもとでは、離婚に応じることや、親権を認めること、養育費を支払うことと面会交流が事実上の対価関係になってしまいます。離婚したいのなら面会交流くらい認めたらどうですか、と説得されるわけです。面会交流の意義や、どうして必要かは抜きにして取り決めだけが先行する。調停を早く終わらせるために。継続的な実施のための合意形成が不十分で、今後この子が成人するまでの間、面会交流ができるんだろうかという慎重な配慮に欠けたまま、とりあえず月に1回、と取り決めだけを優先するケースが増えています。子どもの状況や意思の把握ができていません。子どもの主治医、カウンセラーなど外部の専門家の意見が尊重されない傾向にあります。監護親の意見だけを聞いている意見書よりも、中立的な第三者とされる家裁の調査官の調査が重視されます。しかし、調査官は原則として子どもに1回しか会いませんし1時間程度の面談しかしません。これで子どもの状況や意思の確認などできるはずがありません。

家裁はできる限りのことはやっていますというのが建前です。子どもが「お父さんと会うのは嫌だ」といっても、そういう態度は忠誠葛藤だと解釈されてしまう。忠誠葛藤というのは、自分がいつも一緒にいる親に対して忠誠であろうとして自分の本心を押し殺してしまうという葛藤です。つまり、お母さんが悲しむから僕はお父さんが嫌いだと言わないといけない、という葛藤ですよ。

原則実施論がすすむと、何が危ないかという一度決めた面会交流が変えられなくなる、変更ができにくくなるということなんです。柔軟に調停条項をかえることができない。一度取り決められた調停は債務名義となり、間接強制や慰謝料請求も認められてしまう。場合によっては監護者だけではなくて、親族・

支援者までも訴えられる対象になる。子どもが今月はいやだといっても、それでも面会をさせることが監護親の義務となる。

特に問題があるのがDVの事案です。暴力が目に見えないから立証できない、ゆえに、暴力の主張が認められない。とすれば、面会の場で暴力が再現される場合もある。

こうした家裁の運用は、DV被害者支援の取り組みと矛盾します。支援者としては、まずDVから逃げ、夫とは二度と接触しない方がいいとアドバイスします。そして離婚調停になると、証拠を出したり反論したりして感情的対立を深める方向になります。その後裁判をするというのは大変なことですからますます敵対関係になります。ところが、今後は一転して面会交流になると「夫は父親なのだから子供のために会わせなさい」と諭される。敵に対して一転して協力を求められるという構図になるわけです。このギャップに戸惑う当事者は多いです。

では、続いて法案の解説をします。基本理念1条と2条、離婚や別居しても継続的な親子関係をつくることが子どもの最善の利益になるとされています。子どもの権利条約をひきながら子どもの意思表示は書かれていません。また、離婚や別居後に両方の親に会うことが子供の成育によいことだという科学的根拠はいまだ示されていない。これをわざわざ親の義務とする立法事実の必要性が不明です。また、この法案に書かれている「子どもの成長のための」事項は面会交流のみで、もっと必要なその他の事項、養育費の支払いや継続的な支援はどこにもありません。

6条ですが、父母は面会交流などを書面で取り決める努力義務がある。民法766条改正の結果、離婚届に取り決めた、しない、のチェックが入りますね。でも、民法766条は義務としてはいないというのが一般的な解釈です。でもこの法案は取り決めなきゃいけないとされている。では、対等な協議ができない場合はどうするのでしょうか。対等な協議ができない場合は想定されていません。また、その義務は監護親にのみ定められていて、一方的な内容です。面会交流をすべきでない事案があることを一切想定していません。また、非監護親の理由で面会交流ができない場合もあるわけですが、それも一切想定していません。

8条は子連れ別居はなくすべきという価値観のあらわれです。面会交流ができない場合は事情が様々あるのに、子連れ別居さなくせばいいという考えが8条にあらわれているわけですね。

そして9条です。DV・虐待には特別な配慮がなされなければならないとありますが、特別な配慮って何、どういう風に誰がやるの、主体も書かれていない。法律家からみても意味不明な条文です。この程度の注意事項ですべてのDV事案に面会交流を義務づけていいと考えていることがすごく浅はかです。こわいことに、附則の二条に、政府は、共同親権、連れ去り防止、祖父母との面会交流実現の措置を講ずるとまで書いてある。彼らの真の狙いがここにあるとみえるわけです。

当事者同士で協議できる場合は、こんな法律なんかなくても面会交流をしています。この法案が必要なのは当事者同士で面会できない場合があるからです。高葛藤事例の場合は面会交流を義務化すれば、実現できるのだ、と彼らは考えているわけですが、皆さんが支援している人々は、好きで子連れ別居しているのでしょうか。決してそんなことはないはず。子どもをつれて家を出ることは、多くの女性にとって、すべてを捨てることを意味します。その後、生活保護に転落することをも意味します。夫をわざわざ陥れるためにそんなことをする母親がどこにいますか。よほどの事情があってそうならざるをえない、そのよほどの事情について何の配慮もないのがこの法案です。また、養育費の定めについても一切配慮がない。

そして、子どもの最善の利益を基本理念にしながら、子どもの意思の把握や状況の把握を考慮しないのはなぜか。子どもの意思をここに書いてしまうと、監護親の影響を受けた子どもの言動を尊重しなければならなくなるのを彼らは恐れているわけです。つまり、子どもの意思というのは、監護親の影響だ、という決めつけが読み取れるわけです。だから、彼らは子どもの意思を本心では聞きたくないのではないかと思います。よく、会わせろという親の側についた弁護士が、「子どもの意思ではなく、家裁があるべき姿を示すべき」という書面を書いてきます。しかし、子どもにとっての面会交流というのはそれほど単純

なものではないですよ。時にお父さんに会いたいと思うけれども、でも、ほとんどの場合は会いたくはない。人間関係はほとんどそうじゃないですか。毎月会いたい人なんています？人間関係ってそういうものじゃないですよ。

DVや虐待事例についてなんの救済システムもない。こういう状態での面会交流義務化は大変危険です。このような不十分な法律でも、通ってしまえば、明文化されてしまえば、さっきの民法766条のように、面会交流において家裁の運用に重大な影響を及ぼします。ますます面会交流の原則化がすすむのはさげられません。

子連れ別居はいけないという価値観が行政にも司法にも蔓延することになり、DVから逃れることが非難される社会になってしまいます。専門家の意見の水野先生のように、子どもを連れて逃げるというのはDV被害者に許された唯一の自力救済なのです。ほかの国に比べて日本は、DVの救済システムが決定的に欠けている国です。だから、当事者は子どもを連れて自力で逃げるしかない。唯一残された子連れ別居という自力救済すらできなくなるのです。そうすると、子どもを置いて家を出るしかないか、あるいは暴力に耐えて家にい続けることになってしまいます。

面会交流が必要だという法案化をするのであれば、その必要性について説得的な根拠を示してほしいです。また、実態に即したていねいな合意形成が必要だということ。子どもの安心安全の確保が必要だし、それを支援する実施面での支援機関が絶対に必要です。欧米ではそういうシステムがあるのです。それがないまま義務化だけが先行するのは本当に危険です。また、一度面会を取り決めたあとも、子ども、監護親、非監護親すべてに継続的な支援が必要です。状況が変わったら、それを柔軟にとりいれるための仕組み作りも必要です。こうしたことが全部できて初めて面会交流を原則化すべきだという話に、議論に踏み込むことができるのだと私は思っています。

まとめと課題

ハーグ条約の発効は、DV被害女性と子どもたちに深刻な影響をもたらしています。面会交流原則実施が主流となりつつある調停手続き、深刻なPTSDに苦しむ子どもたち、親子断絶防止法の制定をめぐる動きの中で、子どもとともに暴力の現場から身を離すことすら困難になる当事者。

支援現場の事例紹介や、親子断絶防止法に歯止めをかけるための実践的議論が展開され、女性と子どもの命を守る法制度の構築が課題として浮き彫りになりました。



タイトル

DV被害にあった女性と子どものための支援プログラム・凛（ring）
～就学前から思春期まで：継続的な支援プログラムの意義について～

担当団体

NPO法人 女性ネットSaya-Saya

協力団体

アドバイザー：お茶ノ水女子大学 名誉教授 戒能 民江

司 会

稲葉 洋子（女性ネットSaya-Saya理事）

発 題 者

浜谷 典子（女性ネットSaya-Saya）、佐藤千賀子（女性ネットSaya-Saya）、
野本 美保（女性ネットSaya-Saya理事）、後藤加菜実（当事者）、TAKAYA（当事者）

目 的

てらこやミモザ（学習支援・居場所づくり・食事提供プログラム）、思春期ワークショップなどを中心に、就学前から思春期までの継続的な支援プログラムの実施の成果を発表する。母と家を出た後、当団体の子どものためのプログラムに参加してつながりを持ちながら成長した、現在思春期の当事者に体験を話してもらい、合わせて各地域の取り組みを分かち合いながら、きれめないDV支援の質を向上させたい。

内 容

< Saya-Sayaの活動紹介 >

私たちは体験と知恵を寄せ合いながら、DV被害女性や、その子どもたちに「こんなことがあったらいいな。」「こんな場が安心できるな」と、その思いを持った人が集まって、夏の泊りがけの母子ワークショップや、母と子の同時並行心理教育プログラム・びーらぶを創ってきました。特に最近では、通常の思春期課題に加えて、暴力の影響を受けた思春期の子どもたちへの支援方法に悩みながら新たなプログラムを考え、「凛<Ring>」プログラムを作りました。

<てらこやミモザ>は、「居場所・学習支援、バランスの取れた手作りの食事提供」などを通して、「生きていくための力を育み」「自尊心を回復する」目的で週一回開かれています。当事者でもある言語聴覚士の女性が、一人の子どもに寄り添うことでその子どもが変化していった様子を話しました。

<思春期ワークショップ>は、小学5年から、高校生までの子どもたちが母親から離れて、スタッフと泊りがけで過ごすもので、料理作りや買い物など、生活のスキルを学ぶこと、自由に遊ぶことをやりつつ、社会資源を知る、自己肯定感を高める、デートDVについて知るなどの学びもあります。DV被害を受けた多くの思春期の子どもたち、このワークショップの内容を届けたいと願い、「思春期ノート」を作ろうとしています。そのコンセプトも話しました。

<当事者からの発言>

思春期世代の当事者、女性と男性一名に体験を話してもらいました。彼らは、子ども時代にDVで母親と避難し、Saya-Sayaのプログラムにつながりながら成長して、大学生や、社会人となり、現在子どもたちの支援をする側になっています。彼らが、母とともにある日家を出て新たな生活がはじまったとき、どのように感じていたのか、関わった子どもプログラムで何を感じていたのかを話してくれました。20歳の女性は、「思春期ワークの時、自分にとって『デートDV』の話はタイムリーだった。」と発言。年齢に応じたプログラムの提供の必要性を、改めて感じさせてくれました。

<会場の皆さんから>

●久留米 さぼちゃんさん

母の支援グループが、母たちのグループの運営をして、子どもの支援グループが、子どもの保育を行う形で、両輪でやってきた。今年で10年。行政の建物の中でやっているの、静かな遊びとからだを使う遊びを、異なる場所で行うことができている。

●熊本 寺崎さん

女性と子どものプログラムを10年前から。今年は地震でできなかった。マサチューセッツのファミリーセンターのやり方を、やっている。ダギーセンターのやり方を学んで使っている。人材不足と資金不足。宿泊プログラムをやりたいとずっと思っているが、できていない。

●室蘭 まさかーねさん

月に2回、子どものみを送迎して、自由に遊ばせる活動をしている。2003年から知り合いの幼稚園で夕方の時間を利用して活動開始。ダギーセンターで研修して、スタッフを育てた。人材不足。年齢が平均60歳以上でそこに大学生や看護学生が関わっている。以前来ていた中高生が、このところ参加してくれているのが希望。冬の時期はお休み。助成金を受けて、元下宿屋を買い取ったので、車なしでは子どもは来れないので、送迎が必要。

まとめと課題

国のDV被害者支援の現状は、「きれめのない支援を」といいつつ、ぶつ切りで、たどりついた人だけへの支援。日本の行政が行うDV支援では、子どもへのケア、学習支援や、メンタルケアのスタッフがかけている。それを民間がやっており、民間だからこそ子どもの成長を見守る、息の長い切れ目のない支援ができている。子どもたち同士が会える、大きくなってまた会える場をもち続けているのは、支援し続けているからこそできる。母がつながることで子どもも母の変化を感じることができる。凜プログラムは、切れ目のない支援とはどういうことかを、一つのモデルとして提示している。他の地域で子ども支援をしているグループからも出た共通課題は、場がない、お金がない、スタッフが足りないということ。また、当事者が支援者となっていくときに、働きながらボランティアスタッフをするためには、経済的支援がないとやり続けられない現状もある。法制度的に、民間に財政支援をする仕組みを作ることが必要。

また、DV被害をうけた思春期の若い人の固有の生活課題、居場所がない、性的搾取をされやすい、就労や教育機会を奪われやすい、という課題に対して、民間も公的機関もキャッチフレーズに終わらぬよう、具体的に支援の場に取り組んでいくことが急務である。

こども支援グループの交流フォーラムをぜひ作って、当事者の声を反映できる仕組みをつくることが課題。

経験を語った19歳男性から、「自分がスタッフをしていると、男の子たちにぼこぼこにされた。男性スタッフだからこそ、できることなのだったと思った。もっと若い男性スタッフが増えるといいと思う。」との発言。心ある男性たちとのつながりを、もっと広げることも大きな課題である。



タイトル

デートDV防止教育の次の課題 ～加害者も被害者も作らない心地よい関係～

担当団体

NPO法人 ハートスペースM

司 会

橋口 愛子（NPO法人 ハートスペースM スタッフ）

発題者

財津三千代、佐藤以津子（NPO法人 共同代表）

伊田 広行（立命館大学非常勤講師、DV加害者プログラムNOVO）

目 的

宮崎市で起きた女性バラバラ殺人事件を通して、デートDVという暴力による支配関係に着目し、当事者、保護者（社会）、関係機関（警察）にどのように働きかけていけば、このような悲惨な事件を起こさないための未然防止となるか？を考える。

それを踏まえて、デートDV防止のプログラムの実践の中で、より効果的な教材（スライド）を作成する。

リベンジボルノの問題なども含め、実際の被害者・加害者の状況改善に役立つためにはデートDV防止教育をどう改善していけばいいのかを考える。

後半は、「デートDV防止教育の次の課題——新しい課題を予防教育で入れましょう」と題して講演とグループワークを行う。DVにならないように、考え方を变えることで感情や行動を変えていくイメージを学ぶ。加害者へのかかわり方を体験するワークを行う。

内 容

1. これまでの宮崎でのデートDV予防講座の取り組み（別添資料①）

2. 経過

別添資料②の事件をもとに、各グループで考え、2度とこのような悲惨な事件が起きないためには、現在行っている予防教育の「デートDVプログラム」をどのように充実、発展させていったらよいか。という視点でグループワークを行い参加者全員で共有した。後半では伊田広行氏（DV加害者プログラム・NOVO（ノボ）運営者、神戸大学・立命館大学非常勤講師）が講評したうえで、「デートDV教育の次の課題・悲惨な事件を起こさないために何を教えるか」というテーマで、加えていくべき新しいテーマなどについてパワーポイントで提案が行われた（別添資料③）。

3. グループワーク

短時間であったがどのグループも積極的な取り組みで、多くの提案がされた。

対象者は6グループ中5グループが、①中学生からの男女を、1グループが、③関係機関（警察）であった。

参加者の皆さんからの提案は、以下のような視点で、具体的なものだった。

⇒デートDVについての知識と理解

- ・デートDVとは
- ・暴力とは
- ・暴力の背景
- ・影響
- ・キューの見極め
- ・対処法
- ・男女の関係性
- ・被害者の心理
- ・自分を大切にする意義
- ・LINEトラブルなど若者の生活の中にある具体的な事例を使つての学び等

⇒安全の確保

⇒相談することの大切さ

⇒予防教育の重要性

⇒関係機関（警察、学校教諭、行政サイドの意識改革、保護者）への啓発

⇒加害者プログラムの必要性

4. まとめと課題

分科会での参加者の方々の発表から、DVの問題に取り組むには、予防教育がいかに大切かということ、皆さんが考えていることが分かった。

特に、男女の関係に入るちょうどその年齢の、中学生から、あるいはそれ以前から啓発していくことの必要性、又子どもたちだけでなく、子どもを取り巻く私たち大人がそれぞれの立場で、DVのことを理解し、予防するために、正しい知識を持ち、タイミングを逃さず、的確に対応していくことが重要であるということが見えてきた。（結論を得た）

伊田氏からは「デートDV防止教育の次の課題として新しく付け足していく事柄、若者にデートDVとは？をわかりやすく伝える方法と、若者が自分に起きたことを自分たちでも考えるという視点でのプログラムをご提案いただいた。

初めての分科会担当であったが、私たちも多くのことを学び、これからのプログラムをもっともっと充実させ、子どもたちだけでなく広く社会全体の問題としてとらえ、啓発活動を広めていく決意を強くした。



グループワークの様子

別添資料①

～これまでの宮崎でのデートDV防止教育取り組み～

・性交渉の低年齢化、18歳未満の性感染症の増加、10代、20代の人口妊娠中絶率の増加など、宮崎県でも様々な調査で青少年の実態があきらかになり社会問題となっている中、「中絶を繰り返す女子生徒への対応」「カップル間のいさかいやストーカー的行為」「ドメスティック・バイオレンスのある家庭に育つ子どもへの対応」に悩む養護教諭や保護者からの相談、高校生や大学生からの相談がハートスペースMにも寄せられるようになった。

・相談電話えむコールに、結婚をした方から、「今、思えば、交際中からDVは始まっていたが、何もかも強引に進める彼を、男らしいと思ってしまって、気がつかなかった」という相談もあった。

以上のように、デートDV防止教育デートDV防止教育を宮崎市の全中学校で実施の必要性を訴えた背景があった。

・行政との交渉…宮崎市教育委員会への陳情

男女間暴力の低年齢化がおきていることがあきらかになり、私どもは危機感を訴えた。

大人のDVが多いことを考えると、暴力のパターンを身に付けてしまった大人が自分を変えることは大変困難なことであり、子どもたちが親密な関係を持ち始める中学生から、暴力防止教育を実施することで、「いかなる理由があろうとも、暴力はいけないことだ」ということを学ぶ必要があると考えた。

宮崎市教育委員会に「デートDV教育」を宮崎市立の全中学校で実施させてほしいと要望を出した。

・デートDV防止講座の広がり

宮崎市立中学校で「デートDV」の授業を担当された先生が、宮崎市以外の中学校に赴任され、その中学校でも「デートDV」をしてほしいと依頼を受けたりして、実施校が増えていった。

中学校・高等学校・専門学校・大学で「人権教育」「性教育」の授業の一環として「デートDVってなに？～対等な関係を作るために～」というテーマで、講師派遣事業を行い、7年前から宮崎市の委託事業として宮崎市内の全中学校で「デートDV」を実施している。

・生徒の反応や感想

はじめの頃は、「DVということばを聞いたことがある人？」「聞いたことはあるけど、よく知らない」「自分には関係ないと思っていた」という感想が多くみられた。でも、最近では半数以上の生徒さんが「デートDVが理解できた」「身近で起こるかもしれないことだ」との感想を書いてくれるようになった。

「デートDV」にならないためにはどうしたらいいのかを考えることで、人と人との対等な関係を学んでいることが、感想文から読み取れる。

・成果

「宮崎市男女間における暴力、デートDVの認知度」で、全体で76.3%が「知っている」と答えており、国の60.4%と比較すると高い認知度であることがわかった。

このことから、宮崎において若い世代へDVについて考える機会を、積極的に提供してきたことの成果である。

宮崎市DV対策基本計画の中に宮崎市男女共同参画推進講座事業「デートDV講座」を今後7年実施していくとの施策が確定した。男女共同参画担当課の取り組み方、担当職員の意識の高さによるところが大きい。

宮崎での取り組みは、行政と連携しながら、確実に「デートDV予防教育」啓発を推進できているのではないかと考えている。

・今後の課題

宮崎市内だけでなく、市外の中学校にも デートDV予防講座の学校現場でのカリキュラム導入を目指す。講座実施のための活動費の確保も大きな課題である。

別添資料② [事案の概要]

宮崎市のアパートで、2013年10月、女性（当時27歳）の切断遺体が見つかり、殺人容疑などでいずれも無職、東竜二（29）、金丸真菜実（24）阿部祐美（23）の3人が逮捕、起訴された事件。

事件では、3人は13年7月下旬から同年8月13日頃までの間、宮崎市のマンションで、東被告の指示の元、3人で女性を棒などで殴り重傷を負わせ、同15日頃、手足を押さえ、タオルで鼻や口を塞ぎ窒息死させた。その後、遺体を包丁などで切断後、カレールーで煮込むなどし、アパートに遺棄するなどした、としている。

この事件では、東被告がDVなどを通じ、殺された女性と金丸、阿部被告の3人を金銭的、精神的に支配していたことが大きな問題となっている。

検察側は、東被告が「東ルール」などと称し、3人に対し、①男性や家族との接触の禁止②外出時の報告③食事や睡眠の制限④性行為を強要し、ルールを破った際には、暴力をふるっていたと主張。また、東被告が「自分は暴力団のトップで、もし逆らえば家族や親戚を殺す」などと3人にうそを言い、仕事などで得た収入のほぼ全額を手渡すようにさせていたとされている。暴力の後には必ず「お前のためを思って殴った」

などと3人を説得。3人を互いに監視させ、何かあったら東被告にメールで報告させるようにしていた。また、お互いを殴るように指示することもあったという。

★DV被害に気付いた3人の両親らが過去に2度警察を呼んだが、本人らが「殴られたのではなく、ころんだだけ」と訴えたため、警察も対応できず事件の発覚が遅れた。

3人以外にも被害者は多数おり、裁判の中でもDV被害を受け続けていた元妻の調書や、1年間に315万円をだまし取られた女性の調書が読み上げられた。

【東被告について】

東被告は、宮崎県で生まれ、母子家庭で育ってきた。事件当時はホストの仕事をしており、3人はいずれも東被告の客だった。ただしホストの仕事はほとんどせず、最終的には3人の収入を頼りに生活をしていた。過去にもDVのため、傷害容疑で逮捕されている。

【公判について】

両被告は裁判で「東被告の度重なる暴力やうそにより判断能力が低下していた」と主張している。

裁判では、事件の中心人物とされる東被告と女性を含む3人の関係性が争点となっており、弁護側は「自分は暴力団員だと告げるなど、東被告の日常的なうそや暴力で逆らえず逃げられない状況になっていた」と主張。証言台に立った母親も「娘は東被告と交際開始後、消費者金融でお金を借りるようになった」と話した。

両被告によると、女性に知り合ったのは12年10月26日。東被告が、3人で住むマンションに女性を連れてきた。その後は4人で共同生活を送り、東被告はそれぞれと交際していたという。

「東被告から、殴らなければお前を殴るぞ、と女性を含む3人が脅され、相手を殴ることがあった」と述べた。その上で、両被告は「やらなければ自分がやられると思った」などと、当時の心境を語った。

金丸被告

- ・「間違いありません」と起訴事実を認める。
- ・弁護人は「奴隷のような扱いを受けており、判断力が低下して犯行に及んだ」と情状酌量を求めた。
- ・「東被告に別れ話を切り出したところから暴行を受けるようになった。今までつかれたうそも、当時はすべて信じていた」と述べた。
- ・「東被告の言うことは絶対だと信じ、死体損壊などに及んだ。しかし、逮捕後、警察官から男女間の暴力被害に関する本を読んでもらい、『家族や友人と連絡をとるな』という東被告の指示はすべて間違いだったことに、だんだんと気付いていった」と話した。

阿部被告

- ・11年5月、東被告が勤務していた飲食店で東被告と出会い交際を始めた後、暴行を受けるようになったと答え、「逆らえば家族や友達に危害を加えるといわれ、逃げるができなかった」と話した。金丸被告は東被告について「(暴行を受ける前は)お兄さんみたいな感じで憧れがあった」とし、暴力を振るわれるようになった後は「いつ殴られる分わからず常に機嫌をうかがっていた」と述べた。

元交際相手の女性の証言

- ・「家族に危害を加えると脅されて逆らうことができず、東被告に連れてこられた部屋で、監禁に近い状況が1か月ほど続いた。13年4月8日、東被告が外出した際に友人宅に逃げた。仕返しが怖くて警察に相談できなかった。」とした。

東被告と金丸、阿部両被告の間にはついたてが置かれたが、東被告の声を聞いた金丸被告が声をあげて泣き出したため約2時間休廷。証人尋問は、金丸、阿部両被告が法廷を退室し不在の中、改めて行われた。

証人尋問では両被告の犯行時の精神状態を明らかにするため、精神鑑定を行った精神科医や臨床心理士が出廷。同罪などに問われている東竜二被告(29)の日常的な暴力などに触れ、「金丸被告は犯行時、心的外傷後ストレス障害(PTSD)で判断能力が低下していた可能性が高い。阿部被告は精神疾患で、東被告の判断に依存していた」とした。

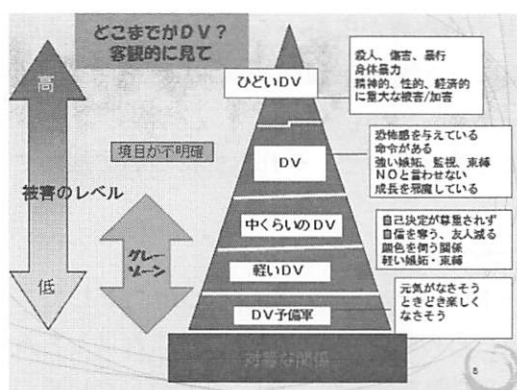
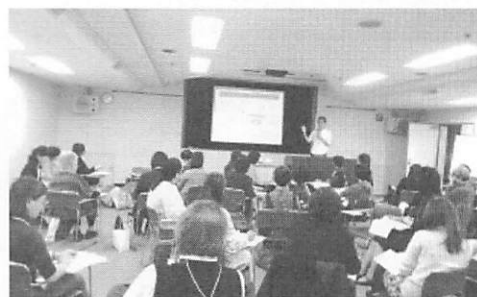
添付資料③ 伊田の講演内容や講評のまとめ 要約

まとめ

前半のワークを受けて、伊田が指摘（講評）したことを簡単にまとめておく。

悲惨な事件の被害者であり加害者にもなった当事者にどのように働きかけていけば、このような悲惨な事件を起こさないための未然防止になるか？

当事者（被害者、加害者予備軍）に、まずもって学校で予防教育、そして社会のあちこちに相談窓口があること、テレビや雑誌での啓発と相談窓口の宣伝が必要である。テレビドラマなどで相談窓口や戦い方、逃げ方を伝えることができることが望ましい。危なそうな人に面談ができたなら、DVのチェック表やグレイゾーンの図などを使い、DVの説明／種類、そして対処の仕方、「こういう人が危険」という指標などを伝えること。



被害者になりうる人が知っておくべきこととして、「新しいパートナーとしては避けるべきタイプ」「●●●●というのは危険だよー」「DVする人のよくあるタイプ」「この問題はどのカップルでもあるよくある問題か、不健全なDVか？どちらに主たる原因があるのか？の見分け方」というものなども伝えていく。「安全、自信、自由、成長」がキーワードであることを強調する。そして「チェック項目で2つ以上あると危ないから相談に行こう」、「このあたりのグレイ段階で、●●と尝试てみて、相手の反応をみよう」、「第3者の4人に聞いて、2人以上がやばいと言ったら、その人やばいです」などと伝えていく。また、DVとそこから離れるための基礎知識として、カップル単位からシングル単位に考え方をえていくことも伝えることが重要である。

以下、伝えていくべき情報のその一部を掲げておく。

加害者にもなりうるので、そういう人に伝えるべきことは、相手が何か問題ある言動をとってきたとしても、こちらがそれに対しては、非暴力の対応をしていくことが大事で、そこで暴力的対応を選んでしまうのは自分の問題であるということ。

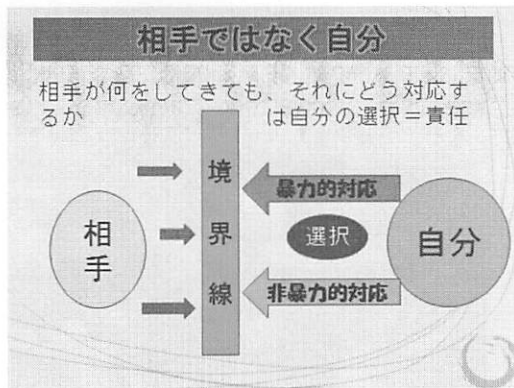
加害者は「怒りやすい人」というような問題ではなく、怒りをもたらす考えを持っていることが問題。だからポイントは考えをえて感情をえていくこと。加害をやめられないなら、相手と別れるしかないという「シングル単位」「課題の分離」を学ぶ。相手の自己決定・成長を尊重・応援することがポイントと知り、「相手は相手、自分は自分」「相手を信頼する」「まあいいか」「二次感情でなく一次感情」「相手は最善の選択をしている」などの考えの変更のコツを身にけていくような関わりが必要である。

応答の仕方としては、説教や怒りではなく、加害者には説得、気づきのかかわり、被害者には、寄り添い、教育、傾聴（相談の乗り方）が必要。

関係機関（警察、行政）との連携も重要であり、今後の課題である。行政はまず結婚のときにパンフを渡

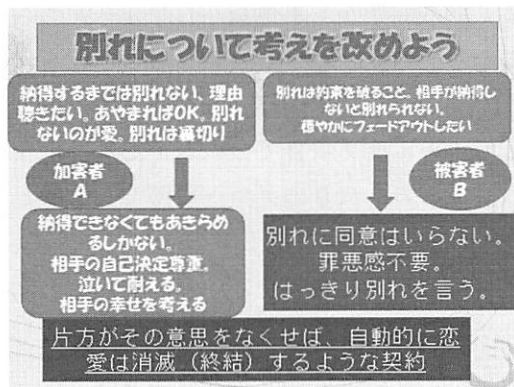
- 被害者が知っておくべきこと:
新しパートナーとしては避けるべきタイプ
- 自己中、自分勝手、ダブルスタンダード、特権意識
 - よく、言いわけ(正当化、責任逃れ)をする
 - 多くの約束をする(もうじき...となるなどほらをふく)
 - 自分の思い通りにする(毎回勝とうとする、怖い言動を繰り返しては謝る)
 - 嫉妬と独占欲(相手の成長を応援しない、あなたを信用しない)
 - 常に一杯の酒を必要とする
 - 人が、彼のことであなたに警告しようとする
 - あなたに圧力をかける(急いで関係を進めようとする)
 - 隠し事が多い

- 被害者が知っておくべきこと:
新しパートナーの『よいサイン』
- 聞き上手(アドバイスせず、ちゃんと聞いてくれる)
 - あなたに敬意を払ってくれる(怒ったときでも適切に表現)
 - ほかの人との関係が長続きしている(家族含めて)
 - 自分の生活をきちんと営める(食生活)
 - 言行が一致している(ダブルスタンダードでない)
 - 彼は前のパートナーに敬意を示すことができる
 - 自分を振り返ることができる(自分を完べきと思わず、反省し行動する)
 - あなたの希望を尊重する、成長を応援する



つまり、早い段階で予防教育や個別相談で被害者や加害者に接し、ネットワーク的に地域で対応し、悪化しないような社会の早期からのアプローチが必要ということである。

次に、「デートDV防止教育の次の課題」として、いま、かなり予防教育が広がってきたが、さらなる改善や1コマだけではない連続学習のために、『こうした課題を新たに予防教育で入れていくのはどうですか』ということで、いくつかの点で提起を行った。



多くは上記の提案と重なるので、それ以外について触れておく。

●別れ方、ストーカーへの視点

まず、ストーカー問題について、実態や心理、そしてストーカーにならないための教育が必要である。これはもちろんDVと重なっている問題であるが、特に、「別れについての教育」が必要ということであるが、この点はまだまだデートDV予防教育でもなされていない。このキーワードは「別れに相手の同意はいらない」「片方が恋愛感情をもたなくなれば、他方がまだ好きでも納得していなくても、その恋愛は終わり」ということである。

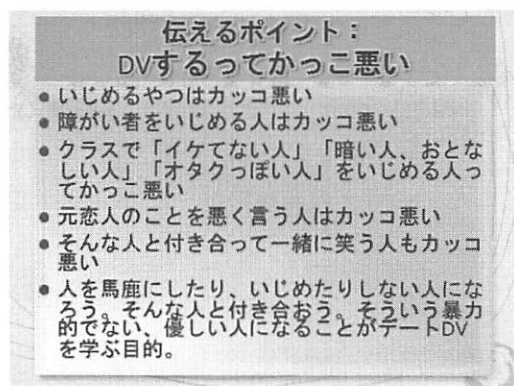
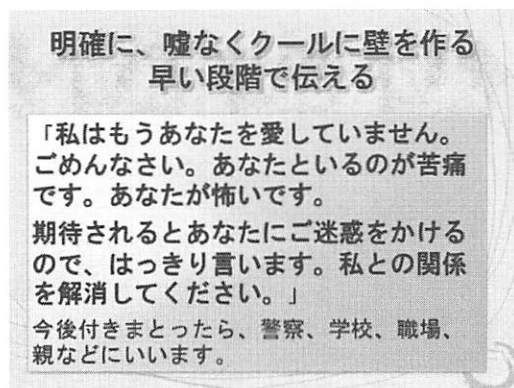
詳しい説明はここでは省くが、従来のカップル単位の恋愛観からシングル単位のそれに変えていくということである。それを説明する図を掲げておく。

次に、フラれても自分の気持ちをおしつけず、泣いて耐えていくための具体的なコツも伝えていかねばならない。それは、①ほかのことに熱中②先生や友だちに気持ちを話す、③気持ちを書く、④泣く。音楽や映画やマンガなどにひたるなどである。

また危険な相手との別れ方を具体的に、話し合い方、言い方、その後の注意などとして学ぶ必要がある。

その他、新しく入れていくべき学習内容を箇条書きで記しておく。

- 人生変わるかもしれないほど危険、という危険性の伝達。
- デートDVの影響をリアルに伝える
- DVするってかっこ悪い
- シングル単位の恋愛観



2015 AV出演を断った女性が勝つ

- AV (Hなビデオ) 出演のサイン (ハンコ) をしてしまう
(約束破ったら1000万円と脅す)
- 裁判で、被害女性が勝つ
- 嫌ならいつでも、契約をやめられる
- 「AVはいやです。やりたくありません」と伝える
- 必ず専門家 (せんもんか 弁護士、警察) にそうだん **一人で悩んじゃダメ**

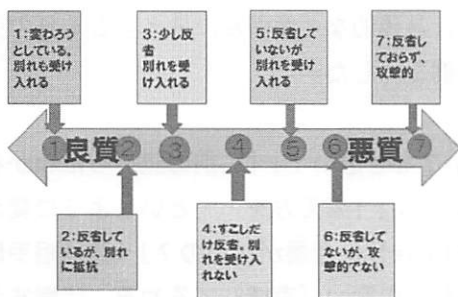
『(性的な) 写真撮らせて』と言われた時にどうするかを考える。

- 「ごめん、撮らないで。大丈夫と思うけど、もしものことがあるから心配で安心できないから。ね、お願い」
- 「写真じゃなく今この瞬間を味わおうよ」
- 「こら！だめっ！」 (携帯を取り上げる)
- 「あかんって！それって、危ないから撮ったらあかんって学校で習ったでしょ」

暴力容認感覚は社会にあふれている

夫婦	DV
恋人	デートDV
親子	しつけ・虐待
学校	いじめ・虐待・体罰
部活・スポーツ	体罰・しごき、勝利至上主義
社会、職場、社会活動	パワハラ・セクハラ、えらそうさ、競争意識、経済至上主義 能力ある人が権力を持つ、権威主義、金第一主義、多数派がのさばる社会 (少数派差別に鈍感)
国家間	大国中心主義、戦争

悪質加害者と良質加害者



- 危険な人を見分ける視点
- 加害者の考えを変える視点
- 性暴力、AV勧誘、レイプにも対処する力
- 恋愛依存になるな。ほかの依存症も逃げのひとつ
- リベンジポルノ 写真 SNSへの注意
- ほかの暴力との共通性に注目 (親、学校、職場、友人関係) とくに若者には、いじめやブラック部活という暴力が身近なので、それとDV/ストーカーに共通性があると伝えることが有効。
- 恋愛を美化しすぎない：ひとり＝自立が基本
- どこからがDVか境目がわからないとか、自分とは関係ないという意見が多いので、それに対して、「グレーゾーンの図」で誰もが関係があることを伝えること
- 女性から男性へのDVがあること (しかしジェンダーの影響から男性加害者が多いこと)、セクシャル・マイノリティのなかでのDVもあることを伝える
- 加害者は変わらないという偏見に対して、学んで変わろうと思えば、加害者は変わるという展望を伝えること。

追加の話題として、ネットでのある弁護士の意見のおかしさ (*) も指摘しておいた。

* 「髪引き抜かれ、全身にあざ…「デートDV」で示談を求められたら、どう対応すべき？」弁護士ドットコム2016年07月25日 の回答

そこでは、相談者が男性と同居をはじめるとすぐに、些細なことで手を出されるようになり、全身はあざだらけで、髪の毛も大量に引き抜かれる、通報を恐れた男性から、外出すら禁止される、食事も満足に取れない状態、この男性が経営する会社で働くために転職先の内定も辞退したが、仕事は無給で、さらに貯金から100万円を恐喝された。収入がないにも関わらず日常の食費も払わされ、美顔器の購入や整形も求められた。

加害者代理人の弁護士から「訴えても無駄」「この程度は普通のDV」と言われた。

交際相手の代理人に示談を求められた場合、どう折り合いをつけるべきか、警察に訴えても無駄なのか、という相談

H弁護士の回答

慰謝料は、100万円も取れば御の字、それが現実だから、個人的な意見としては、とにもかくにもこういう人からは一刻も早く逃げることを、金銭的にも精神的にも痛めつけられるのを食い止めることがいくばくかのお金を得ることよりもなによりも最優先されるべきだ。

刑事の面でもこの種の犯罪の処遇は一般的にとっても軽く、逮捕もされず正式な裁判にさえならず、起訴猶予や罰金刑で終わることが多いなどのため、警察・司法に訴えることはお勧めできることではない。「警察沙汰」にしたら、加害者の怒りや報復感情を増大させるので、「触らぬ神に祟りなし」で訴えないのがいい。縁を切ることを優先すべき、専門家のサポートによる傷ついた心の手当をするのがいいというのです。一言でいえば、質問に対しては、示談に応じたらいいという。

しかし、この回答は非常に偏っている不適切なものであると考える。別の選択肢も提示すべきである。そして「選んでください、どの道でも支援しますよ」というのがバランスある回答なのではないか。離れることを優先して加害者の示談に応じるのは、加害者にとっても都合のいい道。加害者に、自分が行ったDVを認識させ、謝罪させるという道もある。

罪と認識させる、民事で、あるいは交渉で慰謝料をとる、刑法で訴える、接近禁止命令をとる、相手の親や会社や学校などに伝えていく、ということをするならやってもいい。

付け加えてほしいのは、加害者にDV加害者更生プログラムに参加させる、ということを要求すること。そういう事がない、非常に不十分な回答なので、私たちはもっと被害者支援の観点でリアルな幅を持つべき。

.....

最後に、伊田は加害者プログラムをしていることもあるので、デートDVの事例（『デートDV・ストーカー対策のネクストステージ』の加害者の言い分、被害者の言い分の事例）を使って、加害者にどのようにかかわっていくかの説明を行った。

加害者に、怒りをもたらし考えを変えるようにするということで、具体的な「ゆがんだ考え」とその変更を示した後、ワーク教材で実際に加害生徒と話をしていくという例を示した。

そこで聞かれるべきことは、「DVしてることわかる？どこが悪い？なぜ悪い？」「お前の気持ちはわかる、しかしそれは相手にはどうなるか」「相手が別れる権利は邪魔できないよ」「考え方を・・・というように変えていけ・・・とかんがえられるんとかうか？」「相手を信用できないの？自分に自信がないの？」「実は相手は・・・とおもっててんで」「言い負かすのはやめて聞こう。（共感のかかわりの話）」「束縛してるやろ。応援する関係に」「じゃあ、どうしたらいいと思う？」といったことである。



タイトル

DV・性暴力によるトラウマのケアを考える ～マインドフルネスという視点から～

担当団体

NPO法人 レジリエンス

協力団体

博多ウィメンズカウンセリング

司 会

榎木 京子（博多ウィメンズカウンセリング）

西山さつき（レジリエンス）

発 題 者

柳 受良（ゆう すやん）（ゆうメンタルクリニック 精神科医 ハコミセラピスト）

目 的

近年トラウマのケアの業界で注目されている、マインドフルネスという手法について精神科の柳受良さんから、専門的なお話を伺います。

ハコミなどマインドフルネスを使った身体指向のセラピー通し、トラウマの対応について今できることを考えていきます。

内 容

【はじめに】

私たちは何らかで傷つき、社会の中で傷を抱え生きています。人を壊すのも人間ですが、人を回復させるのも人間です。理論や脳神経学系の新しい考えを皆さんにご紹介したいと思います。

私は福岡の糸島駅前でゆうメンタルクリニックを開業しています。クリニックではカウンセリングルームやマインドフルネスをベースとしたグループ治療を行うデイケアルームがあります。地域でカウンセリングや虐待や発達障害などのミニ勉強会も行っています。マインドフルネスを中心とした心理療法を日本と韓国の専門家に教えていて、両国の医師たちの交流もやっています。

【マインドフルネスとは】

マインドフルネスを説明する時には、このような図を使って説明しています。

私たちの意識は、人間が感じる感覚、知覚、記憶、考えるなどの心理活動を通して、自分自身の内面の状態（心の内側）と外部の環境の変化について総合的に観察することを意識と言います。

一人の人間の心の内側に色々なものがあり、それを見ている自分がいて、そして外側の世界に対しても意識を使って感じたり観察したりすることができます。

【心理療法の効果に何が影響するのか】

薬や他の治療を一切使わない言語だけの心理療法によってクライアントが回復していくプロセスに、影響を与える要因は下記の通りです。米国の保険会社と心理学会が一緒に研究した結果です。

- 1 クライアントのリソース 40%
- 2 セラピスト、医者のパersonality 30%
- 3 スキル（技法） 15% どのような技法をどれだけ熟練した技法を使うか
- 4 期待 15% プラセボ効果「この治療で治るような気がする」などと感じること

一番影響を与えるものは、クライアントが持っているリソースです。

医者と患者、セラピストとクライアント、教師と生徒、親と子などの関係においても良いものを生み出すためには、同じことが言えると思います。

相手のリソースを発見することや、気づいていないリソースを発見すること、リソースを拡大していくことなどが、回復や治療のプロセスの中で一番強烈な力を発揮します。

【支援者のリソース】

クライアントのリソースだけでなく、治療者及び支援者のリソースも必要です。心理療法は薬もガーゼも使いません。治療者自身が治療のための道具になります。治療者が疲弊していたら何もはじまりません。治療者は自分自身のリソースに常に敏感であり、自分自身のケアをすることが大切です。自然の中に身を置き、自分の内側を満たすような様々なリソースを見つけて楽しみ、心の糧にすることが大切です。自分の心に寛大で、自分をケアしようとすることや、自分を一番良い状態にしようとするのが治療者には必要なのです。

【リソースとは】

内 的 リ ソ ー ス：才能、趣味、成功体験、その人の個性

外 的 リ ソ ー ス：自然環境、思い出の場所、故郷

関係性のリソース：家族、友人、自助グループ、組織、患者会

存在論的リソース：人が生きる意味、存在の意味、命の観点、スピリチュアルな考え方、宗教的な考え方

このような視点から人はリソースを探したり、とらえたり、気づいたり拡大したりすることができます。

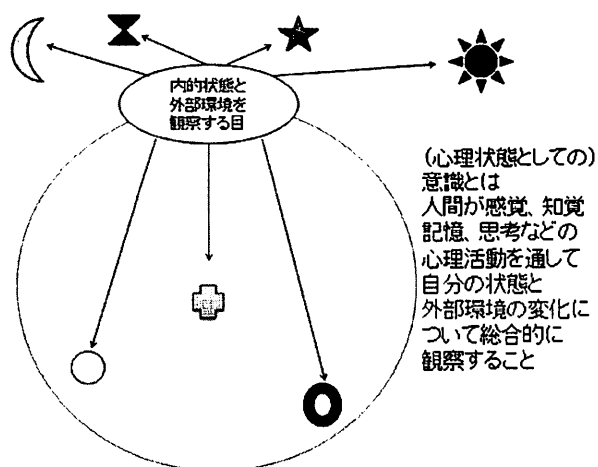
【治療者のパーソナリティ】

リソースの次に大切なのが治療者のパーソナリティです。パーソナリティとは、性格の良さ、人格者であるべき、ということではありません。治療者の考える世界観や支援についてどのような観点をもっているかが重要になります。

私は下記のような観点を大事にしています。

・私たちは思っている以上に壊れやすい存在です。

韓国や日本など根性や頑張りの言葉を美しいものとしている社会では、それに気づいていません。心は見えないので、本人がうったえないと分からないものです。他者の心の傷にも、自分の心の傷にも敏感にならなければいけません。



- ・私たちは思っている以上に心理社会的な環境に影響を受けている存在です。
 - ・私たちは思っている以上に、治療者や自分自身のケアにより、傷を癒し人生の方向性を自ら選び直す力を持っている存在です。
- 説教や教育だけではなく、周りとの良い関係の中で相手も自分も成長を続けます。

【トラウマとは】

WHOの健康の定義は身体的、精神的、社会的に良い状態に保たれていることを指します。一時期それにスピリチュアルを定義に加えるという案もありました。スピリチュアルは、霊のことではなく、生きる意味、命の意味などを表しています。

トラウマはこの身体的、精神的、社会的とそしてスピリチュアルという4つレベルにおいての健康を破壊していくことです。なぜ暴力がいけないかというと、この4つのレベルで人を壊すからです。DV、児童虐待、性暴力は4つのレベルで人を破壊していきます。

【トラウマの治療】

トラウマの治療では、痛みを伴う感覚や感情に過度に苦しみを与えないようにしています。辛い時を思い出し、痛みを感じながら行うセラピーは再トラウマになることがあります。

不安、パニック、抑うつ、情動障害、解離、身体化症状、対人恐怖、PTSDなどの患者さんには、いくつかのトラウマが重なっていることが多くあります。抗不安薬だけでは解決できません。その人のトラウマに目を向けないと根本的な回復は期待できません。

【脳の三層構造仮説】

米国の最新のトラウマ治療はこの仮説の上に成り立っており、治療効果も増しています。

人間は脳幹、大脳辺縁系、大脳新皮質（前頭葉）の3つの脳をしっかりとっていることで、文明を起こすこともできましたが、苦しみも一番多いと言われています。

脳幹（爬虫類脳）には自律神経の神経核があります。呼吸や心臓の鼓動や発汗を司っています。敵にあった時に逃げるか戦うかの反応という原始的な本能も脳幹に関係しています。

大脳辺縁系（犬猫脳）は、悲しみ、不安、怒りなどの感情を司る所でもあり、記憶とも関係があります。

大脳新皮質（人の脳）は、論理、数学的な思考、意図的に何かに注意を向けて集中する能力を司るところです。マインドフルネス状態を維持することに役立ちます。

3つの領域は補い合いながら、バランスをとり進化した総合的な機能です。1つの領域だけが暴走したり、お互いに補い合う機能が効かなくなった時に、PTSD、パニック症状、怒り発作、イライラする、引きこもる、自律神経失調症と言われるなど精神症状や身体症状がおきます。

トラウマの身体症状や精神症状は脳幹と大脳辺縁系の活性化がオーバーになっている状態です。活性化に脳の中がハイジャックされている状態になると、前頭葉（大脳新皮質）が「今はあの人はいないよ」という理性的な信号を送ろうとしても届かなくなっています。脳幹では「どうしよう、ここにいられない、怖い！」となり、大脳辺縁系には恐怖と不安があります。

震えたり体に原因不明の痛みが出たり、喉がつまったりめまいがしたりするかもしれません。それらは自立神経を司る脳幹の異常信号です。

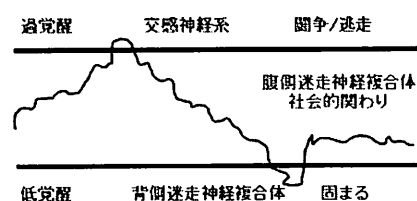
【マインドフルネスの治療】

マインドフルネスの治療とは、脳幹と大脳辺縁系にハイジャックされている脳の主導権を、前頭葉にとらせるようにすることです。マインドフルネスの訓練を受けると前頭葉に意識を向けられるようになります。マインドフルネスの状態では、前頭葉に血流が多く流れていることが分かります。パニック障害を起こして

いる人は扁桃体の辺りに多くの血流が流れます。脳の中の血流のあり方は、精神状態や身体状態に影響します。脳は反復的、習慣的な特徴があるため、繰り返された脳内環境に自分を持っていかうとします。脳の血流の配分の癖を変え、脳幹と大脳辺縁系ではなく前頭葉を活かしていくようにするのがです。

【多重迷走神経理論】

耐性領域(Window of Tolerance)



交感神経は人を活動させ、副交感神経は人を休息させます。交感神経と副交感神経がバランスをとって自律神経を維持しています。

外部環境への神経生物学的な反応として三段階あります。

●第一段階（腹側迷走神経系複合体）：

社会的な関わり（ソーシャルエンゲージメント）を通して、表情をみたり声を聞いたりしながら観察して、その人が安全かどうかを把握します。

●第二段階（交感神経系）：

社会的関わりが通じない、安全ではないと感じたら闘争逃走反応がおき戦うか逃げるかをしようとします。脳には「危険だ」という信号が行き、瞳孔が開いて心拍数があがり呼吸も浅くなり、筋肉も収縮します。

第三段階（背側迷走神経複合体）：

第二段階が通用しない時には、解離したり凍りついたりします。一番原始的な自分を守るシステムです。

全身に闘争状態になったエネルギーが蓄積されたまま凍りつくのが解離です。PTSDの症状の解離や解離性同一性障害は、戦うか逃げるかというエネルギーを体に今も溜めてしまっているのです。そのエネルギーが痛みを作ったり、激しい震えをつくったりしているのです。「危ない!」と感じたエネルギーがそのまま残ってしまっているのです。

【耐性領域を広げる】

凍りつきや解離した状態を繰り返し経験した人は、意識状態が低下しやすくなります。女性は戦えないと感じると凍りつき解離していく傾向にあります。男性は過覚醒、女性は低覚醒になる傾向にあります。過覚醒でも低覚醒でもなく、腹側迷走神経複合体（社会的関わり）の中で生きていくことが望ましいことです。

トラウマを経験すると何かあるとすぐに爆発する、またはフリーズするなど耐性領域が狭くなります。マインドフルネス状態は耐性領域を広げ、その中に人を留まらせることです。過去のトラウマを思い出しても、過覚醒したり解離したりすることなく、耐性領域に留まりながら安全に怒ったり、悲しんだり、不安を感じたり、嫉妬したりすることをマインドフルネスが手伝ってくれます。

【マインドフルネス状態とは】

マインドフルネスとは、仏教のサティ（念）から宗教的意識を除き、メソッド化したテクニックであり、主に心理療法や自己啓発に使われます。

今ここに注意と意識を向けて、今ここで起きていることを集中して観察して受け入れていくことがマインドフルネスです。

トラウマを抱えた人たちにとってトラウマを受容するのは過酷なことなので、トラウマ治療の時に使うマインドフルネスは観察するところまでとなります。

マインドフルネスは無意識の中に入っていくのではなく、意識の中の一番静かな所に自分をもっていくことです。一番落ち着いて、自分を静かに見つめていく意識状態です。

トラウマのとても深い方は怖くて目が閉じられないこともありますので、目を閉じずに行うマインドフルネスもあります。

【脳の状態】

マインドフルネスは、うつ、トラウマ、薬物乱用、摂食障害、慢性疼痛などに治療効果があるという研究報告があります。マインドフルネスによって脳の灰白質（大脳新皮質の一番外側）の体積が大きくなり密度が上がります。灰白質にはニューロン細胞やシナプスがあります。密度がアップしていくことはシナプスの数がアップしているのではないかと結論つけています。シナプスが増えることで、不安やパニックの時の対応の選択肢が増えることになります。扁桃体だけは密度が下がっています。扁桃体は「危ない」という信号を発信するところです。

【心の部屋という方法】

私たちの心は一つではありません。いろんな自分があるっていいのです。その中にはリソースもたくさんあります。明るさ、美しさ、力強さなど様々です。まだ癒えてない傷つきがある場合には無力感、イライラ、不安、許せない気持ちなどもあり、時にはそれらが大きくなっても良いのです。辛いこともあり、素晴らしい経験もあります。心の中には色々な部屋をクライアントさんが紙に描き、治療者はその方と一緒に心の部屋に入って見ていきます。心の中の色々な部屋に「希望」「不安」などと名前をつけることもあります。クライアントさんが自分の内側を観察する見る目を持つようになりますし、自分をケアする力が芽生えていきます。クライアントさんが自分の絵をみながら涙を流すこともあります。

【51%と49%】

治療的な概念やメソッドは、まず支援者自身が治療の恩恵を受けるべきです。自分をケアして自分を維持していくことは、支援活動よりも大切にしなければなりません。自分自身のケアが51%、支援活動が49%というバランスだと思っています。この数字を覚えておいてください。

まとめと課題

マインドフルネスという考えは、当事者の方のみならず、当事者支援に携わる様々な立場の人たちのセルフケアにも役立てられる手法である。

当事者の方の症状についても理解し、対応することにつなげていきたい。

1対1のセラピーとなると費用がかかるため、多くの当事者がセラピーを受けられるような費用面での対応が必要となる。



タイトル

女性のための護身術 WEN-DO

担当団体

リアライズYOKOHAMA

協力団体

えばの会

司 会

橋本 明子（リアライズYOKOHAMA・WEN-DOインストラクター）

発 題 者

橋本 明子（リアライズYOKOHAMA・WEN-DOインストラクター）

目 的

女性が自分の心と身体に気づき、人権意識に目覚め、社会の中で安心感を持って、健康に生きていくことを目的とする。

内 容

1. WEN-DOとは？
 2. なぜ、女性のための護身術なのか？
 3. 知らない人との距離の取り方
 4. 声と呼吸の重要性
 5. 腕を使った護身術
 6. 足を使った護身術
 7. 転んだ時にどうする？
 8. 後ろから抱きつかれた時にどうする？
 9. 身体の中の急所の説明
 10. サークルズプログラムから考える人間関係の取り方
 11. ディスカッション（ジェンダーについて考える）
 12. 腕をつかまれたときにどうする？
 13. 首を絞められたときにどうする？
 14. ピアサポートで元気になろう
- 以上

まとめと課題

意識の高い女性が集まり、有意義な時間となりました。

全国から集まった人が同じ体験をできることで、女性同士がつながれるシスターフッドを感じることができました。

ここから、たくさんの人にWEN-DOを知っていただくことが女性への暴力防止、DV防止活動につながると思います。

WEN-DOを必要としている女性（被害女性、暴力を目的してきた子ども、目撃してきて今、大人として生きている女性）に、伝えていくには、出会うには、どうしたらよいのだろうか？と考えています。



タイトル

被害者支援の一環としてのDV加害者プログラムとは
～警察庁・内閣府の対応を見据えた実践を考える～

担当団体

NPO法人えばの会

協力団体

一般社団法人ウェルク
NPO法人ウイメンズカウンセリングルーム熊本

司 会

小野 規子（NPO法人えばの会、臨床心理士）
松本 佳織（弁護士法人リブラ法律事務所）

発 題 者

信田さよ子（原宿カウンセリングセンター所長）
田村 伴子（一般社団法人ウェルク）
伊田 広行（DV加害者プログラム・NOVO）
宇都 宮妙（たえ法律事務所）

目 的

DV加害者プログラムの効果の有無を問う時代は終わったのではないだろうか。むしろそれを被害者支援の中に含まれるものとして位置づけ、警察と被害者支援とがコミュニティにおいて連携したDV加害者プログラムを実践しなければならない時代が来たと考えている。具体的実践にもとづき、2016年3月に発表された内閣府のDV加害者更正に係る報告書にも触れた内容を展開したい。

内 容

DV防止法以来15年を経過し、DV、被害者、加害者といった言葉が多くのひとたちによって共有されるようになったが、そのいっぽうで広がりに伴う層の多様化も生じている。2016年3月発表の内閣府「配偶者に対する暴力の加害者更正に係る実態調査研究事業」報告書は、日本社会内における加害者対応の必要性の高まりを踏まえ、被害者が必要とする支援を提供し、被害者の安全・安心を高め、将来において新たな被害者を生み出さないことを目的として、社会内における加害者更生プログラムに関する現在の課題や今後の在り方等について考察を行ったものである。

本分科会は、これをベースに今後の加害者更生のあり方について、論点をあげて議論を行うとともに加害者更生の試みの情報・実態・展望を共有することを目指した。

当日の実際の流れを以下、概観しておく。詳細は、各報告者からのまとめを後に掲げるので、そちらを参照していただきたい。

まず地元・大分の松本佳織弁護士から今日の課題の発言があり、続いて、上記調査研究推進にあたっての「検討委員会メンバー」であったウェルクの田村伴子氏が、被害者支援の中でリスクアセスメントをしている経験とその意義を語ってもらった。その中では加害者について漠然と怖い・危険と思っているだけの状況から、状況に応じて適切な支援体制を整えていくためにリスクアセスメントを共通言語にすることの意義が語られた。なおウェルクが行っているのは加害者に対してではなく、被害者に対するリスクアセスメントである。

次に、同じく「検討委員会メンバー」であった信田さよ子氏（原宿カウンセリングセンター 所長）から、自身がRRPで行っている加害者プログラムの実態の報告と、それにまつわる諸点について発表があった。加害者支援を包摂した被害者支援にならないと真の意味で不幸な事件がなくなること、加害者プログラムのインテークでSARA（スプーザル・アソルト・リスク・アセスメント、カナダやアメリカで有名なDVのアセスメント・スケール）の方式を使っていること、これの紹介企画を行ったが被害者支援の人にあまり興味をもってもらえなかったことが残念だったこと、リスクアセスメントというツールが被害者支援と加害者対応と行政をつなぐ役割を果たす可能性があること、「加害者は変わるか」という問いに対しては、加害者プログラムは人格ではなく行為（暴言、暴力）を変えることでありそれは可能であること、プログラムが成功するとは加害者の暴力が止まることと被害者の安全感が高まることであること、加害者の後ろに被害者がいることを意識しながら加害者プログラムをしないといけないこと、DVは基本的に犯罪であって病気ではないということ、真剣に参加する加害者は、最初は復縁を期待していても、妻への影響を学んで落ち込む場合があること、SARAのストーカー版のSAMもあること、加害者プログラムは今までの被害者支援で取りこぼされてきた被害者にかかわる部分を支援している面があること、DV加害者プログラムをコミュニティ全体がいいものだと思っていないと効果が出ないこと（CCR）、面前DVと面会交流の問題を考えるとDV被害者支援と児童相談所の連携が必要になってくることが、今後の課題として加害者プログラムの実施に関する基準を内閣府がこれまでの民間機関実践経験を活かしてつくっていく必要があること、等が話された。

次に、熊本のNPO法人、ウィメンズカウンセリングルーム熊本の代表の竹下元子氏が、RRPで学んだうえで、熊本市男女共同参画センターと連携しながら、加害者に対してのカウンセリングも行うようになっていくという報告があった。未だ行政が加害者プログラムにかかわっている例はほとんどないので、熊本のようないことが広がるべきということが共有された。

次に、大阪でDV加害者プログラム・NOVOを実施している伊田広行氏が、コーディネーターも兼ねて、NOVOの説明・実態と、加害者プログラムの広がりや全国の状況、必要性の整理、今日のシンポの論点の説明等をおこなった。そこでは、弁護士の在り方、加害者に話を聞く重要性、加害者プログラムの悪用防止、地域にどう広げるか、プログラムの内容やガイドラインをだれが作るか、プログラム実施者の資格をどうするか、面会交流の在り方、などを議論し整理したいということが示された。

休憩をはさんで、後半のシンポジウムに入り、各論点について話し合っていた。その中で、大分の弁護

士、宇都宮妙氏が、リスクアセスメントは理想的ではあるが、現場ではまだその運用には至っていないとして、実質的に自分が経験から加害者の状況を判定し試行錯誤しているという報告もなされた。

シンポでは加害者プログラム最前線にかかわって、多くの情報や意見が提出されたが、その一部だけ記しておく。

加害者プログラムは、今後行政や被害者支援とつながっていくことが大事であるにもかかわらず、熊本のような連携はなされておらず、たとえば東京では信田氏がRRP等をしているので加害者プログラムを予算をつけてやらないかと提案しても「根拠法がないからしない」という対応でしかなかったという状況であった。

加害者プログラムを実施するうえで、被害者/加害者のリスクアセスメントと被害者の状況や希望をつかむことが大事であり、被害者支援との連携の密度が濃くあるべきこと。被害者支援をしている人が必ずしも直接加害者プログラムにかかわる必要はないが、その意義を知って協力・連携していくことが被害者支援のためにも必要であること。

カナダの加害者プログラムのガイドラインのなかにはいくつか参考にするべき重要な点があるが、その一つが被害者支援の経験が少しでもあるという点である。またエビデンスのある臨床心理的な方法論を取り入れることも重要だが、実践している多様なやり方を尊重することも大切である。

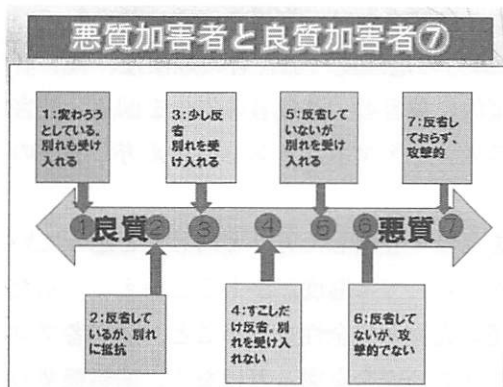
全体として加害者支援を包摂した被害者支援になることと行政や警察と被害者支援と加害者プログラムが連携することの必要性などが確認された。

その他については、以下の添付資料の各人からの報告を見ていただきたい。

伊田広行さんまとめ

まず宇都宮氏が、元自衛官がDVをしたと認定されたが本人は納得せず市民を巻き込んで自爆死した事件について、加害者の気持ちを聞いて、暴発しないようなくみが必要なことを示していると思うと述べた。次にDVの対策として、被害者支援、子ども支援、予防教育に加えて加害者プログラムが必要なことと、それがいま日本でどれくらい広がっているか（文献含む）を確認した。次に加害者プログラムNOVOの説明、状況、参加者の様子などを話した。みなが変わるわけではなく、継続して学び続ける中で変化していく人が一定いるという実態を示した。またNOVOには来ないが相談を受けた人がかなりいたことも示した。加害者プログラムは口先だけで反省するのではなく、学び続ける環境に身を置くという意義があるので、3か月程度では短いと考えている。パートナー面談をできるだけ行い、被害者と加害者の両方の話を聞き、被害者のニーズをとらえると同時にその関係性も見て、真に被害者の支援をしていくためには総合的に判断していくことが重要である。これに関連するが、弁護士は被害者側であれ加害者側であれ、「戦って相手から多くをとり、勝つのがいい」というスタンスでは責任ある仕事の姿勢として不足していると認識すべき段階にきていると考える。

次に、リスクアセスメントの必要性にも通じるが、加害者像についての認識を変更すべきことを提起した。被害者側ということで、加害者を一方的に悪として不変で別れるしかないというのは、実態を反映していない。「加害者は変わらない」「離れるしかない」というのはまちがった普遍化である。加害者には悪質加害者（無反省悪質加害者）と良質加害者とその中間がある。加害者の程度/質による分類が、被害者支援を実体的に進めていくうえで重要である（この点がリスクアセスメントの必要性に通じる）。良質加害者とは、DVをしたがそれを反省して自分をDVしない人間に変えたいと思い、加害者プログラムに通おうと思うような加害者である。やってしまったDVの程度が軽い加害者というわけではない。ひどい身体暴力をした加害者でも反省している人物はいる。無反省悪質加害者とは、DVをしたがそれを反省せず、自分をDVしない人間に変えたいとも思わず、したがって加害者プログラムに通おうとしないような加害者である。行ったDVの程度が相対的に軽いとしても（例えば言葉の暴力だけ）でも、反省しない加害者は無反省悪質加害者である。さらにより攻撃性が強く、病的で被害者意識を強く持つ執着型の、「異常型悪質加害者」もいる。



そうした加害者の多様性を踏まえて、加害者プログラムをする意義としては(1)社会全体で加害者を減らすため(2)被害者(子供も含む)を守るため、(3)被害者のニーズを満たすため(4)真面目に反省して変わりたいと思っている加害者を支援する、(家族を愛し、失いたくないと思い、憔悴している、自分を本当に変えたいと思っている)、(5)本当に知らずにしていた人に学ぶ機会を保障する、等があると確認した。

次に、「加害者は変わるのか」については、以下のようなプロセスを通じて変わるものが一部いると答えた。まず大事な

なものを失う、突きつけなどによる危機感。次にいかに傷つけたかの自覚の始まり。自分の中の、非暴力的な要素への気づき、その矛盾への悲しみと苦しみ。変わりたいという気持ちの増幅。加害者プログラムでの学び、継続、自分を見つめる、被害者の視点を常に知る、毎週来る、1年通う、毎週チェック、仲間からの影響、失いたくない気持ちの継続などによって変化しやすい状況となる。そして変化する方法を知る、具体的なやり方、練習、実際の生活での試行錯誤を通じて徐々に変化していく。学べば変わる面、知らなかっただけの面、考え方を換えれば変化する面、相手から嫌われたくない面、成果があればさらに実感し身につく面、等がある(参加する、理解する、気づく、実践・実行、継続)。学ぶポイントの一つとして、シングル単位(課題の分離)視点が重要であることや、別れについての考えの変更も紹介した。考え方を換えて感情を変えていくこと、ゆがんだ考えは何であったか、それを変更した言い方の具体的練習などが重要である。相手が何をしてくるにしても、それにどう対応するかは自分の選択=責任である。被害者もまたDVについて学ぶことが、問題の解決には有効であるがこれがまた難しい。

シンポジウムで何を整理・議論すべきかも私の方から提起した。紙幅の都合で簡単にしか書けないが、弁護士のある方、被害者加害者両方の言い分を聞くことを考えるべきであること、特に加害者側にこそ被害者のことをよくわかっている弁護士がつくべきこと、どうしようもない悪質加害者とは、最終的には徹底して戦わないといけないが全員がそうではなく程度はグラデーションで、加害者に「DV被害者のことがよくわかっている人権意識の高い弁護士」をつけるとか、加害者プログラムに行くことを促す弁護士であることが望ましいこと、NOVOにきている人には、駆け引きではなく、素直にDVしたことを告白し、謝り、慰謝料等の対応もきちんとしているひとがいること、加害者プログラムにおいて被害者面談などが重要であること、加害者プログラムの悪用防止の配慮(修了証を出さないこと)、加害者プログラムを一定受講してもDVをしない人になったと保証できないこと、地域においていじめやストーカー、児童虐待、高齢者虐待、そうした暴力に対する広い対応ネットワークの中に加害者プログラムを位置づけるべきということ、プログラムの内容やガイドラインを誰が作るか、実施者の資格、研修の保証、この点で加害者プログラム実施の経験があることや被害者の実態・ひどさ・人権感覚に通じていることが重要であること、精神科医やカウンセラーというだけでできるものではないこと、ファシリテーターは男女2人体制が望ましいこと、面会交流を被害者支援と結び付けて整備すべきこと、具体的には養育費の国家による保障や加害者プログラムへの受講の義務化、養育費などの責任を果たしていることを条件化すべきこと、などについて、私見も交えながらシンポジスト各人の議論を促した。

田村伴子さんのまとめ

私たち一般社団法人ウェルクは、東京で被害者を直接支援している団体が2012年に連携して設立した中間支援組織で、連携同行支援活動をとおして、当事者・支援者の安全を図るための様々な活動をしている。本分科会で、私たちは、直接加害者に対してではなく、被害者支援の一環として、プログラムの実践者や危機

管理コンサルタントから、リスクアセスメント・加害者プログラムの内容を学び、支援の実践に活かしている話をさせて頂いた。カナダの加害者プログラムB-Saferからは暴力の危険度（加害者の危険度、被害者の脆弱性、暴力を悪化させる外的要因等）を学び、活動の場で直接的に被害者・支援者の安全を図る、被害者から加害者の情報を聴き取るための関係をつくり、リスクアセスメント・マネジメントの考え方と手法の学び、被害者支援に活かしていくなどだ。

加害者プログラムの必要性と実践についての認識は、本分科会を主催・登壇した方々と同じだと思っているが、実際の被害者支援の現場では、加害者対応・更生プログラムに対しては温度差があるといえる。私たちはこの分科会で、加害者対応プログラムを知ることが被害者支援の充実と安全性を高めこと、加害者プログラムによる客観的リスクアセスメントとそのツールが当事者と支援者の安全を図るだけでなく、関係機関の共通言語・危険を知る共通のものさしとなり、つなぐ役割を果たすこと、さらに、被害者のその後の人生の選択の幅が広がることに触れた。

支援者は「被害当事者の意思と選択を尊重している」と当然のこととして認識しているが、実際には、「我慢して一緒にいる」か「別れる」といった「One size fit for All」（すべての人を同じサイズに合わせる）の支援になっている現状がある。リスクアセスメントの結果、リスクの程度に応じて、加害者がプログラムや家族療法を受け、自らの暴力の言動を認識し、暴力の責任も負い、相手を尊重していれば、暴力のリスクを減らしながら同居続ける選択もできる。それは、被害者の選択肢が広がり、一人ひとりへのオーダーメイド支援が文字どおり可能になることだろう。

加害者プログラムから暴力全体のリスクアセスメントをはじめとし暴力について深く知ることは、被害者の生き方の選択肢をより広げる支援につながり、被害支援の質と幅を広げるだろう。被害者支援に加害者プログラムを実践している方たちから学ぶことで、被害者支援の新たなステージについて一緒に考えていきたい。

竹下元子さんまとめ

私たちはNPO法人ウィメンズ・カウンセリングルーム熊本を出身母体として、2010年から、害者支援の経験がある女性相談員・心理カウンセラー、精神科医師・臨床心理士・シニア産業カウンセラー・保育士等のメンバーで2年間、月1の学習会、RRP主催の研修会、プログラムの見学等を経て『熊本DVアプローチ研究会、り・まっぷ』を立ち上げ、2012年から活動を開始しました。

動機としては、現在の被害者にだけ行動の変容を働きかける、加害者は野放しのままの支援の在りかに理不尽さや不十分さを抱いてきたことや、そうした支援のあり方ではVDの根源的な解決にはならない事実を強く実感をしたことです。被害当事者からの「私だけが、何故今までの生活や友達や家族を断ち切らなければならないのでしょうか」という極めてシンプルで的を得た問いかけに突き動かされたということもありました。

熊本の特徴としては被害者支援をしている行政と共同主催という形を取ってきたことです。最初は色々危惧することもありましたが、只今現在何も問題は発生しておりません。

今後の課題は約50%のドロップアウトをいかにしたら抑えることができるか、受講者の確保、プログラム内容の充実、スタッフの確保にあります。

宇都宮妙さんまとめ

DV事件の早期解決には、被害者側だけでなく加害者側にも良い弁護士がつくことが重要。解決の落とし所について双方が認識を共有できるからである。

加害者への受任通知には、DVの指摘はせず、依頼者が離婚を望んでいること、今後は弁護士が対応するので被害者に直接接触しないしてほしいということのみを書く。加害者の中にはDVの自覚がない人もいるの

で余計なことを書かず、また、窓口を一本化することで混乱を避ける工夫をしている。

攻撃的な加害者が被害者側弁護士に電話をかけてきたら「何度もうかがうのは失礼ですので、正確に記録するために録音させてください。」と言うとトーンが下がることもある。一方的にまくしたてられたら、無言でやりすごしていると、相手のうなずき声が聞こえなくなって加害者も不安になり、落ち着いてくることもある。

加害者側に弁護士をつける好機は「どうしたらいいのでしょうか。」と尋ねてきた時。「ごめんなさい。私は奥さん側についているから、立場上あなたにアドバイスができない。」と法テラスや他の弁護士事務所を紹介する。そうして加害者も弁護士とつながり、さらにその弁護士の伝手で加害者プログラムにつながるという流れが、理想である。

松本佳織さんまとめ

今回、大分の現地実行員会では、被害者支援の中で日々格闘している加害者への対応の望ましいあり方や、加害者プログラムの先進的な取り組みを学ぶ機会にしたいと、分科会を行うこととしました。

分科会では、発題者から、それぞれ、加害者のリスクアセスメントの有用性、人格ではなく行為に焦点をあてるといった加害者プログラムの内容・カリキュラム、加害者プログラム実施者に求められる必要な経験や知識、加害者に弁護士がつくこと有用性等について、いずれも示唆に富むお話がありました。また、加害者プログラムを包括した支援にならないと、被害者の安全・安心を確保し、DV被害をなくしていくという意味で、真の被害者支援になっていかないという認識も共通のものとして示されたと思います。

各地からの報告もあり、加害者対応を含んだ形で、警察、行政、民間の提携が進んでいる地域はまだ少なく、私たちもこれから様々な取り組みを続けていなければならないことを改めて感じましたが、明日からの実践につなげていきたいという当初の目的は一定程度果たせたのではないかと考えています。

まとめと課題

シェルターネットでは、被害者支援にかかわる人や団体が多く、今までは加害者プログラムについては否定的な見解や時期尚早という見解を持つ人が多かったと思われる。しかし近年、シェルターネットの大会でも議論が積み重ねられてきており、今回の分科会は加害者プログラムを正面から全面的に扱った画期的なものとなった。東京・大阪・熊本などのDV加害者プログラムの実施に基づいた現場からの報告がなされその意義が確認されたこと、リスクアセスメントの重要性、今後、被害者支援の視点を踏まえてプログラム内容・実施のガイドライン作成などがなされるべきこと、行政と警察と被害者支援と加害者プログラムが連携することの必要性などが確認された。



タイトル

より良い支援を考えるワークショップ

「新たな地域での生活を支えること」とは～マサカーネ みんなで力を合わせよう～

担当団体

駆け込みシェルターとかち（北海道 帯広）

協力団体

NPO法人 ウィメンズネット・マサカーネ（北海道 室蘭）

司 会

棟方恵理子（駆け込みシェルターとかち 代表）

発 題 者

石井佐登子（ウィメンズネット・マサカーネ理事長）

目 的

シェルター運営のノウハウを共有する分科会です。さまざまな経験を持ち寄り「いつでも、だれでも、どこからでも」の合言葉どおり、上質な支援の提供を求めて語り合ひましょう。そして「私たちが元気になる！分科会」にしたいと思います。

内 容

- ① 始めるにあたってのあいさつ文は添付のとおりです。
- ② マサカーネの講演も別紙添付のとおりです。

③ 質疑

Q：「退所後の支援・相談等は無料か」

A：無料です。でも維持会員（年間1,000円）になっていただいている（マ）。

Q：「シェルターの安全性について」

A：・NPOなので隠せないが郵便物は私書箱にしている（マ）。

：・任意団体のままにしており、郵便物は弁護士事務所宛としている（と）。

Q：「当事者の居場所を見つけられなかったらどうしているか？」

A：すぐに他のシェルターに移動している。シェルターは移転（マ）。

Q：「困難だったケースは？」

A：・家に居場所がなく、家を出て妊娠・結婚した後に暴力被害を受けた若年者のケースがあった（マ）。

・心身に障害があるが判定を受けないまま大人になってしまった方が最近続いた。一人での生活が難しい方。理解のあるケアマネさんにめぐり合ってからグループホーム入所や手帳取得などが迅速にできるようになった。世話人さんがいるホームなので生活も安心だが、数的にまだまだ足りないため、入居まで待たされたケースがあった（と）。

Q：助産師だがシェルターを全く知らなかった。シェルターの存在を知らない人が多いのでは。若年のDVを職務上知ることがあった。そういうケースはないか。運営はどのようなになっているのか？

A：北海道からの一時保護委託金と周辺市からの補助金。スタッフ6人のうち正職員2人、後はボランティア。運営が大変な現実。シェルターはすぐに生活できるように備品等すべてそろっている。身一つで来ていただいて大丈夫。ひどい性暴力を受けた女性がいて、産婦人科に相談した。産婦人科医とはつながっているが助産師さんとはまだつながりがない（マ）。

Q：資金のこと。民間でやっていて家賃の支払いが大変。どのように行政に働きかけていくか。寄付金はスタッフからがほとんど。デートDV講座などへいって稼いでそれを寄付している。「イコロの箱」の収益はどのようなになっているのか？

A：・古着はマサカーネの収益になる。「イコロの箱」の分は1割をマサカーネに、9割は作った方へ。マサカーネにとっては年間40万円くらいの収入になり、店の灯油代になっている。店をやっていることでサバイバーが集える。決まった時間に店へ出ることから生活リズムが整い就労につながった若い人もいる。年配の人にとっては「居場所」となっている（マ）。

・北海道8つのシェルターのうちうちが最も少なく21万円。帯広市議会に働きかけたこともあるが増えなかった。全道の仲間と北海道議会に働きかけたこともあるが、知事は国任せで消極的（と）。

Q：「啓発に関して」

A：北海道は公共施設の女性トイレに名刺サイズのカードを置いている。生活の事や子どもの事で相談に行った際にDVがあるのではないか？と行政が気が付く場合もある。警察は積極的に対応、保護する方向である。ご自身から電話くださる場合もカードを見て、というケースがある（マ）。

Q：「疲弊し活動を閉じていくシェルターが続いている。悩んでいる」

A：北海道は8か所の民間シェルターが連携している。仲間がいると思えることは大切。

スタッフで課題を共有する。

一人で対処しないこと。

支援者の中にやたらと元気な人がいる、ということは大きい。

サバイバーが協力してくれることが力になっている。

支援者をエンパワメントするプログラム（YWCA）の紹介。（マ）

④ ワールドカフェ

3グループに分かれて課題・戦略・結果・これからできることについてグループワーク。

課題

シェルターを維持することの困難さ

スタッフのモチベーションが下がっている

持続可能なシステムは？

スタッフの意見の相違

若いスタッフが育たない、後継者不足

支援者が経済面でも無理をしている

資金不足

若年妊娠→貧困の女性への支援（予防）

シェルター家賃をどう工面するか

広報の仕方

当事者ではない人を巻き込むには？

戦 略

資金源の確保に動いた

支援者養成講座の開講

支援者のための支援の講習を受ける

行政の推進員の退職者をゲットする

小さい市町村の電話相談委託を受ける

イーパーツ、イオン黄色いレシート、マイクロソフト等の助成金申請

小中高に命の授業、性教育を

市との連携を試みた（お金を引き出す）

古民家を借りて不登校児の居場所作り

DV被害者支援ではないNPOの人たちに相談

結 果

閉鎖してもいいのではないか

時間がたてば落ち着くところに落ち着くのでは・・・

被害者、支援を必要としていることの確認でモチベーションをあげる

現実「お金」で活動がかわる

市との連携は失敗

スタッフの中でもとらえ方の相違

DV被害者支援のことは伝えるのに時間がかかる

これからできること

法整備～議員を増やす

お金もちの理解者を増やす

DV防止の啓発を行政にやらせる

粘り強く継続する

間口を広げた勉強会を開く

行政に「社会資源として必要だ」と働きかける

会員を増やしたい

⑤ 感想

- ・ 民間シェルターの実態をみんなで話して何とかせねば、と思いました。Tさんが少しでもエンパワーされたら、と思いましたが……心配です。こういう悩み（資金不足、人材不足）を支援者だけでなく社会全体の問題として色々な人にも考えてもらいたい。
- ・ 支援者が交流できる分科会があるのはとても良いと思います。
- ・ 資金集めについてプロボノにも来てもらって徹底的に考える！アイデアを出す！という分科会は？取り組みの一步を踏み出す。

- ・しっかり情報交換できました。
- ・他分野（でもテーマは繋がっている）の人々とワークショップをしてほかの視点で、お金・広報・人の確保など話し合いたい。
- ・他のシェルターのことを知りたいと思い参加した。様々な工夫をしているが疲れていることが伝わってきた。どこも似ているのだと思った。でも頑張る意義を再び再確認できたのは良かったかな…。人材の確保について話し合いたい。
- ・他のシェルタースタッフの方とお話ができて良かった。
- ・ワークショップは苦手だけど楽しかった。民間シェルター頑張ろう！行政に負けてない！
- ・民間シェルターの健全運営と人材の確保について話し合いたい。
- ・シェルター運営に関する課題を他の団体と共有でき、とても得るものが多い分科会でした。
- ・どんなに苦しくてもシェルターを閉じようという風には感じたことがなかったけれど、どうしてだろう。DV－女性に対する暴力－を無くしていく為にシェルター活動はどのように必要なのかが見えなくなってきた。それをどう考えていけるか答えはなかなか…。
- ・ワークショップ型の分科会賛成です。去年は他スタッフが参加しました。話し合う場とても大事です。
- ・官民での協働事業でうまくいった例をテーマにしてほしい。
- ・率直な意見ですが「なぜ被害者が逃げ隠れしないといけないのか？いつまで逃げ続けるの？」絶対にこの考えはおかしいと思いました。良いことをしている『シェルター』をなぜ隠さなければならない？それは、民間がやっているから？危険だから？加害者が野放し状態ではいけないと思う。
加害者を作らない!!
- ・助産師として自分のできるところから頑張ります。勉強になりました。ありがとうございました。
- ・「もうやめた方がいい」とまで思わせてこの日本はどうなっているんだ！！個人の熱意だけでやることではないよね。DVのこともっと知らせよう。
- ・シェルタースタッフとしての日々のつまづきを話したい。

まとめと課題

マサカーネ石井さんから、思わぬ一言でサバイバーの思いに気付かされた出来事が紹介された。気付いたのは皆ではないだろう。気付いた者が周りに伝えることで支援の底上げが図られるのではないかな。些細なことでも一人で抱え込まず課題も成果も喜びも、そして悲しみも分け合って明日に向かおう。

どのテーブルでも、『財政難から後継者が不足し支援者が疲弊している』ことが話題となった。長いこと支援にあたってきたベテランから「もうやめようと思う」という発言に衝撃を受けた。財政難は過去も現在も解決できないままの問題である。『光』が注がれたのはわずか2年間だったが政治で税金の使い方がこのように変わるのか！と身をもって体験したことだった。この問題を近い将来には必ず解決するために政治を変えなくてはならない。



ウィメンズネット・マサカーネのあゆみ

- 1997年3月 電話1本設置⇒シェルター開設
- 9月 ネット・マサカーネ・いぶり設立
(DV被害者相談、サポート、シェルター運営)
- 2002年 北海道より一時保護委託
- 2005年 NPO法人格取得
ウィメンズネット・マサカーネに改称
子どもの居場所「ぼけっと」
- 2009年 子どもと女性のためのディサービス
- 2012年12月 手作り作品展販売店舗「イコロの箱」

マサカーネとは？

- アフリカのズールー語
「みんなで力を合わせよう！」
- 吉田レイ子さんの写真展(1996年)
室蘭市生まれ フォトジャーナリスト
フルブライト交換留学生
「ハーレムの熱い日々」(1979)
「MASAKANE -南アフリカの新しい風」(1995)

マサカーネの活動

<シェルター運営>

【定員】	4室
単身者用	2室
2名用	1室
家族用	1室

<自立支援>

相談
同行支援
講座・行事
自宅訪問

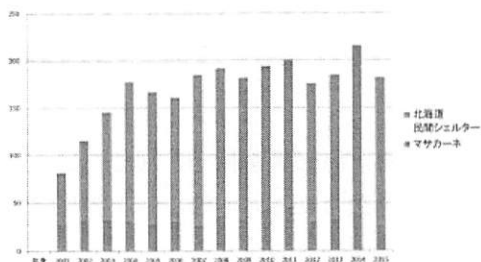
<予防・啓発>

デートDV予防講座
CAP(子どもへの暴力防止)

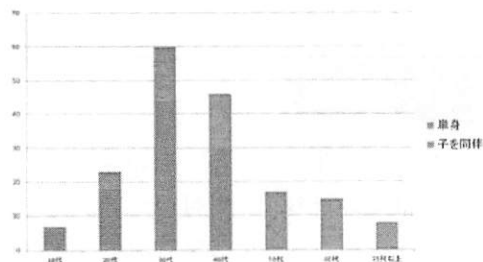
<ネットワーク>

全国シェルターネットワーク
北海道シェルターネットワーク
地域での女性団体

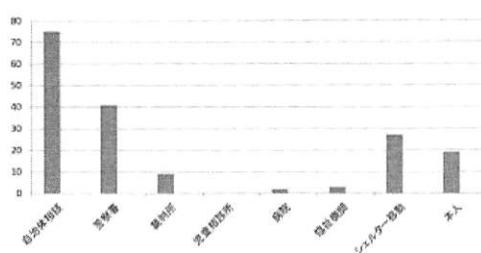
北海道の民間シェルター利用者数



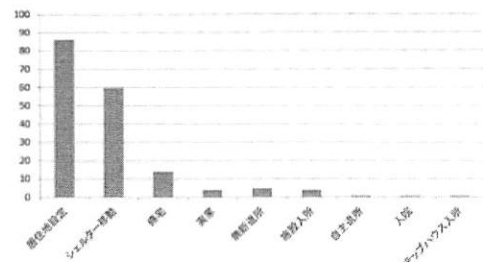
マサカーネ入所者の年齢(2011～2015年度)



入所の経路(2011～2015年度)



シェルターからの退所理由(2011～2015)



- 来所者への支援
 - ・ 相談(手続き・お金・子ども・健康・人間関係など)
 - ・ 寂しい、おしゃべりしたい
- 同行サポート
 - ・ 行政手続き ・ 調停同行 ・ 病院同行 ・ 学校行事
- 自立支援事業
 - ・ 手作り講座(陶芸・織物・ステンドグラス・洋裁)
 - ・ 手作り作品展・販売店舗「イコロの箱」
 - ・ イベント(動物園・くだもの狩りなど)
 - ・ ステップハウス
 - ・ 子どもの居場所「ばけっと」
- 自宅を訪問
 - ・ 寄贈物品の配給/近況確認

Figure 1 consists of two bar charts. The left chart, titled '<年齢別>' (Age Group), shows the percentage of respondents for the 'No experience' group. The y-axis ranges from 0 to 35. The x-axis categories are '1-3 years', '4-6 years', '10 years or more', and '10 years or more'. The bars show percentages of approximately 12% for 1-3 years, 32% for 4-6 years, 23% for 10 years or more, and 12% for 10 years or more. The right chart, also titled '<年齢別>', shows the percentage of respondents for the 'Experience' group. The y-axis ranges from 0 to 25. The x-axis categories are 10, 20, 30, 40, 50, 60, 70, and 80. The bars show percentages of approximately 9% for 10, 20% for 20, 19% for 30, 11% for 40, 12% for 50, 7% for 60, and 3% for 70.

Group	Age Group	Percentage (%)
No experience	1-3 years	12
	4-6 years	32
	10 years or more	23
	10 years or more	12
Experience	10	9
	20	20
	30	19
	40	11
	50	12
	60	7
	70	3
	80	0

理由	人数
安心・安全	12
行動が簡単	11
無料・低額	5
予定外	25
悪徳	10
急用	17
知路	13
利便	23
人との関係	9
結果	8

今年度より 赤い羽根共同募金からの助成金
8月／円山動物園(札幌市) 10月／くだもの狩り

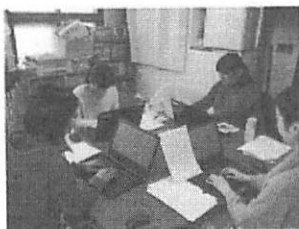
2009年より **＜織物講座＞**

2009年より
【活動拠点】
勇ハウス⇒鈴ハウス
2016年9月に移転

1階:ほけっと
2階:大人プログラム

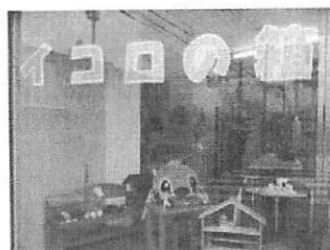


就労にむけて「パソコン教室」



2016年度北海道新聞社会福祉振興基金より50万円助成金
パソコン4台、プリンターを購入
8月～12月 毎週1回

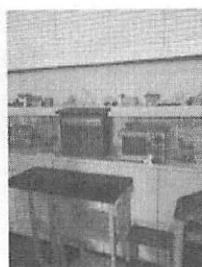
イコロの箱① (アイヌ語で宝物の意)



【営業時間】
月～金
9:45～16:00

【店番スタッフ】
2名/1日

イコロの箱②



イコロの箱③



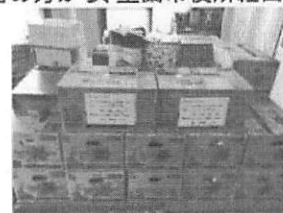
子どもの居場所「ぽけっと」

月2回(第1、3土曜日)13:30～15:30



寄贈品の配給

- ・スポーツラブ「カープス」
- ・ソロプチミスト室蘭／登別
- ・匿名の方から、室蘭市役所経由で新米



事例① 若年層への支援



- ・通信制高校への通学支援
- ・就労訓練「パソコン」への通学支援
- ・就職後サポート
- ・子育て・保育所送迎など

・10代で新生児を同伴してシェルター入所

事例② 高齢者支援



現在 82歳
(2001年入所)
介護認定:要介護1
ケアマネさんとの連携

<介護サービス>
デイサービス 週3回
ヘルパー訪問 週3回
ヘルパー病院同行
ヘルパー行事同行

＜考察＞

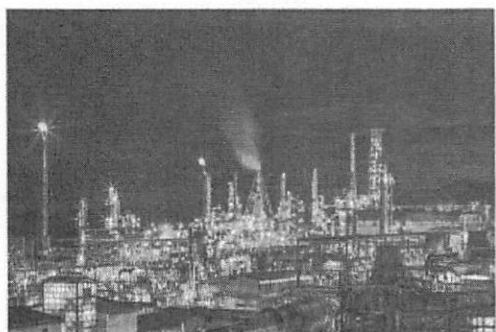
「みんなでちからを合わせよう」

- 新しい地域で暮らしていくことのリスク
- マサカーネで出来ること
(知恵と力を出し合って、少しずつ進む)
- 同じ経験をしたひと同士で
- いろいろな人とのつながりがあること
- 安心して行ける場所があること
- 選択肢を一緒に探して一緒に歩む
- トラブルも経験(イヤと言っていよいよ)



写真提供: 高田梨乃

室蘭市にお越しください。



写真提供: 高田梨乃

ありがとう ございます

タイトル

あなたの職場は大丈夫？

～やってみよう、LGBTに対するセクハラ・モラハラ・SOGIハラチェック

担当団体

全国女性シェルターネット事務局

協力団体

特非) 共生社会をつくるセクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク、LGBT法連合会、
NPO法人 Rainbow Soup

司 会

原 ミナ汰 (共生社会をつくるセクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク代表理事、
よりそいホットラインセクシュアルマイノリティ回線専門員、LGBT法連合会共同代表)

発 題 者

原 ミナ汰
江 実可子 (電話相談員・支援員)
五十嵐ゆり (NPO法人 Rainbow Soup代表)

目 的

この分科会の目的は、1) 参加者のセクハラ認識を拡げることであり、具体的には、2) 性的指向及び性自認に関連する暴言やからかいとその黙認、無配慮や除外を、ハラスメントとして認識すること。3) それらについて既存のハラスメント防止の枠組みでどう対応できるか、を検討することである。

内 容

● 社会背景：

- ・ここ数年、日本国内でも「性の多様性」がようやく社会的課題として扱われるようになってきた。
- ・性自認や性的指向 (SOGI) つまり、自分がどの性別に帰属するか／しないか、どんな人を恋愛対象にするか／しないかは人それぞれで、その差異を無視するのは差別的取り扱いにあたるのが、標準になりつつある。また、いかなる集団にも、LGBTは5～10%いるとの調査統計もある。
- ・しかし現実には、学校や職場で、性的指向や性自認を嘲笑ったり、揶揄したりすることで、「ふつーの人々」の団結が強化される、という場面が習慣化しており、教職員や会社の管理職もそれをどう注意すればいいのか戸惑っているのが現状である。

●セクハラ対応の際の異性愛規範と確定バイアス

- ・振り返って、セクハラ、デートDVなどの啓発テキストや、大規模調査・統計の内容をみると、カップルといえばまだまだ「異性限定」。警察庁統計の属性は「男女問題」のみ、セクハラといえば異性間（主に男性から女性へ）の問題とされている。LGBTに対する無視や社会的排除は、当事者や周囲の支援者の目を曇らせ、暴力の防止や回避・支援要請を難しくする。

●SOGI（=Sexual Orientation and Gender Identity）とは、性的指向と性自認の頭文字。SOGIハラとは特定の性的指向・性自認が容認できない、社会規範に合わないなどの理由で起きるいじめ・嫌がらせのことです。

●ケアや対策を提供しないことによる影響は深刻

- ・LGBTにとって敵対的な学校や職場環境（環境型セクハラ）が野放しのままでは、LGBTの生徒や社員職員の自尊感情が深く傷つき、うつや希死念慮の増大など、被害を深刻化させる要因となる。
- ・こうした状況を改善することは、被害当事者の支援策や暴力防止策を「個々のニーズに合ったもの」にしていく一過程でもあることから、社会全体にとって有益な取り組みであると考え、このワークショップを実施した。

●プログラム内容：

1) SOGIハラ解説 原 ミナ汰（内容はPDFで添付）

- ・まずはLGBTとは誰のことか、性的指向、性自認（略してSOGI）とは何かをおさらいした。
- ・その後、当事者たちの困難の特徴、社会における位置づけ、SOGIハラが起きる社会構造について解説。
- ・さらに「よりそいホットライン」に寄せられた電話相談のデータの分析結果から、人間関係やいじめに悩み孤立を深める当事者の実態をした。

その後SOGIハラとはどんなものか、それが教育現場や、主に福祉の現場で当事者や関係者にどのような影響を及ぼすのかを、ワーク用資料として作成したセクハラ事例リストを交えて解説した。

2) 話題提供者から自己紹介とハラスメント対応事例の提示

福岡でLGBTの若者の相談支援活動に携わる江さんが、教育現場での生徒に対するハラスメント事例を発表。同じく福岡で職場におけるLGBT支援に携わるNPO法人レインボースープ代表の五十嵐さんに職場でのハラスメント事例を発表いただき、対応法などを聞いた。

3) 後半では、学校や職場における会場で配布した「LGBTに対するハラスメント事例5つ」（教育現場と福祉の現場に特化したもの）をベースに、参加者が4名程度の小グループにわかれて議論。

事例は「きっかけ、状況」「誰の言動か」「当事者が嫌だと感じた言動」「その場の対応、その後の影響」の項目で細かく紹介され、グループは事例を1つ選択したうえで、「何が問題か」「どのような言葉かけが必要か」「どこにつなげるか」「望ましい対応」などの問いかけに答える形で、グループごとに対策を検討。司会も話題提供者2名も、それぞれ小グループを回り、ともに事例検討や助言にあたった。

4) その後、ディスカッションの様子を全体で共有し、質疑応答に時間を割いて終了。

事例集は最後に回収した。

※当初予定していたリーフレットやハンドブックの点検については、時間の関係上実施を見送りました。

まとめ

●話題提供者から寄せられた感想

- ・参加者の6～7割がLGBT当事者の知り合いがいる、と答えるなど、日頃から高い関心を寄せている層の方々が参加してくださいました。もちろん初めて学ぶという方にとっては、どのような意識や言動が

SOGIハラにつながってしまうのか、認識をあらたにしてもらう機会となったようです。

- ・事例に基づくケーススタディは議論が活発に交わされ、少々時間が足りないほどでした。もし身近でSOGIハラが起きてしまった時にどのように対処すればよいのか、参加者にとってヒントにつながる議論になったのではないかと思います。
- ・それぞれの現場においてLGBTの人と出会った経験を思い起こしたり、今後出会うだろうという想像を働かせたりしながら、分科会に参加されているのを感じました。
- ・ワークにおいては、皆さんがそれぞれの専門分野の知識を持ち寄り、提示された事例について熱心に検討していました。
- ・どの事例にも共通している点は、申出人が傷ついた経験によって自責感、もしくは諦めの気持ちを抱いている点です。そのような方に、まずどんな言葉かけをするのか。被支援者がどんな性別や性的指向の人であっても、どんな生きづらさを抱えていても、排除することなく支援につなげるために私たちはどう接してゆけるのか。今回のワークがそれを考え続けるための一助になっていれば幸いです。

課 題

- ・寄せられる電話相談やSOGIハラの事例は、あくまで氷山の一角。多様な価値観を認め合い尊重し合う社会状況に少しでも変わっていくために、本分科会と同様の場は今後もさまざまな機会で設けられるとよいのではないのでしょうか。
- ・当初予定していた内容のうち、身近にある暴力防止リーフレットや啓発ハンドブック、調査報告書の中で、SOGI（性的指向・性自認）に関するセクハラやDV・デートDVがどう扱われているか／いないかを点検する、という時間まではとれなかった。本分科会の基礎知識と方法論を踏まえて、参加者各自が日常業務の中で点検していただき、改善策を考えていただければ幸いです。



第19回シェルターシンポジウム2016in大分
2016年10月30日@大分コンパルホール



分科会B-3 あなたの職場は大丈夫？ ～やってみよう、LGBTに対する セクハラ・モラハラチェック～

原 ミナ汰
NPO法人共生社会をつくるセクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク
よりそいホットライン セクシュアルマイノリティ困難支援専門員
LGBT法連合会共同代表

1

LGBTの直面する困難の特徴

1. 困難が目に見えないことも多い
(何も問題がないと思われ、社会的ネグレクト=放置)

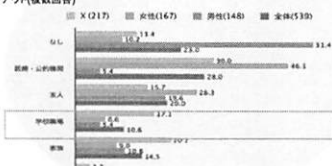
2. 困難が性別規範と密接である
「男は男らしく、女は女らしく、異性と結婚」
これを社会参画の条件とすること⇒性差別の一類型

3. 地縁や血縁など身近な人に頼れない
(学校でも、職場でも、地域でも孤立しがち)

2

「LGBT」の困難の特徴

相談者の9割は職場には「LGBT」であることを言っていない
ただし、トランスジェンダーはカムिंगアウトせざるを得ない場合も少なくない
カムिंगアウト(複数回答)

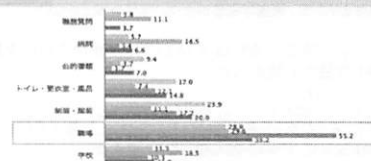


出典：一般社団法人社会的包摂サポートセンター「2014『よりそいホットライン平成25年度報告書』2013年10月1日～12月31日までの2070件の相談記録から1000件をランダムに抽出

26

「LGBT」の困難の特徴

性別規範で悩む場面：職場が最多となっている



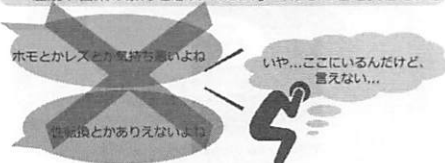
性暴力やハラスメントの相談も、一般ラインの約6倍～7倍以上

出典：一般社団法人社会的包摂サポートセンター「2014『よりそいホットライン平成25年度報告書』2013年10月1日～12月31日までの2070件の相談記録から1000件をランダムに抽出(本人同意)

24

「SOGIハラ」は知らぬ間に起きる

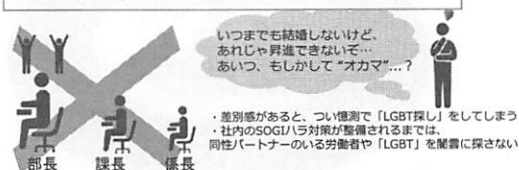
【性的指向、性自認は目に見えないことも多い】
LGBTの困難の特徴：
→目に見えてしまえば、差別や言葉の暴力にさらされる
→差別や言葉の暴力を恐れ「LGBT」であることを伏せている



3

LGBTに対するハラスメント～「SOGIハラ」とは

・LGBTは
→社会的偏見のため存在が見えにくく、声をあげにくい
→侮辱・否定・排除(仲間外し)する言動が蔓延しやすい
→「弱い者いじめ」のNG言動になる(SOGIハラ)



33

「LGBT」の困難の特徴

3 身近な人に頼れず、ロールモデルも欠如

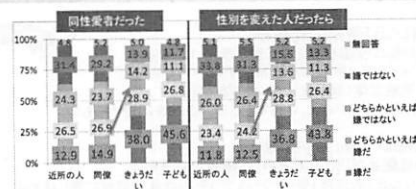
【地縁・血縁、身近な人に頼れない】
親や兄弟も多くが自分と異なるマジョリティ。例外ではありません。職場の人も多くが、マジョリティ。同じ仲間とは思われない

- ・相談相手がない
- ・ロールモデルやメンターがない
- ・キャリアプラン/ライフプランの策定が難しい
- ・親に頼れない、親との関係性に悩むことも多い
- 「社会制度の想定外」の存在として
社会的偏見や差別にたった独りで立ち向かうことになる

7

身近な人が性的マイノリティだったら、どう思うか

同性愛の場合・性別を変えた場合、関係別



他人より身内の方が「嫌だ」と思う割合が高い
「どちらかといえば嫌だ」と「嫌だ」を合わせると
きょうだいでは3分の2、自分の子では4分の3近く

※性別/性的マイノリティ/その他についてのお答えは、複数回答可。

親にカミングアウトしづらい

- まずは、友達・先生・きょうだいに話す
- 親へのカミングアウトは、最後のほう
- 共通の理由：そもそも性の話は親にしにくい！
- 性別規範厳格タイプ
 - ・「男は(女は)こうすべき」という論調
 - ・男女を厳しく区別する
 - ・テレビを見て、否定的なコメントをする
- 期待過剰・自己投影タイプ
 - ・がっかりさせたくない
 - ・孫の顔がみたいと言われた
 - ・心配をかけたくない

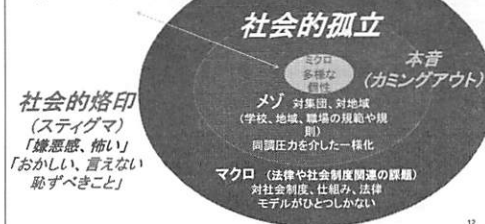
カミングアウトされた親は？ 身近な他者にみる受容・拒絶のプロセス

1. 否認・拒絶「そんなはずはない」「嘘だろ」「冗談でしょ」
 2. 怒り・自責・戸惑い「どうしたこと？
どうしてそうなったの？何とかできなかったのか？」
 3. 諦め・割り切り「変わらない、しょうがない」
合理化「...と思うことにしよう」
 4. 受けとめる・思いやり
行動化「何か自分にできることは？」
- ここまで来るのに平均3年～5年

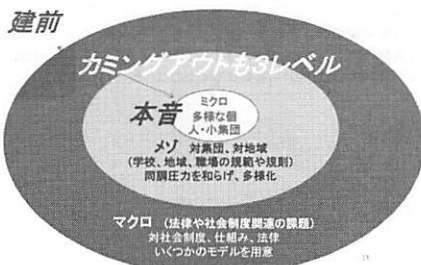
カミングアウトすると始まる 性的指向、性別違和の「原因」追求

- 「いつからそうなったの？」「何が原因で？」
- 性的指向は病気や思想信条ではない
⇒異性愛と同じ、明確な原因やきっかけが特定できない
- 「育て方で左右できたはず」という論調がいまだに支配的
親も周囲から責められる
よく言われること：
 - ⇒お兄ちゃんと遊んでたから、男みたいになった？
 - ⇒男らしく育てなかった母親のせい？不在だった父親のせい？
 - ⇒意識を変えて、どうにか踏ん張れなかったのか。。。?
 - 「我慢が足りない」：不登校や離婚を責める常套句

建前 多様性を阻む社会的要素とは 「みんな一緒」 一様化が起きる



多様性を反映した社会のビジョン(目標)



カミングアウトの現状：埋没型



LGBT差別＝ 性別と性のありよう(セクシュアリティ)を理由とした差別

- LGBT差別の仕組み
- 公私二元論と性別二元論がきれいに合体
(公/主体＝男がやること、私/補完的＝女がやること)
- 男性主体(男が先)、女は客体であり、
「男のできないこと、やってらんないこと」を補完するもの



- 性は「私事」、DVは「家事」
- 性関係が「公」になるのは「婚姻」のときだけ
- 「LGBTの存在」や「セクシュアリティ」は私的領域に押し込められている
- 偏見が性的成熟や自己形成を阻害する
- 暴力被害、自傷、回避行動などを誘発

<性自認・性同一性> 性別に関する思い込み

- ▶ 身体の性別で生きるのが当然
- ▶ 身体の性別が男(女)なら、男(女)らしくて当然
- ▶ そうでないのは病気だ、精神疾患だ、かわいそう
- ▶ 変なひと、怖い、人間失格
- ▶ なりすました、詐称だ、周囲を騙している！
- トイレ、更衣室、交通定期、健康診断、交際、就活、身分証提示場面、電話相談、葬式まで。
- 実は遥か昔から見られる現象。Two-Spirits, Hwame, ヒジューなど、様々な伝統文化に存在する一つの生き方
- 「生物多様性」のひとつと考えられる

どんな人に心惹かれるか～性的指向の誤解

- ・「**それが個人の趣味でしょ?**」矮小化
趣味⇒カラオケ、読書、スポーツ、釣りなどの自己表現手段
・取扱選択可能。
- ・性的指向⇒生涯を通じて切実な課題。「つがう」ことでのサバイバル戦力
- ・「**あなたが選んだ道だから……**」「選択」という誤解
■思想、信条、職業などと同様?
では異性に惹かれるのは意思?⇒それは「気づき、防れ」
→「誰を選ぶか」は自由だが、「惹かれる仕組み」は「起動する仕組み」
→性的指向は、個人が選択した結果にみえるだけ。
完全に自由ではなく、それなりの不自由さもある。
- 性的指向を「治療」しようとした「暗い時代」を経て、
・そう簡単に変更できないとの認識が定着。

どんな人に心惹かれるか～性的指向の誤解

- ・「**あなたが選んだ道でしょ……**」
⇒「選択」というのは意識的な選択
- どんな生物も、
・予め与えられた「変更しづらい要素」と、
・獲得可能な「変更可能オプション」の両方で成り立っている
- ⇒「健康」は生まれつきか、選択か?
⇒ ヒトは何をたべるのも「自由」か?
- ・ 誰を好きになるか⇒選択肢・枝葉 ⇒
- ・ 性的指向⇒与えられた前提・幹・根 ⇒



よりそいホットライン

- 基本はピア目線の相談
- 必要に応じ面談・同行支援

電話のかけ方

0120-279-338
よりそいホットライン
に電話をする。

1 生活や暮らしに関する相談
2 外国籍による相談 (Helpline for Foreigners)
3 性暴力、ドメスティックバイオレンスなどの
女性に関する相談
4 性被害や性被害に関する相談
5 性に関する悩みや悩みを相談する

よりそい電話相談統計 (2014年4月～2015年3月)

カテゴリー	総件数	相談完了数	完了率	構成比
一般	8,635,200	150,411	1.75%	73.4%
自殺防止	1,643,289	32,062	1.95%	13.9%
DV・性暴力	573,819	27,016	4.70%	4.8%
外国語	56,130	21,027	29.65%	0.4%
セクマイ	478,212	38,916	8.13%	4.06%
被災者	38656	16,390	42.36%	0.32%
合計	11,757,879 (その他332543)	212,363	1.80%	100%

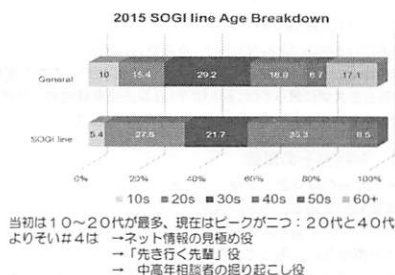
<http://279338.jp/archives/005/201511/%E3%82%B8%E3%82%AF%E3%83%9C%E3%82%A4%E5%85%A8%E5%98%BD.pdf>

よりそい SOGI 回線 アクセス数 (2012.4～2016.3)

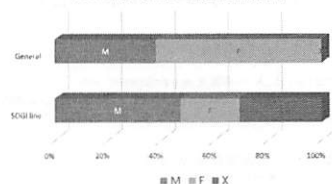
年	アクセス数	完了数	完了率	構成比
2012	384,500	34,702	9.03%	3.60%
2013	654,035	36,351	5.72%	4.5%
2014	478,212	38,916	8.13%	4.06%
2015	376,358	36,163	9.61%	3.29%
4年間の 合計	1,893,105	146,132	7.71%	
年間平均	473,279	36,533	8.12%	3.86%

年間アクセス: 470,000+, 完了数: 38,500, 構成比 4%
通話時間: 1通話 23分

4 相談者の年代: 若年層が多い



2015年度 よりそい相談者の性別分布



2015年度: 一般ラインでは「男」が38.1%、「女」が61.9%、「その他」が0%。
セクマイラインではM=47.2%, F=22.0%, X=30.8%。
利用者の30%以上はM/F二択では収まりきれず、
その多くはトランスジェンダーである。

性的マイノリティの相談の 8割は人間関係の悩み

(平成28年よりそいホットライン1000件の分析)

- 恋愛、友情、周囲の偏見・無理解 80%
- 学校でのいじめを経験 41.1% (別調査=70%とも)
- 仕事 あり: 47.7% 非正規率8割
なし: 42.1% (内病気療養中 58.9%)
- 仕事の悩みあり: 25.9% 女性、トランスジェンダーに多い
- 自立の悩み、ひきこもり: 9.4%
- 社会的居場所がない: 25.1%
- 精神科にかかっている: 66.1%
- LGBTコミュニティになじめない: 63%

LGBTQ相談にみる 性別規範・異性愛規範に関する悩み

(平成28年よりいそいそ1000件の分析)
(2015 Yorisol SOGI line breakdown: Gender code & Heteronormativity H=1000)

- 学校で: 10.3% (M&F=15%)
- 職場で: 25.7% (M=42.9%)
- 制服・服装規定: 27.1% (F=32.4%)
- トイレ、風呂、更衣室: 16.6% (F=2.9%)
- 公的書類、身分証など: 9.6% (M=4.8%)
- 医療: 7.9%
- 職務質問: 2.8% (F=5.9%)

LGBTQ相談にみる暴力関連の悩み

(平成28年よりいそいそ1000件の分析)

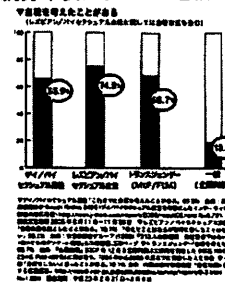
暴力関連の相談内訳:

- 社会的排除、偏見、差別: 40%
- 家族不和: 35%
- 希死念慮: 34.15%
- 自死相談ラインに次いで高く、一般ラインの2倍
- 自死企画: 18.9% 一般ラインの4倍
- 学校でのいじめ: 16%
- 依存・嗜癖: 10%
- ひきこもり: 9.4% 2016年厚労省統計=1.79%の5倍以上
- 性暴力・ハラスメント: 8% 一般ラインの6~7倍
- 虐待: 7%
- 犯罪関連の悩み: 4%
- パートナーからの暴力: 3%

よりいそいそ相談:LGBTQの自死リスク

- 希死念慮あり 34.15% (一般ライン: 14.4%の2倍以上)
- よりいそいそ自死相談ライン (67.7%)に次ぎ希死念慮が高い
- 自死未遂歴 18.9% → 一般ライン (5.4%) の3倍以上
- 複合差別に遭いやすい:
見かけ差別: 「男らしくない、女らしくない」ために目立つ
単身者差別: 異性パートナーがいない → 単身者との憶測
- LGBT嫌悪: 「同性の個人」への嫌悪感が「一般化」されがちな社会環境
- セクハラに遭う確率: 推定で一般女性の4倍 (20%)

LGBTの自殺リスクは高い ～就労不安がダメージを倍加～



自死リスクが高まる理由

- 自己受容までの困難なプロセス
 - ・自分が何者なのか知ることが容易か? (自己覚知の困難)
 - ・自分探しの助っ人、手本になる人はいるか? (ロールモデル不在の困難)
 - ・自分の全存在を大切に思ってくれる人か? (自尊感情育成機会が圧倒的に不足)
 - ・がんばりすぎて、息切れ → マイノリティ・ストレス!
- 対人関係、対社会との関係
 - ・家族や友人からの疎外感、虐待、いじめ
 - ・自らの価値観や生活感、将来の話をしづらい
 - ・カミングアウト: するもストレス、しないもストレス
 - ・相談する習慣がない: 困っても相談しづらい
 - ・社会制度上のバリア、不利益 (社会的マイノリティとしての生きづらさ)

海外統計:

ホームレスの若者人口に占めるLGBTの割合

LGBT先進都市の現状:

NYC・LA・トロントでの調査結果

- ホームレス若者人口の20~40%はLGBT
- ホームレス人口に占める性的少数者の割合は大きい

理由: 親との軋轢、地域の偏狭さ、暮らしにくい

- 匿名で暮らせる大都市が避難場所と化す
- 都会の一時保護施設でも差別的対応

さて、日本では?

- 「ネットカフェ・マック・漫喫難民」
- 若者ホームレスが増加傾向
- 性同一性障害で受診したうち、4人に1人は不登校を経験
- ひきこもり人口の増大 (2016年推計70万人、1.79%)
- しっかりした調査と対策が必要

日本の社会事情:

- 生涯未婚率: 1950年1.4% → 15.1% (2010年国勢調査) 男性22%
- 「成人したら親と別居」という生活習慣がない
- 親子別居の契機は「大学進学」「就職」「結婚」
- ホームレス・ひきこもり状態のLGBTは、一般人口に比べて多いと推定

学校で: いじめ被害を教員に伝えたか

- 周囲と違う = 「いじめ」被害に遭う確率が高い

■ LGBT生徒 (N=7261人) への調査 (全米中学校連盟調査、2009)
(いじめの被害やいじめの経験に悩む生徒の割合)
・10人中9人が言葉の暴力や身体的強がらに遭った。内20%が身体的な攻撃を受け、中学では5人中4人が身体的攻撃に遭った

■ LGBTの学校生活実態調査 (N=609)

- (いじめの被害やいじめの経験に悩む生徒の割合)
- ・関東圏の小・中・高校に通ったLGBTの
- ・7割が学校でいじめに遭い、3割以上は自殺を考えた
- ・言葉の暴力 (78%)・無視・仲間はずれ (55%)
- ・身体的暴力 (48%)・性的暴力 (23%)
- ・いじめは少なくとも2年以上続き、教員への打ち明けは1割
- ・先生からのからかい、いじめも1割

国内では: 同性間にもDVあり



2007年に西日本の地裁で女性同士の暴力をDVと認定し保護命令が出たが、3年余り周知されず、2010年9月ようやく報道。

それ以前も同性間DVの訴えはあったが、現在、電話相談や弁護士紹介案件が目立って増加。
最近、裁判所は同性間には適用せず、と保護命令却下。

同性間DV相談の留意点

同性間DV=同性愛者か? 必ずしもそうとはいえない。

- 戸籍上同性であっても、双方が自分を「同性愛者」と思っていないことは多い
- バイセクシュアルの女性カップル、男性カップルは、ゲイ/レズビアン?
- トランス男性とシス女性、シス男性とトランス女性など、互いに「異性」としてつきあっている場合
- FTMとMTFのカップルの場合
 - ・どんな性別のひと、被害に遭う可能性あり
 - ・オールジェンダー対応のシェルターが必要!

2015年11月の意識調査

国立社会保障・人口問題研究所 (N=1259)

- 同性結婚に「賛成、やや賛成」: 51.1%
- 友人が同性愛者だったら「抵抗がある」
ゲイだったら 53.2% レズビアンだったら 50.4%
- 職場の同僚が同性愛者だったら「嫌だ」 40代男性管理職: 71.5%
- ミクロとメソの境界なき社会
⇒「個人的な好き嫌い」と「職務」を区別できない社会
⇒「みんな一緒」「親分子分」「権力者が好みの人を採用」
- 「嫌悪感」は「好感」と同様、私的な感情
⇒強すぎると「権限の私的濫用」になる



LGBTからSOGIへ 世界の人権状況を見渡すと 2016.10

LGBTからSOGIへ

SOGI=Sexual Orientation(性的指向) Gender Identity(性自認)
の頭文字を取った略称

「LGBT法連合会」(略称)も正式名称はSOGIを用いている
「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者に対する法整備のための全国連合会」
英語で「Japan Alliance for Legislation to Remove Social Barriers Based on Sexual Orientation and Gender Identity」

国連では

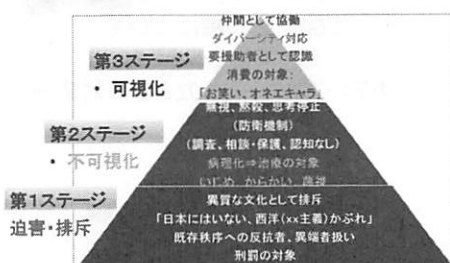
- ・2011年国連人権理事会におけるSOGI人権決議で、日本は賛同国に入っている
- ・国連および各国の法制度では、SOGI(性的指向と性自認)で差別禁止法が作られている
- 法制上「LGBTの人々に対する差別禁止」は却って差別の温床になる
→「性的指向・性自認に関する差別の禁止」

なぜ「SOGI」なのか

「LGBT」を使う場合の不都合を解消

1. 誰が「LGBT」であるかは決められない
→過去に「LGBT」とのレッテルを貼られ、ナチスに逮捕された歴史がある
→安易なレッテル貼りはいじめなどを引き起こすこともある
SOGIを使えば一度に「SOGI」があるか、「SOGI」の有無、などの問題は出てこない
2. そもそも、「多数者」と「少数者」を分けると「垣根」ができる問題
SOGIを使えば→「SOGI」は全ての人にある
3. 「LGBT」への差別を禁止したり、いじめを禁止した場合、
「LGBT」以外の人への「LGBT」に関連したいじめをどう考えるかが課題となる
→「LGBTの家族、友人、支援者などという理由で、差別をうけることもある(間接差別)」
→「LGBT当事者」だけでなく、「ホモ」「オカマ」「レズ」「ヘンタイ」などと言われ
いじめられることがある。(間接差別)
SOGIを使えば→「LGBT当事者」であろうとならうと、「ホモ」「オカマ」「レズ」「ヘンタイ」などといったハラスメントを受けた場合に対応できる。

LGBTを取り巻く構造的暴力



「同性間性行為」や「異性装」が犯罪とされる国 間違った社会通念: 放置すると抹殺に向かう

- ・死刑: イラン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イエメン、ウガンダ、ナイジェリア (外国人は石打ち刑) ・終身刑: パキスタン
- ・禁固刑・鞭打ち刑: インド(同性間性行為: 禁固20年)、アフガニスタン(懲役15年)、ナイジェリア (懲役14年)、マレーシア、エジプト、ロシア(宣伝禁止、運転免許取得制限など)
- これは植民地主義の負の遺産でもある
- ・ゾミー法 生殖目的以外の「不自然な」性行為の禁止
⇒ 米国(〜2003撤廃)、英国(1533〜1992)
⇒ ドイツ刑法175条: 男性同性愛を禁止、公民権剥奪。1871年制定〜1994年まで施行。ナチスドイツで絶滅収容所送り。解放後、再び収監される。



国際人権の動き(2015年現在)

同性婚、同性パートナー登録制度は47カ国・地域で施行

■同性婚制度:2000年にオランダで初めて認定

→2015:ルクセンブルグ、フィンランド、グリーンランド、アイルランドでは国民投票、6月米国で同性婚に合憲判断、10月グアムで導入 2016 メキシコ

■同性でも配偶関係が登録可能:23カ国 イスラエル、ハンガリー、オーストリア、クロアチア、ブラジル、コロンビア、オーストラリアの一部の州など。2016年:イタリア

■法案提出、審議中:リヒテンシュタイン、エストニア、台湾、カンボジア、ネパール、ベトナム、

42



パスポートの性別はMFX

国際的には1947年以来ずっと三択

■国際民間航空機関(ICAO)の識別コードはM・F・X

X→実は多様。「中性」「両性」「どちらか一方ではない」「どちらにも帰属せず」「身分証と社会的性別が違う」

■オーストラリア、NZ、ネパール、マルタ

⇒ Indeterminate, Unspecified (特定せず), Other (その他)

■2014:デンマーク⇒医師の診断書なしでXパスポート取得可能

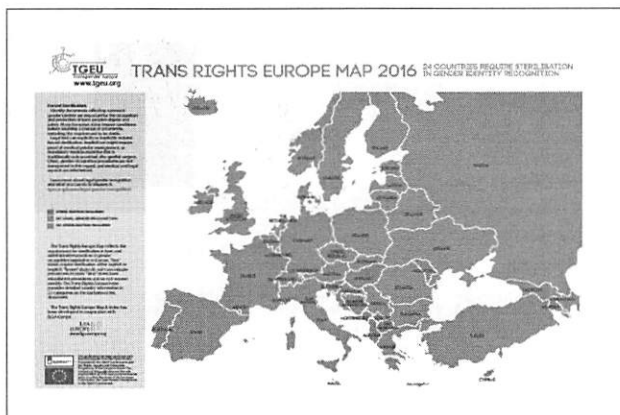
インド⇒最高裁が男女以外に「第3の性」を認定。身体検査や手術を受けずに、性別を自己決定する権利を認めた。「性の識別は個人の尊厳の一部。個人の自律、自己決定の中核」

■性別統計をとる場合:1)性自認(MFX)をとる

法的性別との組み合わせでFTM, FTX, MTF, MTXを知る

2)その他の性自認・特定せず・無記載・記入欄などで表現

44



性同一性障害特例法

・平成15年に性同一性障害特例法が成立。家裁審判を経て、戸籍の性別を変更できるようになった。しかし。。

▽成人していること

▽現に婚姻していないこと

▽未成年の子がいないこと

▽生殖腺がないこと

▽他性に近似する外観(外生殖器)を備えることなど

厳しい要件が定められている。

▽国の法律で「不妊化・断種」を要件とする国→日本以外にもヨーロッパだけで24カ国

▽ここ10年、イギリス、スペイン、ドイツ、インドなど、社会的性別を確定した時点で、性別登録の変更を認める国も増えている。

46

国際オリンピック委員会(IOC)が 2016年性別エントリーの「手術要件」を撤廃

これまで女性→男性、男性→女性にエントリーを変更するには、性別適合手術(SRS)が要件だった。
2016年、IOCは手術要件を撤廃した。

新要件:

- ・今後4年間、性別を変更しないこと(持続性)
- ・男性→女性に変更する場合は、テストステロン濃度が過去1年間、一定基準以下に保たれていること(公正な競技の実施)
- ・要件をクリアできない場合、元の性別でエントリー可能(どちらにも入れない人をなくす)

LGBTと人権について
知っておくべきこと
～カミングアウトされたときの対応～
2016.10

NPO法人
共生社会をつくるセクシュアルマイノリティ支援
全国ネットワーク

LGBT支援の心得

- その1: LGBTの一番の悩みを知ろう
「社会的孤立」(メゾ領域での孤立)
- その2: 社会的偏見の構造を知ろう
社会的偏見の原因は「認知の歪み」
ゆがんだ眼鏡を外し、個々の声に耳を澄ます
- その3: カミングアウトされやすい人になろう！
- ・ いらないのではなく、ただ言いたくないだけ
 - ・ なぜ言いたくないのかというところ
 - ⇒ 相談できそうなお客さんを見当たらない

1. なぜカミングアウトしないの？

- ⇒ 「LGBT受け入れます」の掲示がない
⇒ 掲示がない場合、いちから説明が必要

「社会的マイノリティ対応」の常識

⇒ まずは掲示を！

■ 何も掲示がなければ⇒ X 「不可」の意味

■ 想定外⇒ X 「排除」の意味

問診表に性的指向、性自認に関する項目があれば言えたかも

⇒ 自分のことが話せない、世間話でさえ恋人の性別を変える

⇒ 人間関係が続かない

⇒ 医療に繋がったが、どうにも心を開けない

⇒ カウンセリングで、パートナーは同性と言えず黙っていた

⇒ 外見が男っぽくないので、FTMと言いきりかえってしまった。



安心できる対応の基本

LGBT受け入れを標榜・掲示していますか？

- 掲示があれば⇒ ◎ 「YES」を意味する
- 基礎的な認識があることと「共感度」の指標
- ⇒ “LGBTの方もどうぞ”の一言
- ⇒ レインボーフラッグを掲げる
- 想定外＝「排除」の意味
- 想定内（インクルーシブ）であることを明示
- ⇒ 相談票、記入表の性別の選択肢を増やす
(MFX or 記述式)「夫、親、子、きょうだい」だけでなく
配偶者・パートナー(M F X)などの選択項目を加える



性別統計をとる場合：MFXの三択

X＝実は多様⇒「中性」「両性」どちらか一方ではない」「どちらにも帰属せず」「身分証と社会的性別が違う」など

■ 性別統計の取り方類型

1) 出生時の性別(法的性別)をとる

2) 性自認(MFX)をとる

⇒ 法的性別と性自認の組み合わせでFTM、FTX、MTF、MTXなどが出る

3) 「その他の性自認」「性別自由記入欄」で細かくとる

⇒ 積極的に取得 マーケティング調査などに適した対応(FB⇒詳細化)

4) 不変な性別欄は設置

⇒ 性別分けより個別性を重視する場合、(医療や身体性との関連に留意)

5) 「特定せず」「無記載」など：二者択一の不都合解消策

⇒ 消極対応 プライバシー重視型

52

LGBT支援の原則



<カミングアウトとは>

個人の打ち明け話？秘密の告白？だけではない。

「支配的な文化の前提とは異なる前提をもつ集団に属する」ことの表明

⇒ されたほうにも衝撃が走る

そのための調整が必要

・やるべきこと⇒ ※ 口止め

◎カミングアウトのゾーニング

LGBT支援の原則



◆ 調整役とはどんな仕事？

★利用者のアイデンティティを受けとめ、サポートする

★プライバシーのゾーニングを明確にする

・多様な性別感覚に対応できる空間、設備、施設が必要

・研修企画⇒周囲の偏見を薄めながら、相互理解と交流を図る

・システムの最適化：

性自認や性的指向、その他のニーズを聞き取るツールの開発

・LGBT支援のできるスタッフの確保＝LGBTの語彙や行動様式に馴染みのある職員を配置

・利用者間ミーティング、ファシリテーション

本人から相談されたら

- > LGBT対応の基本→性被害に遭った人への対応と同じ
→スティグマ(烙印)からの保護・プライバシー配慮とゾーニング
- > LGBT対応ができれば、たいていのことには対応できる
- > 同じ人間。「理解不能」から出発し、わからないところは「教えてくれる？」と率直に交流。
- > 性に関する話は、性別のカテゴリーにおさまらない話が多い
- 気休めはNG
- ・ 「たいしたことじゃない」「気にしなさんな」「そのうち忘れるさ」など、LGBTの社会的困難を「個人の弱さ」に矮小化しない。
- 「当事者」頼み？ 当事者であれば、すべてわかるわけではない
- 照会先をもつ：共生ネット、家族会他、地元く地域く中域く広域の支援機関リスト

LGBT支援の原則：とにかくよく話を聴く

NG行動チェックリスト：

- ⇒ X 助言は、信頼関係を築いてから
- ⇒ X 口止め助言 “誰々には言わないほうがいいよ”
- ⇒ X 場あたりの助言・気休め “そんなに気にしなさんな”
- ⇒ X 自己流の解釈、先回り
- ⇒ X レッテル貼り “それって性同一性障害じゃない？”
- ⇒ X 原因追及 “なんでそうなったの？”
- いつからそうなったの？どうすれば治るの？”



55

ピアサポートのルール

- 本音で語るには、安心できる、安全な空間が不可欠
- どんなスポーツやゲームにも「決まり事」がある。
- 非暴力的コミュニケーションの基本ルール
 - ⇒発言機会は均等に(進行役が時間配分に配慮)
 - ⇒意見ではなく「自分の気持ち」を言葉にする練習場
 - ⇒各自の気持ちを尊重し、批判、否定、中傷しない
 - ⇒基本、助言はしない、助言が欲しいときは要請する
 - ⇒発言したくないときはパスあり、辛くなったら席を外していい
 - ⇒ここで聞いたことはここに置いていく

LGBT支援のNG



NG問答集(性自認編):

- × 性別適合治療の進行について、根拠が葉掘り聞く
- 参考: 癌の摘出をした同僚にどう配慮しているか
他の人に聞かないことは、聞かない!
- × 「ねえ、知ってた? この人、元女性なんだ〜」
- 性別もプライバシーです!
- 他者の性別や前の性別を勝手に明かさない。
- どこまで明かすか、本人と相談したうえでゾーニング
- 参考: 同僚の年収・離婚歴などと同じように取り扱うこと
- ◎ 「センシティブ(配慮が必要な)情報」

58

今日からできる支援

- ★職場でLGBT研修を提案・企画する
- ・職員研修に、必ずディスカッションを組み込む
- ⇒各自の率直な気持ちが出せる場をつくる
- ⇒そこにいる当事者が、安全策を見極める手がかりとなる
- ・誰にLGBTの友人知人がいるか?
- ・最近LGBTに関する新聞記事や参考資料を読んだか
- ・自治体の相談窓口はどこか知っているか
- ・家族の悩みを聞けるか

今日からできる支援

- ★職員の名札表記についての配慮
(どう書けば一番混乱が少ないか、本人とよく打合せする)
- ★職員及び利用者の個人情報欄の性別選択肢を増やす
Ex. 生活困窮者自立支援の相談票には、男・女の他に記入欄あり
- ★LGBTに関する参考資料を図書コーナーに設置
- ★自治体の相談窓口を問い合わせる
- ★LGBTの友人知人をつくる
- ★家族の悩みを聞く場を設ける

LGBTと人権について 知っておくべきこと ～社会資源～ 2016.10



NPO法人
共生社会をつくるセクシュアルマイノリティ支援
全国ネットワーク

<共生ネットの教材1>

性の多様性を理解するためのDVD視聴

2009年
男女共同参画センター横浜
啓発教材作成を得て制作
【STEP1 知る】
図解「性」の多様性(8分)と
セクシュアル・マイノリティを
理解するための用語解説が
わかりやすいと好評!



62

<共生ネットの教材>

親と教師のためのハンドブック

<2010年東京ボランティアセンター助成>

学校の中での性的マイノリティへの
相談対応の留意点を盛り込んだ。
2013年末「性同一性障害」と医療
に関する近年の動向を追記



電話相談員のためのハンドブック

<2011年ファイザープログラムの助成>

どんな相談窓口にもセクシュアル・マイ
ノリティは訪れます。

相談対応の際の留意点を盛り込み、
全国で好評販売中!



共生ネット監修・編集 ¥500
2012年発行 63

よりそいホットライン

- 基本はピア目線の相談
- 必要に応じ面談・同行支援



[illegible]

セクシュアル・マイノリティのための
ピアサポートグループ

今までの人生で一番、面白い事は何だったのか、
 これからは何をやるのか、など思うことが多くなり、
 何かにやるべき事がある、と考える習慣が身に
 着いてきた。それは、今までの人生で、
 自分が何をしてきたのか、何を学んだのか、
 何を考えたのか、などを振り返る習慣が身に
 着いてきた。それは、今までの人生で、
 自分が何をしてきたのか、何を学んだのか、
 何を考えたのか、などを振り返る習慣が身に
 着いてきた。

[illegible]

アディクションやメンタルヘルス上の問題を抱えているLGBTが自分を見つめる場所として活用している。

NPO法人

**LGBTの
家族と友人をつなぐ会**

LGBT当事者が相互に支えあつて助け合ひ、
LGBTの人々やその家族・友人へお世話をし、サポートを
行う活動を行う団体として、活動しています。
個人から参加費無料の相談も受け付けています。

「Be Yourself」
あなたらしく生きてほしい

家族の会に繋がる
地域に家族会をつくる

06/14/13

構成員: LGBT
Q=クエスチョニング
F=ファミリー友人
A=アライ 応援者



- ▶文京シビックでセクシュアルマイ
ノリティ支援全国会議を開催
- ▶昨年度は国際シンポジウムを文
京区と共催
- ▶テーマ:LGBTと地域の協働
- ▶米国サンフランシスコと愛媛県松
山市のNPO、地元文京区の行政の
取組みを紹介

92

[illegible]

相談先一覧 各課の職員に配布、役所窓口を設置

- ・通称: LGBT 法連合会
- ・正式名称: 性的指向および性自認等(SOGI)により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会
- ・英語名: Japan Alliance for LGBT Legislation, J-ALL
[Japan Alliance for Legislation to Remove Social Barriers based on Sexual Orientation and Gender Identity] <http://lgbtetc.jp/>
- ・活動内容 ① 政策提言 ② 法案の策定 ③ 学習会の実施 ④ 情報発信
 - ・共生社会を促すLGBT6団体呼びかけ、
 - ・7団体の賛同を得て、法律試案を発表。

**LGBTとAllty文藝部の学生と
国会議員の意見交換セッション**

2016年2月16日(火)

会場：日本橋区立図書館 1F 大会議室
〒130-8581 東京都江東区日本橋1-1-1
TEL: 03-5562-2111 FAX: 03-5562-2112
E: info@lib-jb.jp <http://www.lib-jb.jp>

15:00～16:00
開場
16:00～17:00
開演

17:00～18:00
閉場

18:00～19:00
懇話会

19:00～20:00
閉場

19:00～20:00
懇話会

20:00～21:00
閉場

21:00～22:00
懇話会

22:00～23:00
閉場

23:00～24:00
懇話会

24:00～25:00
閉場

25:00～26:00
懇話会

26:00～27:00
閉場

27:00～28:00
懇話会

28:00～29:00
閉場

29:00～30:00
懇話会

30:00～31:00
閉場

31:00～32:00
懇話会

32:00～33:00
閉場

33:00～34:00
懇話会

34:00～35:00
閉場

35:00～36:00
懇話会

36:00～37:00
閉場

37:00～38:00
懇話会

38:00～39:00
閉場

39:00～40:00
懇話会

40:00～41:00
閉場

41:00～42:00
懇話会

42:00～43:00
閉場

43:00～44:00
懇話会

44:00～45:00
閉場

45:00～46:00
懇話会

46:00～47:00
閉場

47:00～48:00
懇話会

48:00～49:00
閉場

49:00～50:00
懇話会

50:00～51:00
閉場

51:00～52:00
懇話会

52:00～53:00
閉場

53:00～54:00
懇話会

54:00～55:00
閉場

55:00～56:00
懇話会

56:00～57:00
閉場

57:00～58:00
懇話会

58:00～59:00
閉場

59:00～60:00
懇話会

60:00～61:00
閉場

61:00～62:00
懇話会

62:00～63:00
閉場

63:00～64:00
懇話会

64:00～65:00
閉場

65:00～66:00
懇話会

66:00～67:00
閉場

67:00～68:00
懇話会

68:00～69:00
閉場

69:00～70:00
懇話会

70:00～71:00
閉場

71:00～72:00
懇話会

72:00～73:00
閉場

73:00～74:00
懇話会

74:00～75:00
閉場

75:00～76:00
懇話会

76:00～77:00
閉場

77:00～78:00
懇話会

78:00～79:00
閉場

79:00～80:00
懇話会

80:00～81:00
閉場

81:00～82:00
懇話会

82:00～83:00
閉場

83:00～84:00
懇話会

84:00～85:00
閉場

85:00～86:00
懇話会

86:00～87:00
閉場

87:00～88:00
懇話会

88:00～89:00
閉場

89:00～90:00
懇話会

90:00～91:00
閉場

91:00～92:00
懇話会

92:00～93:00
閉場

93:00～94:00
懇話会

94:00～95:00
閉場

95:00～96:00
懇話会

96:00～97:00
閉場

97:00～98:00
懇話会

98:00～99:00
閉場

99:00～100:00
懇話会

100:00～101:00
閉場

101:00～102:00
懇話会

102:00～103:00
閉場

103:00～104:00
懇話会

104:00～105:00
閉場

105:00～106:00
懇話会

106:00～107:00
閉場

107:00～108:00
懇話会

108:00～109:00
閉場

109:00～110:00
懇話会

110:00～111:00
閉場

111:00～112:00
懇話会

112:00～113:00
閉場

113:00～114:00
懇話会

114:00～115:00
閉場

115:00～116:00
懇話会

116:00～117:00
閉場

117:00～118:00
懇話会

118:00～119:00
閉場

119:00～120:00
懇話会

120:00～121:00
閉場

121:00～122:00
懇話会

122:00～123:00
閉場

123:00～124:00
懇話会

124:00～125:00
閉場

125:00～126:00
懇話会

126:00～127:00
閉場

127:00～128:00
懇話会

128:00～129:00
閉場

129:00～130:00
懇話会

130:00～131:00
閉場

131:00～132:00
懇話会

132:00～133:00
閉場

133:00～134:00
懇話会

134:00～135:00
閉場

135:00～136:00
懇話会

136:00～137:00
閉場

137:00～138:00
懇話会

138:00～139:00
閉場

139:00～140:00
懇話会

140:00～141:00
閉場

141:00～142:00
懇話会

142:00～143:00
閉場

143:00～144:00
懇話会

144:00～145:00
閉場

145:00～146:00
懇話会

146:00～147:00
閉場

147:00～148:00
懇話会

148:00～149:00
閉場

149:00～150:00
懇話会

150:00～151:00
閉場

151:00～152:00
懇話会

152:00～153:00
閉場

153:00～154:00
懇話会

154:00～155:00
閉場

155:00～156:00
懇話会

156:00～157:00
閉場

157:00～158:00
懇話会

158:00～159:00
閉場

159:00～160:00
懇話会

160:00～161:00
閉場

161:00～162:00
懇話会

162:00～163:00
閉場

163:00～

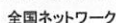
LG87(四性急や性同一性障害などの性的マイノリティー)に当事者の考えや経験などによる意見交換が11月8日、東海第一議員会館で開かれた。登壇者には多岐にわたる個人とその大勢が参加した。

東海第一選区での制度変更による生活環境のLG87選区会合(加藤・新沢両議員)が初めて企画し、一般聴聞者(含め約150人)が参加。生きた声は議員自身に「自分の性別にのびのびと活動するにもあきらめずにがんばらなければならぬ」という経験や意見を共有し、意識の転換を促した。

議員自身「制度変更を申請できず(まだ)きつぱら地方にこそ差別根拠の撤廃が必要」と述べ、LG87(「性同一性」をスクリプトに)個人で性別変更する手もある。悩みを相談する先生がどの分野かにいかに悩む者も増えている」と述べた。

06/14/13

無理解⇒理解に変わるのは、周囲の仕事

[illegible][illegible][illegible]

	地域	SDG推進状況	性別平等	気候変動	海洋資源	都市とコミュニティ	産業・イノベーション
		組織部等 県民・意識など	男性・パートナー 議員、議員秘書など	国県向け対策、 研修、ハラスメント 防止策など	経費支援・ 関係性強化	新機軸づくり	地元団体 との連携
2007	神奈川	基本事業課 (協賛事業実施金)		2016～18年度「マノ リ」の予備に、産 婦への必要教育を 提供	～2012	HIV予防協議事業	育児イベント 実務支援
2016	東京都			予定	なし	高知レイン ボーリー	人権啓発
2013	文京区	条例でSDG認知促進 2016年「読書好き バーニア」創刊		職研研修会、計 画決定中	予定	登録団体 連携あり	国際シンポジウ ム、年1回、リレー イベント
2015	浜州市	社会政策・子育て及び 多様な価値観を尊重する社 会を推進する条例	11月～年 度一般財団		9月～12月 に1回電話 相談開始	月1回程度 登録団体 連携あり	月1度関係者 会議
2016	留萌市		区内間接(事 業)カブコム 運営支援	2017年度一 予定	年5～6 月	あり	
	中野区		区長住宅入 居支援				あり

年次	事象	概要
1969	ブルーボーイ事件	男性3名の暴行被害に遭った医師が優生保護法違反で逮捕。以後、1998年まで日本では性別適合手術実施されず。
1972	アメリカ精神医学会	「同変性」をDSM-III「精神障害の診断と統計の手引き」から削除
1993	WHO	ICD-10(国際疾病分類)から「同変性」を削除
1994	厚労省が追認	
2004	日本で「性別同一性障害」特別立法	20歳以上であれば、親に承諾しないこと、子がないこと、内性器摘出、外性器の外観に近似的な要件を定め、性別変更を法制化。
2005	第17回世界性科学会議	モニトリ宣言「性別同一性における性の健康」
2013	アメリカ精神医学会	DSM-5を改訂。診断名Gender Identity Disorder(GID「性別同一性障害」)→Gender Dysphoria(GD「性別違和」に変更
2014	国連7機関 OHCHR UN Women UNAIDS UNICEF WHO UNFPA UNICEF	国連7機関が「トランスジェンダー・インターセックスの人々をめぐった、同様な苦痛に耐え、悲惨な影響や軽微な被害に關する共同声明を发表し、無事を列挙。
2017	WHO動向(予言)	→ICD GIDを精神疾患から外し、Gender Incongruence (性別不一致)に改訂?

年次	機関等・外務省	内容
2003	法務省・外務省	外交官の同性配偶者の日本への入国・滞在について外交関係に関する条約上の「家族を共にする」としての扱いに異議を唱へ、同様の扱いを受けることとする。
2007	地方自治庁	国際協力・IDV法適用 事業上の婚姻証明が保護条件。同性パートナーを事実上の婚姻関係にあると認定しなかられる。
2011	内閣府	第三次入国審査基準本編第9分節「査問」において「ご都合の良い国籍又は国民性にかかわらずの本人の主張で」という趣旨の注釈、性別一性尊重を加える
2013	内閣府 国家人権委員会	自殺防止対策大綱見直し「運動施設」学校教職員は分野に、ハラスクレンに性的マイノリティを加える 性的指向や自己選択に関する差別への取り組み強化を勧告。日本政府代表は両当事者の実情を説明
	総務省	住民票において外国籍による同性パートナー（同居人）とは記載できない（結婚できない）との記載
	防衛省	駐米大使館の同性配偶者の日本の入国・滞留許可決定として実質的に同性配偶者と同居の扱い
	法務省・法務省 日本国政府観光局	結婚未届夫婦の同性配偶者について、配偶者番号が③(法定)として入国可能 英語版で日本のGASTP旅行一観光局の紹介ページ (http://www.apntravelinfo.com/gbp/)
2014	法務省	人権保障課における若手労働者に性的指向に基づく差別を防止しようとする
2015.3	厚労省	成人被扶養の業務を明確にし、配偶者支援の機会を拡大した。介護人材供給：相談 指針 を各自地域に発出。その中の①セクションより「LGBTの相談」を実施計画。
2016	厚生労働省	職場の性的指向差別をLGBTへの差別制罰規定が生效することとなる男女雇用均等法の⑦セクション④に明記。また特定個人に対してではなくて、ハラ禁則を背景要因としてとらえる。

LGBT関連の教育事情

年	文部省・文科省・教育現場
1979～1985	文部省「生徒の問題行動に関する基礎資料・高欄」「同性愛は性非行の一種」として指導対象に
1986～	同性愛に関する指導記述削除
1993	同性愛の記述が不適切だったことを認める。
1996	伝統的な家族像にそぐわない教科書は検定で不合格
2010	文科省 性同一性障害の生徒に配慮し教育相談や医療連携を通知
2013	いじめ自殺防止の学校対策に性的マイノリティを含める
2013	UNESCOで「ホモフォビア・トランスフォビア防止対策プロジェクト」が象足。「ホモフォビア」によるいじめとは、性別規範の固定観念に合わない子どもへの、偏見にもとづくいじめと定義。
2014	文科省、性同一性障害(性別違和)をもつ生徒児童把握の全国調査で606名への学校対応を確認
2014. 12月	IOC(国際オリンピック委員会)、五輪憲章に「性的指向による差別禁止」を盛り込むことを決定。
2015. 5月	文科省初等中等教育局児童生徒課が通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」のなかで、性的少数者の子全般に対する配慮を求める。
2016. 2月	IOCが、男女別エントリーから性別適合手術(SRS,GRS)要件を外す
2016. 4月	文科省手引書「性同一性障害や性的指向・性自認(SOGI)に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について(教職員向け)」

LGBT関連の国際人権動向

年	機関	動向概要
1947	国連ICAO 国際航空条約	191の加盟国数の性別差別コード=三択、MFKを読み取り可能に、X表記パスポート発行は任意だが、加盟国の出入国管理官は、Xパスポート保持者の通行を保障。
2000. 12月	EU基本権憲章 第21条	Charter of Fundamental Rights of the European Unionで、性的指向を理由とした差別を受けない権利を明記。「雇用と職場における平等」指令を制定し、職場における差別を禁止。(性的指向を理由に求職者を不平等に扱う、職場で解雇したり侮辱したりする、昇進や研修を拒む等)
2007. 3月	国連人権理事会	SOGI(性的指向並びに性自認)に關連した国際人権法の適用上のジョグジャカルタ原則。インドネシアジョグジャカルタの法律家国際会議で29の原則が採択され、2007年国連人権理事会で承認。
2008	国連自由権規約	同性関係パートナーシップに異性間の事実婚と同等の保障を確保するよう、日本に勧告
2011. 6月	国連人権理事会	「人権とSOGI(性的指向・性自認)」決議。2011年6月、SOGIに基づく人権侵害に明確に焦点をあてた初の決議を採択。SOGIを理由とした暴力行為や差別に重大な懸念を示した。
2012	国連調査報告書 発表	「SOGI(性的指向、性自認)を理由とする個人に対する差別的な法律・慣行・暴力行為を禁止する国」に関する調査報告
2013	国連人権理事会	SOGIに関する差別への取り組み強化を勧告。日本政府代表は同勧告の承認を誓約
2014. 5月	国連7機関	OHCHR UN Women UNAIDS UNDP UNFPA UNICEF WHO の国連7機関が、トランスジェンダー、インターセックスの人々を含めた、同意なき強制不妊・断種の機微に関する共同声明を発表し、冊子を刊行。
2015. 9月	国連12機関	国連12機関(WHO, ILO, UNICEF, UNWOMEN, UNESCO, UNHCR, UNAIDS, OHCHR, UNDP, UNFPA, UNODC, WFP)が「LGBTの人々に対する暴力・差別の中止」と題する初の共同声明を発表。
2016. 7月	国連人権理事会	SOGI(性的指向・性自認)に関する独立専門家任命する決議を採択。

今後ともよろしくお願いします！



タイトル

議員フォーラム

「包括的な性暴力禁止法の制定に向けて～女性支援関連法案の整備～」

担当団体

NPO法人全国女性シェルターネット

協力団体

性暴力禁止法をつくろうネットワーク

司会

遠藤 智子（一般社団法人社会的包摂サポートセンター事務局長）

発題者

衆参国会議員および地方議員の皆さま

目的

若い女性や子どもたちの性暴力被害が顕在化しています。その被害実態の深刻さにもかかわらず、被害者に対する回復支援のための社会資源は未整備であり、加害者は不処罰のまま、性暴力犯罪は日々拡大生産されています。国際水準に沿った性暴力禁止法制を実現するために具体策を論議します。

内容

司会：それでは議員フォーラムの開会の挨拶をシェルターネット理事の近藤さんからお願いします。

近藤：みなさんこんにちは。シンポジウムの華ともいべき議員フォーラムを開催いたします。2004年から続けてきたこの議員フォーラムは女性の人権にかかわる大変重要な政策を次々と打ち出していくための大きな機動力を発揮しているということで、私たちは大変力を入れてきました。また、今年は、作りたい法律、改正したい法律、作ってはいけない法律、さまざまな課題がございますので、議員の皆さんと熱の入った議論ができればと思っております。そして、お土産をぜひこの場で作っていただきたいと思っております。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

司会：何年もやっておりますけれども、「お土産」という具体的なリクエストが出た緊張する議員フォーラムです。今日の流れは、作りたい法律、改正したい法律、作ってはいけない法律の3つにつきまして、まず3つの団体その他からお話をいただきます。性暴力禁止法をつくろうネットワークの周藤由美子さんから、刑法の改正について。戒能民江お茶の水女子大学名誉教授から女性支援政策の必要性について、

そして、みなさま懸案のいわゆる「親子断絶防止法案」の案につきまして、山崎新弁護士からのお話をお聞きいただきます。

周藤：性暴力禁止法をつくろうネットワークの共同代表をしております周藤由美子です。包括的な性暴力禁止法と言う時には、加害者処罰と性暴力被害者支援の2つがあります。加害者処罰に関しては刑法強姦罪等（刑法性犯罪）の改正です。刑法性犯罪は明治以来100年以上ほとんど変わってこなかった。当然実態に則していないということですからずっと改正を要望してきたわけですが、今年の9月12日に法制審議会の総会で改正要綱骨子が了承され、法務大臣に答申されました。いよいよ国会議員の先生方に仕事をさせていただくということになるところです。

刑法性犯罪の改正案についてまとめたものを資料につけています。親告罪の撤廃、法定刑の引き上げ、被害者と加害者の性差をなくす、性交類似行為を強姦と同等に扱う、地位・関係性を利用した性行為の新しい処罰規定の導入、という本当に画期的な改正の案です。まずここから実現していただきたいというところなんです、ただ、本来私たちが改正をしてほしいところが取れてしまっています。国会議員のみなさんに審議していただく中で、「ここが足りないじゃないか」と答申以上の内容を入れていただけたらと強く思っているところです。

私は性暴力禁止法をつくろうネットワークという全国組織でやっておりますけれども、所属はウィメンズカウンセリング京都でカウンセラーをしております。去年、京都の性暴力被害者のワンストップ支援センターが開設され、そこで被害直後の方の支援もしております。被害者が警察に届けようという時に同行支援をするのですけれども、これが本当に事件化されない。被害届を受け取ってもらえない。

やはり暴行脅迫要件の問題なのです。死ぬほど、死ぬまで抵抗しなかったら「強姦」と認められないんだということを現場で突きつけられています。もう一つ言うと、「相手が嫌がっていると気が付かなかった」と加害者の方が言ったら、もうそれで許されてしまうというところはやはり改正される必要があると思います。あとは配偶者による「強姦」。法務省は「配偶者からの強姦を排除しているわけではない」と言われるんですけれども、これほど配偶者からの「強姦」の実態があるのに、強姦罪で裁かれていない実情をどうすればよいのかということです。昨日のシンポジウムでも出された、まずDVの犯罪化に向けて、刑法性犯罪の中に配偶者からの強姦というのをしっかりと明文化するのが一つ大きなところではないかと思います。

実は、別の資料を用意していますが、この改正の方向について日本弁護士連合会が反対の意見書を出しております。要するに、犯人を弁護する立場から法定刑を引き上げるのは反対、強姦罪にあたる対象を広げるのは反対と言われている。弁護士さんは弱いものの味方じゃなかったんですかということで、日弁連に対する抗議声明を11月2日に直接持って行く予定です。加害者処罰の刑法性犯罪については今こういう状況です。

性暴力被害者支援法についても一言。全国で性暴力被害者支援センター、ワンストップセンターを少なくとも各都道府県に1か所は作るということが第4次男女共同参画基本計画の中にも数値目標として盛り込まれましたが、なかなか進んでいない。ぜひ財政的にバックアップしていただきたいと思います。その際に支援の対象は「性犯罪ではなく性暴力」ということで幅広くきちんと対応していただきたい。

5月に、本当は超党派で出していただけたらよかったんですが、野党の共同提案ということで「性暴力被害者支援法案」を提出していただいたので、本当に性暴力被害者のためにもこれを実現していただきたいと思っています。

司会：ありがとうございました。性暴力禁止法を作ろうという動きはこの議員フォーラムから始まりました。加害者の処罰と被害者の支援という2つの方向を持つのは当然ですが、今の日本では、処罰が刑法強姦

罪の厳罰化、被害者支援の方は法案が提出されたという状況になっています。刑法強姦罪の改正案について私は衝撃を受けていて、暴行脅迫要件については触れないというのは何だ、と多くの人が思ったと思います。そのことは後できっと議員のみなさんから一言あるのではないかと思います。

では、次に戒能民江先生から。

戒能：今日婦人相談員の方もご出席かもしれないですが、日本で唯一全国的に展開する女性支援事業として、婦人保護事業があります。1956年に制定され、その後根幹の部分は改正されることのなかった売春防止法の第4章「更生保護」という章があり、そこで婦人保護事業というのがごく簡単に規定されていて、その機関として婦人相談所に設置義務が各都道府県にあります。

婦人相談員に関して、都道府県は設置義務がありますが、市区町は任意設置です。三番目に出てくるのが婦人保護施設で、これは最初から任意設置です。婦人保護施設は東京は5か所あるということを引き算して考えなければならぬんですが、全国に48か所。ない県が8か所ございます。そこで、売春をした女性や売春の恐れのある女性の更生保護、保護して更生させるという差別的な法律です。一番の問題は女性の人権保障という面です。人権という言葉は一か所出てくるんですが、中身はまったく違います。人権保障という理念がない。それから、女性を権利の主体として承認していない。行政主導型です。売春の恐れのある女性をとにかく保護して地元に帰すとか、住み込み付きの就職を探すとか、結婚をさせるとか、一時的な措置として出発したものです。しかしながら、実際はありとあらゆる女性が婦人保護事業にたどり着きます。たどり着かない女性の方が圧倒的に多いのですが、たどり着いた先でどういう支援が行われているのか。現場は大変支援の限界を感じています。その最たるものは自立支援、生活再建支援の法的根拠がまったくないということです。

もう一つは2001年にDV防止法が制定され、2002年に婦人保護事業の根拠法となったわけですが、危険を回避するために秘匿しなければならないDV被害者と必ずしもそういう必要性がない女性たちが自立をするために外で働きたいとか就職口を探したいとい被害者がおり、その支援とかをやりにくくなっている。

様々な生活規制もあります。荷物検査や、たばこはだめ、お酒はだめというようなこともございます。婦人保護事業に携わっている方を中心に、全国婦人保護施設連絡協議会それから婦人相談員全国協議会などが、去年から月に一度集まりまして、女性自立支援法、仮称なんですけど、立法をなんとかしたいと。「作りたい法律」のひとつとして今ずっと検討を進めています。お手元にお渡ししたのはその中間報告のようなもので、構想です。女性の支援のための基本的な枠組みを作っていくということです。それから、支援のあり方を変えていくということです。様々な状況やニーズがある。それに対して現在ですと施設に「収容」ということをメインにしておりますが、支援メニューを、女性たちの現状とニーズに対応したあり方に組み立て直していこうと考えております。

社会的にも婦人保護事業というのは見えない存在です。特に、婦人保護施設はほとんど知られていない。それから、婦人相談員にも雇い止めなどの現状もあり、勤続年数も両極化しています。短い方は2年くらいでやめてしまう。そうすると経験の蓄積もできない状況になっております。また、待遇など身分保障も言うまでもない問題です。かなり高度な専門性が要求されますが、それに対応した研修も待遇も保障されていない。連携が非常に重要なのですがそれも進んでいないという現状があります。

それで、ぜひ、社会的な周知を広めていきたい、議員の方々にはぜひ現場に行っていただきたい。そして、そこでの支援者の声を聞いていただきたい。そして、何が問題で、何が求められているのかを肌身で感じていただきたいと思っております。

議連を作っていただきたい、というのが「お土産」にしてほしいことのひとつですが、女性支援がなぜ必要なのか、なぜ男性支援でなくて女性支援なのかという形式的な議論が必ず出てくると思います。

しかし、今の日本の社会の女性の現状を見たときに、一部の人の問題のように表れてはきますけれども、そうではない。女性たちはますます周縁化され、追いやられています。女性活躍が言われている中で、一番支援が必要な人に支援がいかない。また、支援の場まで届かない女性たちが、特に若い女性たちがいます。

今日の議員フォーラムはぜひ「お土産」を作ってください…。作ってはいけない法案から学ぶことは、ロビーは毎日同じ顔が行くくらいでないといけないということなのですが、支援の現場だと時間も無い、人もいないで毎日本当に大変だと思います。その辺はお汲み取りいただきながら、しかし、現場も事実を伝える努力を一層強めていきたいと思っております。ぜひ議員さんたちで力を発揮して、議員立法をしていただきたいと思います。

司会：いま聞きながら思いましたが、確かに婦人保護事業しかないのですね。しかも、女の人は法の中で2種類しか想定されていない。家の中にいる女性か、家の外にいる女性で、外にいる人は売春をしていることになっている、という二極に別れている。だから保護と更生になってしまうのでしょうか。労働はないですね。いろんな法制度で、女の人が働くというのがあまり想定されていないところがあって、なかなか難しいのですが。

それでは、こちらからの問題提起の最後です。親子断絶防止法案の案についてです。みなさん間違えないでいただきたいんですけども、「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」というのは、法律案としてできているわけではないです。まだ議連の中で検討をされている段階です。この中身も決まっているわけでも、上程されているということでもないです。これはまだ議連の中で議論をしているたたき台なので、それを前提に、山崎弁護士からお話をいただきます。

山崎：東京の弁護士の山崎と申します。親子断絶防止法は仮称ですが、議連の方で作っている概要と骨子案に対して我々が考える問題点を説明します。今我々と申しましたのは、全国の弁護士や活動している市民団体のみなさんを含めて、「面会交流等における子どもの安心安全を考える全国ネットワーク」というのを組織し、何とかこの法を成立させてはいけないということですががんばっております。

この法案で一番目的にしているのは「面会交流の原則義務化」にあります。基本理念として、「離婚または別居しても子どもが父母と継続的な関係をもつことが原則として子の最善の利益に資することを確認して、父母はその責任を有する」と書かれています。

もちろん、何の葛藤もない夫婦であれば、離婚後も双方の親と面会交流できるのは理想ですし、それは誰も否定しないですが、この法律がなぜ必要かということ、そういうことを自分たちで自発的にできない夫婦が多いからですね。ということは、高葛藤夫婦を対象にした法律なんです。そういう高葛藤夫婦でありながら継続的な関係が一律に子のためになるというのは本当なのでしょうか。子どもの権利条約が例示してありますけれども、子どもの意思を把握しなければならないという規定は全くないこともあいまって、継続的な面会交流が子のためになるという明確な根拠は示されていないです。

この基本理念を実現するために必要な事項を定めるというのが、この法律ですが、では、子どもの養育のために必要なことってなんなの？と考えると、もちろん、経済的なことが一番最初に出てくるはずですし、監護親との生活の安定とかが欠かせないはずですけども、この法案が定めるのは面会交流だけなんです。養育費の義務化はまったくないです。子どもの最善の利益のために必要な手段は、それでいいの？と思います。

6条のところには「父母は離婚する時は面会交流につき書面で取り決めるよう努めなければならない」つまり、努力義務が規定されているんですね。民法766条は協議をすると改正されたけれども、民法は

別に努力義務を課しているわけではないんです。この法案で初めて努力義務になっているのですが、ここで心配になるのは、対等な協議ができなかったらどうするんだろうということです。DVなども含め、高葛藤で話し合いができない夫婦は取り決めなどできないわけで、それを義務化したら、力のある方の言いなりにつくられた取り決めばかりにならないかという懸念があるわけです。

また、7条「監護親は基本理念にのっとり、面会交流ができるかぎり早期に実現するように努めなければならない」という意味です。ここで義務を課されているのは監護親だけです。非監護親には一切義務がない。面会交流を実現するためには、監護親に義務を課せばいいというその一点しか想定していないのです。非監護親の方も円滑な面会交流の実現に義務を負わなければならない場面もあると我々と思いますが、そこは規定されていない。

それから、8条「国は取り決めなく別居することによって面会交流が実現できないことが生じないように、必要なことをする」と書いてあるんですけども、取り決めのない別居、つまり彼らの言葉では「子どもの連れ去り」「子連れ別居」ですけれども、その子連れ別居が子どもに会えなくなる原因なので、それをなくさなければならないという価値観がここに表れていると思いませんか。

そのために国が必要な措置を取るって書いてあるんですけども、子連れ別居を失くさなければならないという大前提はそれでいいのか。ここにいるみなさんはわかっていますけれども、DV家庭においては、子どもを連れて別居する以外に選択肢がないから被害者のみなさんはそうするわけで、誰が好き好んで生活や安定などすべてをなげうって子どもと別居したいと思うのか。そうせざるを得ないから、よほどの事情があって子連れで別居するわけです。そのよほどの事情について何の配慮もなく、子連れ別居を禁止すればいいと思っているのがこの法案です。面会交流できないのは子連れ別居があるからだと思っているというのが、ここから読み取れると思います。

また、9条が大問題なんですが、「これら前項3項の規定にあたっては児童虐待とDVに特別な配慮がされなければならない」とあるのですが、これは法律家としては愕然とする条文です。特別な配慮を誰が？という主語が全く書いていない。どういうことをすれば特別な配慮をしたことになるのか特別な配慮の中身も何もない。面会交流の義務化と言われれば我々はまっさきにDVや虐待はどうするのと思ひ浮かぶんですが、それをこの「特別な配慮」というあいまいな文言だけで解消できるところに、この問題に関する理解の浅はかさがあるわけです。

最後に、附則2条には共同親権と連れ去り防止と祖父母との面会を法制化することを目指すように書かれている。そのような法制化は誰のための何のための法律なのか。我々としては非常に危惧しています。

DVとか児童虐待について全く何の救済システムもないまま、面会交流だけを義務化するというのはまるで非監護親だけのための法律であって、家庭の現状を全くわかっていないと言わざるを得ない。監護親だけに義務を課せばすべてうまくいくという発想は、DV加害者の発想そのものではないですか。DV加害者の多くは自分たちがDVをしていることをまったくわかっていない人たちですから、DVというのはでっち上げだ冤罪だとする加害者側の認識を前提とした法律であってはならないと思います。

司会：私は元自治体職員なんですが、8条を地方自治体の役所のDV関係の窓口にいる職員だったらどう思うかと言うと、DVでもなんでも別居する前に、面会交流と養育費の書面を作らなきゃいけないんだなと理解すると思います。そうすると、窓口のDV相談に来た人に、「あなた夫と話した？」って聞かなきゃいけないと、間違えて考える。法律の文面と地方自治体で実際に行うときに違いが出るのが当たり前です。立法の趣旨というのと実際の運用は変わっちゃう。そこが恐ろしいところだということもあって、8条は怖いというのが嘘偽りのない実感です。この法案の案を読んだときにびっくりしました。これは、逃げられなくなる。逃げないように指導されるようになる。そしたら、希死念慮を持つ女性がき

と増えるだろうなあとと思っています。

ここまで、3人からお話いただいたことが、シェルターシンポジウムに参加される方にとっての主な関心事項かと思います。この3つの問題提起を受けて、これについて今どんな風にお考えで、おのこの政党においてはどのようなご論議がなされているかということを含めて議員の皆さんからお話しいただきたいと思います。

佐々木議員：みなさんこんにちは。公明党参議院議員の佐々木さやかでございます。3人の先生方からの、大変わかりやすいご意見拝聴いたしました。貴重な機会をいただきましてありがとうございます。やはり最後のいわゆる「親子断絶防止法」についてまずコメントをいたしますと、冒頭にもご説明がありました通り、超党派の議連の中で検討をしてきて案として作ったと。これを各党どうするか、このままでいいのかをこれから議論する段階でないかと思っています。

わが党といたしましても、議連にも複数人おりますし、役員もやっております。わが党も特に女性の議員の間での議論はまだ行われておりませんので、様々な意見があると思います。私自身としては離婚をしてそのあと親が交流をするということ自体を否定するものではありませんけれども、今説明がありました通り、この法律案の基本として理念がどこにあるのかというのが不明確というか、どうしても片方の考え方に偏っているのではないかという印象はぬぐえないのではないかと思います。そこはやはり皆さまから、ご指摘いただいている通りだと思います。

本来、子どものため、子どもの福祉のための面会交流ですので、それをきちんと中心に据えてそのために何が必要なのかということの規定をする法律であれば、それはいいような気が私はしますけれども、どうしても会いたい側の親の問題として、どちらかというと捉えられてしまっているのではないかと感じております。具体的にどこをどう直していったらいいのかというのはこれから議論していきますけれども、大変貴重なご意見をいただいておりますし、おっしゃる通り、面会交流をする親子一般のことを念頭に置いて作ったんだろうと思いますけれども、面会交流を実際に行っている親子も実際にいっぱいいるわけですから、面会交流をできない親について十分に考えられているかというところ、そこは不十分だと思いますので、DV被害を受けている方を初めとしてしっかりとそうした視点を盛り込んでいかなければいけないと思います。これは大多数が思う所かと思うので、これから議論をしてまいりたいと思いますので、今後ともご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

それから、強姦罪の厳罰化に関しては9月に法制審議会の答申が行われて、大変画期的な骨子だと思います。被害者、加害者について性差をなくすということもそうですし、非親告罪化もそうですし、まだ閣議決定はされていないと思いますけれども、速やかに提出され一日も早く成立をさせるということかなあと考えております。ただ、検討会の中では上がっていた論点でも答申には盛り込まれなかったものもありますし、夫婦間の強姦罪ということについても引き続き議論していくとともに、法律は成立するわけですから、実際に警察に相談に行ったりしたときにきっちりと取り扱われるような意識の啓発というの、女性の警察官も増やしていきたいと思っておりますけれども、被害者のみなさんはまだまだ大変な思いをしていらっしゃると思います。公訴時効の観点も私もまったくその通りだともうなですけれども、これも盛り込まれておりません。検討会でもありましたけれども、証拠の保全と被害者の方への適格なケアと子どもの場合は性的虐待を受けている子どもをどう早期発見して適切に保護をして支援していくかという所に力を入れていく必要があると思います。病院拠点型のワンストップセンターも作って行かなければいけませんし、児童虐待についても個人的には子どものためのワンストップセンターも全国的に必要だと思っております。わが党としてはこの強姦罪の厳罰化についてはもちろん進めていきたいと思っておりますし、今後国会に提出されてからは立法趣旨をしっかりと審議の場で明確にし

ていくということです。例えば、性交類似行為に関しては成立したとして、その後司法でどのように運用されるかというのは立法の側からどうこう言えることではないですけども、例えば、こっちの方は従来の強姦の構成要件でこっち方は性交類似行為だったというときに裁判官がどのように量刑を判断するのかとか、本来の検討会の趣旨ということではどちらもまったく同じだということでしたけれども、今後どういった運用をされていくのかという指針に今後しっかりと法改正の趣旨も明らかにしていきたいと思っております。

あとは売春防止法の改正についてですけども、我が党としてもやらなければならないと、みなさんからもご意見を聞かせていただいております。昨年の秋には公明党の女性委員会が第4次男女共同参画基本法策定に向けての提言をまとめたんですが、その中でも婦人保護施設を女性自立支援施設と名称変更をして女性たちの自立を支援するための施設としてさらに活用を図ることということで盛り込ませていただいております。この女性自立支援法の改正のことも、与党の性犯罪性暴力被害者支援体制に関するPTというのがあるんですが、そちらでも先日お話をうかがって。現状と課題に関してはうちの党としても理解をさせていただいているつもりではございます。女性たちの自立をどう支援していくか。とりわけ性的な被害に遭ってらっしゃる方。今ようやく政府の方でも女性活躍と言って、女性についての問題を正面からとらえるようになって参りましたけれども、その表面には出て来ない根っこにすべてつながっているわけですので、そこにしっかりと支援の手を入れて行かないと表面だけやってもどこまで効果が出るのかというのは、問題意識として持っております。

司会：いま佐々木議員がおっしゃっていた刑法の国会審議なんですが、国会審議の内容というのはあとあとまで使えるんですね。だから私たちの方も国会でどんな質問をしていただくのかというのを、準備するのがいいのかと思います。

矢田議員：みなさまこんにちは。民進党の矢田わか子と申します。この夏の参議院選挙で当選したばかりでして、過去の民主党の時代、民進党の時代、この法律にどうかかわって来たのか、正直言って勉強不足だと思って今日はこの場にあります。けれども、しっかりと勉強させていただき自分の意思を固める時間にしたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず、刑法改正に関して。ご周知の通り9月12日の法制審議会が法改正要綱を是とする答申をしたということで、政府としてはいま法改正案を来年の通常国会に提出するという予定にはなっております。その内容については周藤さんからもご報告があった通り、まだまだ課題が多いと言う認識は個人的に持っております。評価できる部分もあれば、もっと突っ込んでほしいと正直に思う所もあります。一方で注目すべきは日弁連の動き。日弁連はこの改正の一部に反対するという見解を政府国会に提出しており、今後の国会に大きな影響を与えるのではないかと懸念もありますので、しっかりと注視していきたいと思っております。民進党としてこれをしっかり論議したかという点、まだなんです。ですので、今日は個人的な見解になりますけれども、評価する点と課題点について申し上げたいと思います。ひとつは、懲罰を強化する点については評価できると思っています。二つ目は男性も性暴力被害者とする点。そして3つ目には非親告罪とする点。この3つについては前進したのではないかとということで素直に評価したいと思っています。ただ、先ほどの周藤さんのお話の通り暴行脅迫要件の緩和を始め、性交同意年齢がいま13歳からですけども本当にそれでいいのかという大きな課題を残していると思います。加えて、地位関係性を利用した対象。同居しているからとかそういうことなく、今であれば塾やクラブなどいろんなところで脅威を感じる人がいらっしゃる中で、そんな対象だけでいいのかと個人的には感じているところですので、みなさま方から多くの意見を聴衆しながら残された問題点を検証しつつ、慎重に対応方針を検討していきたい。

今後も取り組んでいきたいと思っています。

次に、売春防止法の改正に関して申し上げたいと思います。戒能先生のお話を聞いていて、どれほどこの法律自体が過去からの法律の継ぎ足しでやってきたんだろうかということを改めて勉強させていただいております。婦人保護事業の実態、課題は関係者のみなさまから指摘されている通り、人権尊重、自立支援、福祉の視点を入れた新法をやはり制定していかなければいけない。根本的な法改正が必要だということを深く理解させていただいております。多くの女性が深刻かつ多岐にわたる問題を抱える中で、婦人保護事業…婦人という言葉自体私すごく嫌いなんです。女へんに箒と書くこの婦人をまだ使っていること自体が時代遅れはなほだしいと思っております、この事業そのものが今後どうしていくべきなのか問われていると思います。女性の自立を支援する総合的な支援策。大きなグランドデザインを描くような法律の整備が今の時代に求められており、これの理解に向けて私もしっかりと勉強し、しかるべき提案をさせていただけるように頑張らせていただきたいと思います。

続きまして、性暴力被害者支援法案に関しましては、去年の6月、立法化に向けて民主党として作業を続けておりました。関係団体や有識者からのヒアリングを行いまして、またハートフルステーション愛知と性暴力救援センター大阪SACHICOを視察に先輩の議員のみなさんが行きました。報告書もいただいております。衆議院法制局との調整も経て、本年4月に性犯罪等被害者支援法案として取りまとめを行っております。その後共産党、社民党、大阪維新の会、生活の党とともに、法案について調節を行わせていただき、名称も「性暴力被害者の支援に関する法律案」と変えさせていただき、野党5党の議員立法として5月12日に衆議院に法案を提出しました。そして今開催されている臨時国会でも9月26日付けで衆議院内閣委員会の付託になっております。与党のみなさんがご了承させていただければ、いつでも審議が開始されるという状況です。私は内閣委員会参議院の方ですので、衆議院での論議が進み次第、しっかりとそれを受けて論議を進めていきたいという思いでおります。この法案の内容については、ご参加の皆さんもご周知のことと思いますが、性暴力被害者の支援に関する国、地方公共団体、支援従事者の責務を明確にし、そして、国、地方公共団体はその基本計画を策定し、具体的にはワンストップ支援センターの整備をはじめ、様々な支援体制の整備を図るというものです。併せて国と都道府県に被害者支援連絡会を設置して、連絡調整業務を行い、基本計画の策定のために国に性暴力被害者支援審議会を設置するものとさせていただいております。現在の国会情勢の元、この野党案を成立させるのは本当に大きな壁があります、ぜひ自民党さん公明党さん与党のご協力をいただきながらやりたいなという思いでおりますので、よろしくお願いいたします。

3点目、父母の離婚等における子と父母の継続的な関係の維持等の促進法案ということですが、これも山崎先生からお話がありました通り、今いろんな課題を含んでいると思います。ただ、正直なところ民進党の男性の先生方でたくさんこの議連に参加している方々がいます。帰ったらすぐにお話したいなという思いでおりますけれども、一方で、私のところにも…私は企業で30年働いてきまして、職場での男女平等ということにどちらかというと取り組んでまいりました。そうすると、男性たちは働き過ぎなんです。働き過ぎて、気が付いたら奥さんがいなくなっていた。荷物も何もなくなっていた。どうしよう。奥さんに帰って来てほしい。子どもになんとか会いたい。自分が悪かったことも認めるけれども、もう一切会わせてもらえないからなんとかしてもらえませんかというそういう切実な嘆願に実際来られる方もいます。そういう方がいらっしゃるのも確かなんです。一方で、子どもの連れ去りの背景の多くはDVや子どもの虐待ということも当然認識しておりますが、ご指摘されている通り、DVや虐待の事実把握が的確に行われていない現状を考えますと、ようやく暴力から逃れることのできた母子が再び加

害者と関わりを持つことを強制されるわけですね、この法律では。新たな悲劇を生む可能性を考えればさらなる論議が必要だと思います。何よりも、一方の親から切り離された子どもの気持ちが一番大事なんではないかと個人的に思っておりまして、子どもの本当の気持ちを尊重する、子どもの意見表明権についても言及するべきではないかと考えておりますので、民進党としても慎重な対応が必要だと言うことを議員連盟に参加している先生方にもお伝えしながら、今後を見守っていきたいと思います。

司会：暴力の問題はやはり政党の方針が確固としてあるわけではなく、ひとりひとりの議員のみなさんの資質とか体験とか様々なものが大事だということです。シングルイシューで暴力に対する問題をやっていこうというみなさんが超党派的に取り組んでいただければと思います。

池内議員：日本共産党の衆議院議員の池内さおりです。よろしくお願いします。まず、お集りの皆様の懸案の親子断絶防止法の問題からお話をさせていただきたいと思います。私も先日カノンという映画のダイジェストを見ました。モラルハラスメントとかDVに無自覚な夫が自分こそが被害者だと妻や子どもを支配するリアルな映像だったと思います。そして私は戦慄が走りました。院内集会であるDV被害を受けた女性が発言をされて、別居してから離婚したという方だったんですが、加害者は自分のしてきたことをまず認めない。すべての親が子の利益になるとは限らない、とおっしゃいました。私は今回の法案は本当に危険だと思います。何よりも暴力から子どもや女性が逃げられなくなる。この危険が回避できない以上、やはりこのままにしておくわけにはいかないと思います。法律を使った形を変えたDVの継続になるのではないかと私は危惧しています。もちろん、これは共産党としての意見でございます。そして、そもそも法案以前の問題として今現在家裁で面会交流が原則的に実施という方向で運用されていることもやはり由々しき事態何ではないかと思うんです。親と子が離婚後も仲良くというのは誰も否定しない。理想だと思います。しかしその理想に現実を近づけていくためにやるべきことは今ほかにたくさんあると思います。社会全体のDVへの理解はまったく追いついていないと思います。私自身、みなさんとの出会いの中で学ばせていただいているというのが現状ですし、また国内法の整備も、DVを受けた被害者や子どもへの支援も本当に追いついていません。とりわけ子どもへの影響はやっとな2004年に法律の中に文言として入ったというのが今の到達点ですので、まず面会交流のあり方自体も子どもに適した、子どもの心の成長や変化にきちんとよりそえるものにしていかなければいけないというのが今の大きな課題だと思っています。なので、今改善されるべき問題はこのなんかわけのわからない法案をちょっと手直しして通すということではないと思うんです。年収500万円を超える男性でも離婚後に養育費を7割の人が払っていないというのは、これはちょっと驚きの？みなさんにとってはいつもの？状況だと思うんですけれども、やはり国がいったん立替払いをして支払うべき人物にのちに求償していくというシステム。こうした母子を貧困に落とし入れられないような経済的安定というような、やるべき仕事が私は別にあるのではないかと考えています。立法するということであれば、子どもが真にその子の本心からお父さんに会いたいお母さんに会いたいという気持ちになれるまで、私たちは子どもを支援していく。この支援こそが私たちに求められていると思います。離婚後の両親と子どもも含めてすべての当事者に長い視野で支援していくという体制の構築こそが今必要ではないかと考えています。

次に、売春防止法について。私はこの法律を読むと本当に虫唾が走るといいますか、女はひとりの人間だ、と。自立した人権を持つ人間だ、と私は本当に思います。売る女性が悪い。更生させる必要があるという考え方自体が間違っているし、もう時代遅れとかそういうたぐいのことではなくて、元々間違っていたものだと思います。この思想に基づいて作られた法律の結果、困難を抱えた女性への支援というのであれば生活保護法に基づく施設であつたら一人ずつ措置費があります。ひとりずつ。ですが、

売春防止法では女性一人ひとりへの措置費というのは存在していないと言うのが現実です。極めて限られた法的な支援の枠組みの中でやらなければいけない。先ほど戒能先生がおっしゃいましたが、自立支援・生活支援への法的根拠がない。これが唯一女性に対する福祉として存在している売春防止法の現状だと言うことだと思います。様々な法的限界があることで、現場では本当に涙ぐましい、目の前にいる女性をどう包み込んでいくかという発想で、様々な努力がなされているということを私は勉強させていただきました。東京にあるいずみ寮、また、慈愛寮、そして千葉県のかにた婦人の村などを見学し、施設の空気感など感じてまいりました。部屋をぱっと開けたときに部屋中がすぐに見渡せるようでは女性たちが安心できないだろうということで、やさしいピンク色のカーテンが自分で開けたり閉めたりできるようになっているんですね。そういうひとつひとつにそこに暮らす女性たちに対するあたたかい気持ちが私には伝わってきました。日常生活を営むスキルさえ身に着けることなく、そのチャンスさえ奪われて、多くの女性たちが路頭に迷っていて、日常に起こる様々なハプニングがあります。この出来事ひとつひとつによりそって、いろいろなスキルを共有して身に着けてもらうように支援をしている。私はこういう現場のこの苦勞にしっかりと国が向き合うべきだと思っています。私自身は生活保護法に基づく施設にも様々お伺いいたしました。児童福祉法に基づく母子生活支援施設にもお伺いしました。そうすると、いろんな困難を抱えた女性たちがそれぞれ縦割りの法律の全然違う施設の中に暮らしていて、それぞれ縦割りの施設のみなさんはそれぞれ専門的なスキルをお持ちなんですよ。なので言ってみれば、もう機は熟している。今こうした女性を包括的に支援する法律さえあれば、現場の皆さんの努力はもっと有機的につながっていくと私自身実感をしています。女性は一人の人間で、その一人の人間が様々な困難を抱えています。ですが、今はそれぞれの法律がその女性をそれぞれの方向から部分的に照らしているんですよ。そうではなくて、この女性自立支援法が求めるのはひとりの女性をどんな状況であってもあたたかい光で包み込むような、一部から照射するのではなくて、あったかく包み込むような支援が今求められているんだという風に思いますので、ぜひとも私自身も学んでいきたいと思っています。

最後です。刑法は昨日の交流会でも少しお話しさせていただきましたが、本当によかったと。まだまだ暴行脅迫要件が落ちないとか様々な限界もあるんですけども、それでも100年ぶり。1907年の弁護士にも議員にも学者にも女性がいなかった時代にできた本当に一方的な思想の塊のようなあの法律が変わるわけですから、この点は評価しなければ。しかし、残された課題はたくさんありますので、私も国会論戦などを通してがんばって生きたいと思っています。真に女性の力になるように取り組んでいきたいと思っています。

司会：もう100年は待てないよねえ。100年に1回がこれかというのは私は許せないですよ。それでは、次に福島議員をお願いします。

福島議員：どうもみなさんこんにちは。社民党参議院議員福島みずほです。よろしくお願いします。この議員フォーラムで約束すると、拘束されてがんばるぞという、この中でDV防止法を作り3回改正し、そして性暴力被害者支援法案は去年の議員フォーラムではそれぞれ案を出してこれを国会に出すぞとお約束をして、国会に出しました。あとは、成立するだけなのでとりわけよろしくお願いします。

まず、親子断絶防止法案なんですけど、これはやはり極めて問題で、先ほど遠藤さんが言った8条が様々な問題なんですけど、私自身は弁護士としてDVとセクシュアルハラスメントと闘ってきて、とりわけ離婚事件で本人を守るために夫がいなくてに物を運ぶことも弁護士として見届けてきました。ところが8条で子どもがいる場合は取り決めをしなくちゃならないとなると、とにかくもし可能だったら逃

げろというのがベストなんです、やはりDV被害継続法案というか、いつまでもいつまでも逃げられないという状態が起きるので問題だと思います。そしてこの法案なんです、もしかしたら子ども面会強制法案とか私たちは呼ぶ名称を変えた方がいいんじゃないかと思います。なぜこんなことを言うかというと、私は法案の名称で闘ってきました。安保関連法案を戦争法案と言ったら削除要求を受けてですね、嫌だと言いつけたらちゃんと議事録に載ったんですが、盗聴法は「捜査のための通信傍受法」と言え、これはまずいと思ったのか来年出てくるのを阻止したいんですが、「テロ準備対策法」という風に名前を変えたんですね。いわゆる、ホワイトカラーエグゼンプションは今「プロフェッショナル法案」。国会でホワイトカラーエグゼンプションは問題だ、労働時間が無くなるじゃないかと言ったら、「福島さんこれは高度プロフェッショナル法案と言ってください」と。いや、残業代不払い法案、過労死促進法案と言ってるんですが。知らない人が家族断絶防止法案と言うと、やっぱり断絶するのは悪いと思っちゃうから、子ども面会強制法案とか、法案の名前を聞いただけで問題だと多くの女の人がちょっとやばいと思ってもらえるようなタイトルにしたほうがいいですね。私たちはだから相手方の名称を使わない方がいい。問題点はDVが継続するということなんですよ。別居する時に継続し、離婚してからも継続し…。私もたくさんの離婚事件を担当しましたが、子どもは大きくなって会いたければ会いに行くんですよ。だから、子どもを中心に据えて子どもの意思の尊重ということで、無理して強制してもいいこと一つもないと思います。

もうひとつ、女性自立支援法で言えば、売春防止法は売春のおそれのある女性に対してという条文になっているんですね。要するに、「おそれのある」って一体どういうことっていうか、売春防止法ができたときに国が売春はだめだと宣言するということで獲得した女性たちの努力は私はとても尊敬するんです。これがあって初めて売春はだめだと国が言ったわけですから。しかし、やっぱり売春する人を上から目線で更生させるだとか、売春するおそれというのはもう時代に合わなくなった。そして、私はDV防止法を超党派で作るときと3回改正する時にすべて関わってきているので、当時DV防止センターを作るときに、この仕組みを使ったんです。ですが、さっき言われたように縦割りのいろんなものが全部ここになだれ込んできているので、包括的な女性支援法をつくるという動きは一生懸命やっていきたいと思っています。

性暴力被害者支援法について本当にお願いします。これを国会で成立させるためにみなさんの力をどうか貸してください。よろしくお願いします。これは結局SACHICOやSARCをはじめ全国のNGOを応援したい。とりわけ病院拠点型がとても有効だと思っていて、厚生労働省と何回も交渉したんですが、なかなか改善ができないんですね。病院拠点型は本人たちの努力でやっていて、予算がつかないんですね。自治体で少し助成を受けているところも始まりましたが。性暴力被害者支援法案、これは去年の議員フォーラムでもお話しして、性犯罪じゃなくて性暴力にするとか、病院拠点型とかいいところは全部きちんとして残っていると思います。維新も含めた5つの野党で衆議院で提出しているので、この法案ができれば性暴力被害者支援、とりわけ、NGOへの応援になるし病院拠点型のところも応援できるし、都道府県については性暴力被害者の支援についての基本法を作ることが義務付けられるし、市町村は努力義務なんです、やはり国に性暴力被害者支援についてのセクションもできるし、絶対に変わっていくと思います。法律がなくて予算をつけるとか、ガイドラインとは全く違って、根拠法ができることで政治の優先順位や施策が変わると思っているので、これについてせっかくNGOのみなさんと協議して作り上げて国会に野党で提出し、あとは、与党の皆さんこれに反対する理由はないでしょうという形で、去年高木さんが公明党として来られていいんじゃないですかとおっしゃったと思っているので、ぜひ佐々木さんよろしくお願いいたします。こちらもいったん下して出し直すとか、約束はできませんけれども

柔軟に対応して成立に向けてやっていきたいと思っています。

刑法の改正については、子どもたちに対する近親者の性暴力についての対応が必要だと思っていますので、しっかりよりよくするためにがんばっていききたいと思います。

司会：それでは糸数議員よろしくお願いします。

糸数：みなさんこんにちは。参議院議員の糸数慶子でございます。伊波洋一参院議員が当選いたしましたので、沖縄の風という会派を結成いたしました。よろしくお願いします。

さて、今問題になっております親子断絶防止法案についてですが、今年の9月8日に厚生労働省が発表した人口動態統計によりますと、2015年に結婚した63万5156組の夫婦のうちに夫婦ともあるいはどちらか一方が再婚だったのが26.8%。4組に1組以上が再婚夫婦になっています。一方離婚した22万6215組の夫婦のうち親権を行わなければならない20歳未満の子供を持っている夫婦が13万2166組で子供の数でいうと22万9030人という統計が出ております。

離婚夫婦の87.6%は協議離婚になっておりまして、諸外国と比べて日本は突出して協議離婚が多くなっているというのが事実です。ただ面会交流や養育費に関しては協議が難航するケースが多く、離婚の際に取り決めが行われていないことが少なくありません。DVの場合は協議することが難しいので、子供のことを冷静に話し合うということも大変難しい状況です。

養育費の不払いなどが子どもの貧困につながっているということを指摘され、虐待防止のための親権の一時停止の民法改正の際に、協議離婚の際に面会交流と養育費の取り決め状況を届けることになっているわけです。この取り決め状況の届け出は微増しているわけですが、継続して養育費が支払われるケースは非常に少なく、課題は山積しているという状況です。その中で面会交流も関係団体の努力もあり円滑に行われつつありますが、DVや虐待などの対応などより細かな対応が求められるわけです。

この法案について議論している議員連盟では非監護親からの主張を中心に進められているという状況のようで、DV離婚などで面会交流が難しいケースにきちんと対応されるのかという懸念をするということがあります。選択的夫婦別姓や嫡出推定の見直しなど他の規定に関心がない、あるいは、反対の方が多いということもあり、そういう点でも懸念がありました。

私は養育費がきちんと支払われ、面会交流が円滑に行われるためにはやはり一定のルールが必要だと思いますが、いま議論されている親子断絶防止法案につきましては、本当に問題が多く、これは拙速に成立させるべきではないという思いを私も持っております。養育費がきちんと記載されていないこと、それから子どもの意思の尊重が不十分なこと、さらには個別の事情などへの配慮が足りないということもあるので、特にDV離婚に関しては関係団体からの懸念や主張を十分に反映させる必要があり、拙速に成立させる法案ではないということははっきりと申し上げ、微力ながら私も関わって行きたいと思っています。

次に、強姦罪の厳罰化に関する法制審の答申に対する考えであります。今年の2月16日ジュネーブで行われた女性差別撤廃条約第7回、8回政府報告書審査を私も傍聴いたしました。女性差別撤廃委員から日本での性暴力に対する処罰の甘さに対して厳しい意見が相次いで出されました。特に強姦の定義が膣への挿入を要件とし、その他は強制わいせつにすぎないという刑法の規定については、イスタンブール条約で認められている国際基準から程遠いという厳しい指摘がありました。

そして3月7日に公表された総括所見では刑法に女性への暴力を包括的に位置付けること、強姦罪の

非親告罪化を速やかに行うこと、夫婦間レイプを犯罪として刑法に規定すること、保護命令を迅速化すること、性暴力被害者の保護を十分に行うこと、女性に対する暴力のすべての事案が完全に捜査され、適切に処罰されること、DV防止法がすべての女性に適応されることなど厳しい勧告が盛り込まれました。

今回法制審から答申された強姦罪および準強姦罪の改正と監護者からのわいせつ行為や性交に関して言及されたのは前進だと思います。私は法務委員会に所属しておりますので来年の刑法改正では私も法制審に望みます。日弁連など意見を異にする要望書など来ておりますが、私としては女性差別撤廃委員会からの勧告を踏まえて女性に対する性暴力をなくすためにより厳しい姿勢で取り組んで行きたいと思っております。

さらに、女性活躍推進のための重点方針2016に基づく2017年度の予算概算要求で行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの未設置県は2016年9月現在15県となっておりますが、これを早急に各都道府県に最低1箇所のワンストップ支援センターの設置が必要であるとして、性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金を要求し、2.6億円計上されていることは率直に評価したいと思います。沖縄でもワンストップ支援センターが県からできて、相談を中心とした支援体制が2015年2月にできました。来年の4月からは病院拠点型に移行しようということで沖縄ではがんばっています。

それから売春防止法改正であります。1956年の制定以来改正されていないということ、婦人保護事業の根拠法である売春防止法の改正に向けては人権保障、自立支援、福祉の視点を充実させる改正が必要だと思っております。支援を必要とする女性の実態と婦人保護事業のできる内容に開きがあって、現場では大変な苦勞があります。先ほど戒能先生からお話がありましたけれども、沖縄でも本当に大変な状況で、特に沖縄は離島県ですので、相談所に女性を送るために現場で働いている人たちが自分の給与を削って女性たちを離島から那覇に送り、そこからうるま婦人寮などに送致します。

実はここに入所している方々の観月会がありました。そこで若いお母さんたちとお子さんたちを囲んだ交流会があったんですが、本当に現場の皆さんが大変な状況にあった中で、即必要とする資金が手元にないためにそこに入っていらっしゃる方々が一時的な支援のためのお金を大変な苦勞をして捻出している状況があります。沖縄の無所属の女性議員たち10名で市町村あるいは県、国から支援が来る間にみんなで支援をしているという現実です。現場の人たちの大変な苦しみと、女性を自立させるためにそこに入っている方も支援している方も手を取り合って頑張っているかというのを見ておりますと、本当に国会議員として私は何をしているのかなと悩むこともありますけれども、みなさんと一緒に力を合わせて頑張っていくということを改めてこの場で決意をさせていただきたいと思っております。

司会：それでは大分の県議会議員と市議会議員の方に大分の状況をお話いただくお時間です。お手元の資料で、今どんなことがこの法案を巡って起きているかご覧ください。平成20年東京多摩地域から発生して、各県市議会から親子断絶防止法を作って欲しいという意見書の採択という動きがあります。いったんそれがハーグ条約の前で止まります。そして去年くらいから法案が議連で議論されているということで、今度は親子断絶防止法という名前を冠して意見書や陳情が出て採択がされています。直近が北海道議会でした。これは全然知らなくてびっくりいたしました。ということもあるので、地方議会も含めてしっかりウォッチをして意見表明をしていくことが大切だなと思ひながら、大分はどんな感じでしょうかということで、平岩県議会議員と松江市議会議員にお願いいたします。

平岩：大分で県議会議員をしております平岩と申します。議員フォーラムに出るのは初めてでとても緊張しております。しかもここにいらっしゃる方は支援の最前線を行っている方なので、私も全国シェルター

シンポジウムで勉強させていただいたようなものですので、ローカルな話をしなさいということで大分の実情をお話したいと思います。この親子断絶防止法案というのはまだ九州には上陸していない、と。けれどもこういうものは最初に鹿児島に上陸することが多いんです。議連の中にも200人いるということですから…。こういうものが地方議会に入ってくると、議連の議員さんと同じように県議さんも「お、いいじゃないか」と何も考えずに賛成となって、数の論理で賛成になってしまうものですから、私もそこは阻止していなかなければ、私は今日ここに出させていただいてよかったと思いました。私は議員になって14年目なんですけど、DVのことばかりやってきたわけではなくて、あれもやりこれもやりなんですけど、私たちが警察に行ったら「夫婦喧嘩のたわごとにつきあっちゃる暇はないんで、奥さん早く帰りよ」って返されたのが13年前で、こんなのは許されないということではがんがんみんなと言っていって、昨日と今日で私服の刑事さんが昨日は3人今日は2人といらっしゃって、涙が出てくるんです。今はなんかあったら女性警察官が対応してくれるという状況になりました。でも、フォーラムに出て意見を言ってくださいというと、「いやそれは・・・」と言って、そこまではいいないんだなと思って、これからもやっていかなければいけないんだなと思っています。この実行委員会为中心的にやってきたのは、ご存知えばの会の事務局長中心にいろんな方が集まってやってきているんですが、行政はNPOとの協働といってすごくよくしてくれるふりはするんですけども、本当に厳しい。過去どれだけ泣いてきたか。行政の下支えをさせられているような。支援の最前線ですので、どうしても思いが先に立つんですよね。そして縦の関係でなく横の関係で動いていますから、本当に大切なことを言う。でもそれが行政にとってはうっとおしくてかわいくなく映るんだと思います。本当に過去厳しい思いがあります。しかしここ3年、本当にいい関係ができてきているんです。少しでも予算を取ってきてくれようとするんです。女性所長さんがつかれたというのも大きいと思います。昨日ケーシーさんが一気に進めなくても仲間を集めなさいとおっしゃっていたのが、つくづくその通りだと思いました。ワンストップ支援センターが今年の4月1日に大分県でもできました。2012年に大阪の大会に参加して、SACHICOのお話を聞いて、これが絶対必要だと一生懸命お話しをしてきたんです。ちょうど時期的にも各都道府県で作りなさいという指導が入っていたので、できた。それでも4年後だったんですけど、まだ病院拠点型ではないし、周知させるためにどうすればいいかものすごく考えながらやったださってます。この機関が活躍するというのは悲しいことですが、少しでも多くの方に利用させていただいて、少しでも前に進めたらいいなと思っています。

松下：大分市議会議員をしております松下と申します。この議員フォーラムにつきましては、昨年沖縄大会に参加して初めて性暴力禁止法という動きを拝見させていただいた程度です。ローカルな話で申しますと、大分県大分市では親子断絶防止法とかそういった動きはありません。ただ、大分市も私以下44名いるんですが、自民公明が全部で20名。半数には達していませんが、それ以外の党の方がいろんな意見や陳情については一緒になって動いていく可能性がありますから、そこは中止していかなければと思っています。今の時点ではこう言った動きは特にない、ということは申し上げて起きたいと思います。親子断絶防止法というものについて不勉強なんですけど、ざっと見た限り私を感じたのはやはり自民党の改憲草案の中にある家族とか家制度、まさに明治憲法に遡ったような、あるいはそれ以前に遡ったようなものと関連しているのではないかと考えております。これはやはり極めて危険な思想に基づく法案ではないかと考えています。私ももともと行政職員で、人権同和ですとか、最後の職場は男女共同参画でもございました。そういった関係もあって議員になって8年なんですけれども、男女共同参画、DVといったものについても活動の柱としてずっとまいりました。そう言った関係でこのシェルターシンポジウムにも実行委員として参加させていただいておりますけれども、まだまだ勉強が足りない点が多いと思っています。

もう一点、女性自立支援法については私も生活相談を受けたりする中で、特に女性の貧困が最近クローズアップされている。その背景の一つとしての女性に対する様々な差別や偏見があるのだろーと思っと思っています。この女性自立支援法。売春防止法を部分的に改正しながら改善していくと言っことだと思っいますけれども、これは非常に重要な法律になるのだと思っいます。自治体サイドではやはり国の法律があっ、国・県・市町村というそれぞれの立場でどういっ動きをするのかというこっになります、逆に言えれば自治体が先行して動くこっによって国を動かしていくといっ事例もござっいますから、これは私もこの女性自立支援法を改めてこの必要性を感じたものなので、これは今後の議会活動の中で推進をしていく。そのために私は社民系の会派ではござっいますが、そこからまず理解を広めていくといっ活動をしていきたいと思っっているといっところですよ。

司会：男性のこっは男性で広めてもらいたいと思っっておりますので、ぜひよろしくお願っいたします。

【質疑応答】

大原八重子：女のスペース・にいがたの大原八重子と申します。福島さんが先ほどおっしゃった中で、性暴力被害者支援法の制定に向けてよろしくと言っ言葉があっったんですが、具体的には私たちには何ができるでしょうっか？

福島議員：あらゆるこっができると思っいます。今国会中に意思決定の場における政治の啓発法案ができれば、臨時国会で成立させようと。いわゆるクオータ制とまではいっかないけれど、啓発法案というのがあるんですよ。この前野党が出して、与党側と何とか一本化できないかといっことで今努力中ですよ。今ロビー活動などみなさんたくさん来ていただっているんですが、それはとても有効ですよ。今国会に出ている衆議院の内閣委員会に留め置かれてる性暴力被害者支援法案は賛成できる内容だと思っるので、記者の方には取り上げてもらう。みなさんにはインターネットなどで発表してもらう。あるいは、国会議員に会いにいくとか、私たちもちろん働きかけるし、みなさんのシェルターシンポジウム有志でもいいので、それぞれの党にもっとこれを推進してくれと働きかけていただくと永田町内の世論も高まってくると思っいますので、全会一致でやれるように応援をしてください。

司会：地方自治体のレベルで陳述書を採択するように求めていくといっ手法もありますね。それはまず大分県と大分市から初めていただくといっことで……。それでは、加藤先生。

加藤：性暴力被害者救援センター大阪SACHICOの加藤ですよ。昨年来SACHICOが成立してから多くの議員さんたちにお越しいただきまして、理解をしていただき、その結果として今年の5月12日に野党の共同提案として性暴力被害者支援のための根拠法という形で出していただきました。ここに至るまでお話しもさせていただきましたが、みなさまが真剣に議論していただっかなりいい内容。まだ不足はあるかもしれませんが、認めていただっと思っいます。これについての意見はまだ出ていないんですよ。与党の方も関心を寄せていただっいて視察にも複数の自民党の議員さんも公明党の議員さんも議員団を組んで来ていただっいています。その与党の今の段階での結論といっのは、法律まで作らなくても今ある犯罪被害者支援法でカバーできるんじゃないかといっご意見をいただっているんですよ。現状は理解できるけれども犯罪被害者支援法を駆使することによって犯罪被害者を支援することはできるとおっしゃるんだけれども、中にはやはり性犯罪の被害者支援であっ、性暴力の被害者支援は足らないといっことをとても感じ、それをお伝えするんですがなかなかそこがご理解いただけないといっ現状があります。これはこの間内閣府のモデル事業がありまして、全国の都道府県の自治体が取り組むといっ

ことでこれだけ多くの各地にワンストップセンターができてきているんですけども、その中で自治体としてはとにかくやらなあかんということで、どこに依頼するかという各地でやっている犯罪被害者支援団体に委託するという流れが非常に大きいです。この2年間の間に病院拠点型でワンストップセンターができたのは唯一名古屋の日赤病院の中に「なごみ」という病院全体で取り組むセンターが今年の1月にできたんですが、あとはこの2年間でできた10数箇所以上はみんな連携型なんです。病院拠点型がいいとはわかりつつも実現できないということで連携型になっています。連携型にも委託母体がありますので、その多くは性犯罪被害者を支援する団体で、性犯罪被害者もみるんだという気持ちはあるんですが、そこに女性への支援、特にジェンダーの視点で支援をするということが入ってこない。ですから、どうしても性犯罪の被害者のみでより広い範囲の性暴力の被害者支援には至らないんです。このように与党の人が見に来てくれて、最後には加藤大臣まで来てくださって共感もしてもらって内閣府から2億というお金が出てきたんですけども、それがどういう形になるのか非常に心配です。お金を出せばなんとかなるのではなくて、広範囲の性暴力被害者支援のためにはこのたび出していただいた法案をバックにした支援に広がっていかないと。ワンストップセンターを作りなさい。その設立のためにお金を出しましょう。しかもそれは自治体で出しているものの2分の1か3分の1を出しましょうという法案なんですね。実は大阪府は昨年出してくれたのは38万円なんです。これの半分出してもらってもなんの特にもならない。内閣府からのモデル事業費は出ているんですが、大阪府からは出ていない。大阪府はずっとお金がないと突っぱねてきたんですね。知事にもなんとかお願いしているんですが、一方で沖縄に対してひどい発言をした大阪府警を保護するような発言をうちの知事はしてるんです。「一生懸命やってるんやから。疲れてるんやから許してやってくれ」と。そういう人に頭下げて頼むのはすごく抵抗があるんですけども、まあ頭は下げに行きますけど。そういう状況で自治体に出してもらわないとどうしようもない。ぜひこの法案を全党共通の議題として出していただきたいと思います。

司会：加藤先生は大阪のSACHICOというセンターを立ち上げられた方です。今、主要な問題は2つあるかと思います。まず、性犯罪の被害者が対象なのか性暴力の被害者が対象なのかという問題が横たわっているんですね。性犯罪と性暴力には違いがある。今日の日弁連へ抗議声明の一番後ろに性暴力・性犯罪の裁判の状況という資料がありますが、被害が起きていることは明確だけれども罪にはならないということが起きています。例えば、2014年の千葉地裁有罪で東京高裁で無罪になった事件は、強い抵抗を示していないので合意の可能性があるから有罪にはならない。そうすると、これは性犯罪にはならなかったことになるんですね。

それから、2014年12月11日の福岡高裁宮崎支部のゴルフ場経営者が18歳のゴルフの教え子の準強姦で「女性が抵抗できない状態だと男性が認識していない」ということですが、この女性がその後PTSD症状になっているというのは明確なんです。つまり、被害はあるけれども犯罪として成立しない。だから、性犯罪の被害者と性暴力の被害者はそういう風に違っているんです。犯罪に当たったものだけを支援するというになってしまったら、「俺は抵抗していると思ってなかったから」という人が無罪になった時に、そういうのが支援の対象にならないのではないかというお話が出てきます。

もう一つは、病院拠点型なのか犯罪被害者支援センターのようなところが窓口になって連携型になるのか。ここには大きな違いがある。病院拠点型をみんなが求めているのだけれども、それにはなかなかの財政支援と病院側の準備が必要だということで、連携型になっている可能性が高くて、そこはなんとかしてもらいたいという2つの大きな論点があります。

この2点の違いは、議員のみなさんの性被害の実態についてのご理解の違いではないでしょうか。有罪にならなくとも被害があるということはどうするのか。暴行脅迫要件についてもみんな同じで性暴力の被害がどんなものかというのをまだ理解されていないということなのではないでしょうか。また、今の野党共

同提出の法案に関してはかなり意見反映していただいた経過があるので、超党派の提案として通していただきたいのだ、という状況であると思います。

北仲：ちょっと一言。アジアシェルターネットワーク経由であるケースの問い合わせが来まして、ある県の被害者の方が元彼のストーカーが怖いんだけど、警察に1人で行くのも怖いから誰かについてほしいというのを、海外の友人経由で来たんです。その都道府県の民間団体に連絡を取ろうと思ったんですが、緊急には捕まらなかったんで、その県にワンストップセンターができていたので電話を私がかけたんです。そしたら、「それは性犯罪の被害者ではないですよ。申し訳ないですけどうちではできません」っておっしゃったんですよ。「いや同行支援は必要なんです」って私は言ったんですけど、「私どもは性犯罪の被害者支援のワンストップセンターですので、警察に行くところについて行くことはできません」て。その方も一生懸命もうひとつの犯罪被害者センターの方にも問い合わせしてくれたんですが、そっちも「警察に行くまでは支援できない。警察に行って犯罪だとなったらその先の支援はできる」って言って、もうまったく使えませんでした。私のいる広島もそうですけど、犯罪被害者センターは警察から犯罪だと言われて来た人の支援をしているんだけど、犯罪になるかならないかわからないけれど警察について行ってほしい人とか、セクハラなどで警察に行くとはまだ決められない人のための相談支援をやっていないところに委託しているという危険があるということです。

司会：ストーカーは性犯罪じゃないという考え方なんですね。どうしたらいいのかしら。

北仲：刑法の性犯罪じゃないということだと思います。

司会：そうですね。刑法の性犯罪かどうかということでやってしまうんですよ。立法趣旨ではなくて、実態は条文に書いてある文章の解釈で動くのです。だから、性暴力って書かなきゃいけないのだと。

周藤：ストーカー規制法は犯罪になるのを未然に防ぐために警察が動くというのが画期的だったわけです。だから、警察の中でも刑事課と生活安全課と分かれていて、生活安全課というのは女子どものために動いてくれますが…。

司会：佐々木先生、いかがですか。

佐々木議員：おっしゃる通りで、立証して有罪になったから犯罪かと言われると個人的にはそうではないんじゃないかと思うんですが、ただそういう誤解が生じるので、性暴力・性犯罪という言葉を使うようにしております。29年度の概算要求でも「女性・暴力」という言葉を入れて与党のPTでも「性暴力」という言葉を使わせていただいていますけれども、やっぱりさっきの犯罪被害者支援のワンストップセンターの窓口については、自治体によってはもう少し柔軟にやっているところもあるのかなあと。

北仲：柔軟にやりますと宣言はされるのですが…

佐々木議員：実際は、というところですね。なるほど。あとは、性暴力・性犯罪のところかというと、予算の話に戻りますけれども、SACHICOは私も山本香苗先生と行かせていただいて、色々と問題をお聞きしました。あの時話題になった警察に相談をしなかった方の治療費の問題に関しても今回概算要求に盛り込ませていただきました。ですので、警察に行くということ自体に抵抗がある方もいらっしゃるの

で、犯罪ということではなくて暴力を受けたという方達に対して支援をして行くという決意はしておりますので、さらに充実させていくようにがんばりたいと思います。

司会：下に降りて行く時には明文化されていないと、なるだけやらないようにするというのが地方公務員のサガなんです。それは私もよく知っています。

鈴木：スペースアライズの鈴木と申します。面会強制法に対するものとして、いくつかお願いがあります。この法案について気になっているのが、この先にあるのが事実上の離婚抑制だったりという目的なのではないかということでもっとも危険なものだと思っています。2点ほど申し上げたいのは、ひとつはDVのあるケースは例外的なケースではなくてすごく多いんです。精神的な暴力が統計的には半数以上になっています。ここにいらっしゃるみなさんはご承知だと思いますし、私は弁護士なのですが身体的、精神的、また性的暴力も含めて案件はすごく多いです、また性格の不一致として届け出ているけれども実際に中身を見れば暴力があったというのはすごく多いので、私たちは例外的な事案を扱っているのではないということをひとつ共有できればと思っています。

また、もうひとつお願いしたいのは、今できている法案の中でできるだけ変なものにならないようにという議論は必要なんですけれども、もうひとつやはり子どもの安全、関係者の安全というものをきちんと法律の中に位置付けるというのをいろいろな方法でお願いできないかと思います。離婚後の子どもや監護者等の安心安全のための保護法みたいなのがあればいいですし、そうでなくても民法改正の中で子どもの安全というのは子どもの権利の中で最優先事項であるというようなことを何らかの形で入れていただく動きを作っていただければと思います。今動いている法案の案だけではなくて、今の司法判断が面会が原則であるかのように動いてしまっていますので、これに対する警鐘が必要だと思います。子どもの意見を重視するというのは当然ですけれども、子どもの安全というのを子供の利益の判断の最優先事項にさせていただくということです。今年の9月にアメリカの両院一致決議で一番目の事項として、「子どもの安全は監護権および面会交流についての司法判断における最優先事項である」と書いてあって、こういうことを共有し法文化していくということを、この法案の案の中では難しいかもしれませんが、別の法案としてでも先手を打って作っていただければと思っています。

細金：全国婦人保護施設等連絡協議会の細金と申します。性暴力被害者支援法のことでお話しさせていただきたいと思います。先ほど大分市議さんがおっしゃっていただきましたが、女性の貧困というのはすごく見えにくいんです。それは、性風俗産業に吸い取られていくからなんです。その性風俗産業の中に性虐待、性暴力被害を受けてきた方が非常に多いんです。私は慈愛寮という妊産婦と新生児を支援する全国でたった一つの支援スタイルの施設にありましたけれども、妊娠・出産がなければ支援のネットにかかってこなかったらという方たちがたくさんいます。ある利用者の人は、自分はずっと実の父親から性暴力を受けてきて妊娠して中期の中絶という本当に苦しい思いをして中絶をして、もうこんな家にはいられないと家を飛び出して性産業を転々と歩きながら生きてきた方なんですね。その方は「本番の性産業に行ったら親にやられた人がいっぱいいた。自分はすごくほっとした」って言ったんです。こうした性被害を受けた方はまた再被害、同じ被害に遭いやすいということがあります。また、いろいろな生活の困難を持ちやすいんです。例えば、施設の中には布団で寝られない方がいます。性被害を受けたトラウマで布団の中で寝られない。また寝たら最後起きられなくなってしまうという方がいます。先ほど司会が性犯罪にはならなかった中学生の例を挙げていただきましたが、これは解離性睡眠と言って、あまりに恐ろしくてもう寝ちゃうしかなかったんですね。そういうことをずっとひきずりながら、起きることができなかつたりお風呂に入れなかつたり、生活がとてもしんどい人だと思われてしまうん

ですけど、その根っこには性被害があるということは婦人保護施設で働いている私たちの目からはよく見えるんです。ですから、この性暴力被害者支援法の問題と売春防止法を変えたいということはまったく繋がっています。福島さんがおっしゃいましたが、DV防止法ができたときにこの仕組みを使った。そうなんです。ハードもソフトも一つも変わらないでDVの被害を受けた方達を受け入れたことによってどういうことが起こったかという、地方では婦人相談所がDVセンター化して、しかも秘匿をしなければいけないので非常に窮屈な形でしか使えなくなったんです。婦人相談所を入り口として受け入れ、そこを通過しないと入れない婦人保護施設はがら空きのところもいっぱいあります。こんなもったない話はないんです。小さいときから孤立、貧困、親からの被害を受けてきた女性たちが生きづらさを感じていたら、それはやはり社会の責任で守っていかなくちゃいけない。そのために女性支援法、女性のための包括的な法律をと思っております。これはみんな繋がっていることだということを申し上げたくて発言いたしました。議員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

司会：仁藤夢乃さんの「私たちは『買われた』展」というのがありました。「買われた」のではない、「お前たちは売ってたんじゃないか」とネットなどで揶揄されましたけれども、子どもたちからすれば「買われた」ということなんです。援助交際、売春のようなことをやっている女の子たちの実情は、どこかでものすごく被害を受けていて、そうでなかったらあんなことはしないよねということが今まで蓋をされてきたのかな、と。

家庭の問題、地域の問題、学校の問題というのは若い子たちにはものすごく厳しくのしかかっているんだけれども、それがまだ大人たちには見えていない。だから女性に対する包括的な支援策というのをもうそろそろ考えていかないと、下の世代の若い世代はもうぼろぼろになってしまう。子どもシェルターをやってらっしゃる方が深くうなずいていらっしゃいますけれども。そういう意味で、「保護」ではなくて包括的な支援が求められているなと思います。それでは最後に、お二人から。

参加者：今日私がとても希望を持ったのは「回復支援」という言葉が入っているんですね。私はいままで回復支援に巡り合ったことがなくて。DV防止法を一生懸命作っていただきました。せっかく作ってくださったDV防止法なんですが、23条に職務関係者の啓発というのが入っているんですが、職務関係者が未だに啓発されていないんですね。児童相談所に入っても区役所に行っても、職員の方があまりにも啓発されていないので私は怒らざるを得ない。この間娘が市役所に行って、仮にも児童虐待相談の担当の方がDVをまるで被害者の責任のように言っていたと憤っていた。窓口にそういう人を置くなよ、と。全員がわかっていないなら、せめて相談窓口にはわかってる者を置けよ、と。すみません、長くなるのでここで。

参加者：性暴力被害者支援法の意見書のことでですけども、政党は地方議員にこれに対する意見書を出せということをしょっちゅうやっているはずですよ。公明党さんも同じようなのがいろんな機会にいっぱい来ます。ですから、この法案を早く成立させるように政党の方は地方議会に意見書を出せとおろしてください。それから地方議会はものすごく無所属が多いです。特に町村は多いです。そうするとみなさんの街の町村の方がいたら、新潟市議会を通った意見書は新潟市議会のホームページを見れば出ていますから、自民党さんも公明党さんも賛成して通った雛形ですから、それを持って行って、こういう意見書を出すようにがんばってくれない？というのをやるということだと思えます。

コツは表題です。表題しか見ないから。上の表題だけ、わかりやすいものにすることです。先ほどの親断絶防止法についての意見書がもうこれだけ可決されているとしたら、「反対」というのをやると絶対にこれを可決したところや大体のところは与党が多いですから通らないと思うんです。だけど、こ

の法案のこういうところが不安だから慎重審議をしてほしいということだったら、「え、そんなことあったの？知らないで通しちゃった」という人がいると思うんです。慎重審議だったら通ると思うんです。その雛形をシェルターネットさんで作っていただきたいと思います。最後に、名前が大事なんですよ。だから、いつかは売春防止法じゃなくて買春禁止法と名前を変えていただきたいと思います。

司会：採択された意見書についてなんですが、親子断絶防止法案についてとなっていないのは、これがまだ法案じゃないからなんです。だから、まだ慎重審議もないんです。今鈴木さんがおっしゃったみたいな、面会交流を強制するかのような今の家裁実務をなんとかしてくださいというような内容を出すのはありかもしれないので、雛形をじゃあシェルターネットで書いてくださるということでもいいですか。

それでは、最後に登壇者のみなさんに強調しておきたいのは、女性に対する暴力の根絶、女性と子どもたちの安心と安全、人権の確保というのは超党派が基本だろうと。それに反対するというのは本当はないはずで、戒能先生がこれを議員連盟にしたいというのをおっしゃっていて、私も国会の中で女性についての議員連盟はクォータ制のところのみです。女性に対する暴力根絶の議員連盟がない。ここでそれが決められるわけではないですが、なんらかの形で女性の支援のための立法に向けての議員連盟を作っていただきたい。性犯罪じゃなくて性暴力でやっていこうとか、包括的な支援でやっていこうとか、みなさんの気持ちは固まりきっているの。来年がシェルターシンポジウム第20回でもありますから、これから来年に向けて国会の中でいろんな形で議員のみなさまのネットワークを作っていただけるといいなあ、と。それを踏まえていただいて、最後に決意表明をしていただきたいと思います。

松下議員：貴重な勉強をさせていただきました。自治体から何が変わえられるかというのを、市議会の中でしっかりとネットワークを広げながらしていきたいと思います。ありがとうございました。

平岩議員：ありがとうございました。子どものことをわりと一生懸命やってきたんです。虐待やネグレクトなどの子どもたちは本当に行き場がなく、家には帰れないし、養護施設に入ったら19歳、20歳で出ていかなければいけないし、どうするんだというのを考えていたんですが、このシェルターシンポジウムに参加していて、DVを見て育った子どもたちへの支援が私の目にもかけていたし、今保護所でも一生懸命やっているけれどもやりきれないんじゃないかと思いますので、そこを私はこれから頑張っていきたいと思いました。

糸数議員：先ほど発言がありましたが、「土人」「シナ人」というような人権を無視した発言というのが、国会の中にもあります。法務大臣にこのことをただしてもきちんと答えただけでないというのが現実です。でも今日みなさんと一緒に、女性や子どもたちの人権、そして憲法で守られるべき守っていかなければいけないあらゆる課題をまたひとつふたつ抱えて、国会の中では女性支援のための包括的な議員連盟がぜひできるように、またみなさんにお会いする時にはいいご報告ができるように頑張っていきたいと思います。

福島議員：ありがとうございました。来年東京で20回目をやる時は「性暴力被害者支援法が全会一致でできました」と報告ができ、「面会強制法は問題となってつぶれました」そして「女性自立支援法案は議員連盟ができて進んでいます」という報告ができるようにがんばります。性犯罪と性暴力はやっぱり違う。性犯罪だと女性は被害者になって、被害の客体という形で警察で取り扱われるので、性暴力といって主体としての女性を応援し、医療拠点を含めたワンストップサービスを支援していく、と。声を大にしたいのですが、野党が衆議院にみんなを出しているの、これがどんな形でか全会一致で成立

できるようにみなさんの全力の支援をどうか宜しくお願いします。

池内議員：先ほどのフロアの方からの発言で、各年代で大変な状況はあるが若年層では本当に大変だというお話がありました。私もそう思います。あまりにも性暴力に寛容な今の日本社会を私も打破していきたいと思います。あまりまともな性教育がなされない中で、あるのはAV、ポルノ雑誌という中で、好き好んでいなくてもそういうセクシュアリティを男も女も内面化してしまうという不幸な現状があると思うんです。こうした問題に取り組んでいきたいと思っています。女性をモノ化するあらゆる考え方に断固対決する決意で、がんばりたいです。最後に、そもそも性は多様だと。だからこそカラフルで、違いを認め合いながら、それでもこの問題は党派を超えたものだとも私も声を大にして言いたいし、私も議連に参加したい。このことを来年ご報告できるように、私も頑張っていきたいと思っています。

矢田議員：みなさん今日はありがとうございました。みなさんのお話を聞いて、この問題の深刻さが本当によくわかりました。私は雇用機会均等法ができる前から30年企業で働いてきて、何回も改正を見てきました。だからこそ、今回なんとしても、小さく産んで大きく育てるという視点からしても、この性暴力被害者支援法を成立させなければいけないという気持ちを強めたところです。私も内閣委員会なので、衆議院の内閣委員会でもなんとしてでも通すということを頑張っていきたいと思っています。私も大阪の人間なので、SACHICOにもっと大阪から支援が取れなければいけないと思います。私はここに来るにあたって勉強しなければと思って、いろんな資料を読みましたし、「最貧困女子」も読みました。私がやってきたのは本当に一部の女性活躍のためだけだったんだということがよくわかりました。本当に支援を必要としている女性たちがいっぱいいます。そのために何ができるのかしっかり考えて行動したい。そして、来年の第20回をここに自民党の議員が来る。加藤大臣、呼べませんか？それくらいのことをしないとこの世の中は変わらないんだと思いました。

佐々木議員：今日は本当にありがとうございました。みなさんご存知の通り国会議員の女性の割合はまだまだ少なく、今日女性の先生方だけでシンポジウムに出るのは初めてだと思いながら、今日参加させてもらいました。やはり理解のある男性を増やしていくということも大切ですが、数少ない女性の先生方と一緒に今後ともしっかりと連携をしてみたいと思います。親子断絶防止法に関しましては、子どもの権利というものをしっかりと中心において、DVの被害に遭っている方々の立場についてもしっかりと盛り込んでいきたいと思っています。それから、刑法や来年度の概算要求に関してもしっかりと進めていくと。そして、性暴力被害者に対する支援という観点もこれまで以上に進めてまいりたいと思います。私個人としては若年層の女性の話がありましたけれども、子どもの頃から性的な虐待を受けて、そのために本当に苦しんでいる方が多いと伺っています。そうした若い世代の子どもたちの性的な被害というのもっと日本社会として非常に重大な犯罪であり暴力だという認識を強めていかなければならないと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

司会：今日の議員フォーラムは歯に衣着せぬ率直な発言が多かったと思います。では、その最たる土方共同代表に締め言葉をお願いいたします。

土方：議員の方々、お忙しいなか遠方までお出向きいただきありがとうございます。“一日国会”がこの大分で行われたというような会でございます。ご参加くださった国会議員の方々が、国会へお帰りになった時に、今日の私たちの願いをぜひ受け止めていただきたいと思います。

98年に第一回目のシンポジウムを札幌で開催したときは、まだ法律もないときでございました。なん

とか被害女性たちをパートナーからの暴力から守りたいということでただただ法律を作ってもらいたいという一縷の願いで、議員立法で作っていただきました。国会議員のみなさまには「これは議員立法でなく、まさに市民立法だよ」とおっしゃっていただきました。

その時点では、DV防止法が制定され施行されれば何とかDV問題は解決すると思っておりました。しかし支援現場では、さらに大きな難問が次から次へと浮上しておりました。それは性暴力問題が被害者から声が上がり出し、第10回目の東京シンポジウムにおいては、「性暴力」という活字をテーマに加え、キャッチフレーズに出させていただきました。今になって見ますと、女性や子どもたちを取り巻く大きな人権問題がまだまだ立ちはだかっているのが現状で、今回の最後の共同アピール文もあまりにも項目が多くて、私たちはそれをしほりこまなければならないということで、たいへん苦勞しております。また、本日は自民党の国会議員の方がご参加いただけなかったのは、まことに残念であります。それから、売春防止法や刑法が時代の変遷の中、手つかずで、そのままになっているというのは、立法府における国会議員の方々の責任回避であると思います。私たちはロビー活動をさせていただく中、当事者の支援も、もんぺ姿で走りまわっている状態です。どうか、被害当事者が泣かないで済む、それから子どもが悲しまないで済む、そういう社会づくりのために国会議員の方々においては今後もご尽力いただきたいとお願いする次第です。来年の議員フォーラムにもぜひ良い意味のおみやげをお持ちくださることをお願いいたします。今日はありがとうございました。

まとめと課題

「作りたい法律、改正したい法律、作ってはいけない法律」様々な法的課題は今後も議論が続いていくものです。今後も国会の動きを注視し、衆参国会議員および地方議員のみなさまとともに女性支援の法整備を進めて行きたいと思います。

タイトル

DV被害者が働き続けるために ～シェルタースタッフができること～

担当団体

NPO法人 女のスペース・おん

協力団体

パープルユニオン

司 会

山崎 菊乃（NPO法人女のスペース・おん 団表理事）

発 題 者

山崎 菊乃（NPO法人女のスペース・おん 代表理事）

目 的

パートナーからの暴力から安全に避難したいが、仕事を失いたくないために、シェルター入所を断念せざるを得ない被害者が多い。被害者が仕事を辞めずに安全を確保するためには、シェルタースタッフの、どのような職場への働きかけが必要かを模索する。また、そのためのスタッフが持つべき労働に関する知識を学ぶ。

内 容

1. DV被害者の就労継続の実情

多くのシェルターでは、被害者がシェルター利用を希望する際加害者からの追跡の危険性があるために、就労の継続をあきらめてもらわざるを得ない。

昨年アンケート調査より、シェルターに入所する被害者の就労状況（専業主婦は除く）を見ると、約70パーセントがパートなどの非正規雇用である。つまり、比較的辞めやすい就労体系の有職者がシェルターを利用しているということが分かった。

言い換えれば、仕事を失いたくない被害者は、シェルターを利用せずに自分自身でパートナーから離れたり、あるいは避難をあきらめているということがわかる。

2. 就労を継続しつつシェルター利用したケース紹介

しかし、中にはシェルターを利用しつつ、就労を継続したケースもある。

公務職場などでの部署の異動、支店等がある企業では転勤、チェーン店では別店舗への異動、などである。そもそも、仕事は生活に直結しているばかりでなく、働く人の存在価値や達成感、生きがいにもつな

がっている。上記の継続が可能であったケースを参考に、私たちシェルタースタッフは被害者の安全と共に労働権も守るべく支援をしていきたい。

3. シェルタースタッフができる支援

① 被害者が就労を継続する場合の支援

- i 社内で理解を得、適切な対応をお願いする。
 - ・職場ぐるみでの暴力排除に関する啓発
シェルタースタッフ⇒職場管理職⇒組織
 - ・被害者情報の管理＝加害者からの問い合わせ対応（組織）
実際の事例を紹介した
 - ・保護命令申立
発令までの有給休暇利用・発令後の組織対応の周知
 - ・警察対応
ストーカー規制法・威力業務妨害罪・不法侵入罪・不退去罪 など

② 被害者が退職せざるを得なくなった場合の対応

仕事を辞める場合でも、いろいろな制度を使うことができる。

i 有給休暇の消化

パートでも有給休暇はあるので、シェルターに避難している間有給休暇を利用して賃金を得ることができる。

ii 未払い賃金や残業代の請求

1日8時間、1週間40時間を超える労働は時間外労働となり、25パーセント増しの残業代を得ることができる。休日労働は35パーセント増しなど、労働基準法で定められている。残業代に関しては2年前にさかのぼって請求できる。

iii 傷病手当

病気やけがで連続して4日以上休んだ場合に適用される健康保険制度の一つ。

手当を含む賃金の60パーセントが1年半にわたり支給される。

iv 特定理由離職者

自己都合退職の場合、失業手当の給付まで3か月間待機となるが、特定理由離職の場合、待機期間がない。

特定理由というのは、自己の意思に反しての転居ということで、親の介護などがあたるが、DV被害者の場合、パートナーからの暴力により転居をせざる得なかったという理由で使える可能性がある。ハローワークに交渉できる。

など、労働者を守る制度は多くある。シェルタースタッフが制度を学び、これからは仕事を辞めたくないという被害者に「辞めなくてもいいのではないですか。今の仕事の状況を教えてもらえますか。」などのように対応できる。

4. 労働組合とシェルター

前述した制度利用のために雇用主との交渉ができるのが労働組合。労働組合は特別な届もせず、2名以上の組合員がいれば結成できる。労働組合が会社に交渉を申し入れたときに会社はそれを拒否することはできない。

北海道のシェルターの多くは労働組合活動もしており、被害者の労働問題にも対応している。

自分たちで組合を結成するところまではいかない場合は、地域の個人加盟ができる労働組合（コミュニティーユニオン）と連携して、被害者支援ができる。

女性の全国的な労働組合であるパープルユニオン、北海道ウイメンズ・ユニオンと連携してもらいたい。

まとめと課題

就労現場はマタニティーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどあり、女性が就労を継続するのはまだまだ困難な状況である。特にDVに対する理解を企業に求めていくのは大変な仕事である。

しかし、一つ一つのケースで実績を積み重ね、多くの前例を作るとともに、被害者ばかりが権利侵害されている現状を変えるための法や制度の整備のための運動をしていく必要がある。



タイトル

売春防止法改正に向けて ～性買と女性支援～

担当団体

認定NPO法人 ウイメンズハウスとちぎ

協力団体

全国婦人保護施設協議会 全国婦人相談員連絡協議会

司 会

石本 宗子 (S・ぱ～ぷるリボン)

発 題 者

石本 宗子 (S・ぱ～ぷるリボン)

信岡久美子 (婦人保護施設アベニール福岡)

横田千代子 (婦人保護施設いずみ寮施設長、全国婦人保護施設協議会会長)

目 的

売春防止法改正が議論される中、性買（性的搾取）構造に取り込まれる女性たちへの支援の観点に立った法改正に向けて、婦人保護事業の理念、施設・人的体制・財政措置、支援のあり方について、現状と課題を明確にして問題の共有を図ります。

内 容

DVD「私の生（いのち）はわたしのもの」上映

認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎのシェルター設立20周年記念に作られたDVDを上映。からゆきさんといわれた性を売るために海を渡った女性たち、その女性たちの性を利用した業者。

公娼制度などのありようを朗読劇の映像に収め、売春防止法を成立させた女性たちの闘いから現代の性買までを資料や映像でまとめたもの。

ウイメンズハウスとちぎ代表 中村明美

ウイメンズハウスとちぎでは設立当初と比べ、DV被害者への支援が充実してきた一方で、シェルター支援にのってこない若い女性たちがいることに気づいた。以前は婦人相談所で保護されていた性買に関わる女性たちが、どこにも保護されず性的な搾取をされている。昔も今も、女性たちの性は買われ続けている。女性という当事者性を持つ私たちは「私たちの性は買われる性ではない、冒される性ではない」と訴えたい。

S・ぱ〜ぶるリボン 石本宗子（司会）

福岡県では、保健所と警察はどんな小さな町でも隣り合わせにある。炭鉱産業と結びついて性を売買する地域ができたことで、保健所が性病を防ぎ、警察が逃げる女性を取締まる構図。売る側を取締まるわけではない。

その後、売春防止法制定を経て、地域の実情を越えながら、女性自身が自分の性の自己決定権を手に入れることを目指していく。

婦人保護事業も、売春防止法の枠組みの中で利用者を保護更生の対象として捉えてきたが、彼女たちの生きる権利を守り、それぞれの生きざまに寄り添っていく場が変わりつつある。

取締まるだけでは解決しない、女性たちが生きる術を手にしなればという考えから売春防止法の中に組み込まれた条文がある。婦人相談員・婦人相談所・婦人保護施設、この3者が一体となって運営する婦人保護事業である。利用者が長期に無料で生活ができ、自分のペースでエネルギーを蓄えて前に進んでいける「エンパワーメント」を実践した婦人保護施設、アベニール福岡から報告を頂く。

婦人保護施設アベニール福岡施設長 信岡久美子

安全・安心の中で、早期の社会生活を実現することを目的としている。正常な生活を営む上で困難な問題を有し、保護・援助を必要とする状態にある方・妊娠出産を控えている方等が対象。18才から65才が入所。入所者のほとんどが配偶者からの暴力を受けているが、その暴力によって自信をなくし、生きていく力を削がれ、他者との信頼関係をなくしている場合が多々ある。経済的な問題と将来への不安も抱えている。安全性の確保とともに、心身の回復を図り、自分自身を取り戻して自力で問題解決できるよう支援していく場だと思っている。

最近妊娠後期で入所し、出産される方が多くなってきているが、生育環境等から子どもを育てる学びがなかった方が多いことから、職員の子どもたちへの接し方をしっかりと見つめて学習して頂き、子どもへの愛情が自然とにじみ出てくるよう支援している。

利用者は、性を含む暴力被害・貧困・障害・疾病・離婚等多岐にわたる。利用者個々の生活指導、問題解決、自立支援を行い、生活リズムを整えて仕事の継続が図れるよう配慮している。就労できれば、平均一年と少しで見える問題解決と自立支援ができるようになるが、心の奥深い問題解決にはもっと長い時間がかかる。

具体的な処遇内容

① 生活支援・教養支援・余暇娯楽支援

入所者の希望を取り入れ、多くの行事を計画。日帰りや一泊旅行、お宮参り、桃花祝、誕生祝、成人式は晴れ着で神社にお参りし写真を撮る等。

② 就労支援

ハローワークの若者サポートや障がい者サポートの利用、個別の適正検査やビジネスマナー講座参加。資格取得については希望を聞きながら対応。本人の了解を得て職員が職場訪問をすることもある。職場の上司の協力を得てスムーズにバトンタッチができるよう努めている。内職作業は、いつ入っても抜けてもいいような作業を職員が工夫しながら実施。

事例紹介

1) 31才 期間2年半 介護職……両親死亡後、従妹夫婦と同居。暴力と金銭搾取

入所後は介護施設に就職するが、看護師の資格が取りたいと希望。施設では勉強に身が入らなかったことから、同じ志を持つ人と切磋琢磨しながら資格取得を目指すのがいいと判断し、看護助手として寮付きの病院へ就職。退所後の安全を図るため住基ロック

2) 19才 期間7か月 ヘルパー2級 療育手帳B2……父からの虐待、義理の母との折り合い悪い

前の施設で就職したが、職場でコミュニケーションが取れず離職。同入所者二人に誘われ無断退所。その二人から暴力をふるわれ、警察を通じて当施設へ。感情のコントロールが苦手。リストカット・過呼吸。ただ他者を思いやって周りを観察する目を持っていたため、不安はあったが障害児等デイサービスの職員に。職場訪問を重ね、上司と密に情報交換。苦手部分を共有しあい、施設退所後も職場でサポートをして頂くことに。

③ 保健衛生支援

17才から20才の若年入所者に性についての講話。病気等から身を守る上でも大切なことかと思う。出産後も助産師に関わって頂き、妊娠・出産・母子分離を繰り返している方には避妊方法をマンツーマンで指導

④ 経済支援

衣食住の支援をしているので、仕事で得た収入は個々の問題解決や自立のための準備資金として貯蓄するよう支援

⑤ 自立促進

利用者と職員で自立に向けた計画書作成 早期に着手できるよう働きかけ

⑥ 心の相談室

メンタルケアが必要な利用者が多い。臨床心理士を採用して利用者・職員・退所者の心のケアを実施

⑦ 施設の安全管理

個別対応で、ルールの垣根はなるべく低くと考えているが、全くルールを守らない利用者もいた。それぞれ年齢、体力、生活歴抱える事情、精神や知的障害を抱えた方が、突然集団生活をするようになる。職員は側面から療養生活や仕事の継続が図れ、自立に繋がれるよう日々努めている。また、知的・療育手帳が交付されるよう職員が何度も申請し年金受給に繋げる努力をしている。(多数事例紹介) 施設の目標……自己決定・個別対応・決めつけることなく、まずやってみようとする。接すること。

その方が生きていきやすい手立てがあれば積極的に進めていく。しかし施設ができることとできないこと、本人がすべきことははっきりと伝えていく。そういう方針で日々努めている。

婦人保護施設いずみ寮施設長 全国婦人保護施設協議会会長 横田千代子

アベニール福岡のきめ細やかな実践事例を聞きながら、もっと施設同士で連携・共有しなければいけないと思った。婦人保護施設の主軸となっているのは、それぞれの方が立つ人生のステージで、今必要なことを支援していくこと。それに分刻みで対応されていることがよくわかった。また婦人保護施設の期限のない中で、社会保障の取得まで繋げていくことはとても大切だと思う。

1) いずみ寮利用者現況

在籍22名 平均年齢36.2才 平均在寮3年1か月(入所期限なし)

精神科受診者72.7% 知的障害68.1% 売春生活経験54.5% 暴力被害90.9%

学歴 大学卒1名・高校卒10名・中学卒11名

① 精神科受診者が多いのは売防法制定当初と変わらないが、統合失調症や双極性障害はもちろん、かつてなかった障害を抱えた方たちが増えてきた。さらに知的障害が重複した方たちへの支援ということで、日常から就労までの道のりは困難な状況にある。人間関係で始終トラブルがあるが、それは決してマイナスではなく、社会で生きていく上での得手不得手を集団の中で見極めることができる機会でもあるということを最近特に感じている。

② 高学歴でありながら、社会に適応できない。その根底には暴力がある。

③ 子どもがいる方は8名。次世代の育成支援にも婦人保護施設が関わっていると捉えており、児童養護施設から子どもを連れてきて一緒に泊まる宿泊支援も行っている。

- ④ 90%が暴力を受けてきており、特に性暴力を受けてきた方がその63.6%。売春の中で生きてきた女性が、金銭が介在する中で非常に屈辱的な性行為を強要されており、さらに言うことを聞かなければ殴る蹴るの暴力を受けてきている。
- ⑤ 12名の売春経験者の多くが軽度の知的障害や精神障害がある。社会の中で生きづらさを抱え、或いは幼いころから性的な虐待を受けて、自分を生きることを捨ててしまった中で性風俗に入ってしまった女性も多い。
- ⑥ 家の中で性虐待を受けたり、両親のDVの現場を見なければならない状況に置かれていたりして居場所を無くしている若年女子が増えている。性的搾取も相変わらず続いている。一番信頼関係を築かなければならない家庭が、そういう状況にないことが問題。

DVDの中にあつたが、売春防止法のできた当初からの入所者の背景には、貧困や重度の知的障害があつた。本来福祉的な支援が必要な方たちが売春防止法5条違反で補導院に入れられ、処分もされている。そんな中で婦人保護施設がスタートしていった。制定から60年経っても一番多いのが軽度の知的障害と精神障害を持った生きづらい方たちである。

いかにこの法律によって女性たちが救われてきていないかということがわかる。

2)「売春防止法」は、婦人保護事業の根拠法として機能していない。

1. 女性の「処罰」と「救済」が謳われているが、「処罰」が基本（刑事特別法）。

一番の問題は、女性のみが処罰を受ける法律であるということ。

2. 女性への人権擁護の理念が欠落

3. 差別的文言………要保護女子・収容・保護更生・指導等

4. 婦人保護事業の限界………現代社会のニーズに対応できない

女性のニーズに対応できる総合的な支援のための枠組みと法的根拠の整備が求められている。

3)「売春防止法」から「女性自立支援法」（仮称）制定へ

どの人も等しく権利が主張できるような新しい法律制定に向けて動いていきたい。

女性自立支援法（仮称）の要点

— 当日配布資料から —

全国婦人保護施設等連絡協議会（平成28年4月）

〔目的〕 売春、性暴力、虐待、貧困等様々な困難を抱えた女性及び同伴する子どもが、尊厳を回復し、それぞれ個人として基本的人権を尊重され、社会の一員として自立して社会生活をおくることができるよう、国、都道府県・市町村等の責務を明確にし、必要とされる支援が、どこにおいても、切れ目なく提供されるために必要な施策等基本的事項を定める。

〔基本理念〕 女性及び子どもの人権と自己決定を尊重し、自立に向けたアンパワーと切れ目のない支援

〔対象〕 自立に向けた支援を必要とする全ての女性及びその同伴する子ども（「要支援女性等」という）。同伴される子どもも、個人として尊重され、人権を擁護されるべき権利を有していることに、十分留意。

〔支援の目標〕 要支援女性等に対する自立に向けた支援は、就労や居所の確保、経済的問題の解決等当面の課題の解消にとどまらず、要支援女性等が尊厳を回復し、個人として尊重され、社会の一員として安心して平穏な生活を送ることができるまでを目標とする。相談、一時保護、施設利用のみならず、地域生活における中長期的支援を含む。

〔行政の責務〕 国及び都道府県・市町村は、要支援女性等の支援に必要な措置を講ずる責務を有する。

必要な措置：体制の整備、財政措置、情報の収集提供、人材の育成・教育・研修・啓発等。
特に、入所者の抱える課題が困難化・多様化していることに対応できる施設の人員配置・専

門職の配置・財政基盤の確保

〔関係機関の役割と機関連携の仕組み〕 地域における生活を含め、複合的な課題を抱える要支援女性等に対し、切れ目のない支援を可能とするため、多機関が連携・協働する体制の整備

そのために、警察・児童相談所・福祉事務所・母子生活支援施設等福祉施設、医療関係等専門機関や民間団体等、関係機関の役割と責務、連携にあたってのルールを明確にする。

〔新たな支援メニュー〕 当事者の状況に応じ、在宅による支援、一時保護利用、施設利用等、必要な時に必要な支援を可能とする支援体制の整備

〔職務関係者・関係機関・団体の専門性の確保〕 専門性の確保と人権への配慮、プライバシーの保護を担保するため、研修等の実施

〔国民に対する教育・啓発の実施〕 女性の人権擁護、暴力防止等のためライフステージに応じたりプロ＆ライツについての教育・啓発の実施

売春等に追い込まれる女性の生きづらさ等の背景にある貧困等の社会問題、歴史的背景や暴力被害等への理解を促進するための教育・啓発の実施

石本

売春防止法から女性自立支援法へというのが大きなテーマ。法律の枠組みよりも現場の方が頑張って女性支援をやっている。この乖離状況を埋めて、現場がしていることを法律が枠組みとして認めていくような、女性自立支援法に基づいて権利侵害をされている女性たちを支援しますよと言えるような法律に変えていきたいという思いがある。

横田さんたちが今国会に働きかけている後ろに私たちがいるのだという声を国会に届けながら進めていきたい。

中村

ランディ・バンクロフト氏が、「被害を受けた女性が流されてくるのを自分たちは川下で掬っているが、流している元を何とかしなければいけない」と言っている。

川上で男性たちがやっていることを見過ごしている社会がどういう社会なのか、そこにもっと働きかけていかなければいけないと思う。



タイトル

子どもへの支援
～心理教育テキスト「私の青いノート」の試み～

担当団体

NPO法人 DV防止ながさき

司 会

悦 晴美 DV防止ながさき 事務局長

発 題 者

中田 慶子 (DV防止ながさき 理事長)

目 的

DV被害を受けた母親とともに避難してきた子どもたちのための心理教育テキスト「私の青いノート」を2015年10月に作成しました。購入者へのアンケート結果を報告し、今後の子どもの支援について、意見交換をする場としたい。

内 容

DV被害を受けた母親とともにシェルターなどに避難してきた子どもたちは「同伴児」と呼ばれ、これまではスタッフが少ない、時間も限られているなどの理由で、母親への支援で手一杯、子どもたちへの対応について、必要性は感じていても手が回らないという実情がありました。

子どもたちは、母親や子ども自身への暴力がある環境で、さまざまな困難をかかえて生活をしてきており、暴力の影響は、行動、感情、発達などのいろいろな面に及ぶことがあります。また、学校の友人や親せき知人などに、きちんとした別れを告げる機会もないまま、母親と一緒に住み慣れた地域から突然引き離されてきたうえ、シェルターの生活自体が子どもにとっては制限が多く不自由です。シェルターを出た後も、見知らぬ土地で、慣れない学校や保育園に通うことになります。子どもの意思など聞かれることも少なく、これからへの不安も口にしにくく、我慢をしている子どもたちが多いのが現状です。

母親と子どもへの継続した関りが大切であることが理解されてきて、びーらぶプログラムや、コンカレントプログラムといった母子並行心理教育プログラムが各地で行われるようになってきましたが、すべての子どもたちにそのチャンスがあるわけではありません。

そのような子どもたちのために役立つものをと、2015年「私の青いノート」という冊子を作りました。これは、スイスのマリ・プレリ・センターというシェルターで作られた「私の青いノート」を参考に日本の現状に合わせて翻案したものです。

子どもたちと一緒に読んだり描きこんだりしながら、新しい生活への不安を少しでも軽くし、暴力について考え、経験した暴力は話してもいいこと、暴力ではない方法を選ぶこと、いろんな気持ちを持ってもら

いこと、その気持ちを誰かに話すことがとても大事であること、困った時や怖い時は誰かに助けを求めていること、などについて、話し合う素材となるようにと作られた冊子です。分科会では、このノートが作られた経緯や、実際に使ってみた方のアンケートなどを報告した後、どのようにノートを活用するかを参加者で体験しました。

分科会の参加者のほとんどが、当日初めてこのノートを目にした状況だったので、まず子ども役と支援スタッフ役、オブザーバー役の3者になって、役割を交代しながらロールプレイをやってみました。子ども役は、無口な子ども、反発する子どもなど、日ごろかかわっている子どもたちをイメージしながらロールプレイをし、大人をてこずらせたりしていました。

ノートをそのまま読むのではなく、子どもの様子や反応に合わせて、内容を臨機応変に伝えるということは意外に難しいことを実感された方も多かったようです。

最後に、ロールプレイの感想、内容への意見を出し合いました。子どもが置かれた状況も親との関係も様々ですので、その子どもに合わせて理解できる言葉で話すことがとても大事だと思います。一度にすべてのページを読むのではなく、3回くらいに分けて使ったり、その子どもに必要なページから使うなど、工夫しながら、各地域で活用していただけたらと思います。どの時点でノートを使うのが効果的か迷うという声もありましたし、母親にとっても必要な情報がたくさんあるので、母親にも読んでほしいという声もありました。たくさんの意見をいただき、共有できてよかったと思います。

まとめと課題

「私の青いノート」はあくまで子どもと話すための素材にすぎません。一人一人の子どもに合わせた話し方や言葉、表現など工夫しながら、役立ててほしいと思います。今後も使ってみた方のご意見を伺いながら、良いものにしていきたいと思っています。

使い方の提案などをどのような形でお知らせできるか、今後考えていかなければならないと思います。



タイトル

ヨーガ療法 ～こころとからだのセルフケア～
「ゆっくり呼吸」で自分を取り戻そう！

担当団体

NPO法人 えばの会

協力団体

NPO法人 日本ヨーガ療法士会 大分支部
一般社団法人 日本ヨーガ療法学会

発題者

しまだ のりこ（一般社団法人日本ヨーガ療法学会 認定ヨーガ療法士）

目的

身体感覚、呼吸法を通じ自分に集中し、本来の自分を取り戻す。

内容

前半：自分の体験の話「～わたしの体験 ヨーガ療法との出会い～」

- ・ 幼少期、父親から暴力を受け続け、父を殺したいほど恨んでいた私は、他人とうまくやっていけず長い間、父親の存在に苦しめられてきた。妹や母は心を病み、独特の「生きづらさ」をずっと抱いていた私が33歳でヨーガ療法に出会うことにより、自分自身と向き合い、自分の心が大きく救われ、生きることがラクになった。「心の持ちよう」をヨーガ療法で学び、負の感情を手放すことのできた体験をお伝えする。

後半：ヨーガ実習

- ・ 注意点の説明
- ・ 呼吸法の練習
- ・ ゆっくりと身体を動かす準備運動
- ・ アイソメトリック・ヨーガ
- ・ リラクゼーション
- ・ 呼吸法
- ・ 瞑想法

まとめと課題	
--------	--



DV支援窓口一本化を

ファミリージャスティスセンターの取り組みを紹介するケイシー・グウィン氏



全国シエルトーシンポジウム in 大分

ドメスティックバイオレンス（DV）や虐待に苦しむ人を支援する団体や専門家らが集まり、現状や課題を議論する「全国シエルトーシンポジウム2016 in 大分」（大分合同新聞社後援）が10月、2日間にわたり大分市内で開かれた。被害者を草の根でサポートする民間シエルトーでつくる全国女性シエルトーネットワークが主催し、19回目。県内では初開催となった。ファミリージャスティスセンター（FJC）理事で、カリフォルニア州サンディエゴ市元検事のケイシー・グウィン氏の基調講演を報告する。

20カ国に広がる

FJCは、警察官、検察官、支援者、医師、セラピスト、弁護士らさまざまな専門家が集まり、協働でDV被害者とその子どもたちを支援するワンストップ拠点のこと。グウィン氏が必要性を13年間訴え続け、2003年にサンディエゴに開設。現在は米国137カ所のほか20カ国に広がっており、地域ごとに特色ある運営をしている。

集まった約400人を前に、グウィン氏はDVで死に至った事例を紹介。パートナーを殺す男性の特徴として▽父が母に暴力を振るうのを見て育っていること▽前段階で女性の首を絞めていること▽「暴力は低いところから始まる。言葉で感情を傷つけ、やがて手が出る。このころに何かしなければもっと大きな暴力になる。DVを断つには、子どもへのサポートも必要。DVを

子どもの虐待ケアも必要

見てトラウマ（心的外傷）を持った子どもが、将来加害者にも被害者にもならないようにしなければならぬ」と訴えた。バラバラの支援を一方所にまとめる利点を▽被害者が何カ所も相談に行かなくてはならない▽専門家が協力し合うことで被害者を守り、加害者を訴えやすくなる―と強調。日本でも窓口を一本化するワンストップ支援センターの取り組みが一部で始まっていることを踏まえ、「日本の動きには希望がある。今は性暴力に焦点が当たっているが、子どもの虐待やDVなども包括できるはず」と指摘した。

味方を見つける

さらに、FJCの具体的な支援事例も紹介。サンディエゴの移民女性の支援では、求めに応じて居住権獲得のサポートと子どもの心理ケアをし、仕事をあつせん。5年後

には被害者向けの無料子ロインを利用して起業したビジネスで成功し、DV被害者を雇用できるまでになったという。「FJCの目的は、被害者に必要なコミュニケーションをつくること。支援側が押し付けるのではなく、被害者が自分自身で必要な支援を選び、希望や夢を感じられるようなことも提供できなければならぬ」とグウィン氏は主張した。

講演後の質疑応答では、民間シエルトーの財政基盤の弱さと後継者不足、裁判などにおける被害者自身の負担の大きさなど日本のDV支援を取り巻く問題点が噴出した。グウィン氏は「私たちも30年前は、クレイジーと言われながら活動した。まずは、問題に対応してくれる味方を見つけ、一人一人つながりをつくることから始めてほしい」とアドバイスした。

（吉田美佳）

県内の相談窓口利用を

DVの暴力の形はさまざま。加害者の自覚がないケースも多く、殴る蹴るなどの身体的暴力のほか、言葉で傷つけたり無視する精神的暴力、性交を強要したり避妊に協力しない性的暴力、生活費

を入れなかったりお金を持ち出したりする経済的暴力なども含まれる。

県内の相談電話窓口は、配偶者相談支援センターに指定されている2カ所など。

▽県婦人相談所 ☎097-544-3900、平日午前9時～午後9時、土日祝午後1時～同5時、同6時～同9時、要予約で来所相談も対応

▽県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」 ☎097-534-8874（女性）、☎097-534-8614（男性）、平日午前9時～午後4時半

第19回全国シェルターシンポジウム2016 in 大分 大会アピール

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定から15年が経過しました。3次にわたる法改正によってもDV被害は増加の一途をたどり、暴力・貧困・疾病の三重苦に苦しむ当事者・子どもたちの困難はさらに深刻化の度合いを強めています。

安保関連法制法が強行採決され、究極の暴力である戦争に関与するための布石がうたれ、女性が輝く社会づくりの掛け声のもと、新たな家父長的家族モデルをつくるための政策・制度が進められようとしています。私たちは、親子断絶防止議員連盟が準備している「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案（仮称）」に重大な危惧を覚えます。DV防止法や児童虐待防止法との矛盾をきたすばかりか、暴力から逃れようとする女性や子どもの生存権を脅かすものとなりかねません。

女性や子どもの自殺率は国際水準から見ても高いままで推移しており、6人にひとりの子どもが貧困にあえぐ社会。子どもたちをターゲットとする残虐な性暴力犯罪は後を絶たず、性の商品市場で人生を奪われる若年女子の性暴力被害も大きく顕在化してきました。

女性の人権を侵害し生命の存続を脅かす「暴力」の根絶なしに、“すべての女性が輝く社会”の実現はありません。暴力と差別のない社会の実現をめざし、私たちは以下の通り要望いたします。

一、私たちは、女性や子どもに対する暴力のない社会の実現をめざし、包括的な「性暴力禁止法」の制定を求めます。

一、私たちは、DV・性暴力被害者の回復支援と人権救済システム確立の法的根拠となる「性暴力被害者支援法」の制定を求めます。

一、私たちは、「DV・性暴力被害者回復支援センター」および「女性・子どものための中長期回復支援センター」を、都道府県に一か所以上設置することを求めます。

一、私たちは、法制審議会から答申された強姦罪の見直しを含む刑法の改正について、被害当事者及び支援関係者の提案を尊重し、性暴力被害の実態に即した抜本的な改正内容とすることを求めます。

一、私たちは、緊急保護命令の導入、加害者に対する不処罰を終焉させるためのDV罪の新設など、DV防止法の抜本的改正を求めます。

一、私たちは、当事者支援の主要な担い手である民間サポートグループ及び性暴力救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立を求めます。

一、私たちは、女性支援の根拠法とされてきた売春防止法を見直し、あらゆる女性のニーズに対応できる総合的支援の枠組みと国際基準に沿った法的根拠の整備を求めます。

2016年10月30日

第19回全国シェルターシンポジウム2016 in 大分 参加者一同

だめっちゃ!DV 暴力を許さない社会をめざして



主催/「第19回全国シェルターシンポジウム2016 in 大分」実行委員会 NPO法人 全国女性シェルターネット



宮城・八幡悦子様 岩手・田端八重子様

実行委員長
小原玲子



全国女性シェルター
ネット 共同代表
北仲千里



ムジカブーケ：滝廉太郎の曲演奏

基調講演 世界に広がるファミリージャスティスセンター



通訳 中島幸子さん ケーシー・グウィンさん



山崎菊乃さん 井上匡子さん 北仲千里さん

A1 分科会「我が国におけるワンストップセンターの可能性を模索する」



M・D・フィールズさん

B1 分科会「被害者支援の一環としてのDV加害者プログラムとは」



伊田広行さん



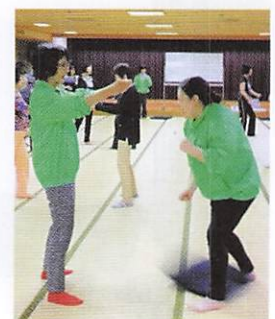
信田さよ子さん



宇都宮妙さん



田村佳子さん



分科会の模様

議員フォーラム

包括的な性暴力禁止法の制定に向けて

ヨーガ療法

女性のための護身術



実行委員会挨拶 小原礼子 平岩順子 吉本寛子



山尾ゆりさん 福山哲郎さん 福島瑞穂さん 斉藤和子さん 戒能民江さん



大分の民話の主人公 吉四六さん 鶴崎踊り 実行委員会 スタッフの面々



「来年東京でお会いしましょう」土方聖子さん



ケーシーさんご夫妻を囲んで



閉会式・集会宣言 北仲さん・近藤さん

だめっちゃ!DV
暴力を許さない社会をめざして
「第19回全国シェルターシンポジウム2016in大分」大会報告書

2017年3月発行
「第19回全国シェルターシンポジウム2016in大分」実行委員会



後援／内閣府・厚生労働省・文部科学省

大分県・大分県教育委員会・大分県警察本部・大分市
大分市教育委員会・大分地方法務局・大分大学福祉社会科学研究科
大分県社会福祉協議会・大分市社会福祉協議会
大分県人権擁護委員連合会・大分県民生委員児童委員協議会
大分県産婦人科医会・大分県精神病院協会・大分県精神科診療所協会
大分県弁護士会・公益社団法人大分被害者支援センター
法テラス大分・大分県社会福祉士会・大分県臨床心理士会
大分県司法書士会・大分県助産師会・大分県社会福祉事業団
国際ソロプチミスト大分ーみどり・朝日新聞大分総局
毎日新聞社大分支局・読売新聞西部本社・大分合同新聞社
NHK大分放送局・OBS大分放送・TOSテレビ大分
OAB大分朝日放送・エフエム大分

・フィリップモリスジャパン株式会社「パープルリボンプロジェクト事業」

・WAN基金助成事業